



2026

本資料の適用範囲は日本国内の据付けの場合に限ります。

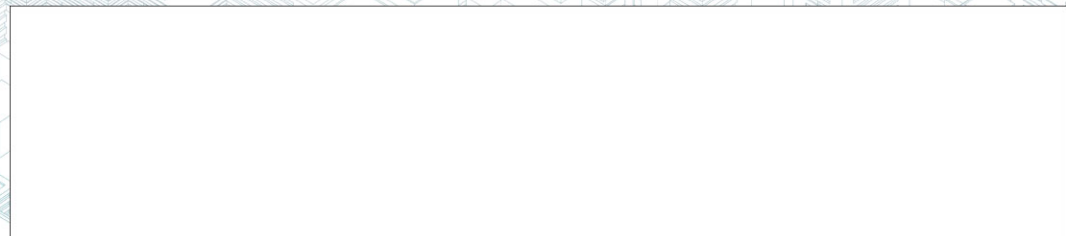
「エレベーター・エスカレーター」 のウェブサイト	https://www.mebs.co.jp/elevator/
「三菱電機ビジネスメンバーズ」 のウェブサイト	https://www.MitsubishiElectric.co.jp/elevator/ssl/member/index.html

⚠ 安全に関するご注意

- 法令を遵守してください。
- ご使用前に取扱説明書をよくお読みの上、正しくお使いください。

- この印刷物は、2025年12月の発行です。
- この印刷物に掲載した内容は、予告なく変更することがありますので、ご了承ください。

お問合せは、三菱電機ビルソリューションズ各支社または三菱昇降機代理店・特約店までご連絡ください。



日ごろは、三菱エレベーター・エスカレーターをご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

この「設計資料」は、お客様がエレベーター・エスカレーター設備をご検討される際にお役立ていただくためのデータ集です。ご検討にあたりましては、この資料をお読みいただき、ご活用くださいますようお願いいたします。さらに、この機会に私たち三菱エレベーター・エスカレーターをご採用いただければ幸いです。

なお、ご不明な点や、技術的なご相談につきましては、三菱電機ビルソリューションズ各支社または三菱昇降機代理店・特約店までお問合せください。

三菱エレベーター・エスカレーター設計資料

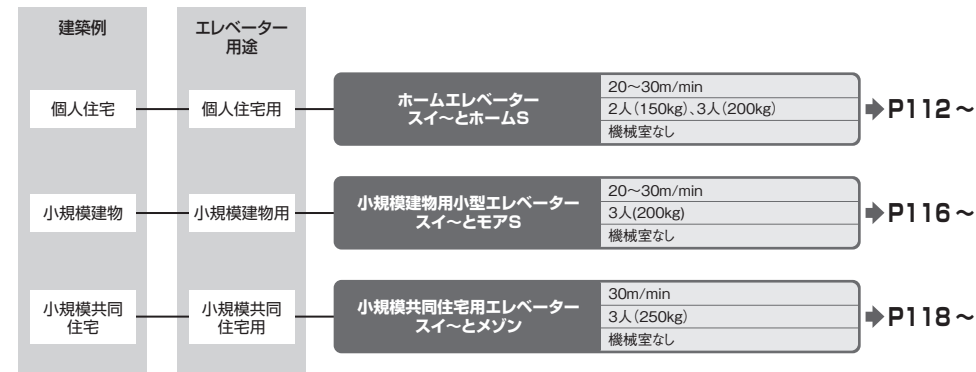
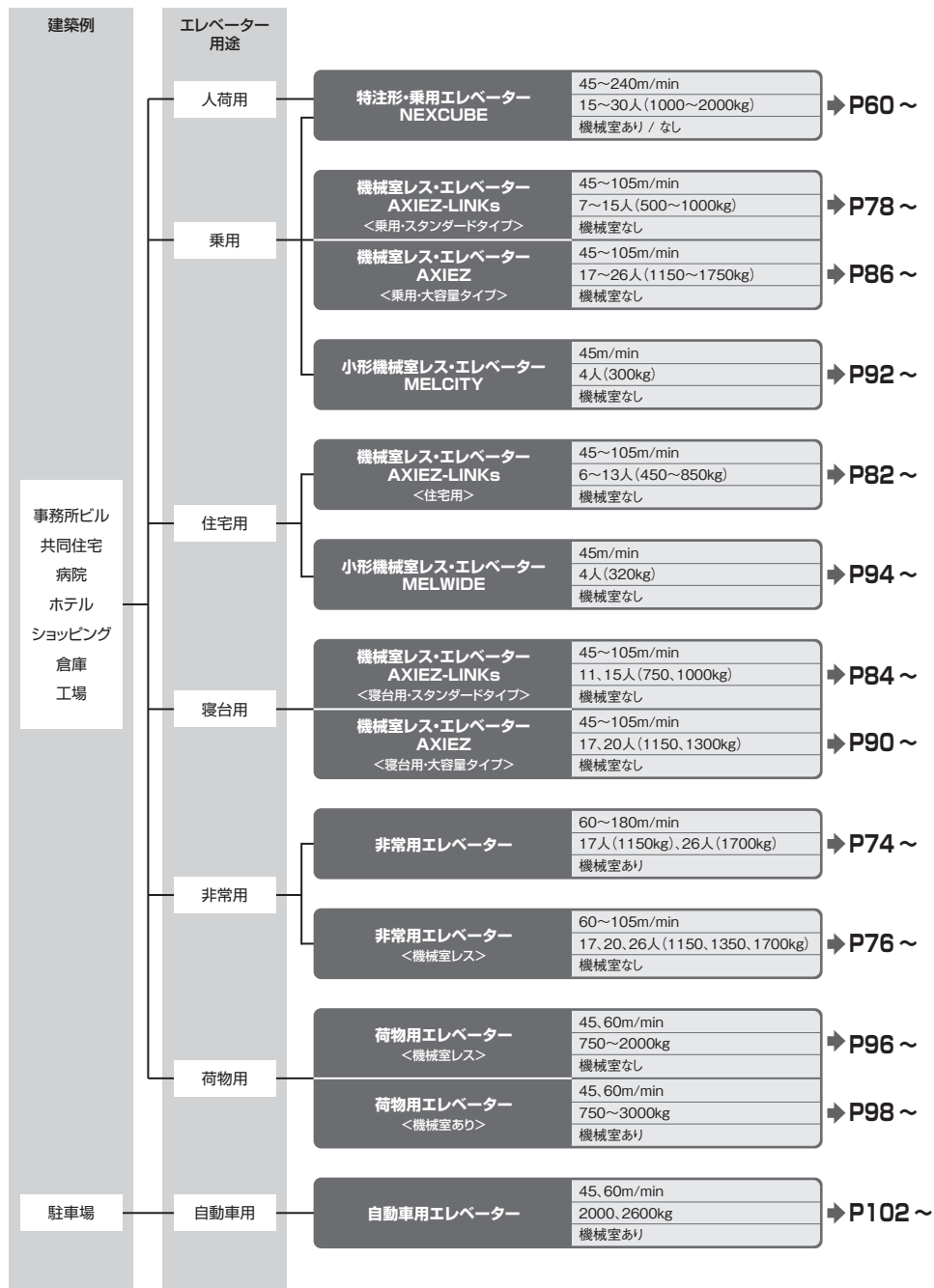
2026年版

機種早見表	6	4.1.9 標準形・機械室レス・寝台用エレベーター < AXIEZ >	90
ホームページのご案内	8	4.1.10 小形機械室レス・エレベーター < MELCITY >	92
1 昇降機の構造／各部の名称		4.1.11 小形機械室レス・エレベーター < MELWIDE >	94
1.1 エレベーターの構造説明	10	4.2 荷物用エレベーター	96
1.2 エスカレーターの構造説明	14	4.2.1 機械室レス・荷物用エレベーター	96
2 エレベーター設備計画		4.2.2 荷物用エレベーター	98
2.1 エレベーターの操作方式	16	4.3 自動車用エレベーター	102
2.2 群管理システム Σ AI シリーズ	18	4.3.1 自動車用エレベーター	102
2.3 管制機能	20	4.4 エスカレーター	104
2.4 エレベーターのかご床面積と積載量・定員の関係	24	4.4.1 u形エスカレーター (傾斜 30 度)	
2.5 乗用エレベーターの設備計画	26	階高 9000mm 以下向け	104
2.5.1 仕様・台数計画のめやす	26	4.4.2 u形エスカレーター (傾斜 35 度)	
2.5.2 エレベーター設備計画の手順	32	階高 6000mm 以下向け	106
2.5.3 台数と定員の決定	33	4.4.3 スパイラルエスカレーター	108
2.5.4 速度の決定	33	4.5 トラベーター (動く歩道)	110
2.5.5 サービス階床と出発階の決定	34	4.5.1 トラベーター (動く歩道)	110
2.5.6 交通計算	35	4.6 ホームエレベーター 小規模建物・共同住宅用エレベーター	112
2.5.7 配置の決定	35	4.6.1 ホームエレベーター スイ〜とホーム S	112
2.5.8 設計計画上の注意事項	36	4.6.2 小規模建物用小型エレベーター スイ〜とモア S	116
2.6 非常用エレベーターの計画	38	4.6.3 小規模共同住宅用エレベーター スイ〜とメゾン	118
2.7 昇降路の防火区画	40	5 付録	
2.7.1 防火区画	40	5.1 建築基準法 (昇降機関係)	122
2.7.2 エレベーター遮煙乗場ドア < ディフェンスドア >	42	5.2 建築基準法施行令 (昇降機関係)	122
2.8 高調波対策	43	5.3 告示 1046 号 地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件	132
2.9 エレベーター騒音	44	5.4 告示 1047 号 エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件	136
2.9.1 かご内騒音	44	5.5 告示 1048 号 地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件	137
2.9.2 乗場騒音	44	5.6 告示 1050 号 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障がない構造方法を定める件	138
2.9.3 居室騒音	45	5.7 告示 1051 号 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上支障がない構造方法を定める件	139
3 機能一覧		5.8 告示 1052 号 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を定める件	140
3.1 標準形・機械室レスエレベーター < AXIEZ-LINKs > 機能一覧	46	5.9 告示 1413 号 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件	140
3.2 標準形・機械室レスエレベーター < AXIEZ 大容量 > 機能一覧	50	5.10 告示 1414 号 エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件	146
3.3 特注形エレベーター < NEXCUBE > 機能一覧	54	5.11 告示 1054 号 エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件の一部を改正する件	150
4 レイアウト			
4.1 乗用エレベーター	60		
4.1.1 特注形・乗用エレベーター < NEXCUBE >	60		
4.1.2 特注形・機械室レス・乗用エレベーター < NEXCUBE >	68		
4.1.3 非常用エレベーター	74		
4.1.4 非常用機械室レス・エレベーター	76		
4.1.5 標準形・機械室レス・乗用エレベーター < AXIEZ-LINKs >	78		
4.1.6 標準形・機械室レス・住宅用エレベーター < AXIEZ-LINKs >	82		
4.1.7 標準形・機械室レス・寝台用エレベーター < AXIEZ-LINKs >	84		
4.1.8 標準形・機械室レス・乗用エレベーター < AXIEZ >	86		

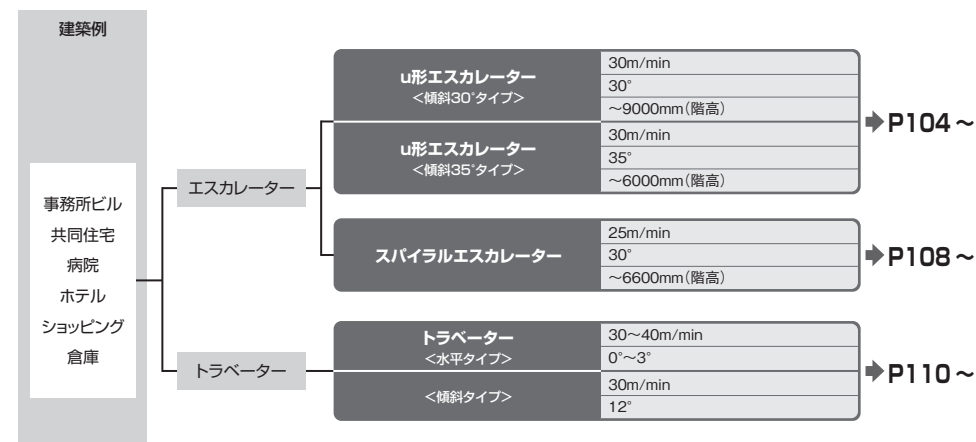
5.12	告示 1415号	用途が特殊なエレベーター及び 当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件	150
5.13	告示 1416号	防火上支障のないエレベーターのかご 及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件	151
5.14	告示 1417号	通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は 障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造 及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件	152
5.15	告示 1418号	エスカレーター強度検証法の対象となる エスカレーター及びエスカレーターの強度検証法を定める件	153
5.16	告示 1423号	エレベーターの制動装置の構造方法を定める件	154
5.17	告示 1424号	エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件	158
5.18	告示 1428号	非常用エレベーターの機能を確保するために 必要な構造方法を定める件	158
5.19	告示 1429号	エレベーターの制御器の構造方法を定める件	159
5.20	告示 570号	昇降機の昇降路内に設けることができる 配管設備の構造方法を定める件	159
5.21	告示 1446号	小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物が かご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び 出し入れ口の戸の基準を定める件	160
5.22	告示 1447号	昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれの ない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件	161
5.23	告示 1454号	昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れる おそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件	162
5.24	告示 1455号	かご内の人又は物による衝撃に対して 安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物が かご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い 及び出入口の戸の基準を定める件	163
5.25	告示 1494号	滑節構造とした接合部が地震その他の 震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件	165
5.26	告示 1495号	建築基準法施行令第 129 条の 7 第五号イ (2) の 国土交通大臣が定める措置を定める件	165
5.27	告示 1498号	滑車を使用してかごを吊るエレベーターの 地震その他の震動によって外れるおそれがない支持部分の 構造方法を定める件	166
5.28	告示 1536号	地震その他の衝撃により生じた 国土交通大臣が定める加速度並びに当該加速度を検知し、 自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、 かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、 又はかご内の人がかこれらの戸を開くことができることとする 装置の構造方法を定める件	167
5.29	告示 541号	滑節構造とした接合部が地震その他の震動に よって外れるおそれがない構造方法を定める件	168
5.30	告示 703号	エレベーターの駆動装置及び制御器が 地震その他の震動によって転倒し又は移動する おそれがない方法を定める件	168
5.31	バリアフリー新法		170
5.32	保守・点検・管理に関する参考資料		172
5.33	「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」 の概要		173
	お問合せ一覧		175

機種早見表

●エレベーター



●エスカレーター・トラベーター



[参考] : エスカレーターとトラベーター(動く歩道)の傾斜角度と定格速度の規定
(平成12年建設省告示第1413号第2,平成12年建設省告示第1417号)

機種	傾斜角度(θ)		定格速度
	エスカレーター	30° < θ ≤ 35°	
トラベーター (動く歩道)	8° < θ ≤ 30°	階段が水平なもの θ ≤ 15° かつ	≤ 45m/min
		階段が水平でないもの θ ≤ 8°	≤ 50m/min

<表の見方>

エレベーター

機種名	定格速度
	定員(定格積載量)
	機械室の有無

エスカレーター・トラベーター

機種名	定格速度
	傾斜角度
	適用階高/支点間距離

ホームページのご案内

エレベーター・エスカレーターに関するさまざまな情報がご覧いただけるホームページです。最新の製品情報に加え、会員登録(無料)をすることでCAD データをはじめとする各種の設計サポート情報が入手できますので、プランニングや作図、見積もり依頼などにご活用ください。

「三菱エレベーター・エスカレーター」のホームページ
<https://www.mebs.co.jp/elevator/>



製品情報

製品の一覧や詳細、オプションなど様々な情報が入手できます。また納入事例のご紹介や、カタログ/資料請求などがご利用いただけます。

会員登録

会員にご登録すると便利なサービスがご利用できます。まだ会員になられていない方は、こちらからご登録ください。(無料)

設計サポート情報

CAD データなど、設計に役立つ情報が入手できます。※詳細については、右ページをご覧ください。



※ホームページの記載事項は日々更新されており、本資料の内容と一部異なる場合があります。

設計サポート情報

※会員登録をいただいた方のみご覧いただけます。

●作図サポート

CAD シンボルダウンロード

お客様がご検討中のエレベーター・エスカレーターの基本仕様をご入力いただくと、建屋への収まりに必要な寸法をホームページ上で確認できます。CAD (2D) 図面上でご検討いただくために、DXF/DWG ファイルをご提供します。

BIM パーツダウンロード

納まり検討や仕様検討など、昇降機のレイアウト設計を簡単に実施可能な BIM (3D) パーツをご提供します。



●プランニングサポート

オンライン交通計算

エレベーターの交通計算などがホームページ上から簡単にお調べいただけます。

電気料金計算

お客様がご計画の建物に合わせて、エレベーター・エスカレーターの稼働にかかる電気料金(月額概算)をホームページ上で算出できます。

積載量計算

ご計画のかご間口、奥行寸法をご入力いただくと、乗用エレベーターのかご有効面積、定格積載量、定員を法令に基づき計算します。

見積依頼

参考図作成やお見積もりをオンラインでご請求いただけます。



●デザイン計画

かご室シミュレーション

「かご室天井の照明は?」「壁の色は?」など、デザイン要素の組み合わせをシミュレーション機能を使って、すばやく簡単にイメージのご確認ができます。



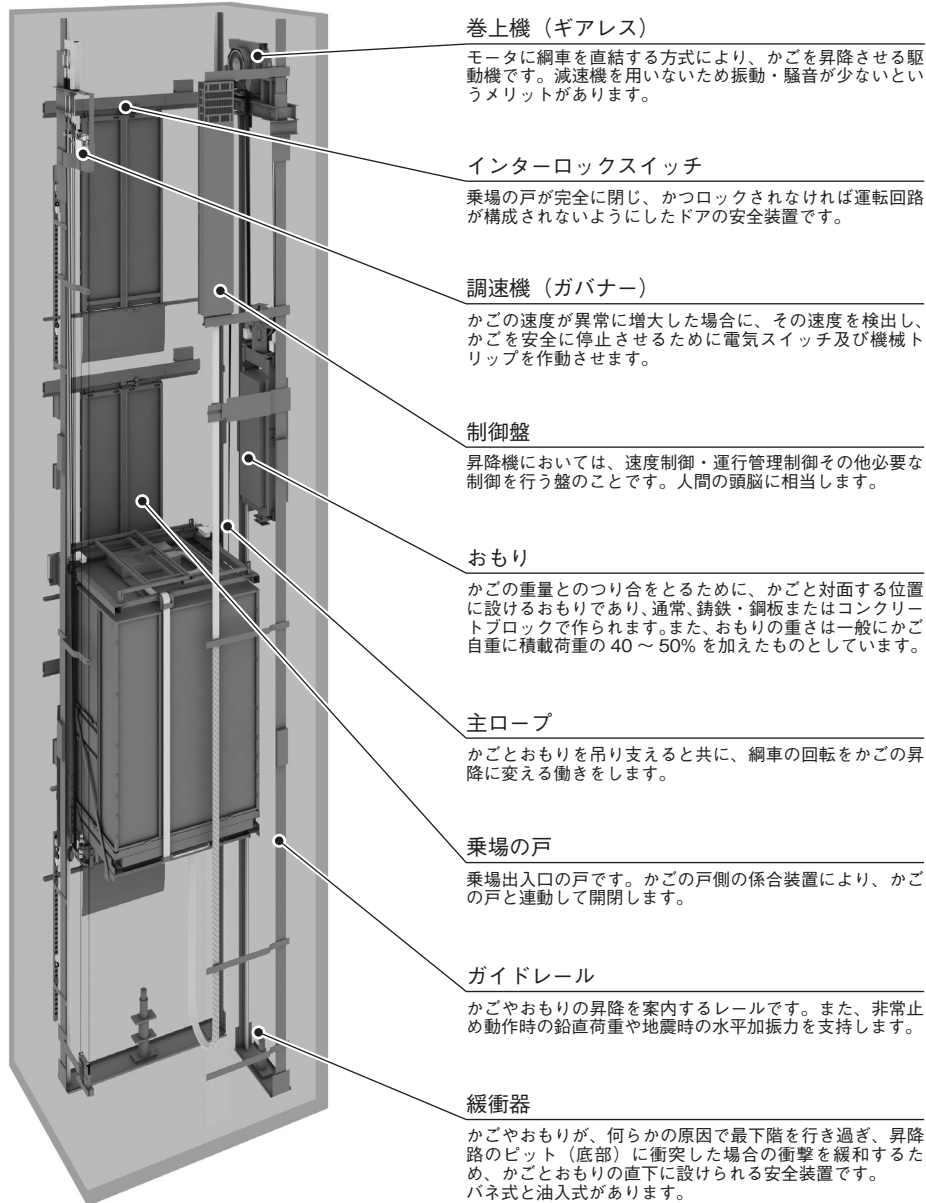
※上記の他にも、皆様に役立つ情報がご覧いただけます。

1 昇降機の構造 / 各部の名称

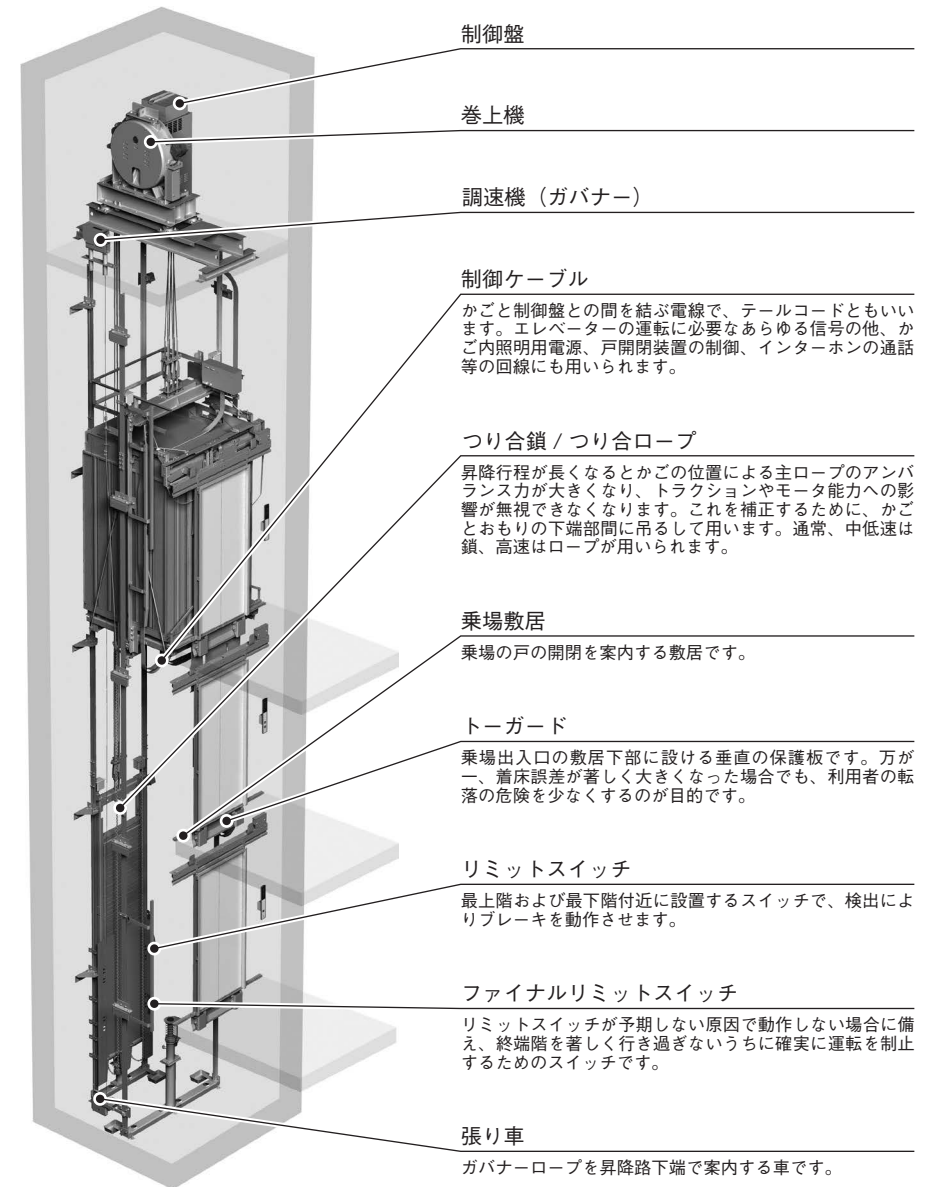
1.1 エレベーターの構造説明

(1) エレベーター標準構造図

●機械室レス・エレベーター（巻上機上部配置タイプ）



●機械室あり・エレベーター



1 昇降機の構造／各部の名称

1.1 エレベーターの構造説明

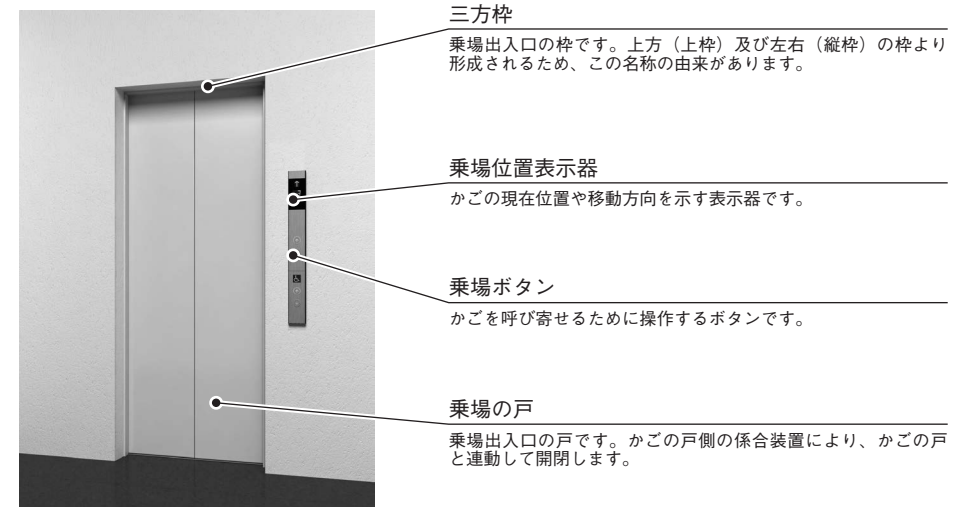
(2) かご室外観



(3) かご室



(4) 乗場

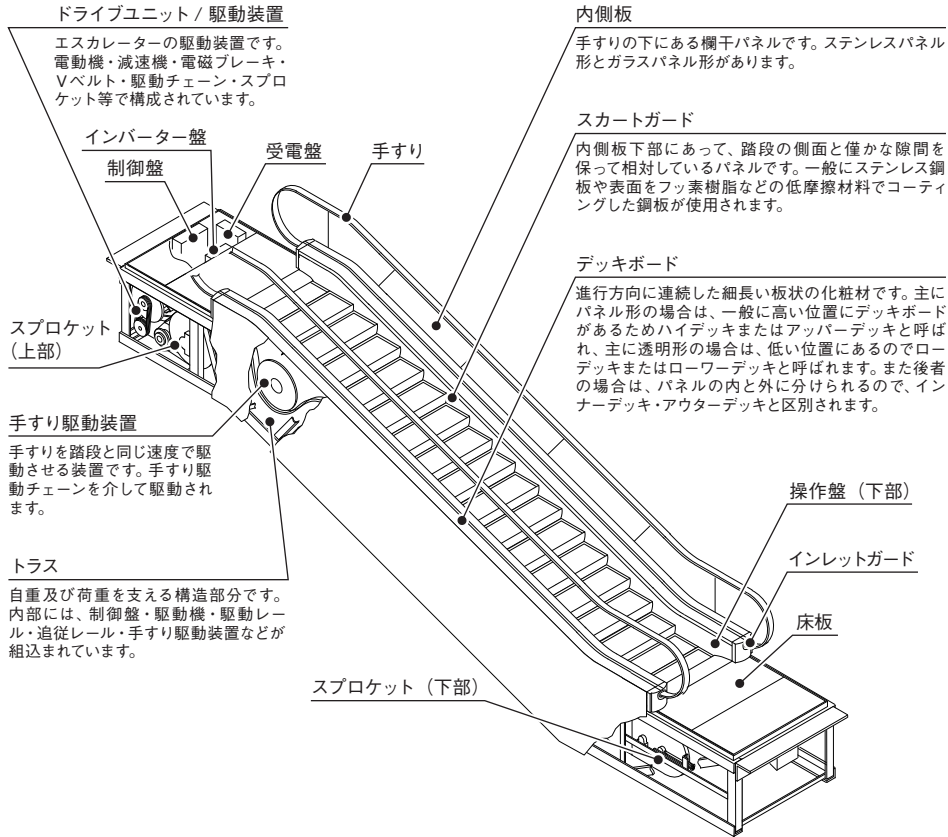


1 昇降機の構造 / 各部の名称

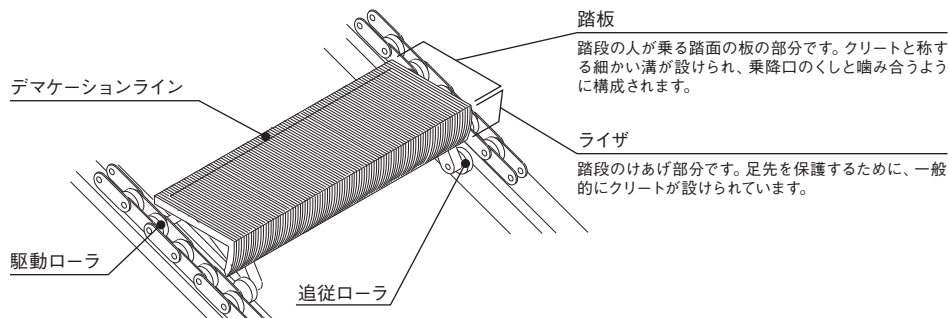
1.2 エスカレーターの構造説明

(1) エスカレーター標準構造図

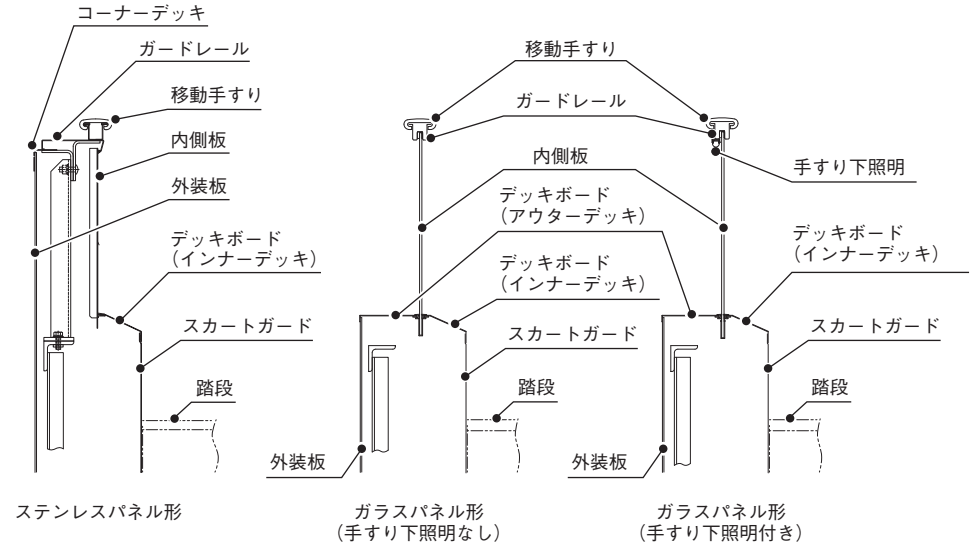
●全体構造図



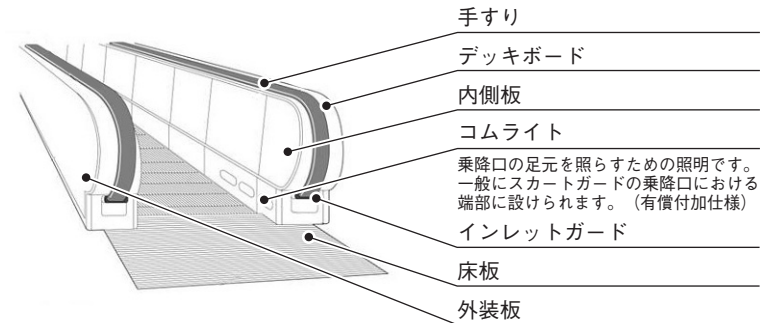
●ステップ (踏段)



●欄干断面図



(2) トラベーター (動く歩道) 標準構造図



2 エレベーター設備計画

2.1 エレベーターの操作方式

エレベーターの用途	適用建物	操作方式の適用	
乗用エレベーター	事務所ビル	1～2C-2BC	1～2基を一群として自動運転する場合
		3～4C-Σ AI-22	ビル内交通が比較的穏やかなビルで3～4基を一群として群管理する場合
		3～6C-Σ AI-220C	ビル内交通の激しいビルで3～6基を一群として群管理する場合
		3～8C-Σ AI-2200C	高度なエレベーターサービスを求める大規模ビルで3～8基を一群として群管理する場合
	共同住宅	1～2C-2BC	1～2基を一群として自動運転する場合
		3C-Σ AI-22	大規模な共同住宅で3基を一群として群管理をする場合
	ホテル 病院	1～2C-2BC	1～2基を一群として自動運転する場合
		3～4C-Σ AI-22	ビル内交通が比較的穏やかなビルで3～4基を一群として群管理する場合
		3～6C-Σ AI-220C	ビル内交通の激しいビルで3～6基を一群として群管理する場合
		3～8C-Σ AI-2200C	高度なエレベーターサービスを求める大規模ビルで3～8基を一群として群管理する場合
ショッピングビル	1～2C-2BC	1～2基を一群として自動運転する場合	
	3～4C-Σ AI-22	3～4基を一群として群管理する場合	
寝台用エレベーター	病院	1～2C-2BC-HE	1～2基を一群として自動運転する場合で、寝台運搬のほか見舞客の利用にも使用する場合
人荷用エレベーター	事務所ビル ホテル 病院	1～2C-2BC (AS)	乗用を主とする人荷用の場合、または荷物輸送を主にする人荷用の場合
荷物用エレベーター	ショッピングビル 倉庫 工場	2BC	手押車による軽量な荷物用の場合
		1BF	荷物用として一般的な操作方式
		1BF-SEN	荷を載せたあと、運転手なしで希望階へ運ぶ必要がある場合
自動車用エレベーター	駐車場	1BF	特定の利用者でかつ利用頻度が低い場合
		1BRF-MA	駐車台数が多く、かつ不特定の利用者がある場合

●操作方式の略号及び内容は、次の「操作方式の説明」をご参照ください。

●操作方式の説明

操作方式	群を構成する台数	運転内容
1. 1C-2BC [2C-2BC] 〔群〕乗合全自動方式 セレクトプロセレクト	1台 [2台]	○運転手なしの全自動エレベーター。 ○乗場ボタンは昇り、降り、それぞれある。 ○呼びに応じて起動し、同じ運転方向の呼びに順次応答していく、進行方向に呼びがなくなると運転方向を反転する。 〔○2台のエレベーターが互いに連絡をとり、相互の通過後の呼びに応答しながら上記の運転をする。〕 ○応答すべき呼びがなくなると、最後に応答した階（またはパークング階）で戸を閉じ待機する。
2. 1C-2BC (AS) [2C-2BC (AS)] 〔群〕乗合全自動運転手付 運転併用方式 セレクトプロセレクトジュエル	1台 [2台]	○通常は2BCの自動運転をするが、必要に応じ運転手付運転に切替えることができる。 ○運転手はかご操作盤の方向灯の指示に従って乗客を案内し、行先ボタンを押し、戸を閉じれば出発し、目的とする階で自動着床し、戸が開く。 〔○群乗合の場合は任意の号機を運転手付に切替えることができる。〕
3. 3～4C-Σ AI-22 呼割当全自動群管理方式	3～4台	○乗場の呼びが発生すると、その呼びに対して待時間が最小となるエレベーターを選択し、割り当てる。 ○このときインジケータを見ている待客の心理を考慮した割当を行う。

操作方式	群を構成する台数	運転内容
4. 3～6C-Σ AI-220C 心理的待時間評価 呼割当全自動群管理方式	3～6台	○待客の心理を考慮した評価式により、全乗場の待時間が最小になるように乗場の呼び一つ一つに最適なエレベーターを選択し割当てる。 ○ニューラルネットワーク技術によって建物内に発生する交通を予測・識別し、最適な運転方式を選択する。リアルタイムシミュレーションによって、割当て評価式のパラメーターや最適な群管理ルール群を設定する。 ○建物内の交通に偏りが生じる場合、自動的に交通の多い方向のサービスを強化する（ピークトラフィックコントロール）。
5. 3～8C-Σ AI-2200C 心理的待時間評価 呼割当全自動群管理方式 (即時予報方式)	3～8台	○Σ AI-220Cの機能を基本に即時予報機能や、配車台数チューニング機能などを装備し、より高度な群管理性能を持つ。 ○ニューラルネットワーク技術によって建物内の交通を予測・識別し、最適な運転方式を選択する。リアルタイムシミュレーションによって、割当て評価式のパラメーターや最適な群管理ルール群を設定する。 ○配車台数チューニング機能は、混雑階の混み具合のみでなく、他階の交通や各かごの運転状況に応じて大局的に判断し、かごの配車制御を行う。 ○乗場にUP/DOWNボタンに換えて乗場操作盤（行先階登録）を設置できる。乗場で行先階を登録し、行先階ごとに最適な配車を行う（行先予報システム：有償付加仕様）。 ○高速機種のみ、かご内負荷に応じて加減速度を上げて階間走行時間を短縮する。これによって待時間を短縮する。
6. 1C-2BC (AS) [2C-2BC (AS)] 〔群〕乗合全自動運転手付 運転併用方式 セレクトプロセレクトジュエル	1台 [2台]	○乗用を主目的とする人荷用エレベーターに適用する。 ○運転内容は乗用エレベーターの項参照。
7. 1C-2BC (HE) [2C-2BC (HE)] 寝台用〔群〕乗合全自動方式 セレクトプロセレクト HE	1台 [2台]	○寝台用エレベーターに適用する。 ○通常は2BCの自動運転をするが、ストレッチャなどの運搬や病院の医師、看護士などが、緊急使用したい場合に操作盤のボタンを操作することによって行先ボタンに該当する専用運転とすることができる。
8. 2BC-F 荷物用専用乗合全自動方式	1台	○手押車による軽量な荷物用に適用する。 ○乗場ボタンは昇り、降り、それぞれある。 ○乗場ボタンに該当して停止し、手押車を載せて戸閉ボタンにより戸閉・起動させる。 ○通過ボタンを押すと目的階まで直行できる。
9. 1BF 単式自動方式 F シングルオートマチック F	1台	○荷物用、自動車用エレベーターに適用する。 ○乗場ボタンは呼ボタンのみで昇降の区別はない。1つの呼びに該当して運転中は他の呼びに応答せず、また、呼びを登録することもできない専用運転方式、乗場には使用中灯がつく。 ○戸閉は乗場の戸閉ボタンか、かごの行先ボタンを押すことによって行う。使用後の戸閉め忘れを防止するため時限戸閉がつく。
10. 1BRF-MA 全自動単式予約方式 シングルオートマチックフルオート	1台	○自動車用エレベーターに適用する。 ○呼び登録及び戸開き戸閉めも全て自動で行われ、自動車の運転手は信号に従って、自動車の出し入れを行い、行先ボタンを押すだけでよい。

2 エレベーター設備計画

2.2 群管理システム Σ AI シリーズ

三菱エレベーター群管理システムΣ AI-2200Cは、複数台のエレベーターを的確にコントロールすることで待ち時間を短縮し、スムーズな運転を実現します。混み具合を予測して、配車台数やタイミングの制御などを最先端の技術が可能にしています。

●Σ AI シリーズ

方式名	Σ AI-2200C	Σ AI-220C	Σ AI-22
主な用途	大規模ビル	中規模ビル	小規模ビル
管理台数	3～8台	3～6台	3～4台

●特長

① 待時間を短縮し、利用者のイライラ感を大幅低減

以下のとおり、長待ち率と平均待時間を大幅に縮減しました。*1

出勤時

- 60秒以上長待ち率:30～60%低減
- 平均待時間:15～30%短縮

出勤時以外の時間帯

- 60秒以上長待ち率:20～40%低減
- 平均待時間:10～20%短縮

② 輸送効率向上により省スペース化を実現

例えば24人乗エレベーターを20人乗に小型化（昇降路面積が5～10%縮減）できるなど、オフィススペースの有効活用ができます。*2

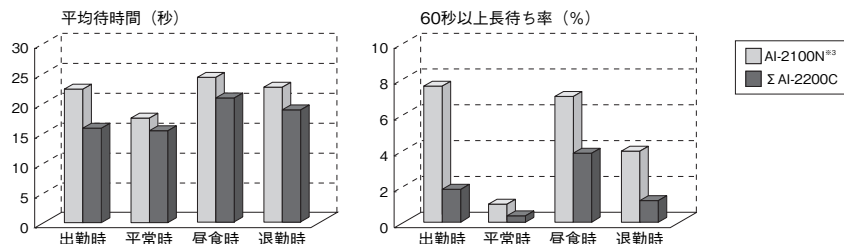
③ 行先予報システムによる操作性の向上

乗場に設置された乗場操作盤で行先階を操作すると、すぐにサービスするエレベーターを表示いたします。また、行先階が自動登録されるため、エレベーター内で行先ボタンの操作は不要となります。

*1 行先予報システム及びモータードライブミックスの両者を付加した場合の縮減効果です。

*2 行先予報システム及びモータードライブミックスの両者を付加した場合に限ります。エレベーター台数、定員、停止階床数などの条件により、昇降路面積の縮減が困難な場合もありますので、個々のエレベーター設備については、当社にお問合せください。

●Σ AI-2200C の性能



*3 当社旧群管理システム。
●上記は20人乗り6台、速度2.5m/sec.、15停止に基づきシミュレートした結果です。

●機能一覧

項目	内容	操作方式種別		
		Σ AI-2200C	Σ AI-220C	Σ AI-22
AI・ファジー理論の応用	エキスパートシステム及びファジー理論を応用してプログラム化された専門家の知識により群管理を行います。ビル毎の交通の特徴や使い勝手などに合わせた運転ルールにより、それぞれのビルに対応します。	●	●	●
心理的待時間評価方式	乗場の一つ一つの呼びに対する心理的待時間を予測演算して、それが最小になるようにかごを割当てます。さらに心理的待時間評価ルールもサービス状況により自動変更します。	●	●	●
乗車時間評価方式	エレベーターに乗っている時間が長ならないように乗場呼びに対する割当てを行います。この結果、待時間だけでなく乗車時間の短縮も図ります。	●	●	●
アップピークサービス	オフィスビルの出勤時やホテルのチェックイン時間帯に、主階床やフロント階の上り方向の混み具合を予測して、主階床やフロント階への配車台数、配車タイミング、到着かごの戸閉タイミンなどを制御します。	●	○	○
ダウンピークサービス	オフィスビルの退勤時やホテルのチェックアウト時間帯に、下り客の待時間が長ならないようにより上階への配車台数と配車タイミングなどを制御します。	●	○	○
乗場ボタン近接かご優先サービス	乗場ボタンが押されたとき、ボタンに近いエレベーターを優先的に割当てたり、戸を閉じかけたエレベーターのうち乗場ボタンに近いものを優先的にオープンさせます。	●	○	○
非混雑かご優先サービス	交通が混雑していないとき、空のエレベーターを優先的に割当てます。また、空のエレベーターがないときは乗客の少ないエレベーターを優先的に割当てます。	●	○	○
特定かご優先サービス	展望用エレベーターや地下行きエレベーターがグループの一部のエレベーターであるとき、要求によりそのエレベーターを優先的に割当てます。	●	○	○
特定階優先サービス	役員階や貴賓室のある階の乗場呼びを他の階の乗場呼びより優先的に割当てます。	●	○	○
PC式昇降機監視盤 [MITEMAS]	多彩な画面表示で運行状況をリアルタイムで管理し、運転モードの切替えや各種管制運転なども簡単にできるパソコンタイプの昇降機監視システムです。	○	○	○
モータードライブミックス	かご乗車人数が定員の約10%～90%の場合、加減速度をアップして待時間・乗車時間を短縮します。(速度120m/min以上のみ)	○	○	○
かご協調型割当て方式	近い将来に発生すると長待ちとなる潜在的な乗場呼びを予測、複数台のかごを協調させて、ビルの中の階に乗場呼びが発生しても輸送効率を低下させることなく、最適な運行管理を実施します。	●	●	—
乗客毎待時間評価方式	待客毎の心理的待時間を予測し、最初にボタンを押した乗客だけでなく、2番目、3番目…の乗客も考慮した割当てを行います。	●	●	—
予測チューニング型AI方式	ニューラルネット技術によりビル内交通流を予測し、リアルタイムシミュレータにより常に最適なルール群を選択して運転制御をします。	●	●	—
ニューラルネット応用制御	人間の脳神経細胞の構造やその情報処理メカニズムをコンピュータ上で実現させたニューラルネット。このニューラルネットによりビル内の交通流の変化を的確にとらえ、常に適正な運転方式（アップピーク、ランチタイム、ダウンピーク）を最適なタイミングで選択して群管理制御を行います。	●	●	—
配車台数チューニング機能	混雑階の混み具合のみでなく、他の階の交通や各かごの運転状況に応じてエレベーターの配車台数を調整します。	●	—	—
行先予報システム	乗場の操作盤で行先階を指定すると、操作盤の表示器にサービスするエレベーターを表示します。利用者を行き先階別に分けて運ぶますので、効率がよくなり、混雑の緩和に有効です。(出勤時分割サービスとの併用はできません。)	○	—	—
サービスかご即時予報機能	乗場ボタンが押されると直ちにサービスするエレベーターのホールランタンを点灯しチャイムを単音で鳴動します。	●	—	—
次発かご予報機能	出勤時の主階床のように1台で乗り切れないほど混雑する場合、ホールランタンの点灯モードを変えて先発号機と次発号機を明示します。	●	—	—

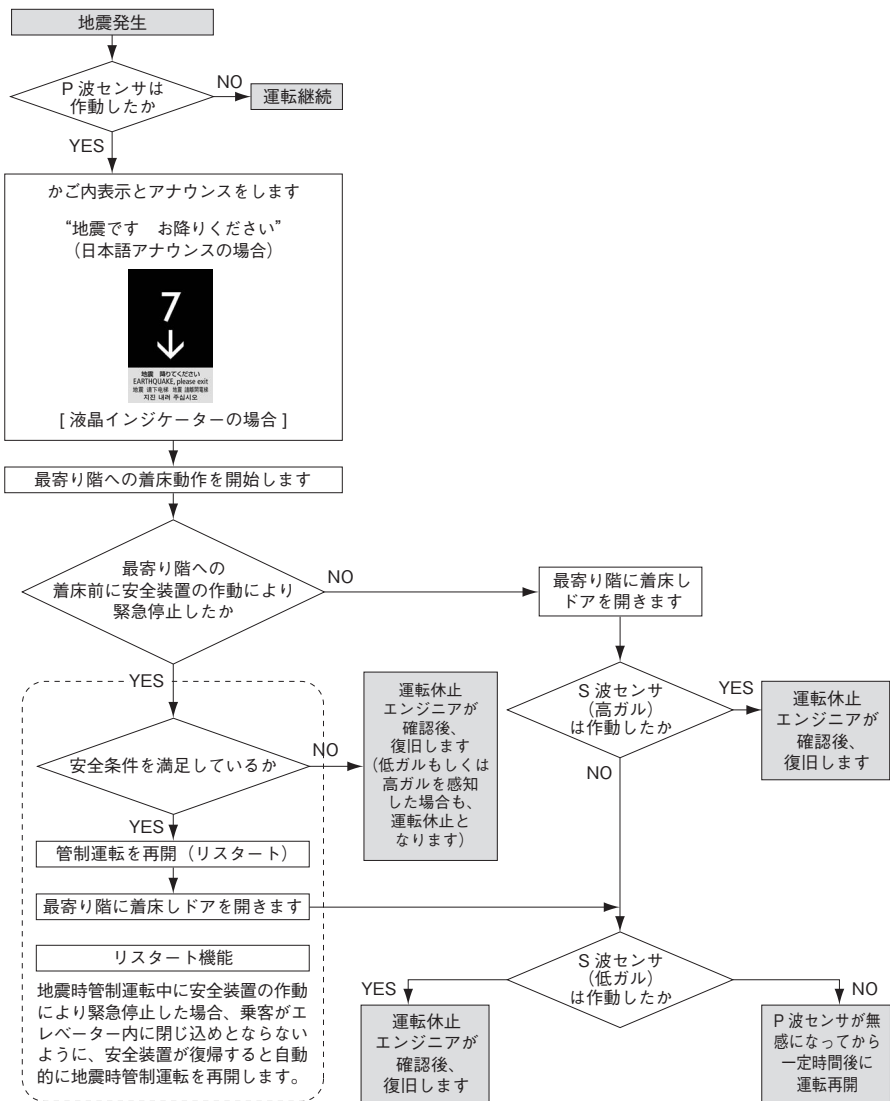
●：標準仕様 ○：有償付加仕様

2 エレベーター設備計画

2.3 管制機能

(1) P波センサ付地震時管制運転 EER-P (基本仕様)

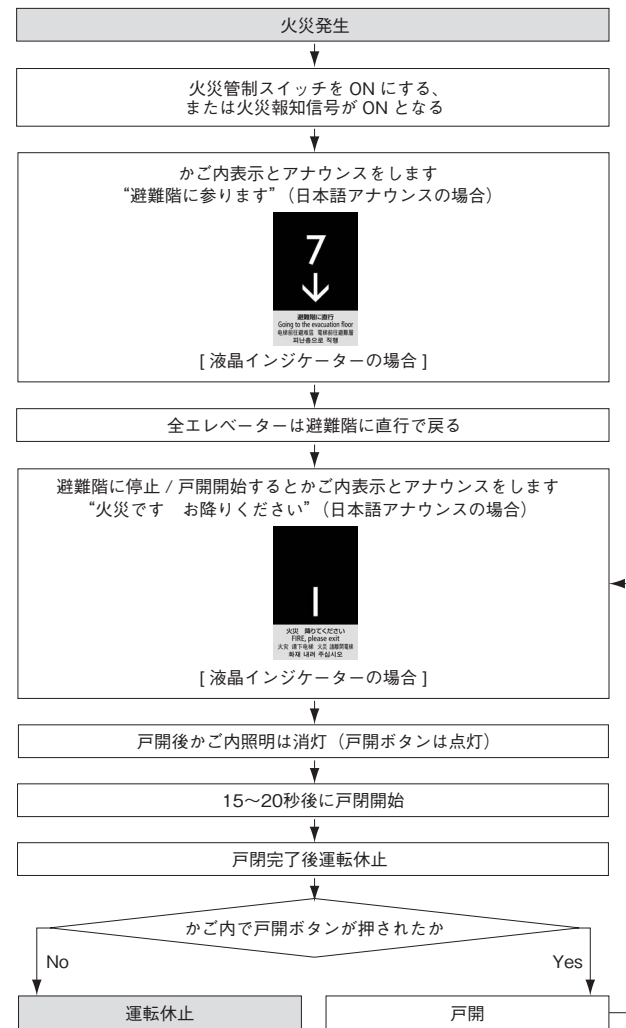
地震には初期微動P波と、揺れの大きいS波があります。P波はS波に比べて伝わる速度が速いため、大きな揺れに先駆けて到達します。そこで、大きな揺れのS波より数秒前にやってくる初期微動P波をセンサがキャッチ。エレベーターは最寄り階に着床して戸を開きます。その後到達した本震の大きさをS波センサで確認し、本震が小さい場合には、エレベーターは自動的に通常の運転に戻ります。



- 感知器はP波・低・高の3段設定となります。
- 駅舎など振動する場所に設置する場合は事前に当社にお問合せください。

(2) 火災時管制運転 FER (有償付加仕様)

火災が起こった場合、エレベーターを避難階へ直行で着床させて、乗客の迅速な避難を促すとともに乗客が閉じ込められるのを防ぎます。また、災害時のエレベーターの使用を禁止し、二次災害を防ぎます。

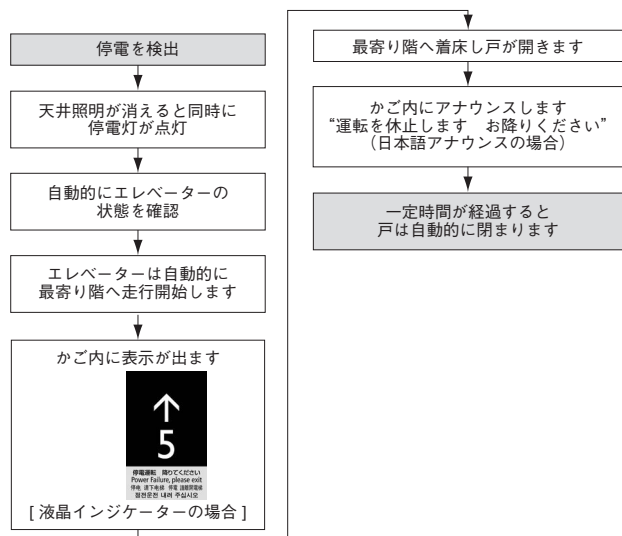


(3) 自家発時管制運転（有償付加仕様）

停電中も自家発電電源を使用してエレベーターを運転することができますので、乗客が閉じ込められることを防ぎます。なお、自家発電設備は別途工事となります。

(4) 停電時自動着床装置 MELD（メルド）（基本仕様（一部、有償付加仕様））

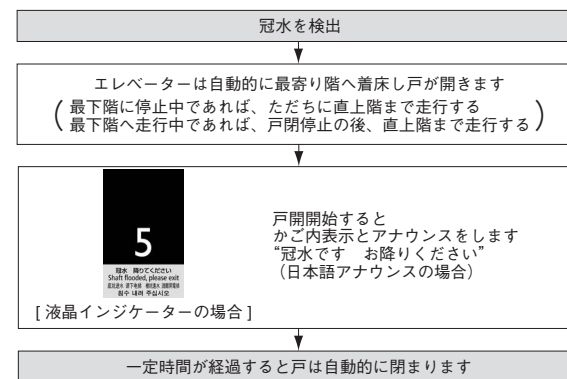
停電などでエレベーターの中に人が閉じ込められた場合、自動的にエレベーターの状態を確認したうえで、バッテリーですみやかに最寄り階へエレベーターを着床させます。



- MELD は法で定められた安全回路や機器の保護回路が作動した場合には救出運転を行いません。
- かが内映像表示機能付の場合、MELD 運転時はかが内画像を消灯します。
- 電源が復旧すれば自動的に平常運転に戻ります。

(5) 冠水時管制運転

ピットに一定以上の深さまで浸水した場合、最寄り階に停止し、戸開します。その後、戸を閉めて運転を休止します。最下階に停止中であれば、ただちに直上階まで走行します。また、最下階に走行中は、最下階に停止後、ただちに直上階まで走行します。



2.4 エレベーターのかご床面積と積載量・定員の関係

(1) 積載量と定員の算出法 (建築基準法施行令第129条の6 同解説)

用途	積載荷重 (N)	積載量 (kg)	定格積載量 (kg)	定員 (人)
乗用	面積に応じて計算した荷重 (法定積載荷重) $W = 3,600 \times S$ [$S \leq 1.5$] $W = 4,900 \times (S - 1.5) + 5,400$ [$1.5 < S \leq 3.0$] $W = 5,900 \times (S - 3.0) + 13,000$ [$3.0 < S$]	法定積載荷重 $\div 9.8$ (法定積載量)	法定積載量に50kg以下を加えるか減じた50kg単位の概数 (法定積載荷重が3,250N以下のものは10kg単位に上回るまたは下回る概数としてもよい。)	(法定積載量又は定格積載量) $\div 65\text{kg}$ の小数点以下端数切り捨て
人荷用	乗用としての法定積載荷重以上で荷物用としての実状にあわせて定めた荷重	左記荷重 $\div 9.8$	積載量を上回るかまたは下回る概数	(法定積載量又は乗用として計算した場合の定格積載量) $\div 65\text{kg}$ の小数点以下端数切り捨て
寝台用	$W = 2,500 \times S$ (法定積載荷重)	法定積載荷重 $\div 9.8$ (法定積載量)	法定積載量に50kg以下を加えるか減じた50kg単位の概数	(法定積載量又は定格積載量) $\div 65\text{kg}$ の小数点以下端数切り捨て
荷物用	$W = 2,500 \times S$ (法定積載荷重)以上で荷物用としての実状にあわせて定めた荷重	左記荷重 $\div 9.8$	積載量を上回るかまたは下回る概数	—
自動車用	$W = 1,500 \times S$ (法定積載荷重)以上で自動車用としての実状にあわせて定めた荷重	左記荷重 $\div 9.8$	積載量を上回るかまたは下回る概数	—

- W：法定積載荷重 (N) S：かご床面積 (m²)
- 強度検証法で使用する積載荷重は、法定積載荷重または定格積載量 $\times 9.8$ のいずれか大きい値を使用してください。

(2) 乗用エレベーター積載量・定員・かご床面積簡易算出表

定格積載量 (kg)	定員 (人)	かご有効面積 (m ²)	定格積載量 (kg)	定員 (人)	かご有効面積 (m ²)	定格積載量 (kg)	定員 (人)	かご有効面積 (m ²)
200	3	0.409 ~ 0.544	1150	17	2.601 ~ 2.700	2100	32	4.251 ~ 4.333
250	3	0.545 ~ 0.680	1200	18	2.701 ~ 2.800	2150	33	4.334 ~ 4.416
300	4	0.681 ~ 0.816	1250	19	2.801 ~ 2.900	2200	33	4.417 ~ 4.500
350	5	0.817 ~ 0.952	1300	20	2.901 ~ 3.000	2250	34	4.501 ~ 4.583
400	6	0.953 ~ 1.088	1350	20	3.001 ~ 3.083	2300	35	4.584 ~ 4.666
450	6	1.089 ~ 1.225	1400	21	3.084 ~ 3.166	2350	36	4.667 ~ 4.750
500	7	1.226 ~ 1.361	1450	22	3.167 ~ 3.250	2400	36	4.751 ~ 4.833
550	8	1.362 ~ 1.497	1500	23	3.251 ~ 3.333	2450	37	4.834 ~ 4.916
600	9	1.498 ~ 1.600	1550	23	3.334 ~ 3.416	2500	38	4.917 ~ 5.000
650	10	1.601 ~ 1.700	1600	24	3.417 ~ 3.500	2550	39	5.001 ~ 5.083
700	10	1.701 ~ 1.800	1650	25	3.501 ~ 3.583	2600	40	5.084 ~ 5.166
750	11	1.801 ~ 1.900	1700	26	3.584 ~ 3.666	2650	40	5.167 ~ 5.250
800	12	1.901 ~ 2.000	1750	26	3.667 ~ 3.750	2700	41	5.251 ~ 5.333
850	13	2.001 ~ 2.100	1800	27	3.751 ~ 3.833	2750	42	5.334 ~ 5.416
900	13	2.101 ~ 2.200	1850	28	3.834 ~ 3.916	2800	43	5.417 ~ 5.500
950	14	2.201 ~ 2.300	1900	29	3.917 ~ 4.000	2850	43	5.501 ~ 5.583
1000	15	2.301 ~ 2.400	1950	30	4.001 ~ 4.083	2900	44	5.584 ~ 5.666
1050	16	2.401 ~ 2.500	2000	30	4.084 ~ 4.166	2950	45	5.667 ~ 5.750
1100	16	2.501 ~ 2.600	2050	31	4.167 ~ 4.250	3000	46	5.751 ~ 5.833

- JIS規格サイズ外についても、旧法積載量の値を継続するJIS規格サイズとの整合を考慮し、旧法と同一定格積載量となる面積としました。
 - ・面積により法定積載量を50kgの範囲で上回るまたは下回る、50kg単位の定格積載量としました。
 - ・構造計算に、用いる値が本表算出の定格積載量 $\times 9.8$ より、法定積載荷重の方が大きくなる面積があるので、前ページの「(1) 積載量と定員の算出法」の計算により法定積載荷重を求め比較してください。
- 次の面積の定格積載量は、旧法計算では下記となり、新法計算では50kg減となるので注意してください。
 - ① 0.406 ~ 0.408 (m²) \rightarrow 200 (kg) ④ 0.811 ~ 0.816 (m²) \rightarrow 350 (kg) ⑦ 1.217 ~ 1.225 (m²) \rightarrow 500 (kg)
 - ② 0.541 ~ 0.544 (m²) \rightarrow 250 (kg) ⑤ 0.946 ~ 0.952 (m²) \rightarrow 400 (kg) ⑧ 1.352 ~ 1.361 (m²) \rightarrow 550 (kg)
 - ③ 0.676 ~ 0.680 (m²) \rightarrow 300 (kg) ⑥ 1.082 ~ 1.088 (m²) \rightarrow 450 (kg) ⑨ 1.487 ~ 1.497 (m²) \rightarrow 600 (kg)

2 エレベーター設備計画

2.5 乗用エレベーターの設備計画

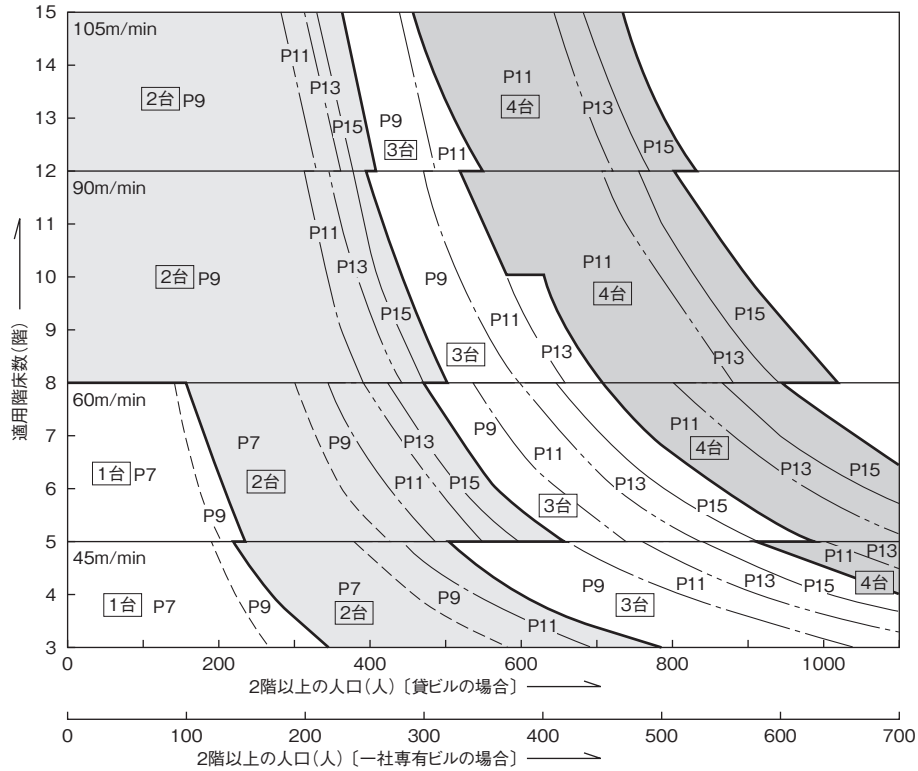
2.5.1 仕様・台数計画のめやす

エレベーターの設置台数や仕様は、ビルの用途や規模などから予測されるピーク時の交通量によって決められます。所要台数、仕様選定の条件として、ピーク時の交通量を運べる輸送能力があること、及び最適なエレベーター待ち時間や乗車時間であることが必要です。

(1) 中小規模ビルの場合

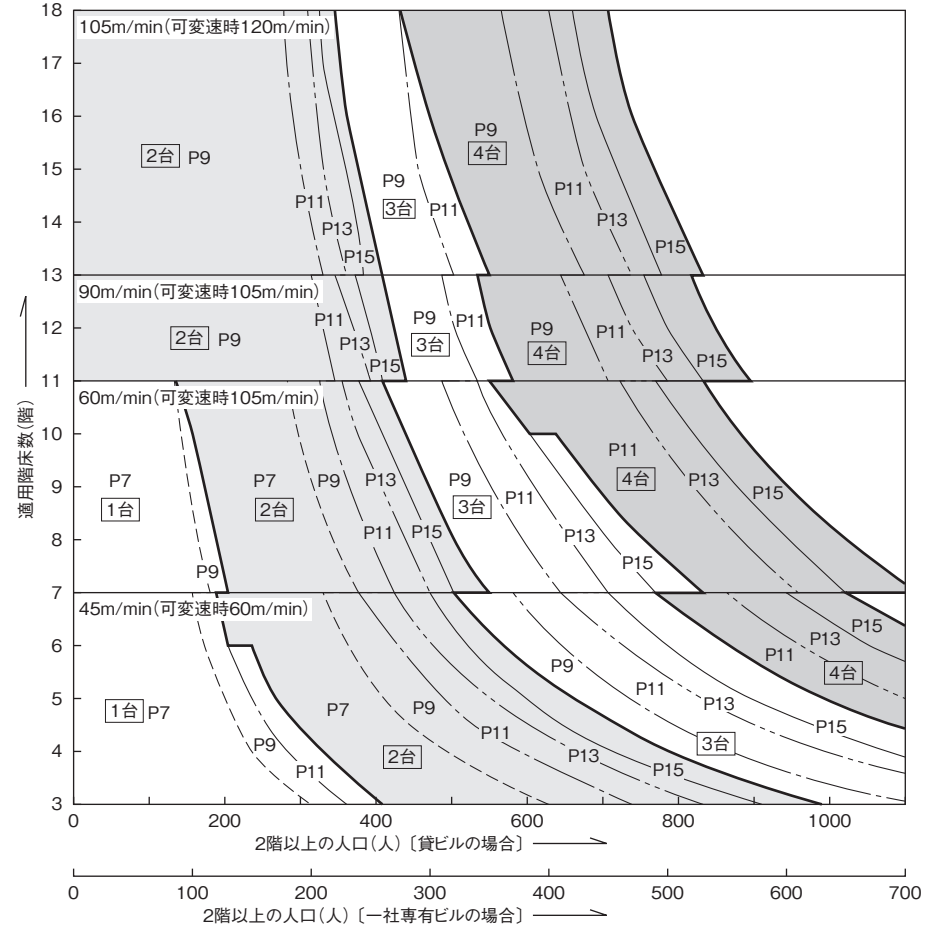
●事務所ビル用仕様選定表

スーパー可変速システム無しの場合



階高:3500mm

スーパー可変速システム付きの場合



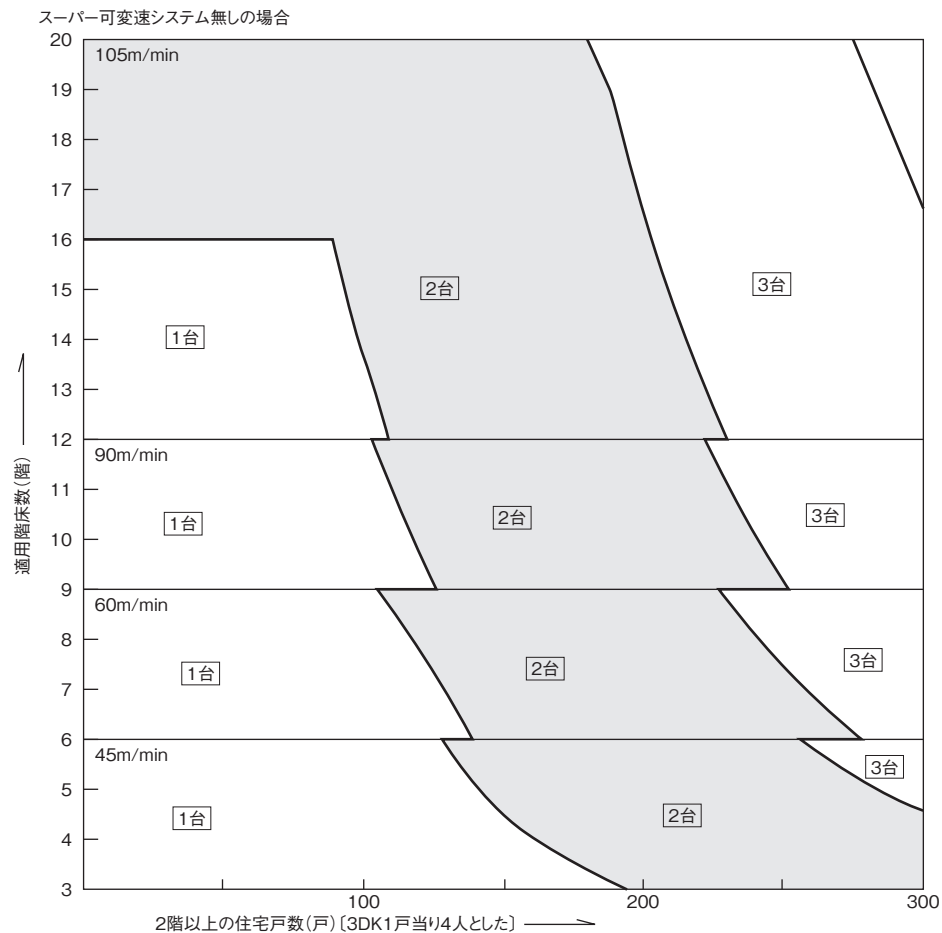
階高:3500mm

- 本選定表中の速度は「中間負荷時定格速度」ではなく「定格速度」を表しています。
- P9の4台はP15の3台とほぼ同様になります。
- 上記は機種、台数選定の目安です。ご計画にあたっては「エレベーター交通計算」による選定をおすすめいたします。当社にお問合せください。

2 エレベーター設備計画

2.5 乗用エレベーターの設備計画

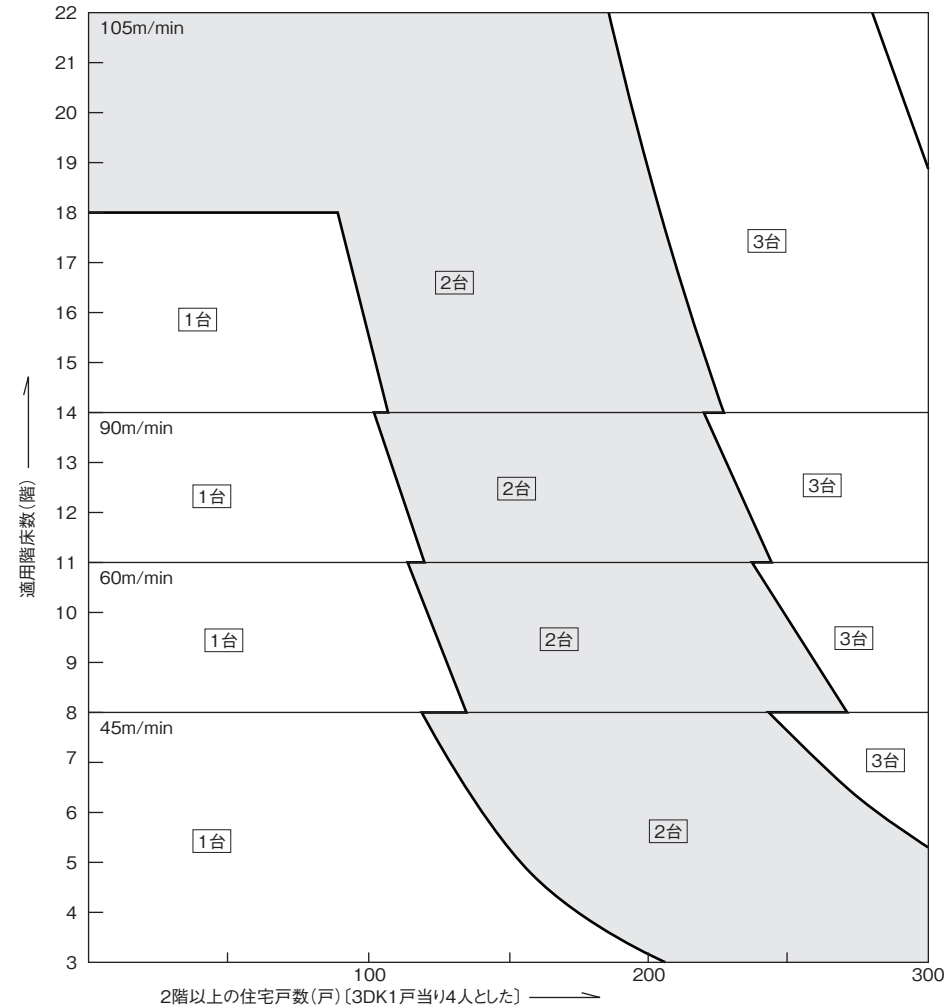
●住宅用仕様選定表



階高:2900mm

- 本選定表中の速度は「中間負荷時定格速度」ではなく「定格速度」を表しています。
- 住宅用エレベーターの定員は、{ 1台設置の場合 9人乗り(トランク付)
2台以上設置の場合 内1台を9人乗り(トランク付) } とすることを推奨します。
- 上記は機種、台数選定の目安です。ご計画にあたっては「エレベーター交通計算」による選定をおすすめいたします。当社にお問合せください。

スーパー可変速システム付きの場合



階高:2900mm

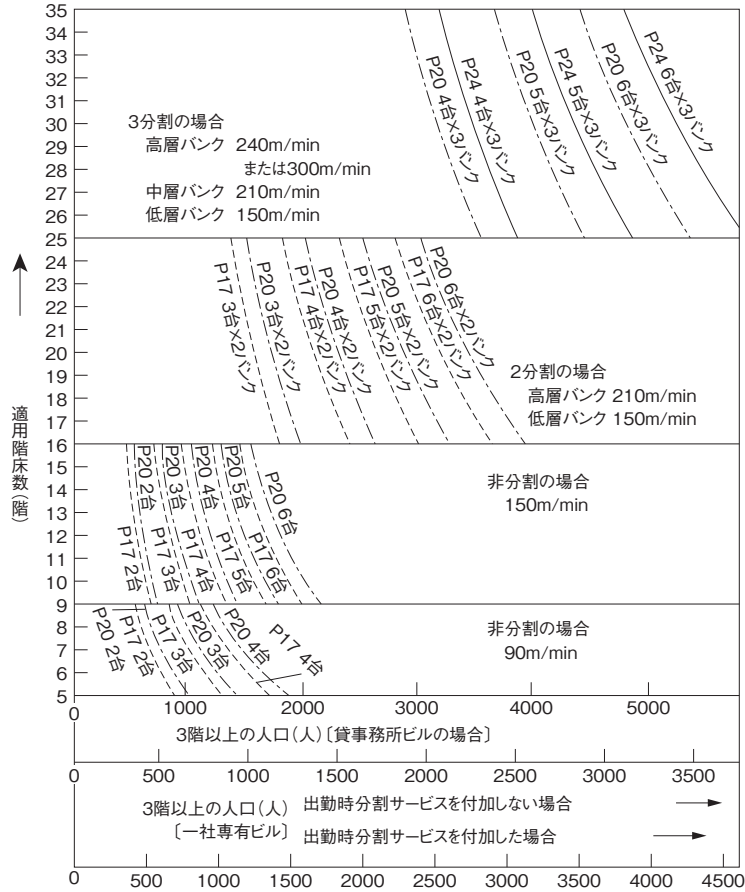
2 エレベーター設備計画

2.5 乗用エレベーターの設備計画

2.5.1 仕様・台数計画のめやす

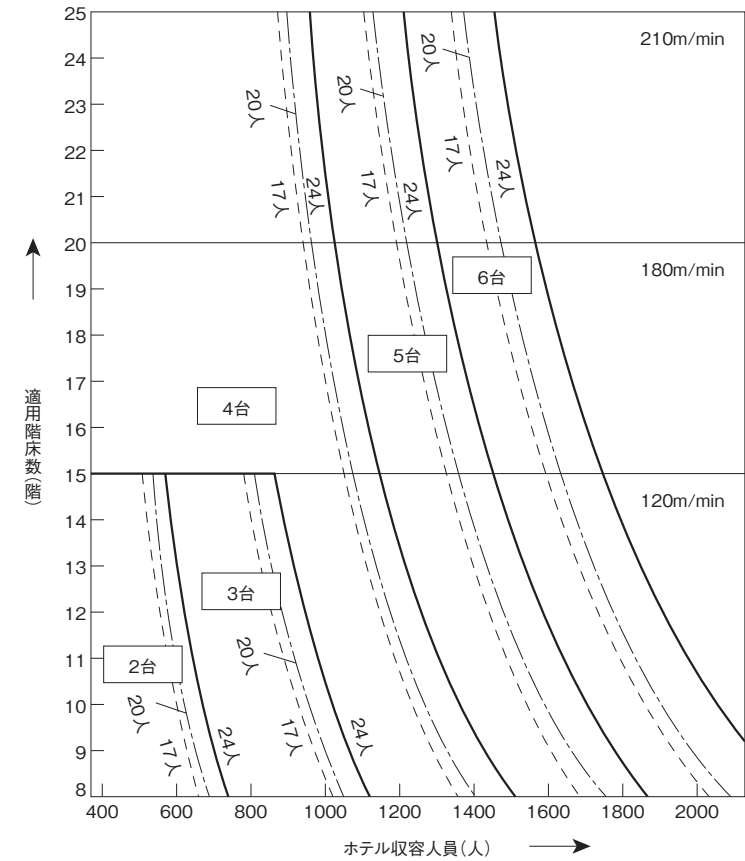
(2) 大規模ビルの場合

●事務所ビル用仕様選定表



(例) 人口2000人の20階建ての貸事務所ビルの場合17人乗りエレベーター8台(低層用4台、高層用4台)をご選定ください。

●ホテル(シティホテル)用仕様選定表



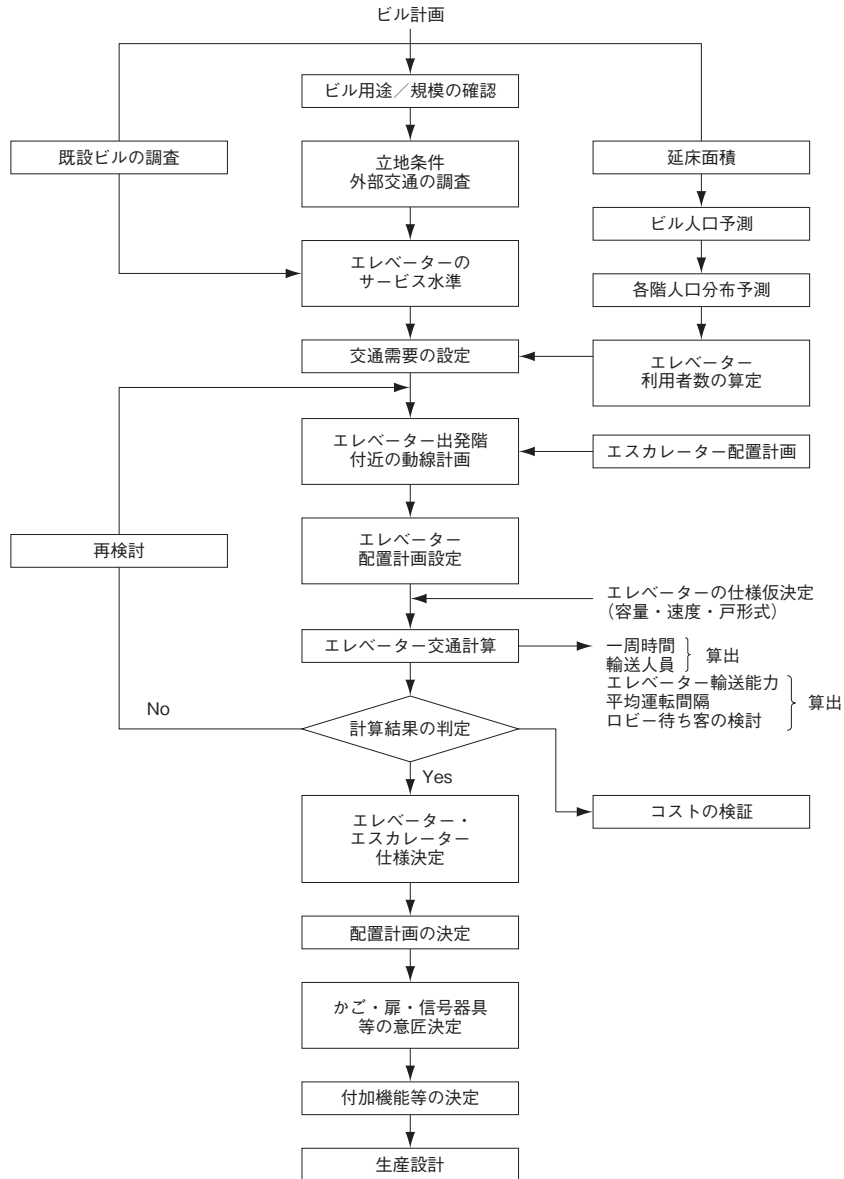
(例) 1000人収容の20階建てホテルの場合、24人乗りのエレベーター4台をご選定ください。
 (本図は宴会場交通のエレベーター利用はなく、また高層部に大規模なレストラン等の施設がないものとして求めたものです。)

2 エレベーター設備計画

2.5 乗用エレベーターの設備計画

2.5.2 エレベーター設備計画の手順

エレベーター計画は次のフローで行います。



2.5.3 台数と定員の決定

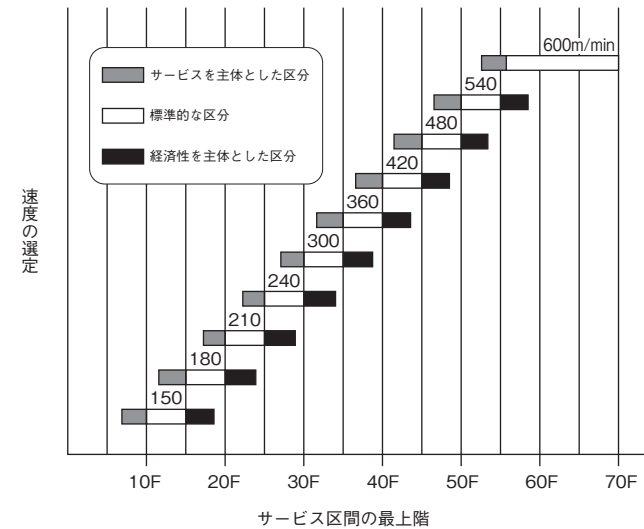
エレベーター設置台数の算出にあたっては、交通需要をできるだけ正確に把握する必要があります。交通需要は、計画しているビルの規模（事務所ビルやマンションにおける居住人口、デパートにおける売場面積など）とピーク時の集中率により予測します。エレベーター設置台数は、量的には交通需要量に見合う十分な台数が必要であり、質的にはエレベーター利用者の待ち時間を抑えることが大切です。エレベーター台数と定員の目安となる設定基準は次のとおりです。

	事務所ビル		ホテル	
	貸事務所	一社専有ビル	高級ホテル	中級ホテル
必要台数	250～300人/台 有効床面積 2,000～2,400m ² /台	150～200人/台 有効床面積 1,200～1,600m ² /台	100室/台	150～200室/台
定員	17～24人		17～24人	

●（一社）日本エレベーター協会版「建築設計・施工のための昇降機計画指針」による。

2.5.4 速度の決定

エレベーターの速度はサービス区間の最上階との関係で算出され、事務所ビル・ホテルの場合、目安となる設定基準は次のとおりです（目安速度 (m/min.) = 最上階数 × 10）。経済性重視あるいはサービス重視についてはビルの用途、性格に応じて選定します。



●（一社）日本エレベーター協会版「建築設計・施工のための昇降機計画指針」による。

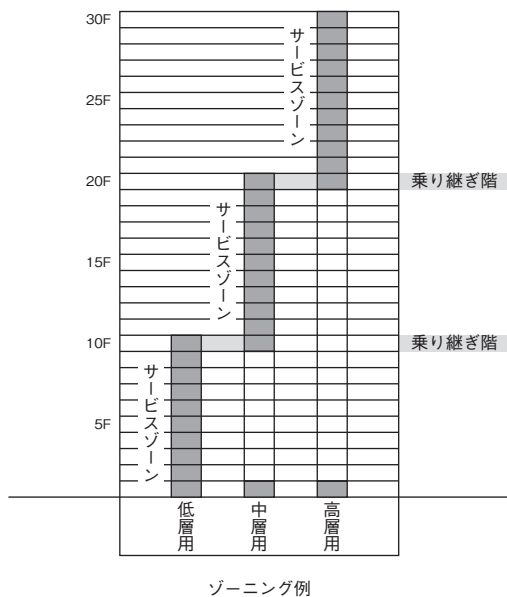
2 エレベーター設備計画

2.5 乗用エレベーターの設備計画

2.5.5 サービス階床と出発階の決定

高層ビルでは、輸送能力向上、レンタル比の向上や乗場数の減少（設備の低減）を目的として、サービス階を低・中・高層など複数に分割（ゾーニング）を行うことが一般的です。但し、次の点に注意が必要です。

- ① 一つのテナントが異なるサービスゾーンにまたがる入居は避けるようにします。
- ② メインロビーやスカイロビーなど公共スペースには全ての階から直行できるようにします。
- ③ 一つのサービスゾーンは一般的に7～10階床として構成します。
- ④ サービスゾーンの最上階や、最下階は次のサービスゾーンとラップさせ、乗り継ぎ階を設けます。また、将来各ゾーンの入居人口にアンバランスが生じた場合を考慮して、ラップ階を2階床程度にしておくこととサービスゾーンの調整に有効です。
- ⑤ 一つのゾーン（グループ）をサービスするエレベーターの台数は8台までとします。
- ⑥ 一つのゾーン（グループ）ではサービス階床を全て揃えるようにします。
- ⑦ ゾーニングした場合、エレベーターホールにはサービス階を表示して乗客の混乱を防ぐ必要があります。



●（一社）日本エレベーター協会版「建築設計・施工のための昇降機計画指針」による。

2.5.6 交通計算

エレベーターの設置台数、定員、速度、サービス階床を実際の数値で検証するのが交通計算です。サービス基準は次のとおりです。

建物用途	5分間輸送能力	平均運転間隔
事務所ビル	一社専用ビル	30秒以下推奨
	準専用ビル	
	官公庁ビル	40秒以下推奨
	貸事務所ビル	
共同住宅	3.5～5%	1台の場合：90秒以下推奨 2台の場合：60秒以下推奨
ホテル	8～10%※	40秒以下推奨

※ レストラン、宴会場等の施設などの場合はその利用交通も考慮する必要があります。
●（一社）日本エレベーター協会版「建築設計・施工のための昇降機計画指針」による。

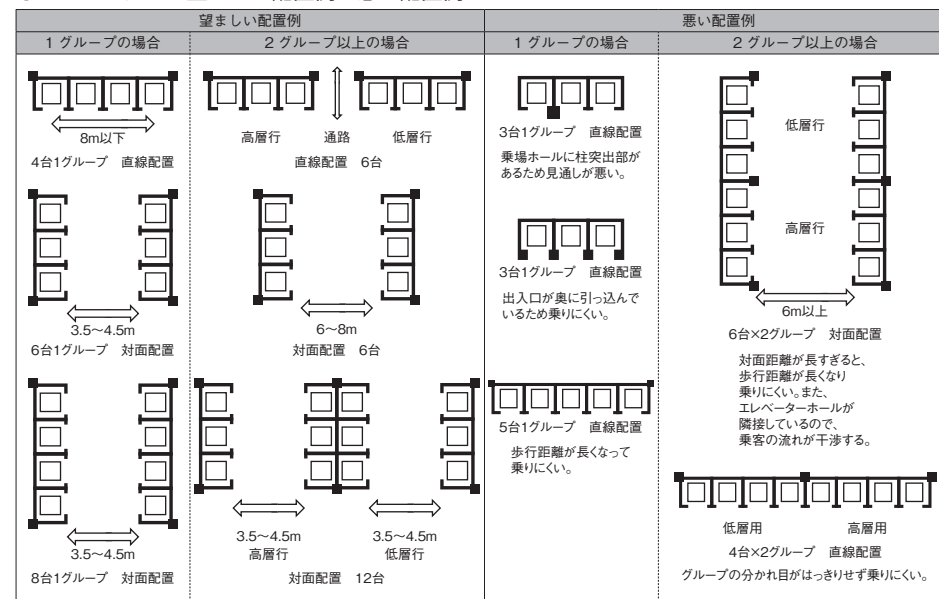
●オンライン交通計算

三菱エレベーター・エスカレーターホームページ (<https://www.meltec.co.jp/elevator/>) の会員ページに登録していただくことで、オンライン交通計算のサービスが受けられます。

2.5.7 配置の決定

エレベーターの配置はビルの機能に大きな影響を与えます。特に高層ビルではエレベーターが多数設置されるため、乗客が利用しやすい配置を計画する必要があります。特に、エレベーターをビル内に分散配置することは輸送効率が低下するため、できるだけビル中央に集中配置することが必要です。

●エレベーターの望ましい配置例と悪い配置例



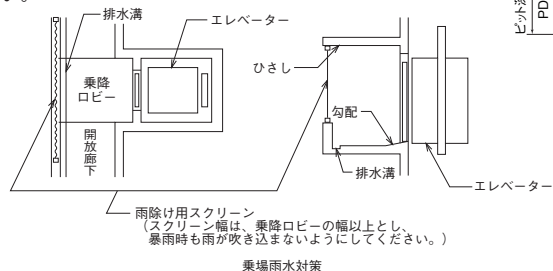
●（一社）日本エレベーター協会版「建築設計・施工のための昇降機計画指針」による。

2.5 乗用エレベーターの設備計画

2.5.8 設計計画上の注意事項

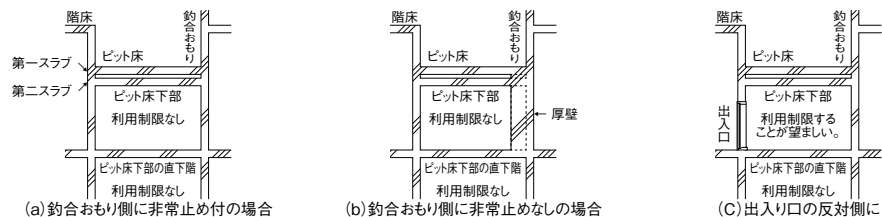
(1) 昇降路関係

- ①ピット深さ、頂部すき間は法規通り確保ください。
(標準形エレベーター AXIEZ-LINKs については、当社にお問合せください。)
- ②自動火災報知設備を設ける建物の場合には煙感知器の設置義務があります。
- ③ピットに必ずコンセントを設けてください。(右図参照)
容量：AC 単相 100V 10A /台
- ④ピットには必ず点検用タラップを設けてください。
(右図参照)
- ⑤ピットには地下水の浸水のおそれがある場合には防水工事を施工ください。
- ⑥乗場に雨水が浸入するおそれがある場合は、ひさし、床勾配や排水溝を設置してください。(下図参照)
また、乗り場に向かって強風(風速 7m/秒以上)が吹く場合には、防風対策(建築工事)を行ってください。



⑦ピット床下部の利用について

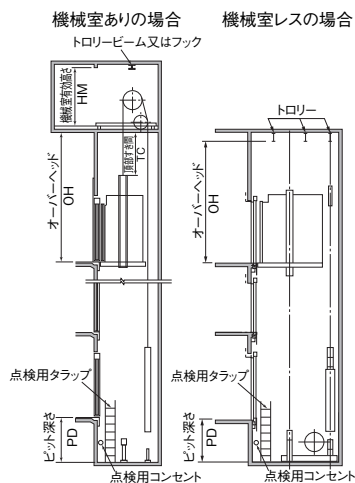
かご又はおもりが緩衝器に衝突した場合、ピット床には衝突による衝撃荷重が作用します。そのとき、ピット床スラブのモルタル剥離、飛散、ピット床の損傷等が懸念されるため、これらを考慮してピット床下部の構造を想定される衝撃荷重に十分に耐える構造にする等の措置が必要となります。これらの措置を講じた場合、ピット床下部は直下階を含めて様々な目的に利用できます。ピット床下部を利用する場合の措置の一例を下図に示します。



●(一財) 日本建築設備・昇降機センター
●(一社) 日本エレベーター協会版「昇降機技術基準の解説 2016年版」による。

また、おもり側に非常止め付の場合、昇降路及び機械室を広げる必要があります。ピット反力及びその荷重点は機種によって異なるので、当社にお問合せください。

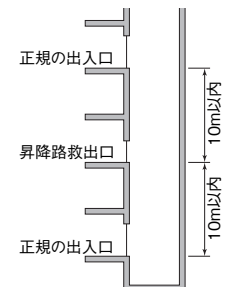
昇降路縦断面図



⑧外部階段などから最上階および最下階エレベーターホールへアクセスできる経路を確保してください。

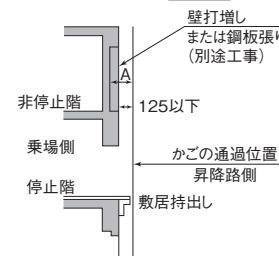
⑨停止階床が 10m を越える場合は以下の如く昇降路救出口を設けてください。(右図参照)

- ・戸は昇降路の内側及び外側のいずれからも鍵を使用しなければ開かない構造であること。
- ・自閉機能、自動施錠機能付
- ・令第 129 条の 8 第 2 項第二号のドアスイッチ付
- ・間口 0.75m 以上かつ高さ 1.2m 以上



⑩かごの床先(敷居の先端)と昇降路のすき間が大きいと危険ですので、非停止階のある場合などについては右図の如く壁の打ち増しまたは、鋼板張りを行なってください。(右図参照)

- [注]
- ① A=125 以下とする。
 - ② 上記①項が不可能なときはその部分を鋼板張りとするか、または壁の位置を変更ください。
 - ③ 非停止階の壁は上記の寸法または位置としてください。



⑪乗場戸をガラス窓付とする場合は、「ディフェンスドア(遮煙乗場機能)」をご採用頂いた場合でも防火設備扱いとなりますので防火区画の構成を再チェックください。

⑫昇降路にはエレベーターの運行に関係ない配管配線は入れないようにしてください。

⑬昇降路の壁は難燃材料で造ってください。または難燃材料の囲いで覆うよう施工ください。

⑭昇降路内の温度は -5℃~40℃以内、湿度は月平均 90%・日平均 95%未満かつ急激な温度変化等により氷結・結露しないようにしてください。

(2) 機械室関係(機械室ありの場合のみ)

①床面から天井またははりの下端までの垂直距離はかごの定格速度に応じて法規通り確保ください。

②エレベーターの機器発熱量に見合った強制換気設備及び採光用窓を設置ください。換気設備は対称の位置に設けてください。

③延焼のおそれのある部分(建築基準法第2条第6号)に面する採光窓は鋼製サッシュに網入りガラスの防火設備として認定されたものとしてください。また、換気扇及び換気口には、ファイヤーダンパーが必要となります。(取付高さ、床面より 1800mm 以上)

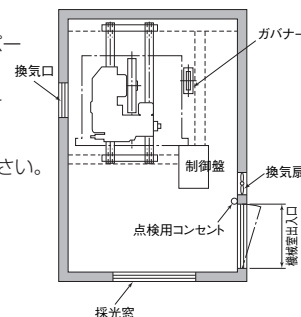
④機械室出入口扉は、鋼製錠付としてください。また有効幅、有効高さは、それぞれ 700mm、1800mm 以上確保ください。

⑤エレベーターに関係ない機器及び配管配線などを設置しないでください。

⑥エレベーターの機械室は、専用機械室とし、他の室への通路に使用しないでください。

⑦機械室に至る階段のけあげは 23cm 以下、踏面は 15cm 以上(屋外の場合は 20cm 以上)、幅は 70cm 以上としてください。階段の両側には側壁または手すりを設けてください。

機械室平面図



2 エレベーター設備計画

2.6 非常用エレベーターの計画

非常用エレベーターは火災時の諸活動を支える唯一の交通機関です。設置に当たっては法的条件を満足することが必要です。非常用エレベーターを設置義務のない建物に設置される場合にも、エレベーターの機能だけでなく、建築的・設備的に法的条件を全て満たすよう計画してください。

非常用エレベーターの関連法規 建築基準法 第34条2項 建築基準法施行令 第129条の13の2、3

●特に次の点に気を付けて確実に法的な環境整備を行ってください。

(1) 非常用エレベーターの設置を要する建物並びに所要台数

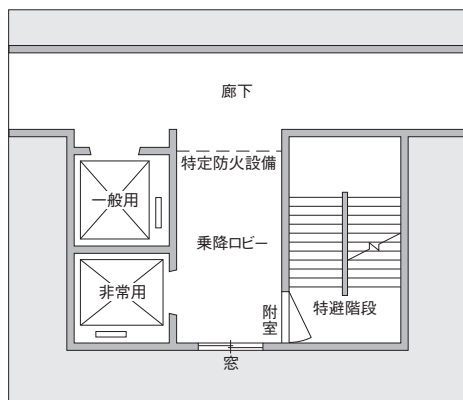
- ①高さ31mを超える建築物すべて
但し31mを超える部分が次の場合は設置不要です。(正確には令第129条の13の2を参照してください)
 - ・機械室・階段室など人がいない用途の場合。
 - ・床面積の合計が500m²以下の場合。
 - ・階数が4以下で床面積の合計100m²以内ごとに防火区画されている場合。
 - ・機械製作工場などの火災発生のおそれが少ない場合。
- ②設置台数は高さ31mを超える部分の床面積が最大の階の床面積が1500m²以下の場合1台、1500m²を超える場合は3000m²以内を増すごとに1台ずつ増加させてください。

(2) 非常用エレベーターの設置場所

- ①非常用エレベーターは、屋外への出口までの歩行距離が30m以下の所に設置してください。
- ②2台以上設ける場合は避難上及び消火上有効な間隔を保って配置してください。

(3) 非常用エレベーターと他の部分との区画

- ①非常用エレベーターの昇降路は2基以内毎に耐火構造の床及び壁で囲ってください。
- ②下図の場合は、エレベーター機械室においても一般用と非常用の間を耐火構造の壁で区切る必要があります。
- ③非常用エレベーターの乗降ロビーは、下図のように他の部分から独立させることを推奨します。



(4) 非常用エレベーターの乗降ロビー

この乗降ロビーは、消防隊が消火・救出活動を行う際の基地であり、また初期避難者の滞留場所として防火、防煙、停電対策が完備したものでなければなりません。非常用エレベーターは、この安全性が確保されてはじめて火災時にも利用できる点に留意する必要があります。

- ①乗降ロビー、各階において屋内と連絡させてください。(正確には、令第129条の13の3第3項を参照ください。)
- ②床面積は、1台当たり10m²以上必要であり、形状は一辺の最小長さを2.5mとして正方形に近いものを推奨します。
- ③乗降ロビーは、耐火構造の床及び壁で囲み、天井・壁の下地・仕上げも不燃材料としてください。
- ④乗降ロビーには、バルコニー、外気に向かって開くことができる窓、排煙設備(昭和45年建設省告示第1833号・平成12年建設省告示第1466号で改定)を設け、出入口には特定防火設備を設けてください。
- ⑤乗降ロビーには、予備電源をもった照明設備を設けてください。また屋内消火栓・連結送水管の放水口、非常用コンセント設備等の消火設備を設けるようにしてください。
- ⑥乗降ロビーには、非常用エレベーターの用途、積載量、最大定員の表示、避難経路、注意事項の標識を取付け、非常運転灯を設けてください。
- ⑦避難階(直上直下階を含む)の乗降ロビーにはかごを呼び戻す装置を設けてください。(これには前ページに掲げたものが(一社)日本エレベーター協会の標準になっています。)
- ⑧非常用エレベーターの出入口部分には、消火水の浸入に備えて水勾配をとることを推奨します。また、非常用エレベーターのピットには排水設備を設けることを推奨します。ピット排水口(別途工事)については所轄の消防庁及び確認審査機関との事前協議が必要です。
- ⑨附室に加圧防排煙設備を適用する場合は、当社にお問合せください。

(5) 電源設備・電話装置




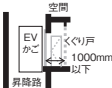

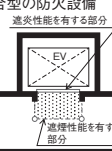


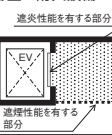
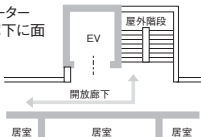
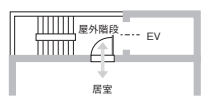
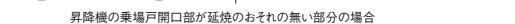
- ①非常用エレベーターには予備電源が必要です。
予備電源は商用電源の停電と同時に自動的に切り替わるものとします。
- ②電源線は火災に対して安全なように施工してください。(火災時に生ずる煙を有効に排出するために必要な排煙設備の構造基準の電気配線に準ずる)
【配線の方法】
 - ・耐火構造の主要構造部に埋設する配線
 - ・不燃材料の下地・仕上げの天井の裏面に銅製電線管を用いて行う配線
 - ・耐火構造の床・壁、または防火設備で区画されたダクトスペース等を行う配線
 - ・バスダクト、MIケーブルを用いて行う配線電線は600V耐熱ビニール電線等を用いてください。
- ③かご内と中央管理室間の電話装置は同時通話式インターホンが良く、その配線は耐火配線工事としてください。また、中央管理室に設ける呼び戻し装置の配線も同様とします。但し位置表示機類は耐熱配線工事以上としてください。

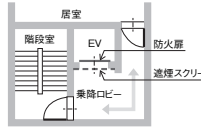
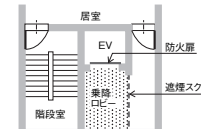
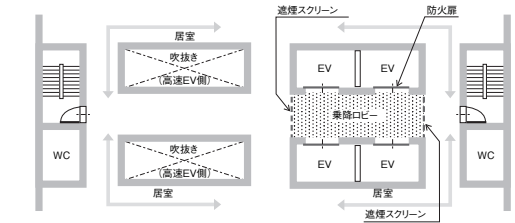
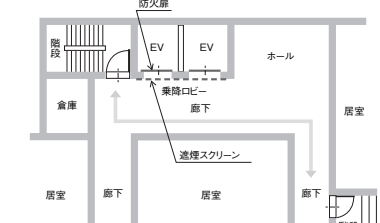
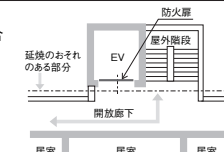
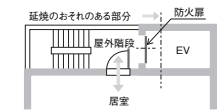
(6) 非常用エレベーターの運転管理

- ①非常用エレベーターが常に正規の機能がはたせるよう日常の細心の管理が必要です。但し、2次消防運転はドアの閉鎖状態が確認できないので、この試験はエレベーター専門技術者に委託してください。
- ②1次2次消防運転用のキーは保管場所を常に明確にしておいてください。
- ③非常用エレベーターを非常の用に供している場合は、他の一般エレベーターは避難階に待機させてください。

2.7 昇降路の防火区画

2.7.1 防火区画

法規概要	
防火区画の種類	区分
A. 乗場戸に接して設置 	(1) I 同一部材で遮炎・遮煙性能を有する防火設備  <p>●防火設備は遮炎・遮煙性能</p> <p>防火設備の例: ○防火戸 ○防火防煙シャッター ○スライド式防火防煙扉 →遮炎性能:例示仕様 →遮煙性能:例示仕様</p>
	(2) II 複合型の防火設備  <p>●防火設備は遮煙性能 ●エレベータードアは遮炎性能 (JEAS207参照)</p> <p>防火設備の例: ○遮煙性能を有する乗場戸+遮煙性能を有するスクリーン →大臣認定 遮炎性能:例示仕様 遮煙性能:性能評価</p>
B. 乗場戸前の空間を隔てて設置 <非常時に空間を形成する場合> 	(3) I 同一部材で遮炎・遮煙性能を有する防火設備  <p>●防火設備は遮炎・遮煙性能</p> <p>防火設備の例: ○空間+防火防煙シャッター・防火戸 →大臣認定 遮炎性能:例示仕様 遮煙性能:性能評価</p>
	(4) II 複合型の防火設備  <p>●防火設備は遮煙性能 ●エレベータードアは遮炎性能 (JEAS207参照)</p> <p>防火設備の例: ○遮炎性能を有する乗場戸+空間+遮煙性能を有するスクリーン →大臣認定 遮炎性能:例示仕様 遮煙性能:性能評価</p>
<乗降ロビーを設ける場合> 	(5) I 同一部材で遮炎・遮煙性能を有する防火設備  <p>●防火設備は遮炎・遮煙性能</p> <p>防火設備の例: ○乗降ロビー+防火防煙シャッター・防火戸 →大臣認定 遮炎性能:例示仕様 遮煙性能:性能評価</p>
	(6) II 複合型の防火設備  <p>●防火設備は遮煙性能 ●エレベータードアは遮炎性能 (JEAS207参照)</p> <p>防火設備の例: ○遮炎性能を有する乗場戸+乗降ロビー+遮煙性能を有するスクリーン →大臣認定 遮炎性能:例示仕様 遮煙性能:性能評価</p>
縦穴区画が要求されない場合(直接外気に開放された廊下等の部分とは縦穴区画が要求されない。) a. 独立したエレベーター昇降路が開放廊下に面する場合 	b. 屋外階段の踊場と乗降ロビーとを共用する場合 
	昇降機の乗場戸開口部が延焼のおそれのある部分の場合 

設計上の注意	
(1) エレベータードア面から防火設備内面までは300mm以下としてください。 (2) スライド式防火設備の場合は乗場インジケータ・ボタンの納まりと配線経路の設定が必要となります。 (3) シャッターの場合は行政指導の有無をご確認ください。 (4) シャッターの場合は、JEAS408シャッター運動管制運転が必要となります。 (5) エレベーター三方枠と防火戸枠の兼用はできません。	
遮炎性能を有するエレベーターの乗場戸と、遮煙性能を有するスクリーン等とを組み合わせた防火設備を設置する場合の計画事例	
a. 小規模の事務所ビル等で居室より階段室への通路と乗降ロビーとを共用する場合  <p>乗場戸に近接してスクリーン等を設ける場合は、エレベーター内に避難者が閉じ込められないようにすること。</p>	b. 小規模の事務所ビル等で専用の乗降ロビーを設け、階段室へ居室より直接出入りする場合  <p>乗降ロビーは必要最小限の大きさとし、乗降ロビーに避難者が取り残されることがないように避難方法を用意すること。</p>
c. 事務所ビル等で4台口両側出入口の場合  <p>乗降ロビーは必要最小限の大きさとし、乗降ロビーに避難者が取り残されることがないように避難方法を用意すること。また、遮煙スクリーンから一定の範囲にある、出火室との区画及び開口部は必要な耐火性能を有すること。</p>	
d. 店舗又はホテル等で廊下に乗降ロビーが面する場合  <p>ホールの部分は出火の危険性が極めて小さいこと。また、遮煙スクリーンから一定の範囲にある、出火室との区画及び開口部は必要な耐火性能を有すること。</p>	
c. 独立したEV昇降路が開放廊下に面する場合  <p>昇降機の乗場戸開口部が延焼のおそれのある部分の場合</p>	d. 屋外階段の踊場と乗降ロビーとを共用する場合  <p>昇降機の乗場戸開口部が延焼のおそれのある部分の場合</p>

2 エレベーター設備計画

2.7 昇降路の防火区画

2.7.2 エレベーター遮煙乗場ドア<ディフェンスドア>

適用

防火区画	乗場戸の仕様	適用区分
特定防火設備 (60分遮炎)	窓無し	○
	窓付き／網入りガラス	×
	窓付き／網無しガラス	
防火設備 (20分遮炎)	窓無し	○
	窓付き／網入りガラス	×
	窓付き／網無しガラス	

○：適用可 ×：適用不可

特殊気密材により、乗場ドアを遮煙性能をもった防火設備として使用できます。昇降路レイアウトの変更はなく、特別な防火設備工事が不要となるため、建築設計の自由度向上をはじめ、建築コストの削減、全体工期の短縮が可能となります。

- 火報信号連動式火災管制運転が必要です。
- 停電時自動着床装置 (MELD) が必要です。



- 特定防火設備とする場合は、窓無しとなります。防火設備で窓付きとする場合、網入りガラスとなります。
- エレベーター本体とは別見積りとなります。

エレベーター乗場ドアを防火設備とするために、以下の機能が必要です。

火報信号連動式火災管制運転

火災報知器または煙感知器からの信号により、エレベーターを避難階に呼び戻します。なお、火災報知器及び煙感知器は別途工事となります。



停電時自動着床装置 (MELD)

停電などでエレベーターの中に人が閉じ込められた場合、自動的にエレベーターの状態を確認しうえ、バッテリーですみやかに最寄り階へエレベーターを着床させます。

ディフェンスドアご採用にあたってのご注意

- 自動火災報知設備は設置義務の無い建物であっても必ず設けてください。
- 遮煙乗場ドア設置階の乗降ロビーには必ず火災報知器または煙感知器を設置し、火災警報盤を介して火報信号をエレベーター制御盤に支給してください。
- 外気に面する場所には基本的に適用できません。適用する場合は、当社にお問合せください。

2.8 高調波対策

エレベーターでは、電源高調波、高周波漏洩電流、高周波ノイズと呼ばれる高調波が発生します。高調波は、通信機器やOA機器などの電気機器の動作を不安定にするなど障害を及ぼす可能性があるため、対策が必要です。※エスカレーターでも同様の対策が必要です。

●高調波が与える影響

分類	影響
電源高調波	(1) 電圧ひずみによる影響 ①変圧器、回転機などの電気機器の銅損、鉄損の増加による機器の加熱及び鉄心の磁わい(歪)による騒音の増大。 ②位相制御機器の同期点の誤検出による動作の不具合。 (2) 電流ひずみによる影響 過大な高調波電流の流入による進相コンデンサ、直列リアクトル及び開閉器などの過熱発生。
高周波漏洩電流	(1) 漏電遮断器、漏電検出器の不要動作 (2) 電源トランスの中性線への漏洩電流流入による対地間電圧ノイズ(コモンモードノイズ)
高周波ノイズ	(1) 誘導障害 電話回線やデータ通信線への誘導による雑音や画像の乱れ。

●電源設備計画時のご注意

エレベーターから発生する高調波により、他の設備が影響を受けないよう次の対策を実施ください。

- (1) エレベーター動力用電源と、医療機器、音響設備、OA機器、通信機器等(以下医療機器等)の電源・信号線を1m以上分離してください。
- (2) エレベーターを含む動力の電源トランスと、医療機器等の電源トランスの分離をしてください。
- (3) エレベーターを含む機器アース線と、医療機器等のアース線の分離配線と接地極の分離をしてください。
- (4) 漏電遮断器はインバーター回路対応のものを使用してください。

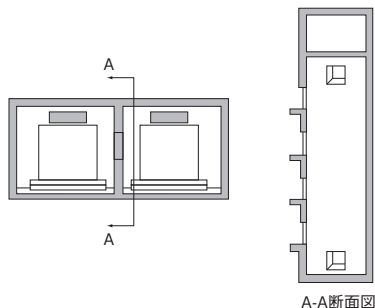
2 エレベーター設備計画

2.9 エレベーター騒音

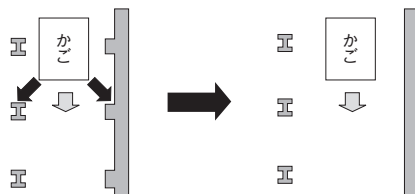
2.9.1 かご内騒音

かご内騒音には、かごが昇降路を走行することにより発生する走行騒音（空気流の騒音：風切音、突入音、狭部通過音）と階床通過音（バサバサ音）があります。特に高速エレベーターほど騒音レベルが大きくなります。かご内騒音値低減のために次の3点をご配慮願います。

- (1) 走行騒音については、昇降路に占めるかご床面積の比率が大きくなるほど騒音が大きくなりますので、できる限り昇降路を広く確保してください。
- (2) 単独シャフトの場合は昇降路頂部と下部に各々2m²位の通風口を設けると騒音値低減に効果的です。



- (3) 階床通過音については、昇降路内の梁などによる出張りをできる限りなくすことや梁との距離を設けることが重要です。



2.9.2 乗場騒音

乗場騒音には、昇降路と乗場の気圧差により発生する空気の流れが、乗場の戸と三方枠の隙間を通過するときに発生する騒音（ドラフト音）と、エレベーター機器から発生する昇降路内騒音が扉を透過する騒音があります。ドラフト音低減には外気を屋内に入れないことが重要です。次の3点をご配慮願います。

- (1) 地下駐車場、駐輪場、地下道他とエレベーターロビーが連絡している場合は、エレベーターロビー部分の区画戸の他に各連絡部分に戸を設置してください。
- (2) 玄関階（ペDESTリアンデッキ連結階も含む）については、風除室を設けて二重戸にしてください。
- (3) 外壁部に玄関以外の出入口戸をできる限り無くすことをお勧めします。設ける場合は風除室を設けて二重戸にしてください。

2.9.3 居室騒音

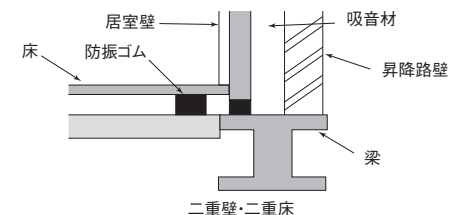
エレベーターによって発生する居室騒音は、巻上機や制御盤などの機器の振動や、かごとおもりが昇降路内を走行するときの機器の振動が、建築躯体を経路として居室の壁、床、天井などへ固体伝播することで発生します。一般的には、機械室または昇降路内に設置される機器が大型化するほど、または高速エレベーターになるほど、居室騒音レベルが増大する傾向となります。固体伝播騒音を低減するために、次の3点を推奨します。

- (1) 居室ならびに静粛性を求められる部屋のレイアウトは、昇降路や機械室から極力距離を設けてください。近接してレイアウトされる場合でも、居室と昇降路の間に廊下、階段、パイプスペース、電気配線シャフトなどの空間を設けて頂くことや、トイレ、ユニットバス、キッチンなどの水周りを昇降路側へ設けて頂くことを推奨します。
- (2) 居室騒音は振動に起因する騒音の為、有効な対策は壁・床・天井の防振・制振となります。機械室や昇降路に隣接する居室、近傍で静粛性を求められる居室を対象として、防振・制振などの対策をご検討ください。
- (3) 居室騒音に関しては、建物の計画段階よりエレベーター騒音対策を検討させて頂くことで、一般的には問題無いレベルまで騒音を低減することが可能です。昇降路の寸法に関する部分もありますので、静粛性を要する建物計画の場合は、できるだけ早い段階でご相談頂くようお願いいたします。

エレベーターが走行する際には、昇降路や機械室の機器などから、空間伝播騒音が発生します。昇降路内の騒音は、かごとおもりの走行音や階床通過音が主成分となり、一般的な昇降路であれば透過損失の効果によって、問題になることはほとんどありません。

機械室内の騒音は、巻上機や制御盤などより発生される騒音が主成分となり、昇降路内騒音に比べて騒音レベルが大きくなります。ペントハウスに機械室を設ける場合は、床スラブの透過損失によって騒音レベルが低減するため、最上階の居室へ騒音が透過することはほとんどありません。

但し、中間階に機械室が設けられる場合や、昇降路に隣接して特に静粛性を求められる居室が配置される場合などは、固体伝播騒音の対策と併せて二重壁や吸音材を適用することを推奨します。



3 機能一覧

3.1 標準形・機械室レスエレベーター < AXIEZ-LINKs > 機能一覧

●：基本仕様、○：有償付加仕様、—：適用できません

項目	仕様	内容	乗用	住宅用	寝台用	備考
操作方式	乗合全自動方式 [2BC]	乗場の呼びに応じて起動し、同じ運転方向の呼びに順次応答し、前方に呼びがなくなると運転方向を反転します。	●	●	●	
	2台群乗合全自動方式 [2C-2BC]	2台のエレベーターが互いに連携をとり、相互の通過後の呼びに応答し、呼びがなくなると最後に応答した階（または大局観分散待機動作による待機階）でドアを閉じ待機します。	○	○	○	
	Maisart 群管理	複数台のエレベーターを群管理。ビル内交通が比較的穏やかな中小規模のビルにおいて、AIを駆使した心理的待ち時間評価方式により効率よく群管理します。	○	○	—	
地震対策	緊急地震速報利用地震時管制運転	気象庁より配信される緊急地震速報をもとに、エレベーター設置場所への地震到達時刻や震度を予測します。大きな揺れが予想される場合、エレベーターを最寄り階に停止させます。（緊急地震速報を配信する事業者にて予測を行います。）	○	○	○	
	P波センサ付地震時管制運転 [EER-P]	地震を大きな揺れがくる前の初期微動（P波）で感知し、全エレベーターを最寄り階に停止させます。感知器はP波・低・高の3段設定となります。	●	●	●	
	突出物保護措置（引掛り防止）	長周期地震動によるロープ類の震動現象に対して、昇降路内機器への引掛り防止などの対策を強化します。	●	●	●	
火災対策	火災時管制運転 [FER]	火災時に監視室のスイッチまたは火災報知信号等により全エレベーターを避難階へ呼び戻します。	○	○	○	
直流電源	三菱スマート中低圧直流配電ネットワークシステム "D-Smiree"	配電システム D-Smiree より受電可能となります。	○	○	○	ご検討に際しては営業担当者へお問合せください。
	停電時自動着床装置 MELD (メルド)	停電時にバッテリーによりエレベーターを最寄り階に停止させます。	●	●	●	
停電対策	停電時自動着床装置 大容量 MELD (メルド)	停電時にバッテリーによりエレベーターを最寄り階に停止させます。大容量バッテリーにより広範囲約40mの稼働が可能です。	○	○	○	
	自家発電時管制運転 [OEPS]	停電時に自家発電機の容量に見合った台数のエレベーターを選んで運転します。	○	○	○	
	マルチ電源	「太陽光発電システム (PV)」や「電気自動車 (V2X)」などマルチ電源と連携することで不測の事態でもエレベーターを運転させます。	○	○	○	ご検討に際しては営業担当者へお問合せください。 ※電気自動車は別途（もしくは管理者）手配。
浸水対策	冠水時管制運転	ビットの浸水を感じし、エレベーターを休止させます。	●	●	●	
	暴風雨時最上階休止機能	暴風雨時に雨水が昇降路に流れ込んだ場合に、かご上機器を濡れにくくするために、乗場のキースイッチを「退避」側に操作することで降雨前に最上階にエレベーターを休止させます。	○	○	○	セキュリティ機能適用時に退避階が異なる場合があります。
監視機能	PC 式昇降機監視盤 [MITEMAS]	多彩な画面表示で運行状況をリアルタイムで管理し、運転モードの切替えや各種管制運転なども簡単に行えるパソコンタイプの昇降機監視システムです。	○	○	○	
保護機能	最寄り階低速自動着床運転	エレベーターが階と階との間で停止したとき、エレベーターを動かしても安全上差し支えがないと判断すると、自動的に最寄りの階まで運転し戸開きします。	●	●	●	
	ネクストランディング	ドアが開き切らないとき、他の階床に走行し戸開きします。	●	●	●	
	乗過ぎ防止装置（過負荷検出装置）	かご内の人や荷物が積載量を超えたとき、警報を発してドアを開いた状態にします。	●	●	●	
	同時通話インターホン	かご内から、ビルの管理人と通話できます。	●	●	●	エレベーターの運行中は、かごインターホンの呼び出しに常時応答できるようにしてください。管理人室が常駐でない場合や住戸内に設置されている場合、インターホンを共用部にも設置するなど、他の通信手段を確保する必要があります。

項目	仕様	内容	乗用	住宅用	寝台用	備考
保護機能	停電灯 (バッテリー自動充電式)	停電のとき、バッテリーでかご内非常照明を点灯します。	●	●	●	
	かごゆすり検知機能	かごの揺れを検知して、警告アナウンスを行います。揺れが大きい場合、エレベーターの停止を避けるために速度を下げた走行します。	●	●	●	
ノイズ対策	ノイズフィルタ	漏洩電流を抑制します。医療機器、音響設備、OA機器、通信機器などへの影響が懸念される場合、追加することで低減に効果があります。	●	●	●	
	絶縁トランス	電源高調波（低次高調波）を抑制します。回生コンバーターを採用している場合、電源高調波（低次高調波）は発生しません。（[高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン]による規制を受け、抑制が必要な場合にご採用頂けます。）	○	○	○	
	高調波対策用リアクトル	電源高調波（低次高調波）を抑制します。回生コンバーターを採用している場合、電源高調波（低次高調波）は発生しません。（[高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン]による規制を受け、抑制が必要な場合にご採用頂けます。）	○	○	○	
福祉仕様	車いす仕様	車いす利用者の使用に対し、専用かご操作盤、鏡、戸閉速度制御等の配慮を行った仕様です。	○	○	○	乗用7人乗りにも適用可能です。（バリアフリー法の基準は満たしていません。）
	視覚障がい者対応仕様	視覚障がい者の使用に対し、操作ボタンの点字表示、戸開放時間延長、アナウンス等の配慮を行った仕様です。	○	○	○	
	インターホン呼び出しボタン応答灯 (聴覚障がい者対応仕様)	かご操作盤のインターホンボタンを押すと、応答ランプが点灯し、外部からの応答があると応答ランプが点滅します。	○	○	○	
	発音式かごボタン	行先ボタンを押したとき、電子音でボタンが操作されたことを伝えます。	○	○	○	
	発音式乗場ボタン	通常時に乗場ボタンを押したとき、電子音でボタンが操作されたことを伝えます。	○	○	○	
	ドアロードディテクタ	ドアの開閉途中で物がはさまって、異常力が加わると、ドアを反転させます。敷居の溝に小石やゴミが詰まったりしているときには、開閉動作を繰り返して排除に努めます。	●	●	●	
ドアセンサ機能	マルチビームドアセンサ	エレベーターの出入口に設けた赤外線ビームが、ドアが開まり終わるまでの乗客の乗り降りを見守り、乗り降りが終わるとすみやかにドアが開まります。	●	●	●	直射日光や反射光がセンサに当たる環境での適用条件については、営業担当者へお問合せください。
	クイックドアシステム	ランディングオープン機能、ドア開閉速度の最適化により、運行効率を向上させます。	●	●	●	
	センシングドアシステム	クイックドアシステムに、TOF センサを追加します。乗場に誰もいないことを検知した際、ドア戸閉の開始時間を早め、運行効率を向上させます。	○	○	○	ホールモーションセンサと併用できません。直射日光や反射光が床面（センサの検出エリア）に当たる場合はご採用いただけません。
	気配りドア	かごのドアの戸袋付近に近づく乗客の手、指、小荷物などを感知して、ドアの戸開速度を減速。また戸閉動作中にセンサが感知するといったドアを停止させ、その後ゆっくりと戸開させます。	○	○	○	シースルーかご室で、かご室内に日光が入射する場合は適用できません。
	ホールモーションセンサ < 3D >	乗場側に向けて照射する赤外光により、エレベーターに乗り込もうとする乗客を検知。閉じかけたドアもすみやかに反転して開きます。	○	○	○	センシングドアシステムと併用できません。直射日光や反射光が床面（センサの検出エリア）に当たる場合はご採用いただけません。
	ドアシグナル	かご内の出入口上部に設けられた LED 表示灯がドアの開閉動作前、および戸閉動作中に赤く点滅し、ドアの動きをわかりやすく知らせます。	○	○	○	
	ドアセーフティシュー	閉まりかけたドアに人や荷物等がはさまれたとき、これを検出してドアを開きます。	●	●	●	
	両側ドアセーフティシュー	閉まりかけたドアに人や荷物等がはさまれたとき、これを検出してドアを開きます。	○	—	—	2 枚戸片引きには適用できません。

3 機能一覧

3.1 標準形・機械室レスエレベーター < AXIEZ-LINKs > 機能一覧

●：基本仕様、○：有償付加仕様、—：適用できません

項目	仕様	内容	乗用	住宅用	寝台用	備考
セキュリティ機能	かご内防犯カメラ	かご内に防犯カメラを設置して、監視室などからかご内部の状況を監視することができます。(カメラを追加することで、エントランス、駐車場など共用部の監視もできます。共用部カメラのご採用には当社とのメンテナンス契約が必要です。)	○	○	○	
	かご内防犯カメラ(かご内映像表示機能付)	かご内に設置した防犯カメラの映像をかご内インジケータの液晶画面に表示します。	○	○	○	
	デジタルレコーダー	かご内で撮影した画像をハードディスクレコーダーに記録します。	○	○	○	
	防犯警報装置(かご内専用ボタン式)	かご内の警報ボタンを操作することにより、かごのブザーを鳴動し、各階強制停止運転を行います。(乗場ベルを鳴動することもできます。)	○	○	○	
	防犯警報装置(インターホンボタン兼用式)	かご内のインターホンボタンを操作することにより、かごのブザーを鳴動し、各階強制停止運転を行います。(乗場ベルを鳴動することもできます。)	○	○	○	
	インターホンボタンによる乗場ベル鳴動	かご内のインターホンボタンを操作することにより、乗場のベルを鳴動します。	○	○	○	
	乗場液晶モニター	乗場に液晶モニターを設置して、かご内防犯カメラの映像を液晶モニターに表示します。	○	○	○	15インチ、最大6ヵ所まで設置可能です。
	各階強制停止運転	かご内犯罪防止のため、かご呼びが登録された階までエレベーターを各階に停止させることができます。	○	○	○	
	任意階サービス切戻し機能	かご内の操作盤で、エレベーターのサービス階を自由に変更することができます。*1	○	○	○	
	サービス階切戻し機能	エレベーターを停止させないようにしたり、サービスするエレベーターを限定します。スイッチ(キースイッチ、テンキー、カードリーダー)や時刻、建物のセキュリティとの連動(※)により一時的に特定階のサービスを解除します。*1	○	○	○	※当社入退室管理システム「MELSAFETY-P」の搭載が必要です。
暗証式シークレットコール	暗証番号をかご操作盤で入力することにより、特定階へのかご呼び登録ができます。*1	○	○	○		
エレクトロニックセキュリティシステム	玄関ロビーと乗場の両方に設置された非接触キーなどによる個人認証機能でさらにセキュリティ性を高めます。*1	○	○	—		
サービス機能	強制戸閉動作	一定時間戸閉めが妨げられていると、警報を出して戸閉めを促進します。	●	●	●	
	かご照明と換気装置の自動休止	所定時間エレベーターが利用されないと、自動的にかご内ファンを止め、かご内照明を消灯します。	●	●	●	
	満員出発時乗場呼び自動登録機能	エレベーターが満員になって出発したとき、乗車出来なかつた方のために自動的に乗場呼びを登録します。	●	●	●	
	病院専用運転	緊急時の患者の運搬ができるように、任意のかご呼びのみにサービスします。	—	—	●	
	戸開延長ボタン	戸開時に開延長ボタンを押すと、戸開きしている時間を延長します。	○	○	●	ペット同乗運転との併用はできません。
	スーパー可変速システム	かご乗車人数に応じて定格速度以上で走行させます。	○	○	○	可変速120m/minは二方向出入口、シスルーかご室には適用できません。
	かご呼び取消機能	間違えて登録されたかご呼びは、2回そのボタンを押せば、取り消すことができます。	●	●	●	3停止以上の場合のみ適用可能です。
	かご呼び一括キャンセル動作	間違えて登録されたかご呼びは最終呼び階で一括キャンセルします。	●	●	●	
	いたずら呼び自動キャンセル	かご内が無人で、行先ボタンが多数押されているとき、その状態を検出し、かご呼びを一括キャンセルします。	●	●	●	6停止以上の場合のみ適用可能です。
	ドアリオープン動作	エレベーターのドアを閉じかけているとき、乗場ボタンを押すとドアを反転させて開きます。	●	●	●	
乗場休止灯	エレベーターが運転休止すると休止灯が点灯して使用不能であることを伝えます。	●	●	●		
乗場休止スイッチ	指定階に設置し、エレベーターの運転を休止させます。	○	○	○		
満員通過機能	エレベーターが満員のときは、途中の乗場呼びを自動的に通過します。	●	●	●	2C-2BC以上は基本仕様	
アップブイクサービス	オフィスの出勤時やホテルのチェックイン時間帯に、主階床やフロント階の上り方向の混み具合を予測して、主階床やフロント階への配車台数、配車タイミング、出発かごの戸開タイミングなどを制御します。	●	●	—	Maisart群管理搭載時のみ適用可能です。エレコルセキュリティシステムとの併用はできません。	

*1 緊急時には、サービス切戻し階に停止する場合があります。

項目	仕様	内容	乗用	住宅用	寝台用	備考
サービス機能	ダウンブイクサービス	オフィスの退勤時やホテルのチェックアウト時間帯に、下り客の待ち時間が長くないようにより上階への配車台数と配車タイミングなどを制御します。	●	●	—	Maisart群管理搭載時のみ適用可能です。エレコルセキュリティシステムとの併用はできません。
	エレ・ナビ ライト	1~2台のエレベーターにおいて、エレベーターホールの乗場操作盤で先行階を指定したあと、エレベーター内でボタンを押す必要がなく、スムーズな移動が可能です。	○	○	—	
	サービスかご即時予報表示	乗場ボタンが押されるとただちにサービスするエレベーターのホールランタンを点灯し、チャイムを単音で鳴動します。	○	○	—	エレベーター2台以上のとき適用可能です。
	省エネ分散待機	必要時のみ分散待機させることで消費電力を最大10%削減します。	●	●	●	2C-2BC以上のみ適用可能です。
	省電力運転(割当制御)	消費電力を削減できるエレベーターを割当て、消費電力を最大10%削減します。	○	○	—	3台以上のMaisart群管理のみ適用可能です。サービスかご即時予報表示付の場合のみ適用可能です。
	主階床待機動作	主階床にエレベーターが必ず1台、ドアを開いて待機するようにエレベーターを運転します。	○	○	○	
	フロント階停止動作	エレベーターを必ずフロント階に停止させます。	○	○	○	
	ペット同乗運転	各階乗場に「ペット」表示をすることでペットが乗っていることを乗場にいる乗客に知らせます。また通過モードにより、他の乗客との乗り合わせを回避することができます。	○	○	—	戸開延長ボタンとの併用はできません。
	「ヘルスエア」機能搭載循環ファン	三菱「ヘルスエア」機能搭載により、ウイルスや菌、花粉などを抑制するだけでなくPM2.5対応と脱臭効果によりかご内を常に快適にします。	●	●	●	エアコンとの併設可能です。P7/R6のときは適用できません。P7/R6のときは適用できません。仕様によっては適用できない場合がありますので、事前に営業担当者にお問合せください。
	エアコン(冷房専用)	かご内を冷房してより快適にします。エアコン動作時のドレン処理機能を内蔵していますので、ドレンタンクやホースの設備が不要です。	○	○	○	
ガイダンス機能	てらすガイド連携機能	エレベーターの状態をアニメーションで表示します。	○	○	○	てらすガイドは別途手配です。
	ロボット連携機能	ロボットが自動でエレベーターを利用できます。	○	○	○	ロボットは別途手配です。
	回生コンバーター	エレベーター運転時に発生する回生電力を建物内の電力設備に有効利用することで、省エネを実現します。	○	—	○	二方向出入口には適用できません。ご採用の際は当社にお問合せください。
	配膳車対応仕様	床の強度を上げ、配膳台車などの重量物(675kg: B750、800kg: B1000)の運搬に対応します。	—	—	○	最大昇降行程: 60mとなります。プレミアムフロアは適用できません。ご検討に際しては営業担当者にお問合せください。
	エレベーター動作仕様設定変更対応	建物運用により仕様決定後、サービス階切戻し階の変更など特定仕様をエレベーター停止することなく遠隔で変更可能となります。	—	—	—	
	地震時エレベーター自動診断復旧システム「ELE-Quick」	地震時管制運転で停止したエレベーターについて、異常の有無を自動診断して安全確認を行い、運転を再開するシステムです。	—	—	—	
	スマートフォンサービス	ハンズフリーでエレベーターの自動呼出し・先行階の自動登録などを行います。	—	—	—	当社とのメンテナンス契約が必要となります。
	エレベータークラウドサービス BuiltUnity[ビルユニティ]	クラウドサービスを活用し、離れた場所からでもエレベーター監視・制御を行うことができます。	—	—	—	
	かご内4カ国語アナウンス	通常時: 日本語・英語、緊急時: 日本語・英語・中国語・韓国語をアナウンスし、状況を知らせます。	●	●	●	
	乗場気配りアナウンス	乗場でお待ちのお客様にエレベーターの到着を音声によりわかりやすくアナウンスします。また、地震などでエレベーターが運転休止中に乗場ボタンを押すとエレベーターが使用できないことをお知らせします。	○	○	○	1台形(1C-2BC)のみ適用可能です。到着予報チャイムとの併用はできません。
到着予報チャイム・かご上下取付	エレベーターが到着する4~5秒前にチャイムを連音で鳴動します。	○	○	○	乗場気配りアナウンスとの併用はできません。	
かご上スピーカー	BGMや非常放送を流すことができます。	○	○	○		

3 機能一覧

3.2 標準形・機械室レスエレベーター < AXIEZ 大容量 > 機能一覧

●：基本仕様、○：有償付加仕様、—：適用できません

項目	仕様	内容	乗用	寝台用	備考
操作方式	乗合全自動方式 [2BC]	乗場の呼びに応じて起動し、同じ運転方向の呼びに順次応答し、前方に呼びがなくなると運転方向を反転します。	●	●	
	2台群乗合全自動方式 [2C-2BC]	2台のエレベーターが互いに連携をとり、相互の通過後の呼びに応答し、呼びがなくなると最後に応答した階(または大局観分散待機動作による待機階)でドアを閉じ待機します。	○	○	
	3台群管理方式 [3C-Σ AI-22]	3～4台のエレベーターを群管理。ビル内交通が比較的穏やかな中小規模のビルにおいて、AIを駆使した心理的待ち時間評価方式により効率よく群管理します。	○	—	
	4台群管理方式 [4C-Σ AI-22]	同上	○	—	
地震対策	緊急地震速報利用地震時管制運転	気象庁より配信される緊急地震速報をもとに、エレベーター設置場所への地震到達時刻や震度を予測します。大きな揺れが予想される場合、エレベーターを最寄り階に停止させます。(緊急地震速報を配信する事業者にて予測を行います。)	○	○	
	P波センサ付地震時管制運転	地震を大きな揺れがくる前の初期微動(P波)で感知し、全エレベーターを最寄り階に停止させます。感知器はP波・低・高の3段設定となります。	●	●	
	突出物保護措置(引掛り防止)	長周期地振動によるロープ類の震動現象に対して、昇降路内機器への引掛り防止などの対策を強化します。	●	●	
火災対策	火災時管制運転	火災時に監視室のスイッチまたは火災報知信号等により全エレベーターを避難階へ呼び戻します。	○	○	
停電対策	停電時自動着床装置 MELD (メルド)	停電時にバッテリーによりエレベーターを最寄り階に停止させます。	●	●	
	自家発時管制運転	停電時に自家発電機の容量に見合った台数のエレベーターを選んで運転します。	○	○	
漏水対策	マルチ電源	[太陽光発電システム(PV)]などマルチ電源と連携することで不測の事態でもエレベーターを運転させます。	○	○	ご検討に際しては営業担当者へお問合せください。
	冠水時管制運転	ビットの浸水を感じし、エレベーターを休止させます。	●	●	
監視機能	暴風雨時最上階休止機能	暴風雨時に雨水が昇降路に流れ込んだ場合に、かご上機器を濡れにくくするために、乗場のキースイッチを「退避」側に操作することで降雨前に最上階にエレベーターを休止させます。	○	○	セキュリティ機能適用時には退避階が異なる場合があります。
	PC式昇降機監視盤 [MITEMAS]	多彩な画面表示で運行状況をリアルタイムで管理し、運転モードの切替えや各種管制運転なども簡単にできるパソコンタイプの昇降機監視システムです。	○	○	
保護機能	最寄り階低速自動着床運転	エレベーターが階と階との間で停止したとき、エレベーターを動かしても安全上差し支えがないと判断すると、自動的に最寄りの階まで運転し戸を開きます。	●	●	
	ネクストランディング	ドアが開き切らないとき、他の階床に走行し戸を開きます。	●	●	
	乗過ぎ防止装置(過負荷検出装置)	かご内の人や荷物が積載量を超えたとき、警報を発してドアを開いた状態にします。	●	●	
	同時通話インターホン	かご内から、ビルの管理人と通話できます。	●	●	
	停電灯(バッテリー自動充電式)	停電のとき、バッテリーでかご内非常照明を点灯します。	●	●	
	かごゆすり検知機能	かごの揺れを検知して、警告アナウンスを行います。揺れが大きい場合、エレベーターの停止を避けるために速度を下げた走行します。	●	●	

項目	仕様	内容	乗用	寝台用	備考
ノイズ対策	ノイズフィルタ	高周波ノイズを抑制します。電話回線やデータ通信線への誘導による雑音や画像の乱れの低減に効果があります。	●	●	
	絶縁トランス	漏洩電流を抑制します。医療機器、音響設備、OA機器、通信機器などへの影響が懸念される場合、追加することで低減に効果があります。	○	○	
	ACリアクトル	電源高調波(低次高調波)を抑制します。回生コンバーターを採用している場合、電源高調波は発生しません。〔高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン〕による規制を受け、抑制が必要な場合にご採用頂きます。)	○	○	
福祉仕様	車いす仕様	車いす利用者の使用に対し、専用かご操作盤、鏡、戸開速度制御等の配慮を行った仕様です。	○	○	
	視覚障がい者対応仕様	視覚障がい者の使用に対し、操作ボタンの点字表示、戸開放時間延長、アナウンス等の配慮を行った仕様です。	○	○	
	インターホン呼び出しボタン応答灯(聴覚障がい者対応仕様)	かご操作盤のインターホンボタンを押すと、応答ランプが点灯し、外部からの応答があると応答ランプが点滅します。	○	○	
	発音式かごボタン	行先ボタンを押したとき、電子音でボタンが操作されたことを伝えます。	○	○	
	発音式乗場ボタン	通常時に乗場ボタンを押したとき、電子音でボタンが操作されたことを伝えます。	○	○	
ドアセンサ機能	ドアロードディテクタ	ドアの開閉中に物がはさまって、異常力が加わると、ドアを反転させます。敷居の溝に小石やゴミが詰まったりしているときには、開閉動作を繰り返して排除に努めます。	●	●	
	マルチビームドアセンサ	エレベーターの出入口に設けた赤外線ビームが、ドアが閉まり終わるまでの乗客の乗り降りを見守り、乗り降りが終わるとすみやかにドアが閉まります。	●	●	直射日光や反射光がセンサに当たる環境での適用条件については、営業担当者へお問合せください。
	クイックドアシステム	ランディングオープン機能により、運行効率を向上させます。	●	●	
	センシングドアシステム	クイックドアシステムに、TOFセンサを追加します。乗場に誰もいないことを検知した際、ドア戸閉の開始時間を早め、運行効率を向上させます。	○	—	直射日光や反射光が床面(センサの検出エリア)に当たる場合はご採用いただけません。ホールモーションセンサとの併用はできません。
	気配りドア	かごのドアの戸袋付近に近づく乗客の手、指、小荷物などを感知して、ドアの戸開速度を減速。また戸開動作中にセンサが感知するといったドアを停止させ、その後ゆっくりと戸開させます。	○	○	
	ホールモーションセンサ < 3D >	乗場側に向けて照射する赤外光により、エレベーターに乗り込もうとする乗客を検知。閉じかけたドアもすみやかに反転して開きます。	○	○	直射日光や反射光が床面(センサの検出エリア)に当たる場合はご採用いただけません。センシングドアシステムとの併用はできません。
	ドアシグナル	かご内の出入口上部に設けられたLED表示灯がドアの開閉動作前、および戸開動作中に赤く点滅し、ドアの動きをわかりやすく知らせます。	○	○	
セキュリティ機能	ドアセーフティシュー	閉まりかけたドアに人や荷物等がはさまれたとき、これを検出してドアを開きます。	●	●	
	両側ドアセーフティシュー	閉まりかけたドアに人や荷物等がはさまれたとき、これを検出してドアを開きます。	○	—	2枚戸片引きには適用できません。
	かご内防犯カメラ	かご内に防犯カメラを設置して、監視室などからかご室内部の状況をモニターすることができます。(カメラを追加することで、エントランス、駐車場など共用部の監視もできます。共用部カメラのご採用には当社とのメンテナンス契約が必要です。)	○	○	
	かご内防犯カメラ(かご内映像表示機能付)	かご内に設置した防犯カメラの映像をかご内インジケータの液晶画面に表示します。	○	○	
防犯警報装置(かご内専用ボタン式)	かご内の警報ボタンを操作することにより、かごのブザーを鳴動し、各階強制停止運転を行います。(乗場ベルを鳴動することもできます。)	○	○		

3.2 標準形・機械室レスエレベーター < AXIEZ 大容量 > 機能一覧

●：基本仕様、○：有償付加仕様、—：適用できません

項目	仕様	内容	乗用	寝台用	備考
セキュリティ機能	防犯警報装置 (インターホンボタン兼用式)	かご内のインターホンボタンを操作することにより、かごのブザーを鳴動し、各階強制停止運転を行います。(乗場ベルを鳴動することもできます。)	○	○	
	インターホンボタンによる乗場ベル鳴動	かご内のインターホンボタンを操作することにより、乗場のベルを鳴動します。	○	○	
	乗場液晶モニター	乗場に液晶モニターを設置して、かご内防犯カメラの映像を液晶モニターに表示します。	○	○	15インチ、最大6カ所まで設置可能です。
	各階強制停止運転	かご内犯罪防止のため、かご呼びが登録された階までエレベーターを各階に停止させることができます。	○	○	
	任意階サービス切放し機能	かご内の操作盤で、エレベーターのサービス階を自由に変更することができます。*1	○	○	
	サービス階切放し機能	エレベーターを停止させないようにしたり、サービスするエレベーターを限定します。なお、スイッチ(キースイッチ、テンキー、カードリーダー)や時刻、建物のセキュリティとの連動(※)により一時的に特定の階のサービス切放しを解除します。*1	○	○	※当社入退室管理システム「MELSAFETY-P x」の搭載が必要です。
	暗証式シークレットコール	暗証番号をかご操作盤で入力することにより、特定階へのかご呼び登録ができます。*1	○	○	
	エレコールセキュリティシステム	玄関ロビーと乗場の両方に設置された非接触キーなどによる個人認証機能でさらにセキュリティ性を高めます。*1	○	—	
	強制戸閉動作	一定時間戸閉めが妨げられると、警報を出して戸閉めを促進します。	●	●	
	かが照明と換気装置の自動休止	所定時間エレベーターが利用されないと、自動的にかご内ファンを止め、かご内照明を消灯します。	●	●	
満員出発時乗場呼び自動登録機能	エレベーターが満員になって出発したとき、積み残し客のために自動的に乗場呼びを登録します。	●	●		
病院専用運転	緊急時の患者の運搬ができるように、任意のかご呼びのみにサービスします。	—	●		
戸開延長ボタン	戸開時に開延長ボタンを押すと、戸開している時間を延長します。	○	●	ベット同乗運転との併用はできません。	
スーパージョイライドシステム	かが乗車人数に応じて定格速度以上で走行させます。	○	○	可変速 120m/min は寝台用、二方向出入口には適用できません。	
かが呼び取消機能	間違えて登録されたかが呼びは、2回そのボタンを押せば、取り消すことができます。	●	●	3停止以上の場合のみ適用可能です。	
かが呼び一括キャンセル動作	間違えて登録された後呼び(背後呼び)は最終呼び階で一括キャンセルします。	●	●		
いたずら呼び自動キャンセル	かご内が無人で、行先ボタンが多数押されているとき、その状態を検出し、かが呼びを一括キャンセルします。	●	●	6停止以上の場合のみ適用可能です。	
ドアリオープン動作	ドアを閉じかけたエレベーターがあるとき、乗場ボタンを押すとドアを反転させて開きます。	●	●		
乗場休止灯	エレベーターが運転休止すると休止灯が点灯して使用不能であることを伝えます。	●	●		
乗場休止スイッチ	指定階に設置し、エレベーターの運転を休止させます。	○	○		
乗場使用不能ブザー	地震などによる休止中に乗場ボタンが押されるとアラーム音を発して使用不能であることを伝えます。	○	○		
満員通過機能	エレベーターが満員のときは、途中の乗場呼びを自動的に通過します。	○	○	2C-2BC 以上は基本仕様	
アップピークサービス	オフィスビルの出勤時やホテルのチェックイン時間帯に、主階床やフロント階の上り方向の混み具合を予測して、主階床やフロント階への配車台数、配車タイミング、出発かごの戸閉タイミングなどを制御します。	○	—	ΣAI-22 以上のみ適用可能です。エレコールセキュリティシステムとの併用はできません。	
ダウンピークサービス	オフィスビルの退勤時やホテルのチェックアウト時間帯に、下り客の待ち時間が長くないようになら上り階への配車台数と配車タイミングなどを制御します。	○	—		
エレ・ナビ ライト	エレベーターホールの乗場操作盤で行先階を指定したあと、エレベーター内でボタンを押す必要がなく、スムーズな移動が可能です。	○	—		

*1 緊急時には、サービス切放し階(呼び登録制限)に停止する場合があります。

項目	仕様	内容	乗用	寝台用	備考
サービス機能	AXIEZ 専用サービスかご即時予報表示	乗場ボタンが押されるとただちにサービスするエレベーターのホールランタンを点灯し、チャイムを単音で鳴動します。	○	—	ΣAI-22 以上のみ適用可能です。
	省エネ分散待機	必要時のみ分散待機させることで消費電力を最大 10%削減します。	●	●	2C-2BC 以上のみ適用可能です。
	省電力運転(割当制御)	消費電力を削減できるエレベーターを割当て、消費電力を最大 10%削減します。	○	—	3C-ΣAI-22 以上のみ適用可能です。AXIEZ 専用サービスかご即時予報表示付の場合のみ適用可能です。
	主階床待機動作	主階床にエレベーターが必ず 1 台、ドアを開いて待機するようにエレベーターを運転します。	○	○	
	フロント階停止動作	フロント階を通りかかったエレベーターを必ずフロント階に停止させます。	○	○	
	ベット同乗運転	各階乗場に「ベット」表示をすることでベットが乗っていることを乗場にいる乗客に知らせます。また通過モードにより、他の乗客との乗り合わせを回避することができます。	○	—	戸開延長ボタンとの併用はできません。
	「ヘルスエア」機能搭載循環ファン	ウイルスや菌、花粉などを抑制するだけでなく PM2.5 対応と脱臭効果によりかご内を常に快適にします。	●	●	エアコンとの併設可能です。
	エアコン(冷房専用)	かご内を冷房してより快適にします。エアコン動作時のドレン処理機能を内蔵していますので、ドレンタンクやホースの設備が不要です。	○	○	一方出入口のみ適用可能です。仕様によっては適用できない場合がありますので、事前に営業担当者にお問合せください。
	回生コンバーター	エレベーター運転時に発生する回生電力を建物内の電力設備に有効利用することで、省エネを実現します。	○	—	二方向出入口には適用できません。ご採用の際は当社にお問合せください。
	配膳車対応仕様	床の強度を上げ、配膳台車などの重量物の運搬に対応します。	○	○	ご検討に際しては営業担当者へお問合せください。
ガイダンス機能	かご内4カ国語アナウンス	通常時：日本語・英語、緊急時：日本語・英語・中国語・韓国語をアナウンスし、状況を知らせます。	●	●	
	かご内音声合成アナウンス	通常時・緊急時とも日本語でアナウンスし、状況を知らせます。	○	○	
	乗場気配りアナウンス	乗場でお待ちのお客様にエレベーターの到着を音声によりわかりやすくアナウンスします。また、地震などでエレベーターが運転休止中に乗場ボタンを押すとエレベーターが使用できないことをお知らせします。	○	○	1台形(1C-2BC)のみ適用可能です。到着予報チャイムとの併用はできません。
	到着予報チャイム・かご上下取付	エレベーターが到着する 4~5 秒前にチャイムを連音で鳴動します。	○	○	乗場気配りアナウンスとの併用はできません。
	かご上スピーカー	BGM や非常放送を流すことができます。	○	○	

3.3 特注形エレベーター < NEXCUBE > 機能一覧

●：基本仕様、○：有償付加仕様、—：適用できません

項目	内容	操作方式種別			
		Σ AI 群管理		群乗合	
		2200C	220C	22	2C
施設規模・輸送計画に対する操作方式の設定	1C 1セレクトブ・コレクティブ (乗合全自動方式)				
	2C 2カーセレクトブ・コレクティブ (2台群乗合全自動方式)				
	Σ AI-22				
	Σ AI-220C				
	Σ AI-2200C				

群管理の機能	AI・ファジー理論の応用	エキスパートシステムおよびファジー理論を応用してプログラム化された専門家の知識により群管理を行います。ビル毎の交通の特徴や使い勝手などに合わせた運転ルールにより、それぞれのビルの交通に対応します。	●	●	●	—
	心理的待時間評価方式	乗場の一つ一つの呼びに対する心理的待時間を予測演算して、それが最小になるようかごを割り当てます。さらに心理的待時間評価ルールもサービス状況により自動変更します。	●	●	●	—
	乗車時間評価方式	エレベーターに乗っている時間が長くないよう乗場呼びに対する割当を行います。この結果、待時間だけでなく乗車時間の短縮も図ります。	●	●	●	—
	かご協調型割当方式	近い将来に発生すると長待ちとなる潜在的な乗場呼びを予測、複数台のかごを協調させて、ビルのどの階に乗場呼びが発生しても輸送効率を低下させることなく、最適な運行管理を実施します。	●	●	—	—
	乗客毎待時間評価方式	待客毎の心理的待時間を予測し、最初にボタンを押した乗客だけでなく、2番目、3番目…の乗客をも考慮した割当を行います。	●	●	—	—
	予測チューニング型 AI 方式	ニューラルネットワーク技術によりビル内交通流を予測し、リアルタイムシミュレータにより常に最適なルール群を選択して運行制御します。	●	●	—	—
	ニューラルネットワーク応用制御	人間の脳神経細胞の構造やその情報処理メカニズムをコンピュータ上で実現させたニューラルネットワーク。このニューラルネットワークによりビル内の交通流の変化を的確にとらえ、常に適正な運転方式(アップピーク、ランチタイム、ダウンピークサービス)を最適なタイミングで選択して群管理制御を行います。	●	●	—	—
	配車台数チューニング機能	混雑階の混み具合のみでなく、他の階の交通や各かごの運転状況に応じてエレベーターの配車台数を調整します。	●	—	—	—
	行先予約システム	乗場の操作盤で行先階を指定すると、操作盤の表示器にサービスするエレベーターを表示します。利用者を行き先階別に分けて運びますので、効率がよくなり、混雑の緩和に有効です。(出勤時分割サービスとの併用はできません。)	○	○	—	—
	モータードライブミックス	かご乗車人数が定員の約10%~90%の場合、加減速度をアップして待時間・乗車時間を短縮します。(速度120m/min以上のみ)	○	○	○	—
学習機能	ビルの交通状況を統計的に学習し、この結果により将来の交通を予測して、群管理ルールやパラメーターを選択し、それぞれのビルに適した群管理に成長させます。	●	—	—	—	

項目	内容	操作方式種別				
		Σ AI 群管理		群乗合		
		2200C	220C	22	2C	
システム管理	群管理自己診断機能	稼働中のエレベーターの待時間や予報外れ頻度などを自動的に検出して異常の有無を診断し、必要に応じて保守部門に報知して早期改善を容易にします。	●	—	—	—
	ピークトラフィックコントロール	一時的に混雑する階に対し、他の階のサービスを考慮しつつ優先的に配車制御を行います。	●	●	●	○*
	省エネ分散待機	サービスが完了したかごを、必要時のみ分散待機させることで消費電力を最大10%削減します。	●	●	●	●
	乗場ボタン近接かご優先サービス	乗場ボタンが押されたとき、ボタンに近いエレベーターを優先的に割当てたり、戸を閉じたエレベーターのうち乗場ボタンに近いものを優先的にオープンさせます。	●	○	○	—
	非混雑かご優先サービス	交通が混雑していないとき、空のエレベーターを優先的に割当てます。また、空のエレベーターがないときは乗客の少ないエレベーターを優先的に割当てます。	●	○	○	—
	特定かご優先サービス	展望用エレベーターや地下行きエレベーターがグループの一部のエレベーターであるとき、要求によりそのエレベーターを優先的に割当てます。	●	○	○	—
	特定階優先サービス	役員階や貴賓室のある階の乗場呼びを他の階の乗場呼びより優先的に割当てます。	●	○	○	—
	アップピークサービス	オフィスビルの出勤時やホテルのチェックイン時間帯に、主階床やフロント階の昇り方向の混み具合を予測して、主階床やフロント階への配車台数、配車タイミング、到着かごの戸閉タイミンなどを制御します。	●	○	○	○*
	ダウンピークサービス	オフィスビルの退勤時やホテルのチェックアウト時間帯に、降り客の待時間が長ならないよう上階への配車台数と配車タイミングなどを制御します。	●	○	○	○*
	コンジェクションフロア(混雑階)サービス	会議室や集会場のある階で短時間に乗客が集中するとき、混み具合により混雑階を自動的に検出して、混雑階への配車台数と配車タイミングなどを制御します。	○	○	○	○*
群管理の機能	省電力運転(速度制御)	サービスレベルが基準値よりも良い交通状態の時は、エレベーターの最高速度を制限します。(速度120m/min以上のみ)	●	○	○	○*
	省電力運転(台数制御)又は待機電力制御	速度制御による省電力運転を行ってもサービスレベルが基準値よりも良い交通状態のときは、エレベーターの運行台数を制御します。(台数制御は速度105m/min以下のみ、待機電力制御は速度120m/min以上のみ)	●	○	○	○*
	省電力運転(割当制御)	消費電力を削減できるエレベーターを割当て、消費電力を最大10%削減します。	●	○	—	—
	バンク分割運転	乗場ボタンとエレベーターをそれぞれ複数グループに分けて、別々に群管理します。	○	○	○	○*
	VIP 運転	乗場や受付などに設置したVIPスイッチにより特定の1台を群管理から開放し、単独運転を行います。	○	○	○	○*
	出勤時分割サービス	出勤時、輸送能力向上のためにエレベーターを上層階と下層階の2グループに分割するとともに、主階床の昇り方向の混み具合を予測して、主階床への配車台数、配車タイミング、到着かごの戸開閉タイミンなどを制御します。(行先予約システム、行先階別配車サービスとの併用はできません。)	○	○	—	—
	ランチタイムサービス	前半は、食堂階に向かう方向の混雑交通に対して優先的にサービスします。後半は、食堂階の混み具合を予測して、食堂階への配車台数、配車タイミング、到着かごの戸開閉タイミンなどを制御します。	○	○	○	—

*項目については群管理盤がつかます。

3.3 特注形エレベーター < NEXCUBE > 機能一覧

●：基本仕様、○：有償付加仕様、—：適用できません

項目	内容	操作方式種別			
		Σ AI 群管理		群乗合	
		2200C	220C	22	2C
群管理の機能	表示機能				
	到着予報表示	●	●	○	—
	サービスかご即時予報表示	●	—	—	—
日常管理	次発かご予報表示	●	—	—	—
	セーフティシュー	●	●	●	●
	エレクトロニックドアマン	○	○	○	○
	マルチビームドアセンサ(2D)	●	●	●	●
	クイックドアシステム	●	●	●	●
	センシングドアシステム	○	○	○	○
	気配りドア	○	○	○	○
	ホールモーションセンサ(3D)	○	○	○	○
	ドアシグナル	○	○	○	○
	発音式かごボタン	○	○	○	○
	発音式乗場ボタン	○	○	○	○
	操作配慮	乗場休止灯	●	●	●
かご呼び取り消し機能	●	●	●	●	
かご呼び一括キャンセル動作	●	●	●	●	
いたずら呼びキャンセル	●	●	●	●	
ドアリオープン動作	●	●	●	●	
利用者配慮	乗り過ぎ防止装置(過負荷検出装置)	●	●	●	●
満員出発時乗場呼び自動登録	●	●	●	●	

項目	内容	操作方式種別			
		Σ AI 群管理		群乗合	
		2200C	220C	22	2C
利用者配慮	満員通過機能	●	●	●	●
	気配りアナウンス	●	●	●	●
	強制戸閉動作	●	●	●	●
	戸閉繰り返し動作	●	●	●	●
	最寄り階自動着床運転	●	●	●	●
	ネクストランディング	●	●	●	●
	車いす仕様	○	○	○	○
	視覚障がい者対応仕様	○	○	○	○
	インターホンボタン応答灯(聴覚障がい者対応仕様)	○	○	○	○
	ノイズ対策	ノイズフィルタ	●	●	●
絶縁トランス	○	○	○	○	
ACリアクトル	○	○	○	○	
日常管理	かご内ファン・かご内照明自動休止	●	●	●	●
	同時通話インターホン	●	●	●	●
	停電灯(バッテリー自動充電式)	●	●	●	●
	遠隔監視サービス機能のインターフェース	●	●	●	●
	独立運転	●	●	●	●
	乗場休止スイッチ	○	○	○	○
	各階強制停止動作	○	○	○	○
	防犯警報装置(かご内専用ボタン式)	○	○	○	○
	防犯警報装置(インターホンボタン兼用式)	○	○	○	○
	インターホンボタンによる乗場ベル鳴動	○	○	○	○

3.3 特注形エレベーター < NEXCUBE > 機能一覧

●：基本仕様、○：有償付加仕様、—：適用できません

項目	内容	操作方式種別					
		Σ AI 群管理		群乗合			
		2200C	220C	22	2C		
サービス階選択機能	かご操作盤による任意階サービス切放し機能	●	●	●	●		
	サービス階切放し機能	○	○	○	○		
	暗証式シークレットコール	○	○	○	○		
	カード式シークレットコール	○	○	○	○		
	日常管理	スーパー可変速システム	○	○	○	○	
		音声ガイダンスシステム	○	○	○	○	
		かご内4カ国語アナウンス	○	○	○	○	
		エアコン (冷房専用)	○	○	○	○	
		回生コンバーター	○	○	○	○	
		主階床戸開待機動作	○	○	○	○	
		フロント階停止操作	○	○	○	○	
		主階床切替え動作	○	○	○	○	
		特価付け機能	かご内液晶インジケータ	○	○	○	○
			かご内液晶インフォメーション	○	○	○	○
乗場液晶インフォメーション	○		○	○	○		
乗場ボタン体形液晶インジケータ	○		○	○	—		
災害時防災管理	かご内防犯カメラ	○	○	○	○		
	エレベーター遠隔休止動作	○	○	○	○		
	自動救出運転	○	○	○	○		

※1 緊急時には、非サービス階(呼び登録制限階)に停止する場合があります。

項目	内容	操作方式種別				
		Σ AI 群管理		群乗合		
		2200C	220C	22	2C	
災害時防災管理	監視・管理機能	停電時自動着床装置 (MELD) ※2	○	○	○	○
		自家発時管制運転 ※2	○	○	○	○
	帰着スイッチ	○	○	○	○	
	P波センサ付地震時管制運転 (EER-P)	●	●	●	●	
	長周期振動時管制運転	○	○	○	○	
	突出物保護措置 (引掛り防止)	●	●	●	●	
	火災時管制運転	○	○	○	○	
	監視盤	○	○	○	○	
	PC式昇降機監視盤 [MITEMAS]	○	○	○	○	
	監視・管理機能	監視室でエレベーターの運行状態を監視するための装置です。	○	○	○	○

※2 停電時自動着床装置 (MELD) または自家発時管制運転のいずれかの設置が義務付けられています。
 ※3 機種により適用できない場合があります。詳細は当社にお問合ください。

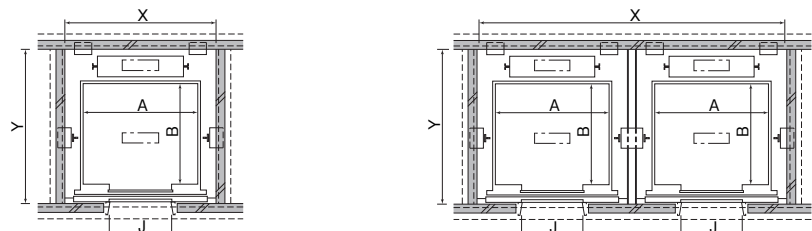
4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

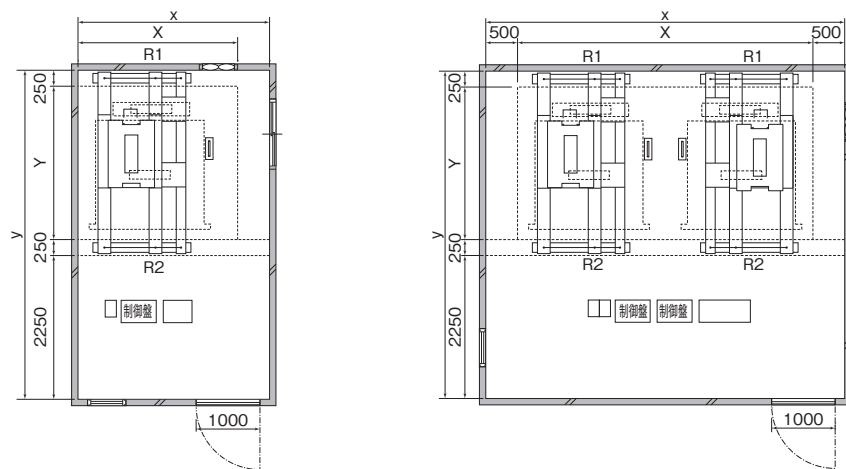
4.1.1 特注形・乗用エレベーター < NEXCUBE >

(1) 機械室標準タイプ並列配置 (速度 120 ~ 240m/min)

●昇降路平面図



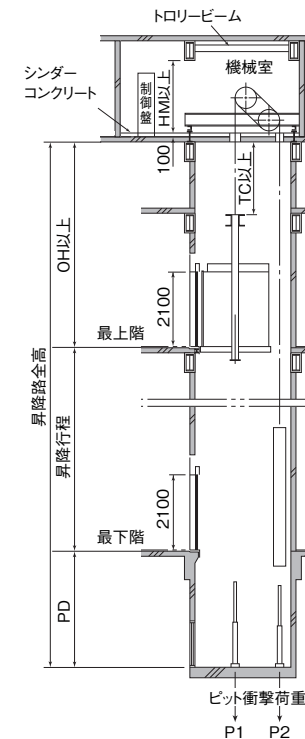
●機械室平面図



●昇降路・機械室寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路内法				機械室内法			
					1台設置 X × Y	2台並設 X × Y	3台並設 X × Y	4台並設 X × Y	1台設置 x × y	2台並設 x × y	3台並設 x × y	4台並設 x × y
P-15-CO	15	1000	900	1600 × 1500	2300 × 2400	4800 × 2400	7300 × 2400	9800 × 2400	3300 × 5150	5800 × 5150	8300 × 5150	10800 × 5150
			1000	1700 × 1400	2400 × 2300	5000 × 2300	7600 × 2300	10200 × 2300	3400 × 5050	6000 × 5050	8600 × 5050	11200 × 5050
P-17-CO	17	1150	1000	1800 × 1300	2500 × 2200	5200 × 2200	7900 × 2200	10600 × 2200	3500 × 4950	6200 × 4950	8900 × 4950	11600 × 4950
			1000	1800 × 1500	2500 × 2400	5200 × 2400	7900 × 2400	10600 × 2400	3500 × 5150	6200 × 5150	8900 × 5150	11600 × 5150
			1100	1900 × 1400	2700 × 2250	5600 × 2250	8500 × 2250	11400 × 2250	3600 × 5050	6400 × 5050	9200 × 5050	12000 × 5050
P-20-CO	20	1350	1000	1800 × 1300	2500 × 2200	5200 × 2200	7900 × 2200	10600 × 2200	3500 × 4950	6200 × 4950	8900 × 4950	11600 × 4950
			1000	1800 × 1500	2500 × 2400	5200 × 2400	7900 × 2400	10600 × 2400	3500 × 5150	6200 × 5150	8900 × 5150	11600 × 5150
			1100	1900 × 1400	2700 × 2250	5600 × 2250	8500 × 2250	11400 × 2250	3600 × 5050	6400 × 5050	9200 × 5050	12000 × 5050
P-24-CO	24	1600	1000	1800 × 1300	2500 × 2200	5200 × 2200	7900 × 2200	10600 × 2200	3500 × 4950	6200 × 4950	8900 × 4950	11600 × 4950
			1000	1800 × 1500	2500 × 2400	5200 × 2400	7900 × 2400	10600 × 2400	3500 × 5150	6200 × 5150	8900 × 5150	11600 × 5150
			1100	1900 × 1400	2700 × 2250	5600 × 2250	8500 × 2250	11400 × 2250	3600 × 5050	6400 × 5050	9200 × 5050	12000 × 5050

●昇降路断面図



速度 (m/min)	ビット深さ PD	オーバーヘッド OH	頂部すき間 TC	機械室有効高さ HM
120	2150	5400	1850	2250
150	2450	5600	2050	2250
180	2750	5900	2350	2550
210	3450	6400	2750	2550
240	3850	7000	3350	2850

オーバーヘッド寸法は出入口高さ、かご室意匠が標準仕様の場合です。
(出入口高さ 2100mm、かご天井高さ 2400mm)

120 ~ 180m/min の場合

定員 (人)	機械室床にかかる荷重 (kN)	
	R1	R2
15	109.3	64.2
17	114.7	67.7
20	124.1	77.5
24	133.4	82.4

● 1台当りの荷重を示します。

210 ~ 240m/min の場合

定員 (人)	機械室床にかかる荷重 (kN)	
	R1	R2
15	129.9	79.4
17	139.3	85.3
20	143.7	87.3
24	153.0	93.7

● 1台当りの荷重を示します。

ビット衝撃荷重 (kN)

速度 (m/min)	定員 (人)	ビット荷重 (kN)	
		P1 (かご側)	P2 (おもり側)
120	15	101	88
	17	111	95
	20	136	117
	24	169	146
150	15	128	111
	17	140	120
	20	172	148
	24	214	185
180	15	135	121
	17	148	130
	20	165	142
	24	205	177
210	15	155	140
	17	168	150
	20	186	162
	24	217	187
240	15	158	143
	17	171	152
	20	183	160
	24	218	188

- 薄形巻上機、薄形制御盤の採用により、機械室サイズを小さくできる場合があります。
- 昇降路内法及び機械室内法は柔構造 (S 造) の場合を示します。耐火被覆を要する場合は耐火被覆施工後の寸法を示します。
- 各種寸法、荷重値は標準仕様 (かご室意匠・おもり非常止め装置なし等) の場合を示します。
- 昇降路内レイアウトによっては、かご内騒音対策が必要となる場合があります。速度 180m/min 以上で単独昇降路の場合は昇降路サイズを大きくする必要があります。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

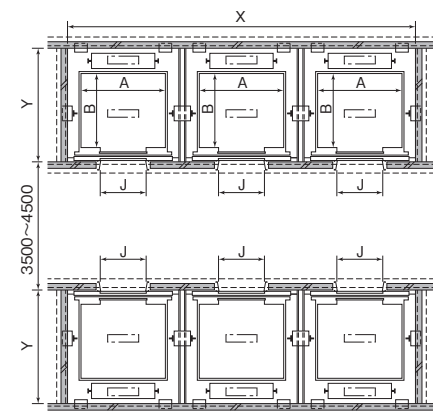
4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

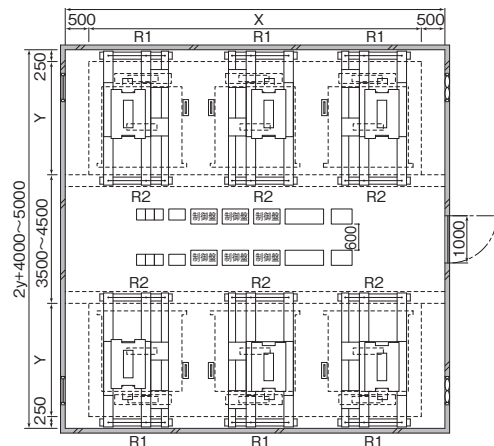
4.1.1 特注形・乗用エレベーター < NEXCUBE >

(2) 機械室標準タイプ対面配置 (速度 120 ~ 240m/min)

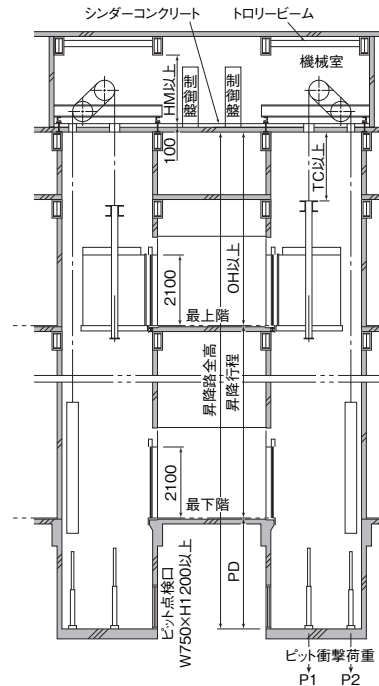
●昇降路平面図



●機械室平面図



●昇降路断面図



速度 (m/min)	ビット深さ PD	オーバーヘッド OH	頂部すき間 TC	機械室有効高さ HM
120	2150	5400	1850	2250
150	2450	5600	2050	2250
180	2750	5900	2350	2550
210	3450	6400	2750	2550
240	3850	7000	3350	2850

オーバーヘッド寸法は出入口高さ、かご室意匠が標準仕様の場合です。(出入口高さ 2100mm、かご天井高さ 2400mm)

120 ~ 180m/min の場合

定員 (人)	機械室床にかかる荷重 (kN)	
	R1	R2
15	109.3	64.2
17	114.7	67.7
20	124.1	77.5
24	133.4	82.4

●1台当りの荷重を示します。

210 ~ 240m/min の場合

定員 (人)	機械室床にかかる荷重 (kN)	
	R1	R2
15	129.9	79.4
17	139.3	85.3
20	143.7	87.3
24	153.0	93.7

●1台当りの荷重を示します。

ビット衝撃荷重 (kN)

速度 (m/min)	定員 (人)	ビット荷重 (kN)	
		P1 (かご側)	P2 (おもり側)
120	15	101	88
	17	111	95
	20	136	117
	24	169	146
150	15	128	111
	17	140	120
	20	172	148
	24	214	185
180	15	135	121
	17	148	130
	20	165	142
	24	205	177
210	15	155	140
	17	168	150
	20	186	162
	24	217	187
240	15	158	143
	17	171	152
	20	183	160
	24	218	188

●昇降路・機械室寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路内法				機械室内法			
					1台設置 X × Y	2台並設 X × Y	3台並設 X × Y	4台並設 X × Y	1台設置 x × y	2台並設 x × y	3台並設 x × y	4台並設 x × y
P-15-CO	15	1000	900	1600 × 1500	2300 × 2400	4800 × 2400	7300 × 2400	9800 × 2400	3300 × 5150	5800 × 5150	8300 × 5150	10800 × 5150
			1000	1700 × 1400	2400 × 2300	5000 × 2300	7600 × 2300	10200 × 2300	3400 × 5050	6000 × 5050	8600 × 5050	11200 × 5050
P-17-CO	17	1150	1000	1800 × 1300	2500 × 2200	5200 × 2200	7900 × 2200	10600 × 2200	3500 × 4950	6200 × 4950	8900 × 4950	11600 × 4950
			1000	1800 × 1500	2500 × 2400	5200 × 2400	7900 × 2400	10600 × 2400	3500 × 5150	6200 × 5150	8900 × 5150	11600 × 5150
			1100	2000 × 1350	2600 × 2300	5400 × 2300	8200 × 2300	11000 × 2300	3700 × 5000	6600 × 5000	9500 × 5000	12400 × 5000
P-20-CO	20	1350	1000	1800 × 1700	2500 × 2600	5200 × 2600	7900 × 2600	10600 × 2600	3500 × 5350	6200 × 5350	8900 × 5350	11600 × 5350
			1000	1900 × 1600	2600 × 2500	5400 × 2500	8200 × 2500	11000 × 2500	3600 × 5250	6400 × 5250	9200 × 5250	12000 × 5250
			1100	2000 × 1500	2700 × 2400	5600 × 2400	8500 × 2400	11400 × 2400	3700 × 5150	6600 × 5150	9500 × 5150	12400 × 5150
P-24-CO	24	1600	1100	2000 × 1750	2700 × 2650	5600 × 2650	8500 × 2650	11400 × 2650	3700 × 5400	6600 × 5400	9500 × 5400	12400 × 5400
			1100	2100 × 1650	2800 × 2550	5800 × 2550	8800 × 2550	11800 × 2550	3800 × 5300	6800 × 5300	9800 × 5300	12800 × 5300
			1100	2150 × 1600	2850 × 2500	5900 × 2500	8950 × 2500	12000 × 2500	3850 × 5250	6900 × 5250	9950 × 5250	13000 × 5250

- 薄形巻上機、薄形制御盤の採用により、機械室サイズを小さくできる場合があります。
- 昇降路内法及び機械室内法は柔構造 (S 造) の場合を示します。耐火被覆を要する場合は耐火被覆施工後の寸法を示します。
- 各種寸法、荷重値は標準仕様 (かご室意匠・おもり非常止め装置なし等) の場合を示します。
- 昇降路内レイアウトによっては、かご内騒音対策が必要となる場合があります。速度 180m/min 以上で単独昇降路の場合は昇降路サイズを大きくする必要があります。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

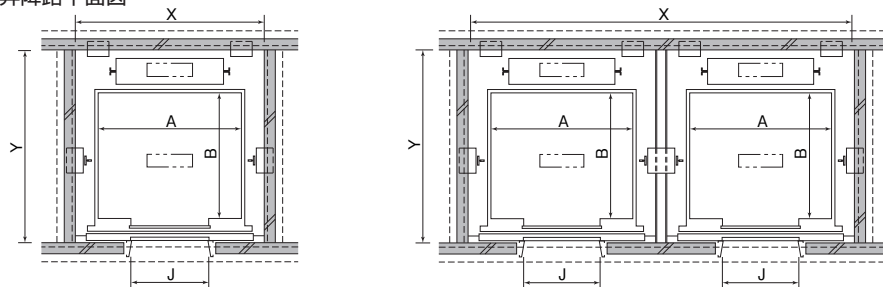
4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

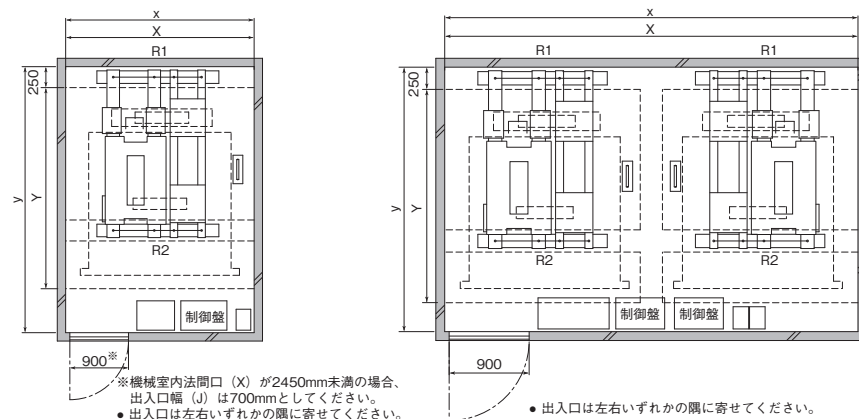
4.1.1 特注形・乗用エレベーター < NEXCUBE >

(3) 機械室省スペースタイプ並列配置 (速度 120 ~ 240m/min)

●昇降路平面図



●機械室平面図

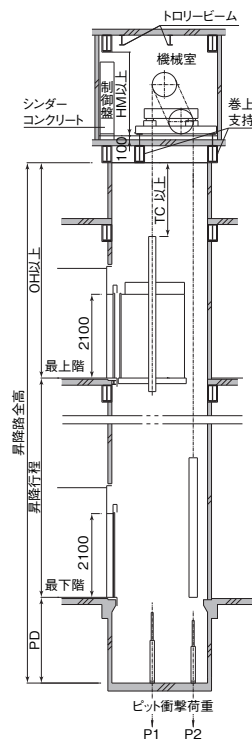


●昇降路・機械室寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路内法				機械室内法			
					1台設置 X × Y	2台並設 X × Y	3台並設 X × Y	4台並設 X × Y	1台設置 x × y	2台並設 x × y	3台並設 x × y	4台並設 x × y
P-15-CO	15	1000	900	1600 × 1500	2300 × 2400	4800 × 2400	7300 × 2400	9800 × 2400	2300 × 3900	4800 × 3900	7300 × 3900	9800 × 3900
			1000	1700 × 1400	2400 × 2300	5000 × 2300	7600 × 2300	10200 × 2300	2400 × 3800	5000 × 3800	7600 × 3800	10200 × 3800
P-17-CO	17	1150	1000	1800 × 1500	2500 × 2400	5200 × 2200	7900 × 2200	10600 × 2200	2500 × 3700	5200 × 3700	7900 × 3700	10600 × 3700
			1100	1900 × 1400	2700 × 2250	5600 × 2250	8500 × 2250	11400 × 2250	2600 × 3800	5400 × 3800	8200 × 3800	11000 × 3800
P-20-CO	20	1350	1000	2000 × 1350	2600 × 2300	5400 × 2300	8200 × 2300	11000 × 2300	2700 × 3750	5600 × 3750	8500 × 3750	11400 × 3750
			1100	1800 × 1700	2500 × 2600	5200 × 2600	7900 × 2600	10600 × 2600	2500 × 4100	5200 × 4100	7900 × 4100	10600 × 4100
P-24-CO	24	1600	1000	1900 × 1600	2600 × 2500	5400 × 2500	8200 × 2500	11000 × 2500	2600 × 4000	5400 × 4000	8200 × 4000	11000 × 4000
			1100	2000 × 1500	2700 × 2400	5600 × 2400	8500 × 2400	11400 × 2400	2700 × 3900	5600 × 3900	8500 × 3900	11400 × 3900
P-24-CO	24	1600	1100	2000 × 1750	2700 × 2650	5600 × 2650	8500 × 2650	11400 × 2650	2700 × 4150	5600 × 4150	8500 × 4150	11400 × 4150
			1100	2100 × 1650	2800 × 2550	5800 × 2550	8800 × 2550	11800 × 2550	2800 × 4050	5800 × 4050	8800 × 4050	11800 × 4050
			1100	2150 × 1600	2850 × 2500	5900 × 2500	8950 × 2500	12000 × 2500	2850 × 4000	5900 × 4000	8950 × 4000	12000 × 4000

NEXCUBE 機械室 省スペース

●昇降路断面図



速度 (m/min)	ビット深さ PD	オーバーヘッド		機械室有効高さ HM
		OH	TC	
120	2150	5400	1850	2250
150	2450	5600	2050	2250
180	2750	5900	2350	2550
210	3450	6400	2750	2550
240	3850	7000	3350	2850

オーバーヘッド寸法は出入口高さ、かご室意匠が標準仕様の場合です。
(出入口高さ 2100mm、かご天井高さ 2400mm)

速度 120、150、180m/min

定員 (人)	機械室床にかかる荷重 (kN)	
	R1	R2
15	75	98
17	79	103
20	89	113
24	95	121

● 1台当りの荷重を示します。

210 ~ 240m/min の場合

定員 (人)	機械室床にかかる荷重 (kN)	
	R1	R2
15	92	117
17	99	126
20	102	129
24	109	138

● 1台当りの荷重を示します。

ビット衝撃荷重 (kN)

速度 (m/min)	定員 (人)	ビット荷重 (kN)	
		P1 (かご側)	P2 (おもり側)
120	15	101	88
	17	111	95
	20	136	117
	24	169	146
150	15	128	111
	17	140	120
	20	172	148
	24	214	185
180	15	135	121
	17	148	130
	20	165	142
	24	205	177
210	15	155	140
	17	168	150
	20	186	162
	24	217	187
240	15	158	143
	17	171	152
	20	183	160
	24	218	188

- 昇降路内法及び機械室内法は柔構造 (S 造) の場合を示します。耐火被覆を要する場合は耐火被覆施工後の寸法を示します。
- 各種寸法、荷重値は標準仕様 (かご室意匠・おもり非常止め装置なし等) の場合を示します。
- 昇降路内レイアウトによっては、かご内騒音対策が必要となる場合があります。速度 180m/min 以上で単独昇降路の場合は昇降路サイズを大きくする必要があります。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

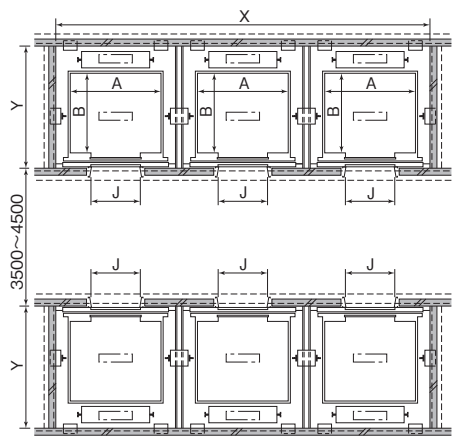
4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

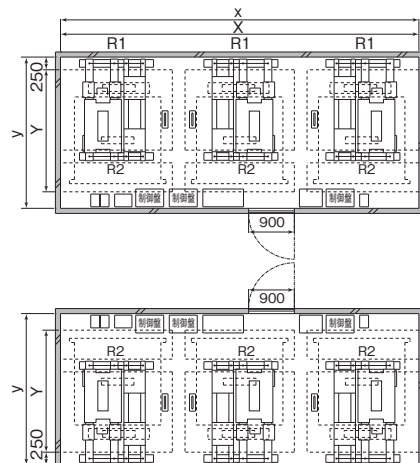
4.1.1 特注形・乗用エレベーター < NEXCUBE >

(4) 機械室省スペースタイプ対面配置 (速度 120 ~ 240m/min)

●昇降路平面図

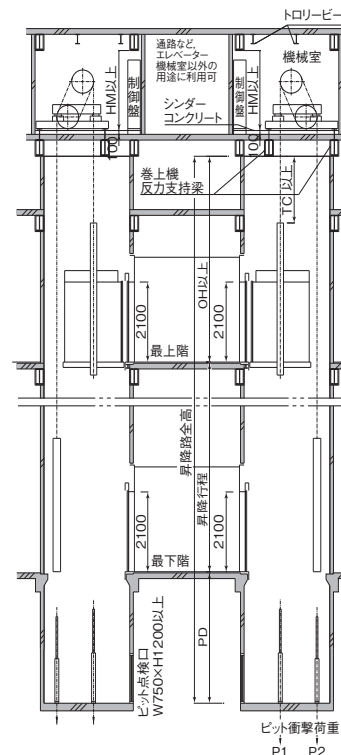


●機械室平面図



● 出入口は中央号機の左右いずれかの隣に寄せる。

●昇降路断面図



速度 (m/min)	ビット深さ PD	オーバーヘッド OH	頂部すき間 TC	機械室有効高さ HM
120	2150	5400	1850	2250
150	2450	5600	2050	2250
180	2750	5900	2350	2550
210	3450	6400	2750	2550
240	3850	7000	3350	2850

オーバーヘッド寸法は出入口高さ、かご室意匠が標準仕様の場合です。
(出入口高さ 2100mm、かご天井高さ 2400mm)

速度 120、150、180m/min

定員 (人)	機械室床にかかる荷重 (kN)	
	R1	R2
15	75	98
17	79	103
20	89	113
24	95	121

● 1台当りの荷重を示します。

210 ~ 240m/min の場合

定員 (人)	機械室床にかかる荷重 (kN)	
	R1	R2
15	92	117
17	99	126
20	102	129
24	109	138

● 1台当りの荷重を示します。

ビット衝撃荷重 (kN)

速度 (m/min)	定員 (人)	ビット荷重 (kN)	
		P1 (かご側)	P2 (おもり側)
120	15	101	88
	17	111	95
	20	136	117
	24	169	146
150	15	128	111
	17	140	120
	20	172	148
	24	214	185
180	15	135	121
	17	148	130
	20	165	142
	24	205	177
210	15	155	140
	17	168	150
	20	186	162
	24	217	187
240	15	158	143
	17	171	152
	20	183	160
	24	218	188

●昇降路・機械室寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路内法				機械室内法			
					1台設置 X × Y	2台並設 X × Y	3台並設 X × Y	4台並設 X × Y	1台設置 x × y	2台並設 x × y	3台並設 x × y	4台並設 x × y
P-15-CO	15	1000	900	1600 × 1500	2300 × 2400	4800 × 2400	7300 × 2400	9800 × 2400	2300 × 3900	4800 × 3900	7300 × 3900	9800 × 3900
			1000	1700 × 1400	2400 × 2300	5000 × 2300	7600 × 2300	10200 × 2300	2400 × 3800	5000 × 3800	7600 × 3800	10200 × 3800
P-17-CO	17	1150	1000	1800 × 1300	2500 × 2200	5200 × 2200	7900 × 2200	10600 × 2200	2500 × 3700	5200 × 3700	7900 × 3700	10600 × 3700
			1000	1800 × 1500	2500 × 2400	5200 × 2400	7900 × 2400	10600 × 2400	2500 × 3900	5200 × 3900	7900 × 3900	10600 × 3900
P-20-CO	20	1350	1000	1900 × 1400	2700 × 2250	5600 × 2250	8500 × 2250	11400 × 2250	2600 × 3800	5400 × 3800	8200 × 3800	11000 × 3800
			1100	2000 × 1350	2600 × 2300	5400 × 2300	8200 × 2300	11000 × 2300	2700 × 3750	5600 × 3750	8500 × 3750	11400 × 3750
P-24-CO	24	1600	1000	1800 × 1700	2500 × 2600	5200 × 2600	7900 × 2600	10600 × 2600	2500 × 4100	5200 × 4100	7900 × 4100	10600 × 4100
			1000	1900 × 1600	2600 × 2500	5400 × 2500	8200 × 2500	11000 × 2500	2600 × 4000	5400 × 4000	8200 × 4000	11000 × 4000
P-24-CO	24	1600	1100	2000 × 1500	2700 × 2400	5600 × 2400	8500 × 2400	11400 × 2400	2700 × 3900	5600 × 3900	8500 × 3900	11400 × 3900
			1100	2000 × 1750	2700 × 2650	5600 × 2650	8500 × 2650	11400 × 2650	2700 × 4150	5600 × 4150	8500 × 4150	11400 × 4150
P-24-CO	24	1600	1100	2100 × 1650	2800 × 2550	5800 × 2550	8800 × 2550	11800 × 2550	2800 × 4050	5800 × 4050	8800 × 4050	11800 × 4050
			1100	2150 × 1600	2850 × 2500	5900 × 2500	8950 × 2500	12000 × 2500	2850 × 4000	5900 × 4000	8950 × 4000	12000 × 4000

- 昇降路内法及び機械室内法は柔構造 (S 造) の場合を示します。耐火被覆を要する場合は耐火被覆施工後の寸法を示します。
- 各種寸法、荷重値は標準仕様 (かご室意匠・おもり非常止め装置なし等) の場合を示します。
- 昇降路内レイアウトによっては、かご内騒音対策が必要となる場合があります。速度 180m/min 以上で単独昇降路の場合は昇降路サイズを大きくする必要があります。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

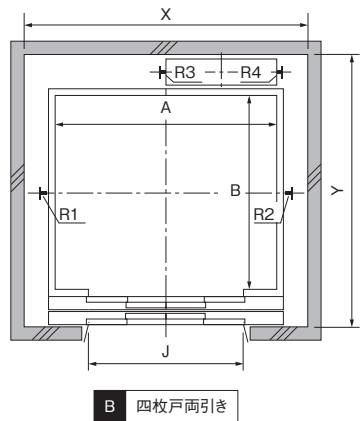
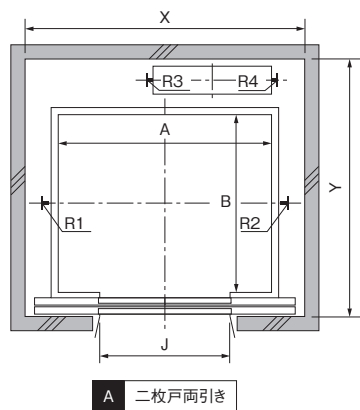
4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

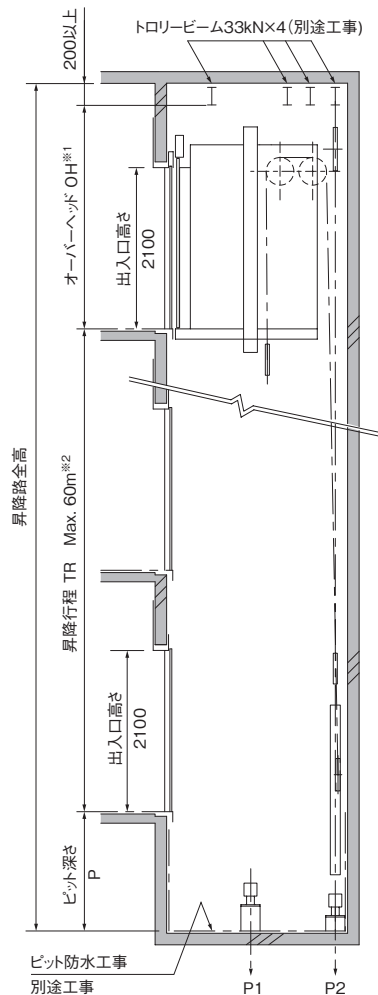
4.1.2 特注形・機械室レス・乗用エレベーター < NEXCUBE >

(1) 一方出入口 (RC 造、速度 45 ~ 105m/min)

●昇降路平面図 (おもり後落)



●昇降路断面図 (おもり後落)



※1 出入口幅によってはオーバーヘッド寸法が大きくなる場合がありますので当社にお問合せください。
 ※2 定格速度 45m/min、または P26、P27、P30 の場合の最大昇降行程は 40m です。

●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	速度 ^{※1,2} (m/min)	ドア方式	平面図	おもり位置	出入口 J	かご内法 A×B	昇降路平面 ^{※3} X×Y	ガイドレール下端部荷重 (kN)			
										R1	R2	R3	R4
P15-CO	15	1000	45 (60)	CO	A	後	900	1600×1500	2250×2350	57	55	87	58
P17-CO	17	1150					1100	1800×1500	2450×2350	59	58	90	60
P20-CO	20	1350	60 (105)	CO	A	後	1000	1500×1800	2150×2650	59	58	90	60
P24-CO	24	1600					1100	1800×1700	2450×2550	65	64	99	67
P24-2CO	24	1600	90 (105)	2CO	B	後	1400	2000×1750	2650×2650	68	66	102	69
P27-CO	27	1800					1100	1800×1900	2450×2750	68	66	102	69
P27-2CO	27	1800	105 (120)	2CO	B	後	1400	2000×1900	2650×2850	70	69	105	71
P30-CO	30	2000					1100	2000×2050	2650×2950	72	71	107	72
P30-2CO	30	2000		2CO	B	後	1400	2000×2050	2650×3000	72	71	107	72

※1 [] 内の数値は、スーパー可変速システムの機能により、中間負荷時に変化する速度です。
 ※2 積載量 2000kg の場合において、定格速度 105m/min でスーパー可変速システム付きをご用命の場合は、営業担当者にお問合せください。
 ※3 昇降路内法は防水仕上後の寸法を示します。仕様によっては一部の寸法が変わることがありますので、営業担当者にお問合せください。
 ●昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC 造) の場合を示します。

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	速度 ^{※1,2} (m/min)	昇降行程 TR (m)	ビット深さ P ^{※3,4}	オーバーヘッド OH ^{※4} (トロリービーム下端まで)	かご側 緩衝器部荷重 P1 (kN) ^{※5}	おもり側 緩衝器部荷重 P2 (kN) ^{※5}
P17-CO	17	1150	TR≤30 30<TR≤40	1250 <1550>	3500 <3700> 3600 <3800>	85×2	149×1	
P20-CO	20	1350 1300	TR≤30 30<TR≤40	1250 <1550>	3500 <3700> 3600 <3800>	100×2	176×1	
P24-CO P24-2CO	24	1600	TR≤30 30<TR≤40	1250 <1550>	3500 <3700> 3600 <3800>	107×2	183×1	
P27-CO P27-2CO	27	1800	TR≤30 30<TR≤40	1250 <1550>	3500 <3700> 3750 <3800>	114×2	96×2	
P30-CO P30-2CO	30	2000	TR≤30 30<TR≤40	1400 <1550>	3650 <3700> 3750 <3800>	119×2	99×2	

※1 [] 内の数値は、スーパー可変速システムの機能により、中間負荷時に変化する速度です。
 ※2 積載量 2000kg の場合において、定格速度 105m/min でスーパー可変速システム付きをご用命の場合は、営業担当者にお問合せください。
 ※3 昇降路内法は防水仕上後の寸法を示します。仕様によっては一部の寸法が変わることがありますので、営業担当者にお問合せください。
 ※4 < > 内は速度 60m/min でスーパー可変速システム無しの場合の寸法を示します。
 ※5 緩衝器部荷重の [×数字] は、緩衝器本数を示します。おもり側の緩衝器本数については変わることがあります。
 ●ビット深さ・オーバーヘッドは標準仕様 (かご室意匠、出入口高さ、おもり非常止め装置なし) の場合を示します。特殊意匠やエアコン (冷房専用) をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。
 ●人荷用エレベーターの場合、荷物 (台車を含む) は 500kg 以下に分けて搬入してください。
 ●昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

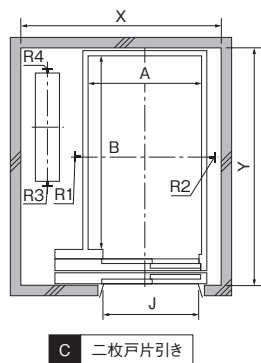
4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

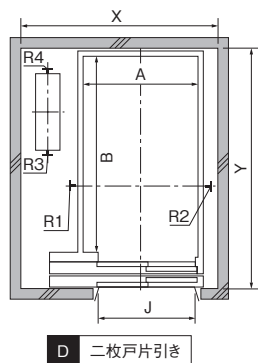
4.1.2 特注形・機械室レス・乗用エレベーター < NEXCUBE >

(1) 一方向出入口 (RC 造、速度 45 ~ 105m/min)

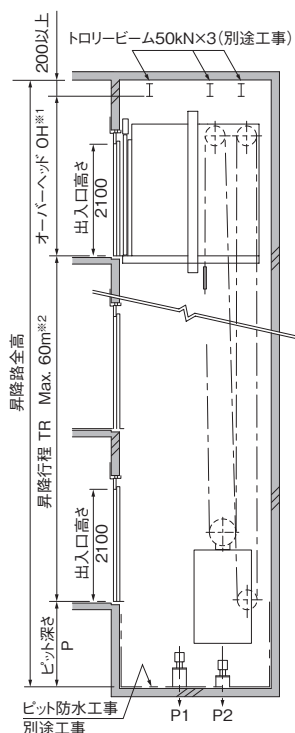
●昇降路平面図 (おもり横落)



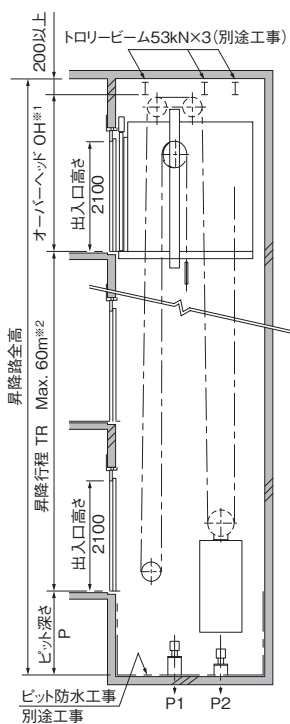
●昇降路平面図 (おもり横後落)



●昇降路断面図 (おもり横落)



●昇降路断面図 (おもり横後落)



※1 出入口幅によってはオーバーヘッド寸法が大きくなる場合がありますので当社にお問合せください。
 ※2 定格速度 45m/min、または P26、P27、P30 の場合の最大昇降行程は 40m です。

●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	速度※1,2 (m/min)	ドア方式	平面図	おもり位置	出入口 J	かご内法 A×B	昇降路平面※3 X×Y		ガイドレール下端部荷重 (kN)			
									R1	R2	R3	R4		
P17-2S	17	1150	45 [60]	2S	C	横	1200	1500×1800	2600×2450	73	61	46	69	
P20-2S	20	1300							2400×2850	81	67	50	75	
P24-2S	24	1600	60 [105]	2S	C	横	1200	1500×2300	2250×2950	59	67	78	74	
									2600×2850	83	70	51	77	
P26-2S	26	1750	90 [105]	2S	C	横	1200	1500×2500	2450×2950	62	70	81	77	
									2650×3050	86	73	53	80	
P30-2S	30	2000	105 [120]	2S	C	横	1200	1600×2600	2500×3250	65	73	84	80	
									2750×3150	89	75	54	82	
									2600×3300	66	75	86	82	

※1 [] 内の数値は、スーパー可変速システムの機能により、中間負荷時に変化する速度です。
 ※2 積載量 2000kg の場合において、定格速度 105m/min でスーパー可変速システム付きをご用命の場合は、営業担当者にお問合せください。
 ※3 昇降路内法は防水仕上後の寸法を示します。仕様によっては一部の寸法が変わることがありますので、営業担当者にお問合せください。
 ●昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC 造) の場合を示します。

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	速度※1,2 (m/min)	昇降行程 TR (m)	ビット深さ P※3,4	オーバーヘッド OH※4 (トローリービーム下端まで)		かご側 緩衝器部荷重 P1 (kN) ※5	おもり側 緩衝器部荷重 P2 (kN) ※5
						TR ≤ 30	30 < TR ≤ 40		
P17-2S	17	1150		TR ≤ 30	1250	3500 < 3700 >	85 × 2	149 × 1	
				30 < TR ≤ 40	< 1550 >	3600 < 3800 >			
P20-2S	20	1350 1300	45 [60]	TR ≤ 30	1250	3500 < 3700 >	100 × 2	176 × 1	
				30 < TR ≤ 40	< 1550 >	3600 < 3800 >			
P24-2S	24	1600	60 [105]	TR ≤ 30	1250	3500 < 3700 >	107 × 2	183 × 1	
				30 < TR ≤ 40	< 1550 >	3600 < 3800 >			
P26-2S	26	1750	90 [105]	TR ≤ 30	1250	3500 < 3700 >	114 × 2	96 × 2	
				30 < TR ≤ 40	< 1550 >	3600 < 3800 >			
P30-2S	30	2000	105 [120]	TR ≤ 30	1400	3750 < 3800 >	119 × 2	99 × 2	
				30 < TR ≤ 40	< 1550 >	3750 < 3800 >			

※1 [] 内の数値は、スーパー可変速システムの機能により、中間負荷時に変化する速度です。
 ※2 積載量 2000kg の場合において、定格速度 105m/min でスーパー可変速システム付きをご用命の場合は、営業担当者にお問合せください。
 ※3 昇降路内法は防水仕上後の寸法を示します。仕様によっては一部の寸法が変わることがありますので、営業担当者にお問合せください。
 ※4 () 内は速度 60m/min でスーパー可変速システム無しの場合の寸法を示します。
 < > 内は速度 105m/min でスーパー可変速システム付きの場合の寸法を示します。
 ※5 緩衝器部荷重 [× 数字] は、緩衝器本数を示します。オモリ側の緩衝器本数については変わることがあります。
 ●ビット深さ・オーバーヘッドは標準仕様 (かご室意匠、出入口高さ、おもり非常止め装置なし) の場合を示します。特殊意匠やエアコン (冷房専用) をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。
 ●人荷用エレベーターの場合、荷物 (合車を含む) は 500kg 以下に分けて搬出入してください。
 ●昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

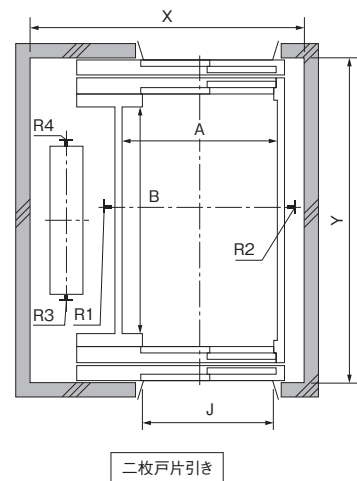
4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

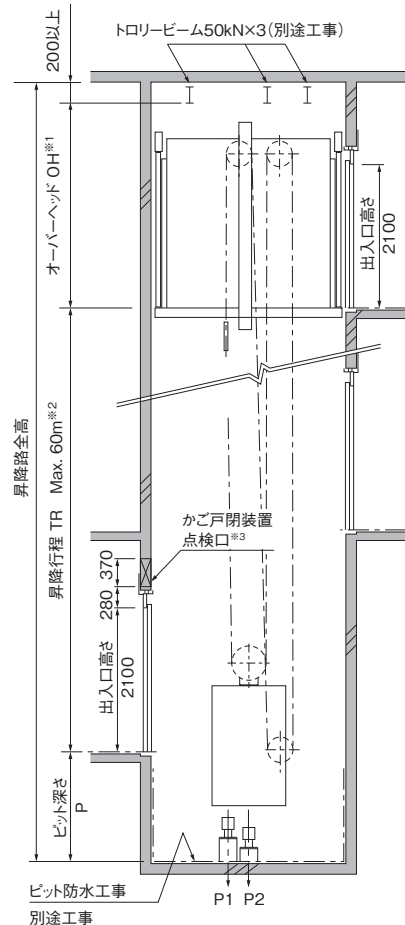
4.1.2 特注形・機械室レス・乗用エレベーター < NEXCUBE >

(2) 二方向出入口 (RC 造、速度 45 ~ 105m/min)

●昇降路平面図 (おもり横落)



●昇降路断面図



- ※1 出入口幅によってはオーバーヘッド寸法が大きくなる場合がありますので当社にお問合せください。
- ※2 定格速度 45m/min、または P26、P27、P30 の場合の最大昇降行程は 40m です。
- ※3 かご戸閉装置点検口は出入口幅 J の延長線上の範囲を含み、有効出入口幅×370 以上としてください。(片側の乗場が最下階のみの場合) なお、点検口を不要とする場合はビット深さ寸法が大きくなる場合がありますので当社にお問合せください。

●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	速度 ^{※1,2} (m/min)	ドア方式	おもり位置	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 ^{※3} X × Y	ガイドレール下端部荷重 (kN)			
									R1	R2	R3	R4
P20-2S	20	1300	45 [60]	2S	横	1100	1300 × 2300	2400 × 3000	81.0	67.0	50.0	75.0
P24-2S	24	1600	60 [105]			1200	1500 × 2300	2600 × 3000	83.0	70.0	51.0	77.0
P26-2S	26	1750	90 [105]			1500 × 2500	2650 × 3200	86.0	73.0	53.0	80.0	
P30-2S	30	2000	105 [120]			1600 × 2600	2750 × 3300	89.0	75.0	54.0	82.0	

- ※1 [] 内の数値は、スーパー可変速システムの機能により、中間負荷時に変化する速度です。
- ※2 積載量 2000kg の場合において、定格速度 105m/min でスーパー可変速システム付きをご用命の場合は、営業担当者にお問合せください。
- ※3 昇降路内法は防水仕上の寸法を示します。仕様によっては一部の寸法が変わることがありますので、営業担当者にお問合せください。
- 昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC 造) の場合を示します。

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	速度 ^{※1,2} (m/min)	昇降行程 TR (m)	ビット深さ P ^{※3,4}	オーバーヘッド OH ^{※4} (トロリービーム下端まで)	かご側緩衝器部荷重 P1 (kN) ^{※5}	おもり側緩衝器部荷重 P2 (kN) ^{※5}
P20-2S	20	1300	45 [60]	TR ≦ 30	1250	3600 <3800>	100.0 × 2	176.0 × 1
				30 < TR ≦ 40	<1550>	3700 <3900>		
				40 < TR ≦ 60	(1250) 1550	(3750) 3900 <3950>		
P24-2S	24	1600	60 [105]	TR ≦ 30	1250	3600 <3800>	107.0 × 2	183.0 × 1
				30 < TR ≦ 40	<1550>	3700 <3900>		
				40 < TR ≦ 60	(1250) 1550	(3750) 3900 <3950>		
P26-2S	26	1750	90 [105]	TR ≦ 30	1250	3600 <3800>	114.0 × 2	96.0 × 2
				30 < TR ≦ 40	1400 <1550>	3850 <3900>		
				TR ≦ 30	1400	3750 <3800>		
P30-2S	30	2000	105 [120]	TR ≦ 30	1400	3750 <3800>	119.0 × 2	99.0 × 2
				30 < TR ≦ 40	<1550>	3850 <3900>		

- ※1 [] 内の数値は、スーパー可変速システムの機能により、中間負荷時に変化する速度です。
- ※2 積載量 2000kg の場合において、定格速度 105m/min でスーパー可変速システム付きをご用命の場合は、営業担当者にお問合せください。
- ※3 ビット深さは防水仕上の寸法を示します。仕様によっては一部の寸法が変わることがありますので、営業担当者にお問合せください。また、ビット深さ P は施工・保守作業者の安全上、当社提示寸法より必要以上に深くしないようご計画ください。
- ※4 () 内は速度 60m/min でスーパー可変速システム無しの場合の寸法を示します。< > 内は速度 105m/min でスーパー可変速システム付きの場合の寸法を示します。
- ※5 緩衝器部荷重の [× 数字] は、緩衝器本数を示します。オモリ側の緩衝器本数については変わることがあります。
- ビット深さ・オーバーヘッドは標準仕様 (かご室意匠、出入口高さ、おもり非常止め装置なし) の場合を示します。特殊意匠やエアコン (冷房専用) をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。
- 人荷用エレベーターの場合、荷物 (台車を含む) は 500kg 以下に分けて搬出入してください。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

4 レイアウト

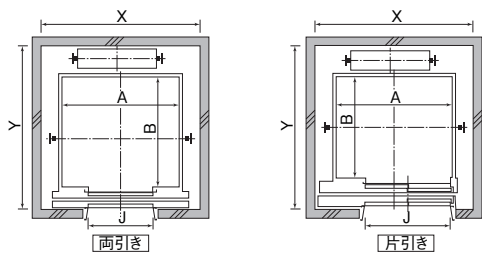
4.1 乗用エレベーター

4.1.3 非常用エレベーター

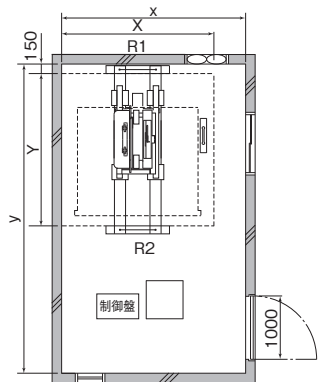
※附室に加圧防排煙設備を適用する場合は、当社にお問合せください。

(1) 速度 60 ~ 105m/min

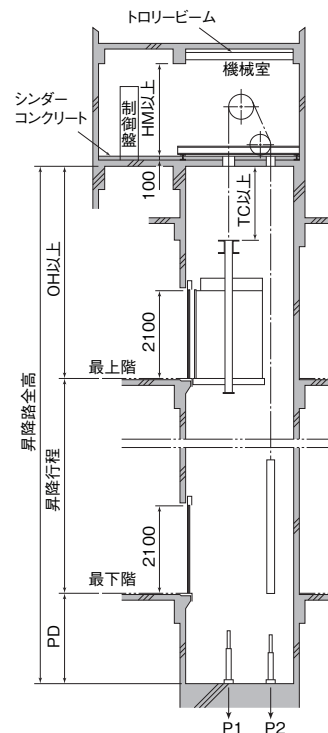
●昇降路平面図



●機械室平面図



●昇降路断面図



●昇降路・機械室寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	速度 (m/min)	ドア方式	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	機械室内法 x × y
E-17-CO	17	1150	60/90/105	CO	1000	1800 × 1500	2500 × 2400	3500 × 4550
E-17-2S				2S				
E-26-CO	26	1700	60/90/105	CO	1100	1800 × 2000	2500 × 2900	3500 × 5000
E-26-2S				2S				

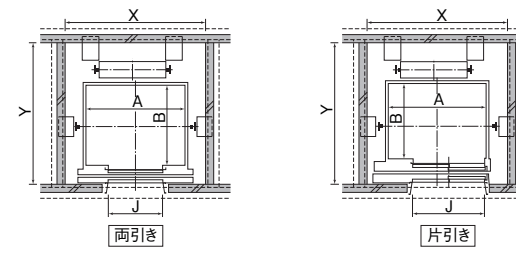
形式	定員 (人)	積載量 (kg)	速度 (m/min)	ビット深さ PD	オーバーヘッド OH	頂部すき間 TC	機械室有効高さ HM	機械室床にかかる荷重 (kN)			ビット衝撃荷重 (kN)	最大昇降行程 (m)
								R1	R2	P1		
E-17-CO/2S	17	1150	60	1550	4750	1450	2250	86	67	114	93	60
			90	1850	4950	1650	2250	88	70	115	94	80
			105	2150	5150	1850	2250	88	70	115	94	80
E-26-CO/2S	26	1700	60	1550	4750	1450	2350	123	83	165	133	60
			90	1850	4950	1650	2350	136	91	170	139	80
			105	2150	5150	1850	2350	136	91	170	139	80

- 昇降路内法及び機械室内法の寸法は剛構造 (RC・SRC 造) の場合を示します。
- 各種寸法、荷重値は標準仕様 (かご室意匠・おもり非常止め装置なし等) の場合を示します。(出入口高さ 2100mm、かご天井高さ 2300mm)
- 機械室有効高さは、かごサイズ・かご室意匠・昇降路内レイアウトが標準仕様の場合です。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

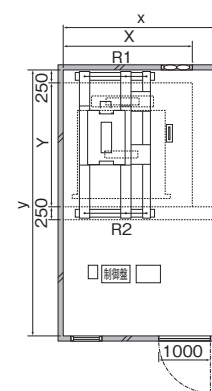
非常用エレベーター

(2) 速度 120 ~ 180m/min

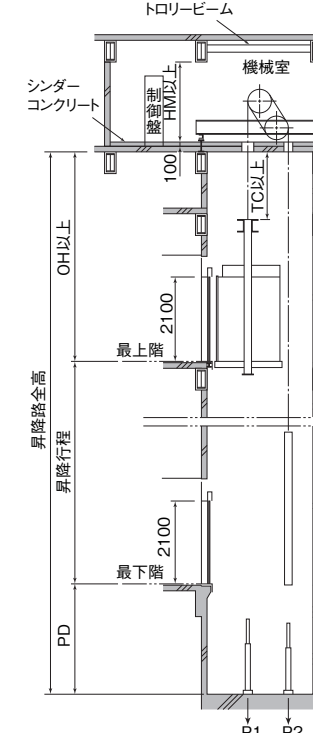
●昇降路平面図



●機械室平面図



●昇降路断面図



●昇降路・機械室寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	速度 (m/min)	ドア方式	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	機械室内法 x × y
E-17-CO	17	1150	120/150/180	CO	1000	1800 × 1500	2500 (2600) × 2400	3500 × 5150
E-17-2S				2S				
E-26-CO	26	1700	120/150/180	CO	1100	1800 × 2000	2500 (2600) × 2900	3500 × 5650
E-26-2S				2S				

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	速度 (m/min)	ビット深さ PD	オーバーヘッド OH	頂部すき間 TC	機械室有効高さ HM	機械室床にかかる荷重 (kN)		ビット衝撃荷重 (kN)		最大昇降行程 (m)
								R1	R2	P1	P2	
E-17-CO/2S	17	1150	120	2150	5400	1850	2250	114.7	67.7	143.2	123.7	120
			150	2450	5600	2050	2250	114.7	67.7	143.2	123.7	120
			180	2750	5900	2350	2550	114.7	67.7	143.2	124.7	120
E-26-CO/2S	26	1700	120	2750	5400	1850	2250	146.6	109.0	203.7	173.8	120
			150	2750	5600	2050	2250	146.6	109.0	203.7	173.8	120
			180	2950	5900	2350	2550	157.6	116.8	222.2	192.4	120

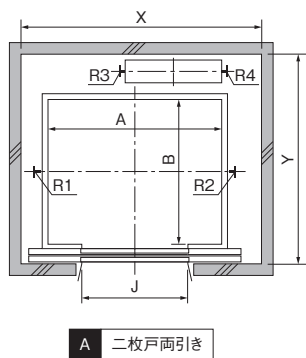
- 薄型巻上機、薄型制御盤の採用により、機械室サイズを小さくできる場合があります。
- 昇降路内法及び機械室内法の寸法は柔構造 (S 造) の場合を示します。耐火被覆を要する場合は耐火被覆施工後の寸法を示します。
- 各種寸法、荷重値は標準仕様 (かご室意匠・おもり非常止め装置なし等) の場合を示します。(出入口高さ 2100mm、かご天井高さ 2400mm)
- 昇降路内レイアウトによっては、かご内騒音対策が必要となる場合があります。速度 180m/min 以上で単独昇降路の場合は昇降路サイズを大きくする必要があります。
- () 内寸法は速度 180m/min の場合を示します。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

4 レイアウト

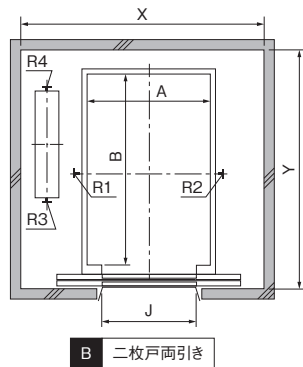
4.1 乗用エレベーター

4.1.4 非常用機械室レス・エレベーター

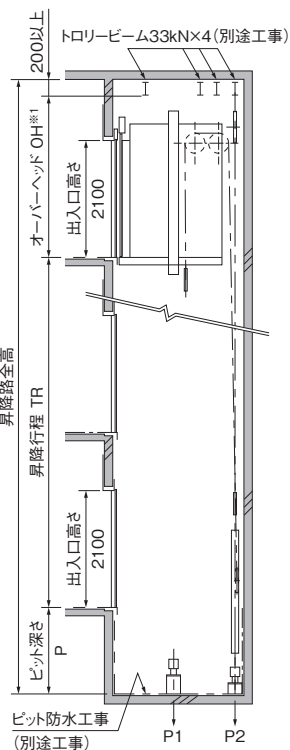
●昇降路平面図（おもり後落）



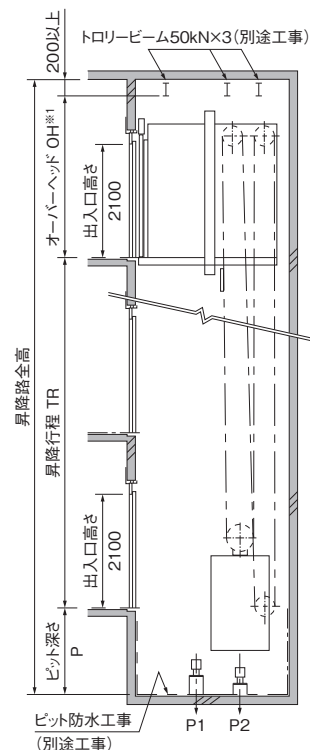
●昇降路平面図（おもり横落）



●昇降路断面図（おもり後落）



●昇降路断面図（おもり横落）



※1 出入口Jによってはオーバーヘッド寸法が大きくなる場合がありますので、当社にお問合せください。

非常用機械室レス・エレベーター

●昇降路寸法（単位 mm）

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	速度 ^{※1} (m/min)	ドア方式	平面図・断面図	おもり位置	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路寸法 ^{※2} X × Y		ガイドレール下端荷重 (kN)			
									R1	R2	R3	R4		
E-17-CO	17	1150	60 [105]	CO	A 後 B 横	1000	1800 × 1500	2600 × 2350		59	58	90	60	
E-17-CO								3050 × 2550		73	61	46	69	
E-20-CO								2600 × 2550		65	64	99	67	
E-20-CO	20	1350	90 [105]	CO	A 後 B 横	1000	1800 × 1700	2600 × 2550		61	64	99	67	
E-20-CO								3050 × 2600		85	67	50	75	
E-26-CO								2600 × 2850		70	69	105	71	
E-26-CO	26	1700	105 [120]	CO	A 後 B 横	1000	1800 × 2000	2600 × 2850		70	69	105	71	
E-26-CO								3100 × 2750		86	73	53	80	

※1 [] 内の数値は、スーパー可変速システムの機能により、中間負荷時に変化する速度です。

※2 昇降路内法は防水仕上後の寸法を示します。仕様によっては一部の寸法が変わることがありますので、営業担当者にお問合せください。

●昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC造) の場合を示します。

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	速度 ^{※1} (m/min)	昇降行程 TR (m)	ビット深さ P ^{※2,3}	オーバーヘッド OH ^{※3} (トローリーム下端まで)	かご側緩衝器部荷重 P1 (kN) ^{※4}	おもり側緩衝器部荷重 P2 (kN) ^{※4}	
									E-17-CO
E-17-CO	90 [105]	1250	3500	83 × 2	74 × 2				
E-17-CO	105 [120]	1250 <1550>	3500 <3700>	85 × 2	149 × 2				
E-17-CO	17	1150	60 [105]	40 < TR ≤ 60	1250 <1550>	3550 <3700>	85 × 2	149 × 2	
E-17-CO					90 [105]	1550	3700	85 × 2	149 × 2
E-17-CO					105 [120]	1550	3700 <3750>	85 × 2	149 × 2
E-20-CO	20	1350	60 [105]	TR ≤ 40	1250	3500	99 × 2	86 × 2	
E-20-CO					90 [105]	1250	3500	99 × 2	86 × 2
E-20-CO					105 [120]	1250 <1550>	3500 <3700>	100 × 2	176 × 2
E-20-CO	20	1350	60 [105]	40 < TR ≤ 60	1250 <1550>	3550 <3700>	100 × 2	176 × 2	
E-20-CO					90 [105]	1550	3700	100 × 2	176 × 2
E-20-CO					105 [120]	1550	3700 <3750>	100 × 2	176 × 2
E-26-CO	26	1700	60 [105]	TR ≤ 40	1250 <1400>	3500 <3650>	112 × 2	96 × 2	
E-26-CO					90 [105]	1400	3650	112 × 2	96 × 2
E-26-CO					105 [120]	1400 <1550>	3650 <3700>	114 × 2	96 × 2

※1 [] 内の数値は、スーパー可変速システムの機能により、中間負荷時に変化する速度です。

※2 昇降路内法は防水仕上後の寸法を示します。仕様によっては一部の寸法が変わることがありますので、当社にお問合せください。

※3 < > 内はスーパー可変速システム付きの場合の寸法を示します。

※4 緩衝器部荷重の [× 数字] は、緩衝器本数を示します。おもり側の緩衝器本数については変わることがあります。

●ビット深さ・オーバーヘッドは標準仕様 (かご室意匠、出入口高さ、おもり非常止め装置なし) の場合を示します。

●特殊意匠やエアコン (冷房専用) をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

●人荷用エレベーターの場合、荷物 (台車を含む) は 500kg 以下に分けて搬出入してください。

●昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

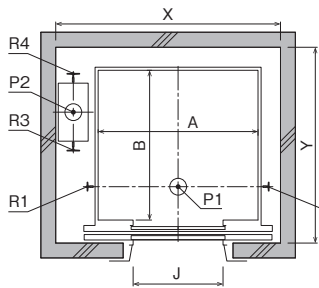
4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

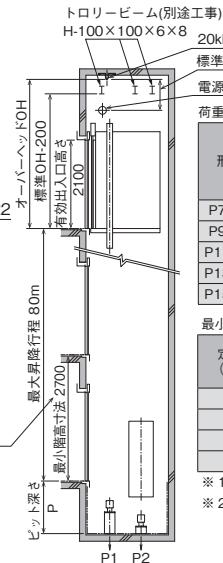
4.1.5 標準形・機械室レス・乗用エレベーター < AXIEZ-LINKs >

(1) P7-CO ~ P15-CO 一方向出入口

●昇降路平面図



●昇降路断面図



トロリービーム(別途工事)
H-100×100×6×8
20kN吊りフック(別途工事)
標準OH-400~標準OH
電源等引込み(別途工事)

荷重表

形式	レール下端にかかる荷重 (長期荷重) (kN/台)				緩衝器にかかる 荷重(短期荷重) (kN/台)	
	R1	R2	R3	R4	P1	P2
P7-CO	20.0	35.7	52.3	33.9	71.0	62.2
P9-CO	20.0	37.3	55.0	35.0	78.7	67.5
P11-CO	20.0	40.7	62.4	37.6	94.5	79.7
P13-CO	20.0	44.7	70.3	39.8	112.5	94.1
P15-CO	20.0	46.4	73.2	40.9	120.6	99.9

最小昇降行程表

定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度*1 (m/min)	最小昇降*2 行程(m)
45	60	3 <3>
60	105	7.2 <3>
90	105	7.2 <7.2>
105	120	12 <7.2>

*1 スーパー可変速システム付きの場合
*2 スーパー可変速システム適用時の推奨最小値です。上記の昇降行程未滿の場合、スーパー可変速システムの機能を最大限発揮できないことがありますので営業担当者にお問合せください。< >内の値はスーパー可変速システム無しの場合を示します。

最小階高寸法
この値での適用には
条件があります。
営業担当者にお問合せ
ください。

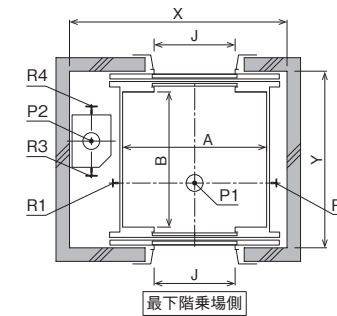
●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度 (スーパー可変速 システム) (m/min)	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	ビット 深さ P	オーバーヘッドOH (括弧内: 最小寸法)				電動機 容量 (kW)
									天井形名			DM1 *1	
									CL1, CL2	DL4, DL5, DL6	DL5, DL6		
P7-CO	7	500	45	60	800	1200 × 1100	1800 × 1750	1250	3200 (3000)	3300 (3100)	-	3.1	
			60	105					-	4.1			
			90	105					-	6.1			
			105	120					-	7.1			
P9-CO	9	600	45	60	800	1400 × 1100	1950 × 1750	1250	3200 (3000)	3300 (3100)	-	3.1	
			60	105					-	4.1			
			90	105					-	6.1			
			105	120					-	7.1			
P11-CO	11	750	45	60	800	1400 × 1350	2050 × 1850	1250	3200 (3000)	3300 (3100)	3350 (3150)	3.8	
			60	105					-	5.1			
			90	105					-	7.6			
			105	120					-	8.9			
P13-CO	13	900	45	60	900	1600 × 1350	2300 × 1850	1250	3200 (3000)	3300 (3100)	3350 (3150)	4.6	
			60	105					-	6.1			
			90	105					-	9.1			
			105	120					-	11.0			
P15-CO	15	1000	45	60	900	1600 × 1500	2250 × 2000	1250	3200 (3000)	3300 (3100)	3350 (3150)	5.1	
			60	105					-	6.8			
			90	105					-	11.0			
			105	120					-	12.0			

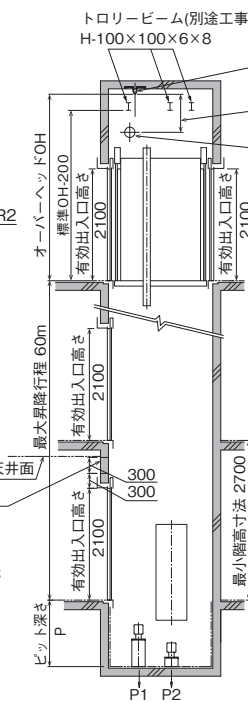
*1 DM1 天井の場合、ヘルスエアはP11、P13には適用できず、換気用ファンのみとなります。
●昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC造) の場合を示します。
●昇降路内法はビット防水仕上の有効寸法です。
●表中のオーバーヘッド寸法は昇降行程が30m以下の場合を示します。また、オーバーヘッド寸法が標準寸法未滿となる場合は、有償対応となります。
●エアコンをご用命の場合、天井種類によらず200mmのオーバーヘッド寸法が必要です。エアコンはP7には適用できません。
●回生コンバーターをご用命の場合、天井種類によらず3550mmのオーバーヘッド寸法が必要です。
●昇降機耐震設計・施工指針 (2016年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

(2) P11-CO ~ P15-CO 二方向出入口

●昇降路平面図



●昇降路断面図



トロリービーム(別途工事)
H-100×100×6×8
20kN吊りフック
(別途工事)
標準OH-400~標準OH
電源等引込み
(別途工事)

荷重表

形式	レール下端にかかる荷重 (長期荷重) (kN/台)				緩衝器にかかる 荷重(短期荷重) (kN/台)	
	R1	R2	R3	R4	P1	P2
P11-CO	15.3	35.8	49.5	39.2	93.8	78.4
P13-CO	15.3	39.6	55.9	43.5	111.7	92.7
P15-CO	15.3	41.2	58.2	45.1	119.8	98.4

最小昇降行程表

定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度*1 (m/min)	最小昇降*2 行程(m)
45	60	3 <3>
60	105	7.2 <3>
90	105	7.2 <7.2>
105	-	- <7.2>

*1 スーパー可変速システム付きの場合
*2 スーパー可変速システム適用時の推奨最小値です。上記の昇降行程未滿の場合、スーパー可変速システムの機能を最大限発揮できないことがありますので営業担当者にお問合せください。< >内の値はスーパー可変速システム無しの場合を示します。

最小階高寸法
この値での適用には
条件があります。
営業担当者にお問合せ
ください。

かご戸閉装置点検口
有効出入口幅×300mm以上
ただし、出入口幅Jの延長線上の
範囲を含む。
(最下階と同じ方向の出入口が他
階にない場合)
なお、ビットを標準最小値+
300mm深くした場合は点検口を
不要にできます。

●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度 (スーパー可変速 システム) (m/min)	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	ビット 深さ P	オーバーヘッドOH (括弧内: 最小寸法)				電動機 容量 (kW)
									天井型名			DM1 *1	
									CL1, CL2	DL4, DL5, DL6	DL5, DL6		
P11-CO	11	750	45	60	800	1400 × 1350	2100 × 1810	1250	3400 (3200)			-	3.8
			60	105					-	5.1			
			90	105					-	7.6			
			105	-					-	8.9			
P13-CO	13	900	45	60	900	1600 × 1350	2400 × 1810	1250	3400 (3200)			-	4.6
			60	105					-	6.1			
			90	105					-	9.1			
			105	-					-	11.0			
P15-CO	15	1000	45	60	900	1600 × 1500	2400 × 1960	1250	3400 (3200)			-	5.1
			60	105					-	6.8			
			90	105					-	11.0			
			105	-					-	12.0			

●昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC造) の場合を示します。
●昇降路内法はビット防水仕上の有効寸法です。
●表中のオーバーヘッド寸法は昇降行程が30m以下の場合を示します。また、オーバーヘッド寸法が標準寸法未滿となる場合は、有償対応となります。
●エアコンをご用命の場合、天井種類によらず200mmのオーバーヘッド寸法が必要です。
●昇降機耐震設計・施工指針 (2016年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

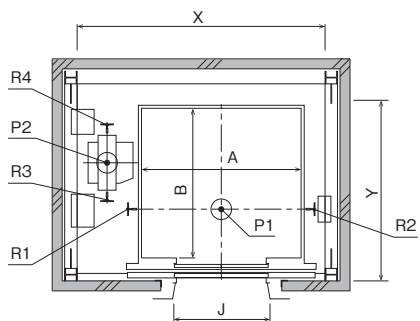
4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

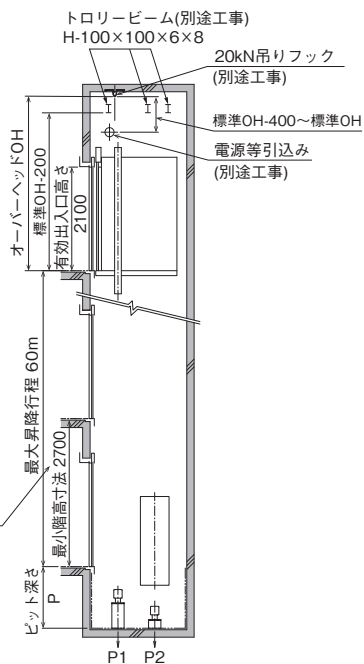
4.1.5 標準形・機械室レス・乗用エレベーター < AXIEZ-LINKs >

(3) P11-CO ~ P15-CO 展望用専用レイアウト (S(鉄骨)構造)

●昇降路平面図



●昇降路断面図



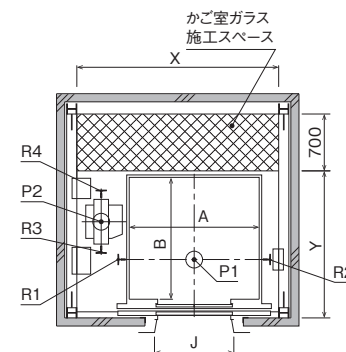
最小階高寸法
この値での適用には
条件があります。
営業担当者にお問合せ
ください。

●昇降路寸法 (単位 mm)

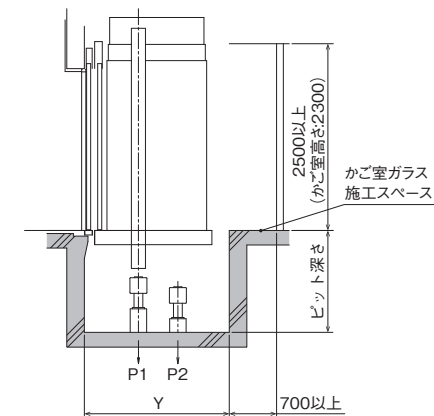
形式	定員 (人)	積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度 (スーパー可変速 システム) (m/min)	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	ビット 深さ P	オーバーヘッド OH (括弧内: 最小寸法)			電動機 容量 (kW)
									天井型名			
									CL1, CL2	DL4, DL5, DL6		
P11-CO	11	750	45	60	800	1400 × 1350	2300 × 1750 (2300 × 2450)	1250	3400 (3200)		3.8	
			60	105							5.1	
			90	105							7.6	
			105	-							8.9	
P13-CO	13	900	45	60	900	1600 × 1350	2450 × 1750 (2450 × 2450)	1250	3400 (3200)		4.6	
			60	105							6.1	
			90	105							9.1	
			105	-							11.0	
P15-CO	15	1000	45	60	900	1600 × 1500	2450 × 1850 (2450 × 2550)	1250	3400 (3200)		5.1	
			60	105							6.8	
			90	105							11.0	
			105	-							12.0	

- 昇降路平面寸法は柔構造 (S造) の場合を示します。耐火被覆を要する場合は耐火被覆施工後の寸法を示します。
- 昇降路内法はビット防水仕上後の有効寸法です。
- 表中のオーバーヘッド寸法は昇降行程が 30m 以下の場合を示します。また、オーバーヘッド寸法が標準寸法未満となる場合は、有償対応となります。
- エアコンをご用命の場合、天井種類によらず + 200mm のオーバーヘッド寸法が必要です。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。
- プレミアムシースルーかご室ご用命の場合、最下階の昇降路背面にかご室ガラス施工スペースが必要となるため、昇降路平面列の () 寸法が必要です。最下階以外は展望用専用レイアウト寸法と同じです。
- DL5、DL6 天井はプレミアムシースルーかご室には適用出来ません。

●最下階昇降路平面図 (プレミアムシースルーかご室)



●最下階昇降路断面図 (プレミアムシースルーかご室)



荷重表

形式	レール下端にかかる荷重 (長期荷重) (kN/台)				緩衝器にかかる 荷重 (短期荷重) (kN/台)	
	R1	R2	R3	R4	P1	P2
P11-CO	15.3	39	54.7	42.7	106.2	90.8
P13-CO	15.3	40.2	55.8	43.5	111.7	92.7
P15-CO	15.3	42	58.7	45.5	119	97.7

最小昇降行程表

定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度*1 (m/min)	最小昇降*2 行程 (m)
45	60	3 <3>
60	105	7.2 <3>
90	105	7.2 <7.2>
105	-	- <7.2>

- *1 スーパー可変速システム付きの場合
- *2 スーパー可変速システム適用時の推奨最小値です。上記の昇降行程未満の場合、スーパー可変速システムの機能を最大限発揮できないことがありますので営業担当者にお問合せください。< >内の値はスーパー可変速システム無しの場合を示します。

4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

4.1.6 標準形・機械室レス・住宅用エレベーター < AXIEZ-LINKs >

(1) R6-2S ~ R13-2S 一方向出入口

●昇降路平面図 (R6, R9, R13) ●昇降路断面図 (R6, R9, R13) ●昇降路平面図 (RT9) ●昇降路断面図 (RT9)

最小階高寸法
この値での適用には条件があります。営業担当者にお問合せください。

最小階高寸法
この値での適用には条件があります。営業担当者にお問合せください。

最小昇降行程表

定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度※1 (m/min)	最小昇降※2 行程 (m)
45	60	3 <3>
60	105	7.2 <3>
90	105	7.2 <7.2>
105	120	12 <7.2>

※1 スーパー可変速システム付きの場合
※2 スーパー可変速システム適用時の推奨最小値です。上記の昇降行程未達の場合、スーパー可変速システムの機能を最大限発揮できないことがありますので営業担当者にお問合せください。< >内の値はスーパー可変速システム無しの場合を示します。

荷重表

形式	レール下端にかかる荷重 (長期荷重) (kN/台)				緩衝器にかかる荷重 (短期荷重) (kN/台)	
	R1	R2	R3	R4	P1	P2
R6-2S	20.0	34.9	51.0	33.4	67.2	59.6
R9-2S	20.0	37.3	56.3	35.0	78.7	67.5
RT9-2S	20.0	37.3	56.3	35.0	78.7	67.5
R13-2S	20.0	43.2	67.4	38.6	105.1	87.9

●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度 (スーパー可変速システム) (m/min)	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	ビット深さ P	オーバーヘッド OH (括弧内: 最小寸法)			電動機容量 (kW)
									天井形名			
									CL1, CL2	DL4, DL5, DL6		
R6-2S	6	450	45	60	850	1050 × 1150	1600 × 1800	1250	3200 (3000)	3300 (3100)		2.3
			60	105					3350 (3000)		3.1	
			90	105					3450 (3100)		4.6	
			105	120							5.4	
R9-2S	9	600	45	60	850	1050 × 1520	1600 × 2000	1250	3200 (3000)	3300 (3100)		3.1
			60	105					3350 (3000)		4.1	
			90	105					3450 (3100)		6.1	
			105	120							7.1	
RT9-2S	9	600	45	60	850	1050 × 1520 トランク内法 950 × 480	1600 × 2400	1250	3200 (3000)	3300 (3100)		3.1
			60	105					3350 (3000)		4.1	
			90	105					3450 (3100)		6.1	
			105	120							7.1	
R13-2S	13	850	45	60	850	1050 × 2000	1700 × 2400	1250	3200 (3000)	3300 (3100)		4.6
			60	105					3350 (3000)		6.1	
			90	105					3450 (3100)		9.1	
			105	120							11.0	

- 昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC造) の場合を示します。
- 昇降路内法はビット防水仕上の有効寸法です。
- 表中のオーバーヘッド寸法は昇降行程が30m以下の場合を示します。また、オーバーヘッド寸法が標準寸法未達となる場合は、有償対応となります。
- エアコンをご用命の場合、天井種類によらず+200mmのオーバーヘッド寸法が必要です。エアコンはR6には適用できません。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

(2) R9-2S, R13-2S 二方向出入口

●昇降路平面図 ●昇降路断面図

荷重表

形式	レール下端にかかる荷重 (長期荷重) (kN/台)				緩衝器にかかる荷重 (短期荷重) (kN/台)	
	R1	R2	R3	R4	P1	P2
R9-2S	20.0	38.2	51.1	41.7	82.4	71.3
R13-2S	20.0	45.0	71.1	40.2	112.9	95.8

最小昇降行程表

定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度※1 (m/min)	最小昇降※2 行程 (m)
45	60	3 <3>
60	105	7.2 <3>
90	105	7.2 <7.2>
105	-	<-7.2>

※1 スーパー可変速システム付きの場合
※2 スーパー可変速システム適用時の推奨最小値です。上記の昇降行程未達の場合、スーパー可変速システムの機能を最大限発揮できないことがありますので営業担当者にお問合せください。< >内の値はスーパー可変速システム無しの場合を示します。

かご戸閉装置点検口
有効出入口幅×300mm以上
ただし、出入口幅Jの延長線上の範囲を含む。
(最下階と同じ方向の出入口が他階にない場合)
なお、ビットを標準最小値+400mm深くした場合は点検口を不要にできます。

最小階高寸法
この値での適用には条件があります。営業担当者にお問合せください。

●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度 (スーパー可変速システム) (m/min)	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	ビット深さ P	オーバーヘッド OH (括弧内: 最小寸法)			電動機容量 (kW)
									天井形名			
									CL1, CL2	DL4, DL5, DL6		
R9-2S	9	600	45	60	850	1050 × 1520	1750 × 2130	1250	3400 (3200)			3.1
			60	105					3300 (3100)		4.1	
			90	105					3350 (3000)		6.1	
			105	-							7.1	
R13-2S	13	850	45	60	850	1050 × 2000	1700 × 2610	1250	3400 (3200)			4.6
			60	105					3300 (3100)		6.1	
			90	105					3350 (3000)		9.1	
			105	-							11.0	

- 昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC造) の場合を示します。
- 昇降路内法はビット防水仕上の有効寸法です。
- 表中のオーバーヘッド寸法は昇降行程が30m以下の場合を示します。また、オーバーヘッド寸法が標準寸法未達となる場合は、有償対応となります。
- エアコンをご用命の場合、天井種類によらず+200mmのオーバーヘッド寸法が必要です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

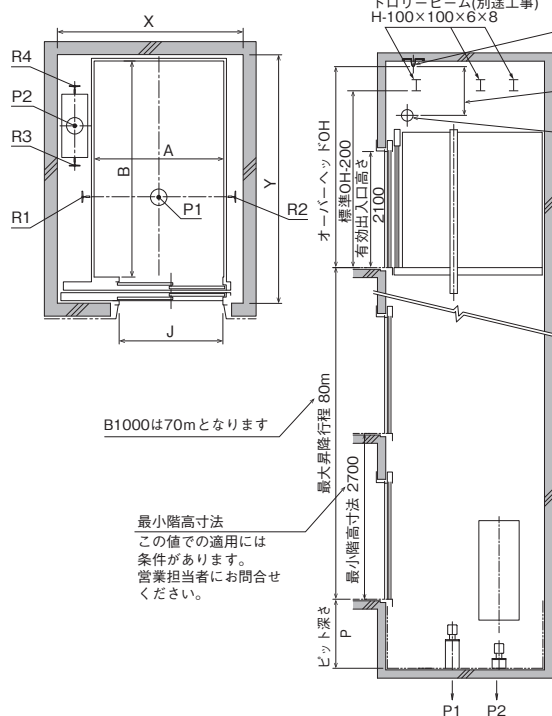
4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

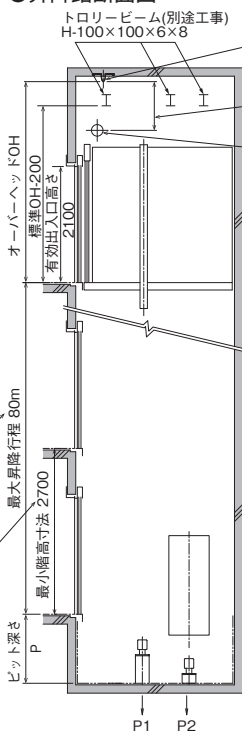
4.1.7 標準形・機械室レス・寝台用エレベーター < AXIEZ-LINKs >

(1) B750-2S、B1000-2S 一方向出入口

●昇降路平面図



●昇降路断面図



荷重表

形式	レール下端にかかる荷重 (長期荷重) (kN/台)				緩衝器にかかる荷重 (短期荷重) (kN/台)	
	R1	R2	R3	R4	P1	P2
B750-2S	20.0	45.0	71.7	40.6	113.7	98.9
B1000-2S	20.0	47.7	76.0	42.0	127.1	106.4

最小昇降行程表

定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度*1 (m/min)	最小昇降*2 行程 (m)
45	60	3 <3>
60	105	7.2 <3>
90	105	7.2 <7.2>
105	120	12 <7.2>

*1 スーパー可変速システム付きの場合

*2 スーパー可変速システム適用時の推奨最小値です。上記の昇降行程未滿の場合、スーパー可変速システムの機能を最大限發揮できないことがありますので営業担当者にお問合せください。< >内の値はスーパー可変速システム無しの場合を示します。

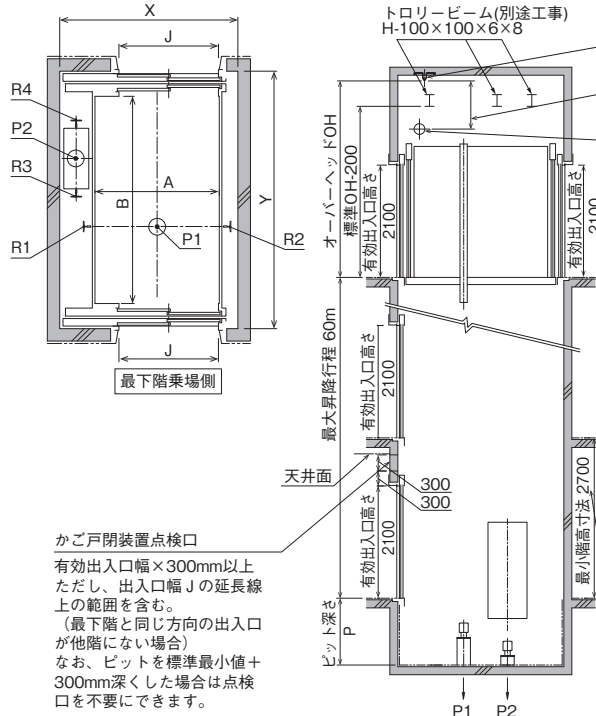
●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度 (スーパー可変速システム) (m/min)	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	ビット 深さ P	オーバーヘッド OH (括弧内: 最小寸法)			電動機 容量 (kW)
									天井形名			
									CL1	DL5、DL6		
B750-2S	11	750	45	60	1100	1300 × 2300	2050 × 2700	1250	3200 (3000)	3300 (3100)		3.8
			60	105								5.1
			90	105								7.6
			105	120								8.9
B1000-2S	15	1000	45	60	1200	1500 × 2500	2200 × 2900	1250	3200 (3000)	3300 (3100)		5.1
			60	105								6.8
			90	105								11.0
			105	120								12.0

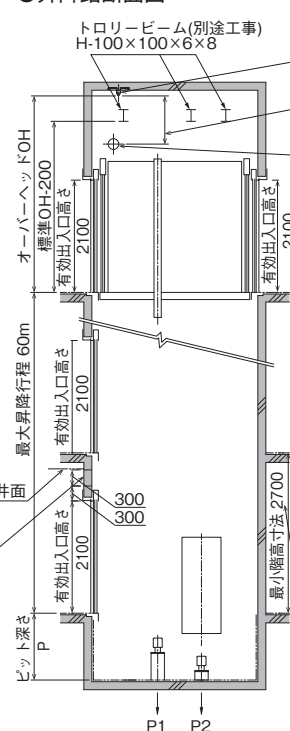
- 昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC造) の場合を示します。
- 昇降路内法はビット防水仕上の有効寸法です。
- 表中のオーバーヘッド寸法は昇降行程が30m以下の場合を示します。また、オーバーヘッド寸法が標準寸法未滿となる場合は、有償対応となります。
- エアコンをご用命の場合、天井種類によらず+200mmのオーバーヘッド寸法が必要です。
- 回生コンバーターをご用命の場合、天井種類によらず3550mmのオーバーヘッド寸法が必要です。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

(2) B750-2S、B1000-2S 二方向出入口

●昇降路平面図



●昇降路断面図



荷重表

形式	レール下端にかかる荷重 (長期荷重) (kN/台)				緩衝器にかかる荷重 (短期荷重) (kN/台)	
	R1	R2	R3	R4	P1	P2
B750-2S	15.3	39.8	66.0	35.4	112.9	97.5
B1000-2S	15.3	43.6	72.4	37.7	130.9	109.6

最小昇降行程表

定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度*1 (m/min)	最小昇降*2 行程 (m)
45	60	3 <3>
60	105	7.2 <3>
90	105	7.2 <7.2>
105	-	< <7.2>

*1 スーパー可変速システム付きの場合

*2 スーパー可変速システム適用時の推奨最小値です。上記の昇降行程未滿の場合、スーパー可変速システムの機能を最大限發揮できないことがありますので営業担当者にお問合せください。< >内の値はスーパー可変速システム無しの場合を示します。

最小階高寸法

この値での適用には条件があります。営業担当者にお問合せください。

●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度 (スーパー可変速システム) (m/min)	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	ビット 深さ P	オーバーヘッド OH (括弧内: 最小寸法)			電動機 容量 (kW)
									天井形名			
									CL1	DL5、DL6		
B750-2S	11	750	45	60	1100	1300 × 2300	2050 × 2910	1250	3400 (3200)			3.8
			60	105								5.1
			90	105								7.6
			105	-								8.9
B1000-2S	15	1000	45	60	1200	1500 × 2500	2200 × 3110	1250	3400 (3200)			5.1
			60	105								6.8
			90	105								11.0
			105	-								12.0

- 昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC造) の場合を示します。
- 昇降路内法はビット防水仕上の有効寸法です。
- 表中のオーバーヘッド寸法は昇降行程が30m以下の場合を示します。また、オーバーヘッド寸法が標準寸法未滿となる場合は、有償対応となります。
- エアコンをご用命の場合、天井種類によらず+200mmのオーバーヘッド寸法が必要です。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

4 レイアウト

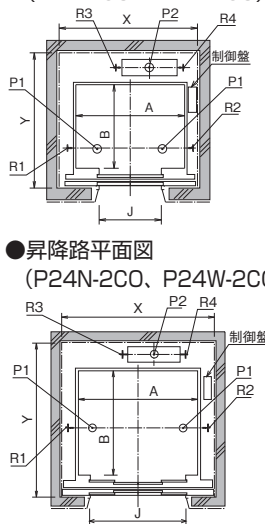
4.1 乗用エレベーター

4.1.8 標準形・機械室レス・乗用エレベーター < AXIEZ >

(1) P17N-CO ~ P24N-CO, P24N-2CO, P24W-2CO 一方向出入口

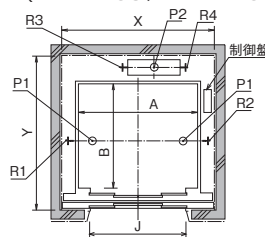
●昇降路平面図

(P17N-CO ~ P24N-CO)



●昇降路平面図

(P24N-2CO, P24W-2CO)



●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度*1	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	ビット 深さ P	オーバーヘッド OH (トローリービーム下端まで)			電動機 容量 (kW)
									天井形名			
									CL1, CL2	DL4, DL5, DL6		
P17N-CO	17	1150	45	60	1100	1800 × 1500	2400 × 2200	1250	3200	3300	5.9	
			60	105								7.8
			90	105								12.0
			105	120								14.0
P20N-CO	20	1350	45	60	1100	1800 × 1700	2400 × 2400	1250	3200	3300	6.9	
			60	105								9.1
			90	105								14.0
			105	120								16.0
P24N-CO	24	1600	45	60	1100	2000 × 1750	2600 × 2450	1400	3400	3450	8.1	
			60	105								11.0
			90	105								17.0
			105	120								19.0
P24N-2CO	24	1600	45	60	1400	2000 × 1750	2600 × 2600	1400	3400	3450	8.1	
			60	105								11.0
			90	105								17.0
			105	120								19.0
P24W-2CO	24	1600	45	60	1400	2150 × 1600	2750 × 2450	1400	3400	3450	8.1	
			60	105								11.0
			90	105								17.0
			105	120								19.0

- *1 中間負荷時の定格速度はスーパー可変速システムの機能により、変化する速度です。
- 昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC造) の場合を示します。
- 昇降路内法はビット防水仕上げの有効寸法です。
- 表中のオーバーヘッド寸法は昇降行程が 30m 以下の場合を示します。
- エアコン、つり合いおもり非常止め装置をご用命の場合、当社にお問合せください。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。
- DL5、DL6 天井は P24W には適用出来ません。

荷重表

形式	レール下端にかかる荷重 (長期荷重) (kN/台)				緩衝器にかかる荷重 (短期荷重) (kN/台)	
	R1	R2	R3	R4	P1	P2
P17N-CO	40	38	62	36	70	112
P20N-CO	44	42	66	39	79	125
P24N-CO	47	45	68	42	87	135
P24N-2CO	47	45	68	42	87	135
P24W-2CO	47	44	67	43	87	135

最小昇降行程表

スーパー可変速システム無し		スーパー可変速システム付き	
定格速度 (m/min)	最小昇降行程 (m)	定格速度 (m/min)	最小昇降行程 (m)*1
45	3 <3.1 ※2>	45	3.1
60	3 <3.1 ※2>	60	7
90	7	90	7
105	7	105	12

*1 スーパー可変速システム適用時の推奨最小値です。上記の昇降行程未満の場合、スーパー可変速システムの機能を最大限発揮できないことがありますので営業担当者にお問合せください。

*2 < > 内の値は 2CO のときの寸法を示します。昇降行程が 3.1 m 未満の場合は営業担当者にご相談ください。

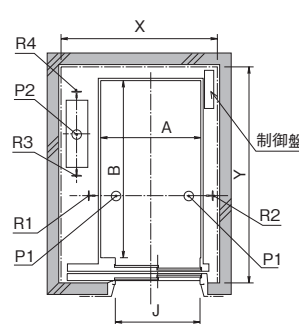
最小階高寸法表 (単位 mm)

形式	昇降路の構造	
	RC 構造	S 造
P17N-CO		
P20N-CO	2800	2820 <2840>
P24N-CO		
P24N-2CO	2800 <2810>	3040 <3040>
P24W-2CO		

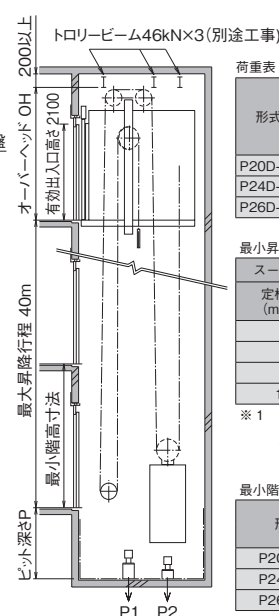
● < > 内の値は遮煙乗場ドア適用時の寸法を示します。

(2) P20D-2S ~ P26D-2S 一方向出入口

●昇降路平面図



●昇降路断面図



荷重表

形式	レール下端にかかる荷重 (長期荷重) (kN/台)				緩衝器にかかる荷重 (短期荷重) (kN/台)	
	R1	R2	R3	R4	P1	P2
P20D-2S	41	47	55	50	78	124
P24D-2S	43	51	60	54	87	135
P26D-2S	45	53	62	56	92	140

最小昇降行程表

スーパー可変速システム無し		スーパー可変速システム付き	
定格速度 (m/min)	最小昇降行程 (m)	定格速度 (m/min)	最小昇降行程 (m)*1
45	3	45	3.1
60	3	60	7
90	7	90	7
105	7	105	12

*1 スーパー可変速システム適用時の推奨最小値です。上記の昇降行程未満の場合、スーパー可変速システムの機能を最大限発揮できないことがありますので営業担当者にお問合せください。

最小階高寸法表 (単位 mm)

形式	昇降路の構造	
	RC 構造	S 造
P20D-2S		
P24D-2S	2800 <2810>	2830 <2850>
P26D-2S		

● < > 内の値は遮煙乗場ドア適用時の寸法を示します。

●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度*1	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	ビット 深さ P	オーバーヘッド OH (トローリービーム下端まで)			電動機 容量 (kW)
									天井形名			
									CL1, CL2	DL5, DL6		
P20D-2S	20	1300	45	60	1100	1300 × 2300	2150 × 2750	1250	3250	3350	6.9	
			60	105								9.1
			90	105								14.0
			105	120								16.0
P24D-2S	24	1600	45	60	1200	1500 × 2300	2350 × 2750	1250	3200	3350	8.1	
			60	105								11.0
			90	105								17.0
			105	120								19.0
P26D-2S	26	1750	45	60	1200	1500 × 2500	2350 × 2900	1400	3450	3500	9.1	
			60	105								13.0
			90	105								19.0
			105	120								22.0

- *1 中間負荷時の定格速度はスーパー可変速システムの機能により、変化する速度です。
- 昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC造) の場合を示します。
- 昇降路内法はビット防水仕上げの有効寸法です。
- 表中のオーバーヘッド寸法は昇降行程が 30m 以下の場合を示します。
- エアコン、つり合いおもり非常止め装置をご用命の場合、当社にお問合せください。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

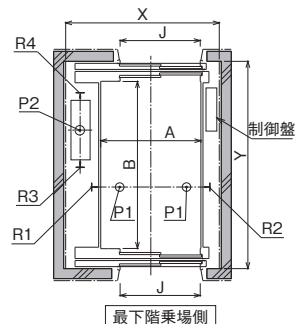
4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

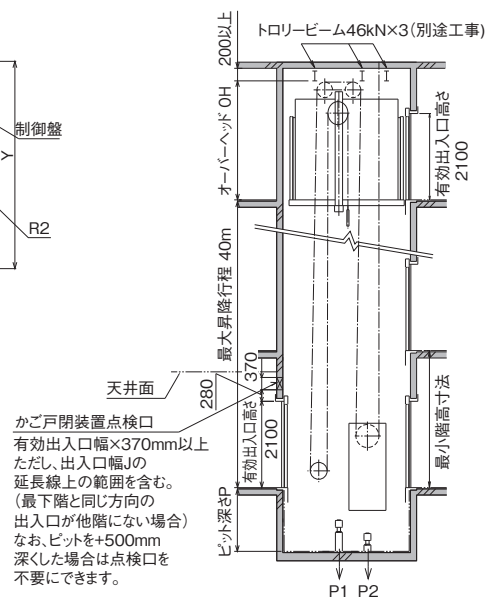
4.1.8 標準形・機械室レス・乗用エレベーター < AXIEZ >

(3) P20D-2S ~ P26D-2S 二方向出入口

●昇降路平面図



●昇降路断面図



●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度 ^{※1}	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	ビット 深さ P	オーバーヘッド OH (トロリービーム下端まで)		電動機 容量 (kW)
									天井形名		
									CL1, CL2	DL5, DL6	
P20D-2S	20	1300	45	60	1100	1300 × 2300	2200 × 2910	1250	3350	3450	6.9 9.1 14.0 16.0
			60	105							
			90	105							
			105	-							
P24D-2S	24	1600	45	60	1200	1500 × 2300	2400 × 2910	1400	3450	3550	8.1 11.0 17.0 19.0
			60	105							
			90	105							
			105	-							
P26D-2S	26	1750	45	60	1200	1500 × 2500	2400 × 3110	1250	3300	3400	9.1 13.0 19.0 22.0
			60	105							
			90	105							
			105	-							

- ※1 中間負荷時の定格速度はスーパー可変速システムの機能により、変化する速度です。
- 昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC造) の場合を示します。
 - 昇降路内法はビット防水仕上後の有効寸法です。
 - 表中のオーバーヘッド寸法は昇降行程が30m以下の場合を示します。
 - エアロン、つり合いおもり非常止め装置をご用命の場合、営業担当者にお問合せください。
 - 昇降機耐震設計・施工指針 (2016年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

AXIEZ 乗用 大容量

荷重表

形式	レール下端にかかる荷重 (長期荷重) (kN/台)				緩衝器にかかる 荷重 (短期荷重) (kN/台)	
	R1	R2	R3	R4	P1	P2
P20D-2S	41	47	55	50	78	124
P24D-2S	43	51	60	54	87	135
P26D-2S	45	53	62	56	92	140

最小昇降行程表

定格速度 (m/min)	スーパー可変速システム無し		スーパー可変速システム付き	
	最小昇降 行程 (m)	最小昇降 行程 (m) ^{※1}	最小昇降 行程 (m)	最小昇降 行程 (m) ^{※1}
45	3	3	45	3
60	3	7	60	7
90	7	7	90	7
105	7	-	-	-

※1 スーパー可変速システム適用時の推奨最小値です。上記の昇降行程未満の場合、スーパー可変速システムの機能を最大限発揮できないことがありますので営業担当者にお問合せください。

最小階高寸法表 (単位 mm)

形式	昇降路の構造	
	RC 構造	S 造
P20D-2S	2800 <2810>	2830 <2850>
P24D-2S		
P26D-2S		

● < > 内の値は遮煙乗場ドア適用時の寸法を示します。

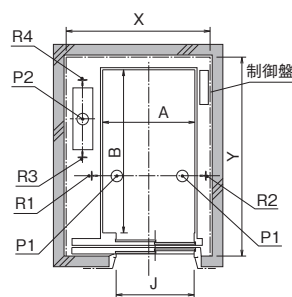
4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

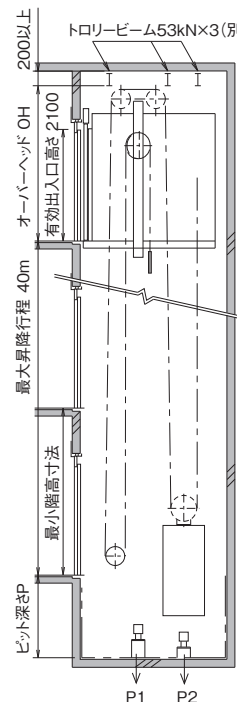
4.1.9 標準形・機械室レス・寝台用エレベーター < AXIEZ >

(1) B1150-2S、B1300-2S 一方向出入口

●昇降路平面図



●昇降路断面図



荷重表

形式	レール下端にかかる荷重 (長期荷重) (kN/台)				緩衝器にかかる荷重 (短期荷重) (kN/台)	
	R1	R2	R3	R4	P1	P2
B1150-2S	41	49	58	53	82	136
B1300-2S	42	51	59	54	86	140

最小昇降行程表

スーパー可変速システム 無し		スーパー可変速システム 付き	
定格速度 (m/min)	最小昇降行程 (m)	定格速度 (m/min)	最小昇降行程 (m)※1
45	3	45	3
60	3	60	7
90	7	90	7
105	7	-	-

※1 スーパー可変速システム適用時の推奨最小値です。上記の昇降行程未満の場合、スーパー可変速システムの機能を最大限発揮できないことがありますので営業担当者にお問合せください。

最小階高寸法表 (単位 mm)

形式	昇降路の構造	
	RC 構造	S 造
B1150-2S	2810 <2830>	2850 <2870>
B1300-2S		

● < > 内の値は遮煙乗場ドア適用時の寸法を示します。

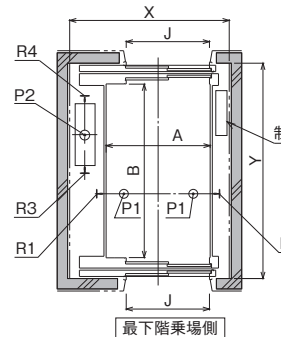
●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度※1	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	ビット深さ P	オーバーヘッド OH (トローリーム下端まで)		電動機容量 (kW)
									天井形名		
B1150-2S	17	1150	45	60	1500	1800 × 2500	2700 × 2900	1250	3200	CL1	5.9
			60	105							7.8
			90	105							12.0
			105	-							14.0
B1300-2S	20	1300	45	60	1500	1800 × 2800	2700 × 3200	1250	3200	CL1	6.9
			60	105							9.1
			90	105							14.0
			105	-							16.0

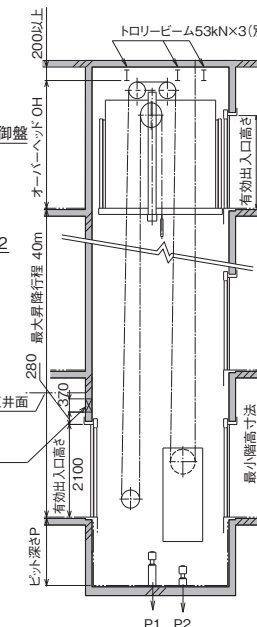
- ※1 中間負荷時の定格速度はスーパー可変速システムの機能により、変化する速度です。
- 昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC 造) の場合を示します。
 - 昇降路内法はビット防水仕上後の有効寸法です。
 - 表中のオーバーヘッド寸法は昇降行程が 30m 以下の場合を示します。
 - エアコン、つり合いおもり非常止め装置をご用命の場合、営業担当者にお問合せください。
 - 昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

(2) B1150-2S、B1300-2S 二方向出入口

●昇降路平面図



●昇降路断面図



荷重表

形式	レール下端にかかる荷重 (長期荷重) (kN/台)				緩衝器にかかる荷重 (短期荷重) (kN/台)	
	R1	R2	R3	R4	P1	P2
B1150-2S	44	52	61	57	90	152
B1300-2S	45	53	61	57	92	152

最小昇降行程表

スーパー可変速システム 無し		スーパー可変速システム 付き	
定格速度 (m/min)	最小昇降行程 (m)	定格速度 (m/min)	最小昇降行程 (m)※1
45	3	45	3
60	3	60	7
90	7	90	7
105	7	-	-

※1 スーパー可変速システム適用時の推奨最小値です。上記の昇降行程未満の場合、スーパー可変速システムの機能を最大限発揮できないことがありますので営業担当者にお問合せください。

最小階高寸法表 (単位 mm)

形式	昇降路の構造	
	RC 構造	S 造
B1150-2S	2810 <2830>	2850 <2870>
B1300-2S		

● < > 内の値は遮煙乗場ドア適用時の寸法を示します。

●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	定員 (人)	積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	中間負荷時 定格速度※1	出入口 J	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	ビット深さ P	オーバーヘッド OH (トローリーム下端まで)		電動機容量 (kW)
									天井形名		
B1150-2S	17	1150	45	60	1500	1800 × 2500	2700 × 3110	1250	3300	CL1	5.9
			60	105							7.8
			90	105							12.0
			105	-							14.0
B1300-2S	20	1300	45	60	1500	1800 × 2800	2700 × 3410	1250	3300	CL1	6.9
			60	105							9.1
			90	105							14.0
			105	-							16.0

- ※1 中間負荷時の定格速度はスーパー可変速システムの機能により、変化する速度です。
- 昇降路平面寸法は剛構造 (RC・SRC 造) の場合を示します。
 - 昇降路内法はビット防水仕上後の有効寸法です。
 - 表中のオーバーヘッド寸法は昇降行程が 30m 以下の場合を示します。
 - エアコン、つり合いおもり非常止め装置をご用命の場合、営業担当者にお問合せください。
 - 昇降機耐震設計・施工指針 (2016 年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は営業担当者にお問合せください。

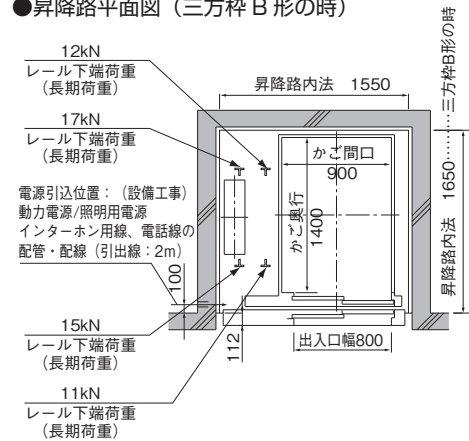
4 レイアウト

4.1 乗用エレベーター

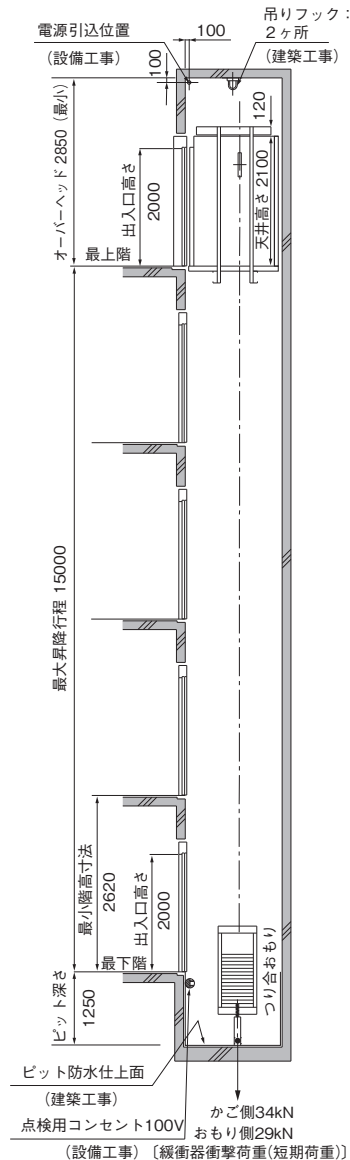
4.1.11 小形機械室レス・エレベーター < MELWIDE >

(1) 一方向出入口

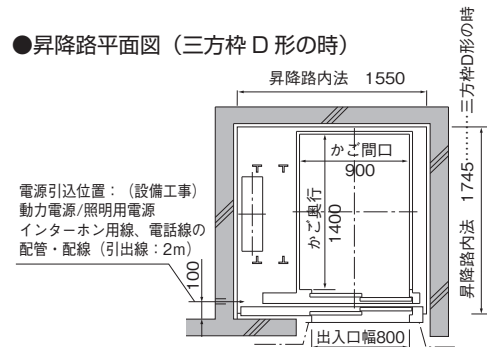
●昇降路平面図 (三方枠 B 形の時)



●昇降路断面図



●昇降路平面図 (三方枠 D 形の時)



●基本仕様

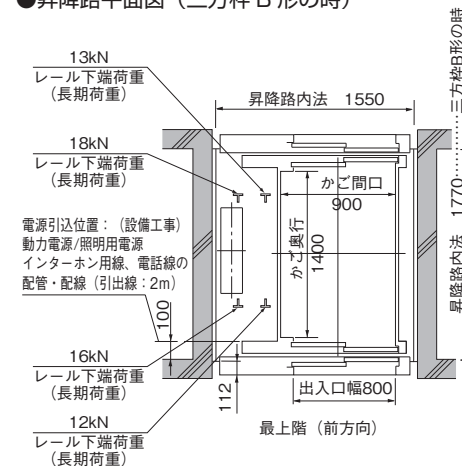
形式	R4-2S
定格積載量・定員	320kg・4名
定格速度	45m/min
ドア方式	2S
出入口寸法	幅 800mm × 高さ 2000mm
かご内法	間口 900mm × 奥行き 1400mm
電動機容量	2.2kW
建物用途	中低層共同住宅用
駆動方式	トラクション方式
制御方式	インバーター制御方式
操作方式	セレクトブコレクティブ
停止個所	5停止 (最大6停止)
昇降行程	最大 15 m
動力電源	三相交流 200/210V 50/60Hz
照明電源	単相交流 100V 50/60Hz
遠隔監視機能	遠隔監視装置用インターフェースを標準装備

●昇降機耐震設計・施工指針 (2016年版) の耐震クラス A14 のみに対応しています。

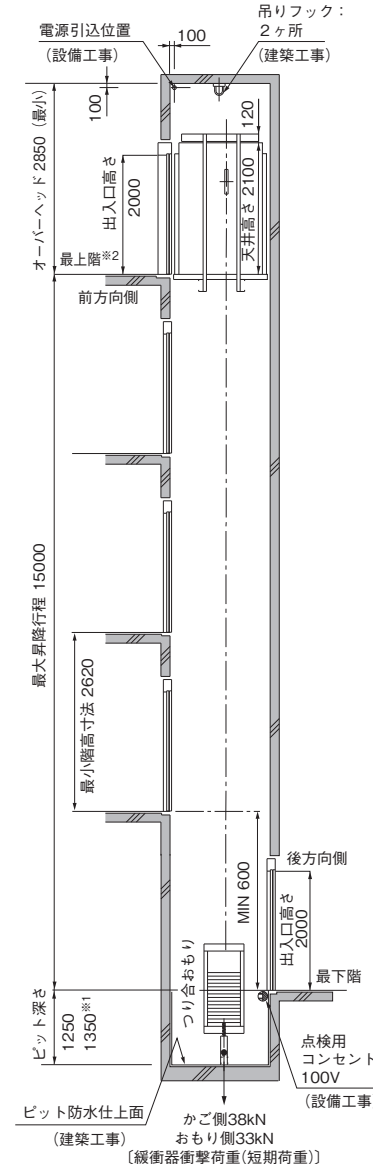
MEL WIDE

(2) 二方向出入口

●昇降路平面図 (三方枠 B 形の時)



●昇降路断面図



※1 最下階と同じ方向の出入口が他階に無い場合、ドアシステム点検のためビット深さは1350としてください。
 ※2 最上階の乗場が前方向側となるようレイアウトを計画ください。

●基本仕様

形式	R4-2S
定格積載量・定員	320kg・4名
定格速度	45m/min
ドア方式	2S
出入口寸法	幅 800mm × 高さ 2000mm
かご内法	間口 900mm × 奥行き 1400mm
電動機容量	2.2kW
建物用途	中低層共同住宅用
駆動方式	トラクション方式
制御方式	インバーター制御方式
操作方式	セレクトブコレクティブ
停止個所	5停止 (最大6停止)
昇降行程	最大 15 m
動力電源	三相交流 200/210V 50/60Hz
照明電源	単相交流 100V 50/60Hz
遠隔監視機能	遠隔監視装置用インターフェースを標準装備

●昇降機耐震設計・施工指針 (2016年版) の耐震クラス A14 のみに対応しています。

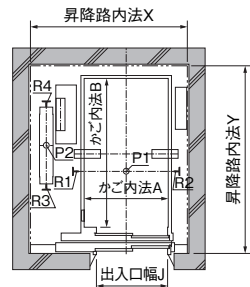
4 レイアウト

4.2 荷物用エレベーター

4.2.1 機械室レス・荷物用エレベーター

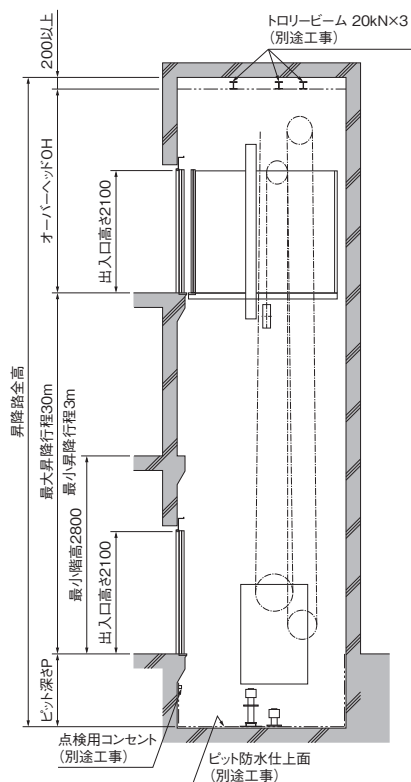
(1) 一方向出入口 (おもり横落ち、RC造)

●昇降路平面図



●昇降路内の温度が40℃を超えないよう、最上階乗場上部へ充分な換気扇を設備してください。(外気温が40℃を超えなくても、太陽の輻射熱により昇降路内頂部の温度は40℃を超えることがありますのでご注意ください。)換気扇については、設置環境により雨水あるいは、防火区画対策品を設置願います。

●昇降路断面図



●昇降路寸法 (単位 mm)

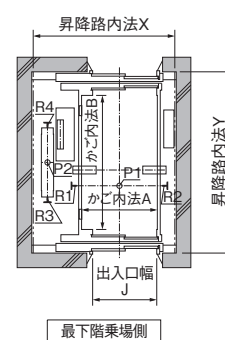
形式	積載量 (kg)	速度 (m/min)	出入口 J	かご内法 A×B	昇降路平面 X×Y ※1※4※5	ビット深さ P ※5※7	最小階高 ※2	オーバーヘッド OH ※3※7 (トロリービーム下端まで)	ビット反力 (kN)						電動機容量 (kW) ※6
									R1	R2	R3	R4	P1	P2	
F-750-2S	750	45	1100	1300×2300	2455×2900	1250	2800	3500	57	46	33	53	75×2	130	3.5
		60												4.6	
F-1000-2S	1000	45	1400	1700×2300	2855×2900	1250	2800	3500	64	53	37	60	92×2	79×2	4.6
		60												6.2	
F-1500-2S	1500	45	1700	2200×2400	3385×3000	1250	2800	3500	68	59	39	64	107×2	87×2	6.9
		60												9.2	
F-2000-2S	2000	45	1700	2200×2800	3385×3400	1250	2800	3500	76	66	42	70	127×2	101×2	9.2
		60												13.0	

※1 柔構造 (S造) の場合は、当社にお問合せください。
 ※2 出入口高さが標準 (2100mm) の場合を示します。
 ※3 かご室高さが標準 (2100mm) の場合を示します。
 ※4 3Sドアの場合は当社にお問合せください。
 ※5 昇降路内寸法はビット防水仕上後の有効寸法です。
 ※6 電動機容量は、特殊仕様によるかご自重等の変更により数値が変わることがありますので当社にお問合せください。
 ※7 つり合いおもり用非常止め装置なしの場合を示す。
 ●昇降機耐震設計・施工指針 (2016年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は当社にお問合せください。
 ●おもり横落ちおよび横後落ちの場合は当社にお問合せください。
 ●ビット下部は原則として使用できません。

機械室レス・荷物用エレベーター

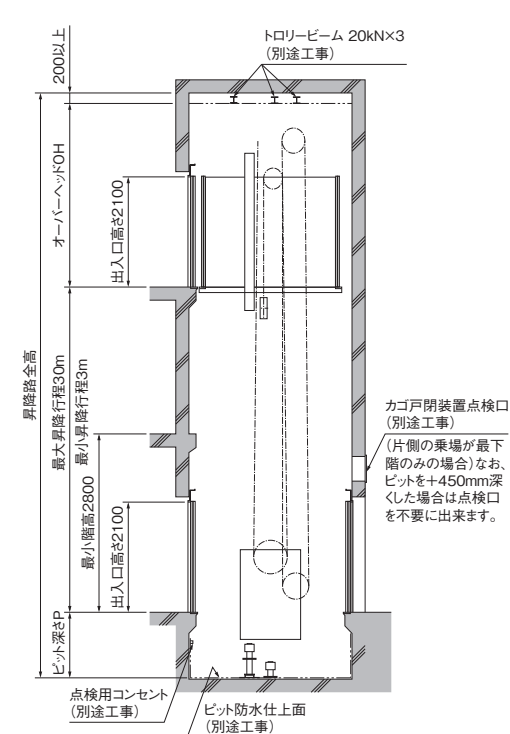
(2) 二方向出入口 (おもり横落ち、RC造)

●昇降路平面図



●昇降路内の温度が40℃を超えないよう、最上階乗場上部へ充分な換気扇を設備してください。(外気温が40℃を超えなくても、太陽の輻射熱により昇降路内頂部の温度は40℃を超えることがありますのでご注意ください。)換気扇については、設置環境により雨水あるいは、防火区画対策品を設置願います。

●昇降路断面図



●昇降路寸法 (単位 mm)

形式	積載量 (kg)	速度 (m/min)	出入口 J	かご内法 A×B	昇降路平面 X×Y ※1※5※6	ビット深さ P ※2※6※8	最小階高※3	オーバーヘッド OH ※4※8 (トロリービーム下端まで)	ビット反力 (kN)						電動機容量 (kW) ※7
									R1	R2	R3	R4	P1	P2	
F-750-2S	750	45	1100	1300×2300	2455×3110	1250 (1700)	2800	3500	57	46	33	53	75×2	130	3.5
		60												4.6	
F-1000-2S	1000	45	1400	1700×2300	2855×3110	1250 (1700)	2800	3500	64	53	37	60	92×2	79×2	4.6
		60												6.2	
F-1500-2S	1500	45	1700	2200×2400	3385×3210	1250 (1700)	2800	3500	68	59	39	64	107×2	87×2	6.9
		60												9.2	
F-2000-2S	2000	45	1700	2200×2800	3580×3610	1250 (1700)	2800	3500	76	66	42	70	127×2	101×2	9.2
		60												13.0	

※1 柔構造 (S造) の場合は当社にお問合せください。
 ※2 ビット深さの () 内は片側の乗場が最下階のみで、かご戸閉装置点検口を設置しない場合を示します。
 ※3 出入口高さが標準 (2100mm) の場合を示します。
 ※4 かご室高さが標準 (2100mm) の場合を示します。
 ※5 3Sドアの場合は当社にお問合せください。
 ※6 昇降路内寸法はビット防水仕上後の有効寸法です。
 ※7 電動機容量は、特殊仕様によるかご自重等の変更により数値が変わることがありますので当社にお問合せください。
 ※8 つり合いおもり用非常止め装置なしの場合を示す。
 ●昇降機耐震設計・施工指針 (2016年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は当社にお問合せください。
 ●おもり横後落ちの場合は当社にお問合せください。
 ●ビット下部は原則として使用できません。

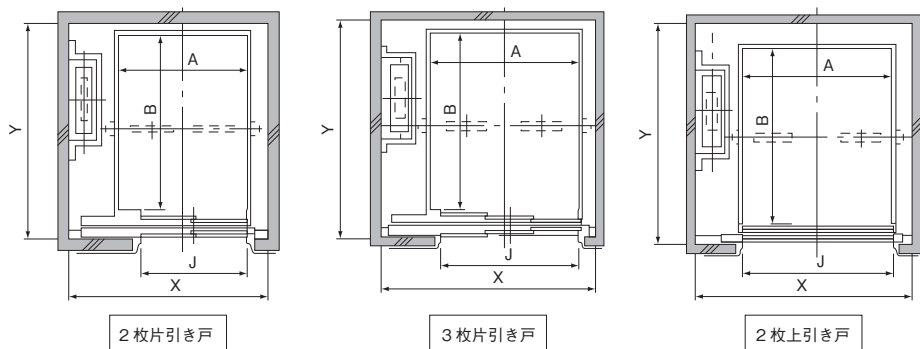
4 レイアウト

4.2 荷物用エレベーター

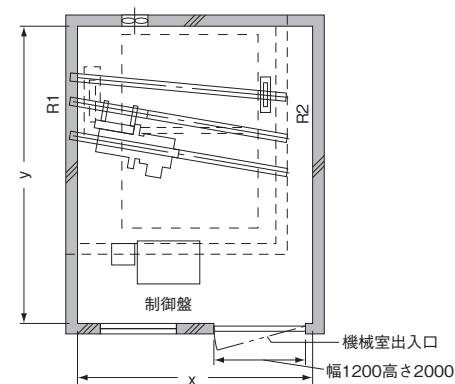
4.2.2 荷物用エレベーター

(1) 一方向出入口

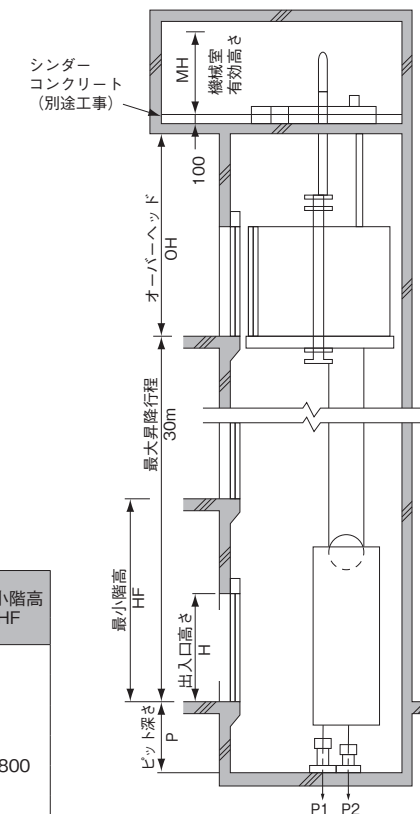
●昇降路平面図



●機械室平面図



●昇降路断面図



●昇降路・機械室寸法 (単位 mm)

形式	積載量 (kg)	速度 (m/min)	出入口 J × H	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	機械室内法 x × y	ピット深さ P	オーバーヘッド OH	機械室有効高さ MH	機械室床にかかる荷重 (kN)		ピット反力 (kN)		最小階高 HF	
										R1	R2	P1	P2		
F-750-2S	750	45	1100 × 2100	1300 × 2300	2200 × 2900	2600 × 3950	1250	4450	2100	44.6	36.7	70.6	55.4	2800	
		60					1550	4650				71.6	55.4		
F-1000-2S	1000	45	1400 × 2100	1700 × 2300	2600 × 2900	3150 × 3950	1250	4450	2100	74.6	43.1	80.4	66.2		
		60					1550	4650				84.8	73.1		
F-1500-2S	1500	45	1700 × 2100	2200 × 2400	3150 × 3000	3600 × 4050	1250	4450	2100	101.0	53.9	119.6	82.4		
		60					1550	4650				129.4	88.3		
F-2000-2S	2000	45	1700 × 2100	2200 × 2800	3150 × 3400	3600 × 4250	1250	4450	2100	121.6	63.7	139.2	103		
		60					1550	4650				150	109.8		
F-2500-3S	2500	45	2300 × 2500	2500 × 3000	3600 × 3700	4000 × 4400	1250	4850	2300	148.1	81.4	192.2	144.2	3300	
		60					1550	5050				206	154		
F-3000-3S	3000	45	2300 × 2500	2500 × 3400	3750 × 4100	4100 × 4800	1250	4850	2300	166.7	92.2	208	154		
		60					1800	5050				223	165		
F-2500-2U	2500	45	2500 × 2500	2500 × 3000	3600 × 3700	4000 × 4400	1250	4850	2300	155.9	80.4	192.2	144.2		4500
		60					1550	5050				206	154		
F-3000-2U	3000	45	2500 × 2500	2500 × 3400	3750 × 4100	4100 × 4800	1250	4850	2300	174.5	92.2	208	154		
		60					1800	5050				223	165		

- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は当社にお問合せください。
- 本資料は、C1 ローディング級仕様です。C2 ローディング級をご用命の場合は当社にお問合せください。

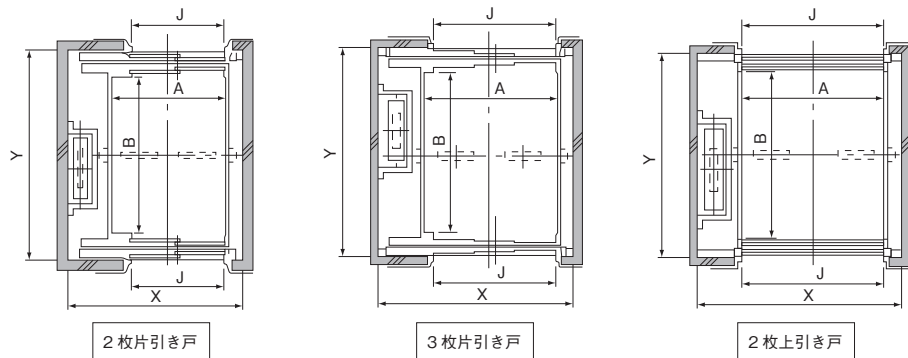
4 レイアウト

4.2 荷物用エレベーター

4.2.2 荷物用エレベーター

(2) 二方向出入口

●昇降路平面図



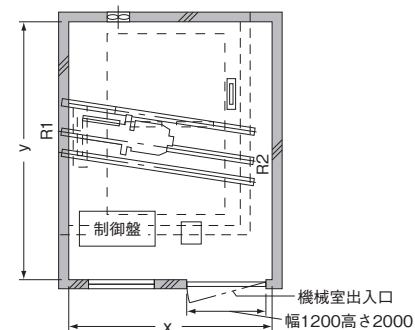
●昇降路・機械室寸法 (単位 mm)

形式	積載量 (kg)	速度 (m/min)	出入口 J × H	かご内法 A × B	昇降路平面 X × Y	機械室内法 x × y	ピット深さ P	オーバーヘッド OH	機械室有効高さ MH	機械室床にかかる荷重 (kN)		ピット反力 (kN)		最小階高 HF	
										R1	R2	P1	P2		
F-750-2S	750	45	1100 × 2100	1300 × 2300	2200 × 3110	2600 × 3950	1250	4450	2100	50.5	41.5	77.4	64.7	2800	
		60					1550	4650				78.5	69.6		
F-1000-2S	1000	45	1400 × 2100	1700 × 2300	2600 × 3110	3150 × 3950	1250	4450	2100	83.4	48.0	96.1	75.5		
		60					1550	4650				104	80.4		
F-1500-2S	1500	45	1700 × 2100	2200 × 2400	3150 × 3210	3600 × 4050	1250	4450	2100	112.8	59.8	127.4	98		
		60					1550	4650				137.2	106.8		
F-2000-2S	2000	45	1700 × 2100	2200 × 2800	3150 × 3610	3600 × 4250	1250	4450	2100	135.3	69.6	151	116.7		
		60					1550	4650				162.8	125.5		
F-2500-3S	2500	45	2300 × 2500	2500 × 3000	3600 × 3970	4000 × 4400	1250	4850	2300	163.8	84.3	205	157	3300	
		60					1550	5050				219	168		
F-3000-3S	3000	45	2300 × 2500	2500 × 3400	3750 × 4370	4100 × 4800	1250	4850	2300	201.0	106.9	217.8	182.4		
		60					1800	5050				233	195		
F-2500-2U	2500	45	2500 × 2500	2500 × 3000	3600 × 3680	4000 × 4400	1250	4850	2300	166.7	89.3	205	157		4500
		60					1550	5050				219	168		
F-3000-2U	3000	45	2500 × 2500	2500 × 3400	3750 × 4080	4100 × 4800	1250	4850	2300	206.9	110.8	217.8	162.8		
		60					1800	5050				233	174		

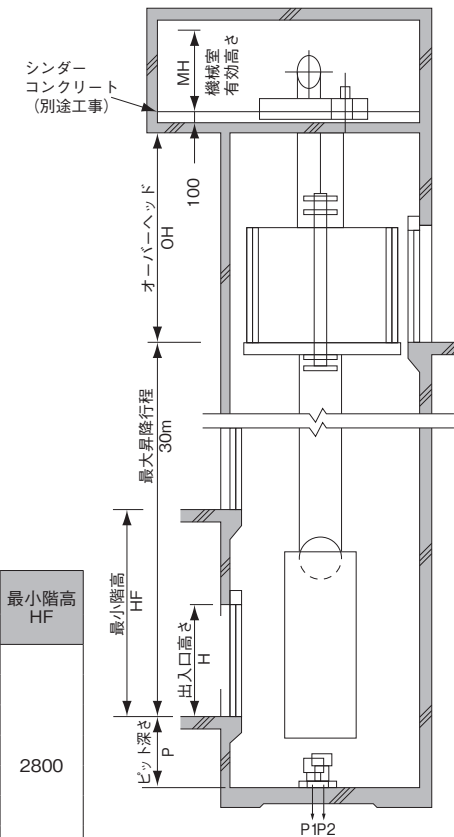
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は当社にお問合せください。
- 本資料は、C1 ローディング級仕様です。C2 ローディング級をご用命の場合は当社にお問合せください。

荷物用エレベーター

●機械室平面図



●昇降路断面図

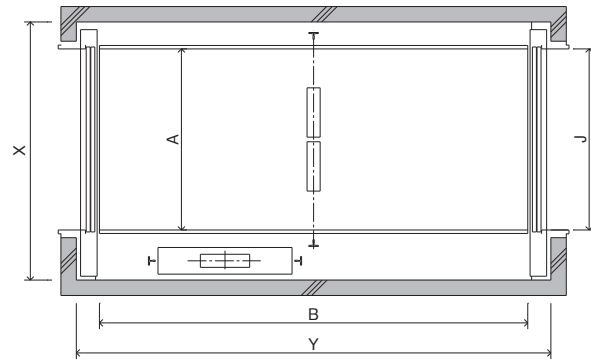


4 レイアウト

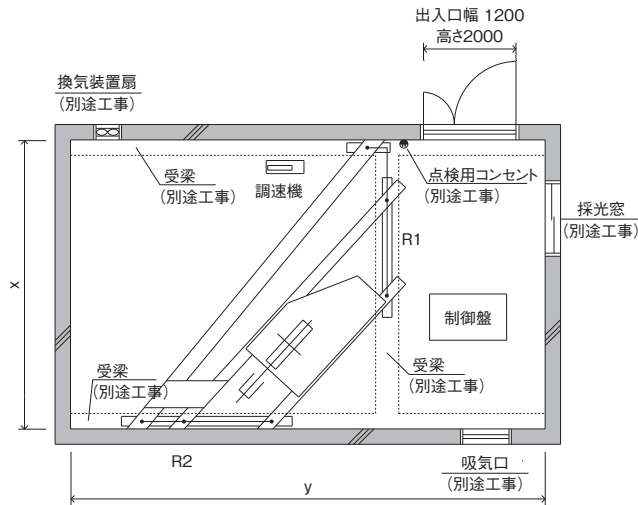
4.3 自動車用エレベーター

4.3.1 自動車用エレベーター

●昇降路平面図



●機械室平面図



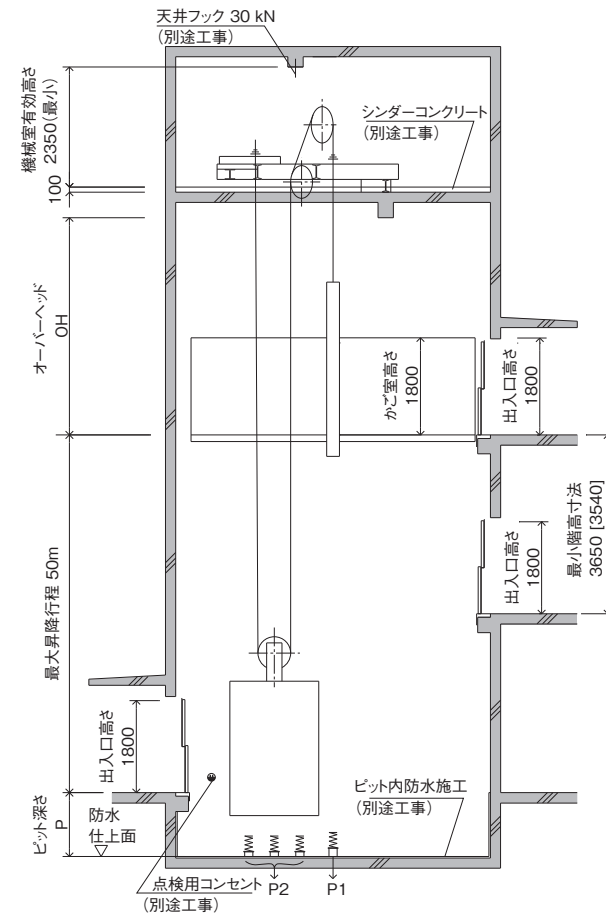
●昇降路・機械室寸法 (単位 mm)

定格積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	出入口幅 J	かご内法 A × B	昇降路平面		機械室内法		ピット深さ P	オーバーヘッド OH (最小)	機械室床にかかる荷重 (kN)		ピット衝撃荷重	
				X	Y	x	y			R1	R2	P1 (かご側)	P2 (おもり側)
2000	45	2350	2350 × 5400	3350	5900	3750	5900	1250	4250	108 (106)	141 (138)	173 (170)	142 (139)
	[60]			[3650]	(6160)	[4050]	(6160)	1550	4450	[107] ([114])	[182] ([195])	[203] ([219])	[173] ([188])
2600	45	2650	2650 × 6300	3650	6800	4050	6800	1500	4250	135 (134)	179 (176)	222 (219)	182 (179)
				[60]	[3950]	(7060)	[4350]	(7060)	1700	4450	[130] ([137])	[228] ([242])	[259] ([274])
										[137] ([146])	[242] ([257])	[325] ([343])	[277] ([296])

- [] 内はかご室がカスタムタイプの場合を示します。() は二方向出入口の場合を示します。
- 昇降機耐震設計・施工指針 (2016年版) 耐震クラス A14、地域係数 1.0 の場合が基本仕様です。耐震クラス S14 や、地域係数 1.0 以外をご用命の場合は当社にお問合せください。

自動車用エレベーター

●昇降路断面図

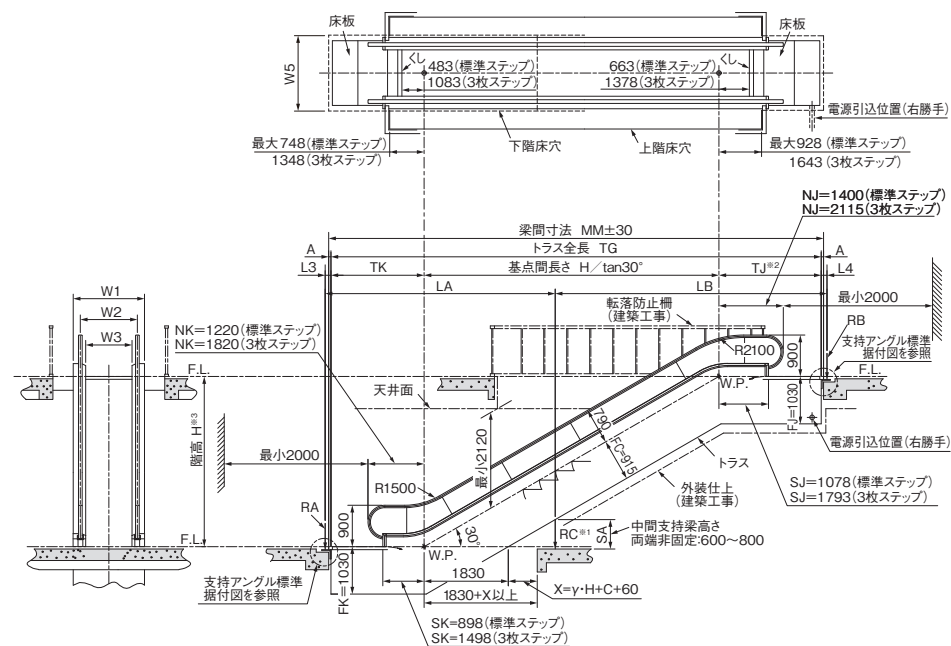


4 レイアウト

4.4 エスカレーター

4.4.1 u形エスカレーター (傾斜 30度) 階高 9000mm 以下向け

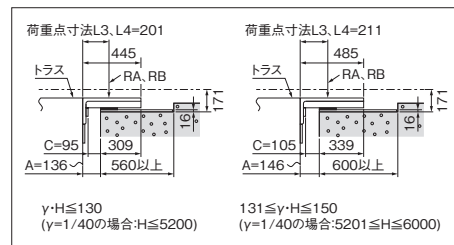
●据付図 (単位 mm)



- ※1 LL>14700(S1000形)、LL>15300(S600形)の場合は中間支持梁が必要です。
- ※2 仕様によってはTJ寸法の延長が必要となる場合がありますのでお問合せください。
- ※3 本図は階高Hが9000mm以下の場合です。9000mmを超える場合は当社までお問合せください。
- ※4 L3、L4、A、Cの寸法値は下図「支持アングル標準据付図」をご参照ください。
- ※5 水平部ステップ数の標準は1.5ステップ、3ステップは有償付加仕様です。

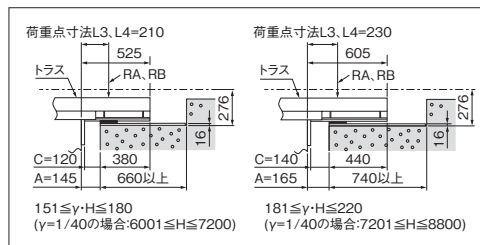
●支持アングル標準据付図 (単位 mm)

・支持アングル延長方式



- ※1 $\gamma \cdot H \leq 130$ ($\gamma = 1/40$ の場合: $H \leq 5200$)
- ※2 $\gamma \cdot H$ が220mmを超える場合は、当社へお問合せください。

・弦材延長方式



- $151 \leq \gamma \cdot H \leq 180$ ($\gamma = 1/40$ の場合: $6001 \leq H \leq 7200$)
- $181 \leq \gamma \cdot H \leq 220$ ($\gamma = 1/40$ の場合: $7201 \leq H \leq 8800$)

u形エスカレーター (傾斜 30度)

●基本仕様

形式	S1000形		S600形	
	屋内	屋外、準屋外、重負荷	屋内	屋外、準屋外、重負荷
設置環境	屋内		屋外、準屋外、重負荷	
階段公称幅	1000mm		600mm	
ステップ幅	1004mm		604mm	
公称輸送能力	9000人/時 ^{※1}		4500人/時 ^{※2}	
速度	30m/min ^{※3}			
傾斜角度	30度			
電源	動力用	三相交流 200~220V、400~440V 50/60Hz		
	照明用	単相交流 100V 50/60Hz		
電動機容量	5.5kW	2200 ≤ H ≤ 4500	2200 ≤ H ≤ 4000	2200 ≤ H ≤ 7000
	7.5kW	4500 < H ≤ 6500	4000 < H ≤ 5500	7000 < H ≤ 9000
	11kW	6500 < H ≤ 9000	5500 < H ≤ 9000	—

- ※1 連続運転して利用する場合の利用者数は、10分間平均で約750人となります。過度の利用者集中(10分間で1000人以上)が見込まれる場合は、重負荷仕様を選定ください。また、ピーク時に10分間で1200人以上の輸送需要が見込まれる場合は別途お問合せください(重負荷仕様とは利用者が一時に集中する場合に対応した仕様です)。
- ※2 連続運転して利用する場合の利用者数は、10分間平均で約375人となります。過度の利用者集中(10分間で500人以上)が見込まれる場合は、重負荷仕様を選定ください。また、ピーク時に10分間で600人以上の輸送需要が見込まれる場合は別途お問合せください(重負荷仕様とは利用者が一時に集中する場合に対応した仕様です)。
- ※3 省エネ運転モード時は、センサーで利用者の混雑度を検出し、利用者が多い時は30m/min、少ない時は25m/minで運転、さらに無人時には20m/minまで速度を落とします。

●寸法表 (単位 mm)

形式	S1000形		S600形	
	屋内、準屋外	屋外	屋内、準屋外	屋外
設置環境	屋内、準屋外	屋外	屋内、準屋外	屋外
LA/LB 最大値	11000	10000	11700	10000
W1(エスカレーター幅)	1550		1150	
W2(手すり中心間)	1240		840	
W3(スカートガード幅)	1010		610	
W4(トラス幅)	1500		1100	
W5(仕上前床穴あけ寸法)	1650		1250	

形式	S1000形		S600形	
	TJ	TK	TJ	TK
水平部ステップ数	TJ	TK	TJ	TK
標準	2410(2110) ^{※1}	1930	2410	1930
水平3枚ステップ(有償付加仕様)	3125(2825) ^{※1}	2530	3125	2530

※1 ()内の値はH ≤ 7000のときを示します。

●材料及び仕上げ

欄干	内側板	ガラスタイプ	平面透明強化ガラスパネル ^{※1} (uS形) 平面透明強化ガラスパネル ^{※1} ・照明付 (uL形)
		パネルタイプ	ステンレスヘアライン仕上 (uP形) ステンレスヘアライン仕上 フッ素樹脂コーティング仕上 (黒) ウレタン・標準色 10色
ステップ (階段)	デッキボード	ステンレスヘアライン仕上	
	スカートガード	フッ素樹脂コーティング仕上 (黒)	
乗降口	手すり	ウレタン・標準色 10色	
	踏板	アルミ合金ダイカスト (溝着色 黒)	
乗降口	クリートライザー	アルミ合金ダイカスト (黒)	
	デマケーションライン	プラスチック成形品 (黄)	
乗降口	くし	プラスチック成形品 (黄)	
	ランディングプレート (床板)	ステンレスエンボス仕上 (溝着色 黒)	

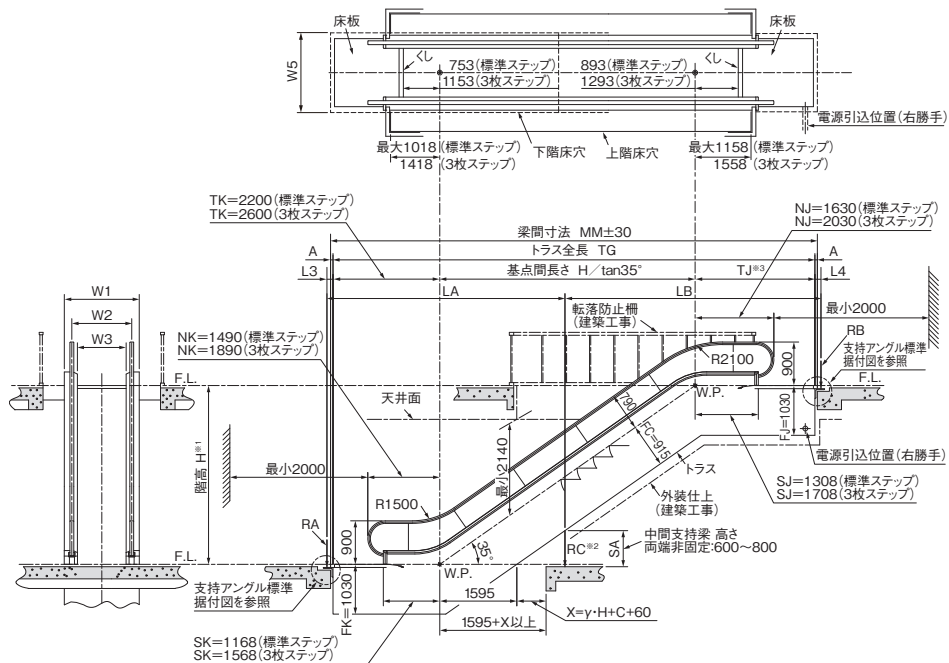
※1 強化ガラスを使用しています。強化ガラスはガラス内に残存する不純物により、不意に破損するおそれがあります。またガラスには飛散防止フィルムを貼付けます。(一社)日本エレベーター協会標準 JEAS-525 (標 09-10) による。

4 レイアウト

4.4 エスカレーター

4.4.2 u形エスカレーター (傾斜 35度) 階高 6000mm 以下向け

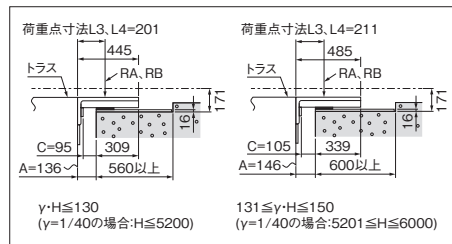
●据付図 (単位 mm)



- ※1 階高はH≦6000となります。
- ※2 LL>14200(S1000形)、LL>15300(S600形)の場合は中間支持梁が必要です。
- ※3 仕様によってはTJ寸法の延長が必要になる場合がありますのでお問合せください。
- ※4 L3、L4、A、Cの寸法値は下図「支持アングル標準据付図」をご参照ください。
- ※5 水平部ステップ数の標準は2ステップ、3ステップは有償付加仕様です。

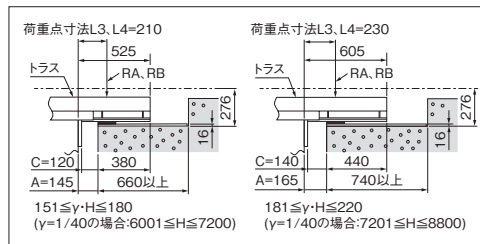
●支持アングル標準据付図 (単位 mm)

・支持アングル延長方式



- ※1 γ はエスカレーター設計用層間変形角、Hは階高を示します。
- ※2 $\gamma \cdot H$ が220mmを超える場合は、当社へお問合せください。

・弦材延長方式



u形エスカレーター (傾斜 35度)

●基本仕様

形式	S1000形		S600形	
	屋内	屋外、準屋外、重負荷	屋内	屋外、準屋外、重負荷
設置環境	屋内	屋外、準屋外、重負荷	屋内	屋外、準屋外、重負荷
階段公称幅	1000mm		600mm	
ステップ幅	1004mm		604mm	
公称輸送能力	9000人/時 ^{※1}		4500人/時 ^{※2}	
速度	30m/min ^{※3}			
傾斜角度	35度			
電源	動力用	三相交流 200~220V、400~440V 50/60Hz		
	照明用	単相交流 100V 50/60Hz		
電動機容量	5.5kW	2530 ≦ H ≦ 4500	2530 ≦ H ≦ 4000	2530 ≦ H ≦ 6000
	7.5kW	4500 < H ≦ 6000	4000 < H ≦ 5500	—
	11kW	—	5500 < H ≦ 6000	—

- ※1 連続運転して利用する場合の利用者数は、10分間平均で約750人となります。過度の利用者集中(10分間で1000人以上)が見込まれる場合は、重負荷仕様を選定ください。また、ピーク時に10分間で1200人以上の輸送需要が見込まれる場合は別途お問合せください(重負荷仕様とは利用者が一集中する場合に対応した仕様です)。
- ※2 連続運転して利用する場合の利用者数は、10分間平均で約375人となります。過度の利用者集中(10分間で500人以上)が見込まれる場合は、重負荷仕様を選定ください。また、ピーク時に10分間で600人以上の輸送需要が見込まれる場合は別途お問合せください(重負荷仕様とは利用者が一集中する場合に対応した仕様です)。
- ※3 省エネ運転モード時は、センサーで利用者の混雑度を検出し、利用者が多い時は30m/min、少ない時は25m/minで運転、さらに無人時には20m/minまで速度を落とします。

●寸法表 (単位 mm)

形式	S1000形		S600形	
	屋内、準屋外	屋外	屋内、準屋外	屋外
LA/LB最大値	11000	10000	11700	10000
W1(エスカレーター幅)	1550		1150	
W2(手すり中心間)	1240		840	
W3(スカートガード幅)	1010		610	
W4(トラス幅)	1500		1100	
W5(仕上前床穴あけ寸法)	1650		1250	

形式	S1000形		S600形	
	TJ	TK	TJ	TK
水平部ステップ数				
標準	2340	2200	2640	2200
水平3枚ステップ (有償付加仕様)	2740	2600	3040	2600

●材料及び仕上げ

欄干	内側板	ガラスタイプ	平面透明強化ガラスパネル ^{※1} (uS形) 平面透明強化ガラスパネル ^{※1} ・照明付 (uL形)
		パネルタイプ	ステンレスヘアライン仕上 (uP形) ステンレスヘアライン仕上 フッ素樹脂コーティング仕上 (黒) ウレタン・標準色 10色
ステップ (階段)	デッキボード	ステンレスヘアライン仕上	アルミ合金ダイカスト (溝着色 黒)
	スカートガード	ステンレスヘアライン仕上	アルミ合金ダイカスト (黒)
乗降口	手すり	ウレタン・標準色 10色	プラスチック成形品 (黄)
	踏板	アルミ合金ダイカスト (溝着色 黒)	プラスチック成形品 (黄)
乗降口	クリートライザー	アルミ合金ダイカスト (黒)	プラスチック成形品 (黄)
	デマケーションライン	アルミ合金ダイカスト (黒)	プラスチック成形品 (黄)
乗降口	くし	アルミ合金ダイカスト (黒)	プラスチック成形品 (黄)
	ランディングプレート (床板)	アルミ合金ダイカスト (黒)	ステンレスエンボス仕上 (溝着色 黒)

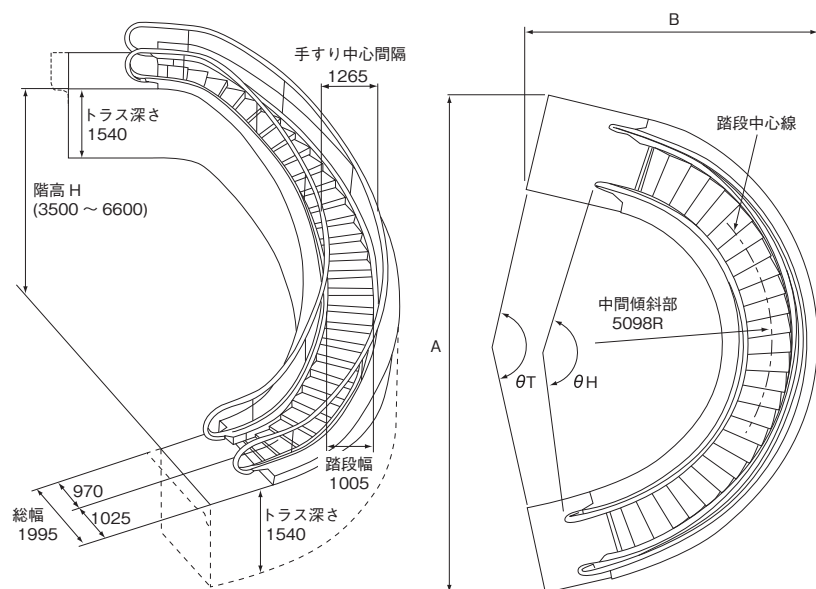
- ※1 強化ガラスを使用しています。強化ガラスはガラス内に残存する不純物により、不意に破損するおそれがあります。またガラスには飛散防止フィルムを貼付けます。(一社)日本エレベーター協会標準 JEAS-525 (標 09-10) による。

4 レイアウト

4.4 エスカレーター

4.4.3 スパイラルエスカレーター

●据付図 (単位 mm)



●標準外形寸法 (単位 mm)

階高 H	外形 A	外形 B	トラス巻角度 θT (°)	手すり先端巻角度 θH (°)
3500	12920	5810	118.7	102.9
3800	13060	6080	125.2	109.4
4000	13120	6260	129.5	113.7
4200	13170	6440	133.8	118.1
4400	13200	6620	138.1	122.4
4600	13210	6800	142.4	126.7
4800	13200	6980	146.8	131.0
5000	13170	7150	151.1	135.3
5200	13120	7330	155.4	139.6
5400	13050	7500	159.7	144.0
5600	12970	7670	164.0	148.3
5800	12870	7840	168.4	152.6
6000	12750	8010	172.7	156.9
6200	12610	8120	177.0	161.2
6400	12480	8330	181.3	165.6
6600	12430	8560	185.6	169.9

- A、B 寸法にはトラス支持アングルは含まれません。
- 詳細は当社にお問合せください。

スパイラル エスカレーター

●基本仕様

形式	S1000 形	
階段幅	1005mm	
公称輸送能力	6300 人 / 時	
速度※1	25m/min	
傾斜角度※2	30 度	
電源	動力用	三相交流 200/400V 系 50/60Hz
	照明用	単相交流 100V 50/60Hz
巻方向※3	左巻または右巻	
適用階高	3500 ~ 6600mm	

- ※1 速度は階段外周での値です。
- ※2 傾斜角度は階段内周での値です。
- ※3 巻方向の「左巻(左図)」とは下階乗場より上方に向けて左側に湾曲している場合を称し、「右巻」とはその逆を称します。

●仕上表

	内側板	鉛直曲面強化ガラスパネル※1 色:クリアー ステンレスヘアライン仕上柱付
欄干	ガードレール押縁	アルミ押出材 銀白色ヘアライン調アルマイト仕上
	コーナーデッキ	ステンレスヘアライン仕上
	アウターデッキ	ステンレスヘアライン仕上
	インナーデッキ	ステンレスヘアライン仕上
	スカートガード	フッ素樹脂コーティング仕上 (黒)
	手すり	合成ゴム
ステップ	踏板	アルミ合金ダイカスト (溝着色 黒)
	クリートライザー	アルミ合金ダイカスト (黒)
昇降口	デマケーションライン	先端: プラスチック成形品 (黄) 両側端: 塗装 (黄)
	くし	プラスチック成形品 (黄)
	ランディングプレート (床板)	ステンレスエッチング仕上 (溝着色: 黒)

- ※1 強化ガラスを使用しています。強化ガラスはガラス内に残存する不純物により不意に破損するおそれがあります。またガラスには飛散防止フィルム貼付を推奨いたします。(一社)日本エレベーター協会標準 JEAS-525(標 09-10)による。)

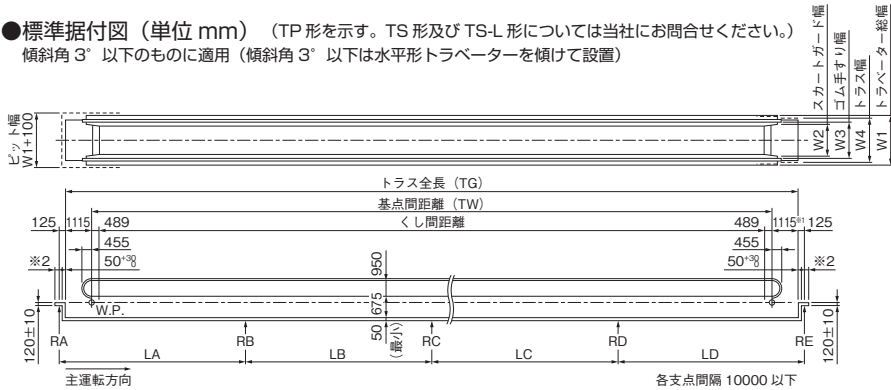
4 レイアウト

4.5 トラベーター（動く歩道）

4.5.1 トラベーター（動く歩道）

(1) 水平形

- 標準据付図（単位 mm）（TP 形を示す。TS 形及び TS-L 形については当社にお問合せください。）
傾斜角 3° 以下のものに適用（傾斜角 3° 以下は水平形トラベーターを傾けて設置）



※1 自動運転の場合は延長となりますので当社にお問合せください。
※2 寸法（建築業用寸法）は建築業が鉄筋コンクリート構造のとき 270mm 以上、鉄骨構造のとき 250mm 以上となります。

●基本仕様

形式	S1400 形		S1000 形	
速度	30m/min	40m/min	30m/min	40m/min
公称輸送能力	9000 人/時	12000 人/時	9000 人/時	12000 人/時
傾斜角度	0~3度			
電源	動力用	三相 200/400V 系 50/60Hz		
	照明用	単相 100V 50/60Hz		
操作方式	手動キースイッチ操作方式			

●材料及び仕上げ

欄干	内側板	透明形	平面強化ガラスパネル (TS 形) ※ 1
		パネル形	平面強化ガラスパネル・照明付 (TS-L 形) ※ 1
		デッキボード	ステンレスヘアライン仕上 (TP 形)
		スカートガード	ステンレスヘアライン仕上
パレット	手すり		合成ゴム
	踏板		アルミ合金ダイカスト (溝着色 黒)
乗降口	くし		アルミ合金成形品
	ランディングプレート		ステンレスエンボス仕上 (溝着色 黒)

※1 強化ガラスを使用しています。強化ガラスはガラス内に残存する不純物により不意に破損するおそれがあります。またガラスには飛散防止フィルム貼付を推奨いたします。((一社) 日本エレベーター協会標準 JEAS-525(標 09-10) による。)

●外形寸法（単位 mm）

形式	S1400 形	S1000 形
W1 (トラベーター総幅)	1946	1550
W2 (スカートガード幅)	1406	1010
W3 (手すり幅)	TP 形	1656
	TS 形	1676
	TS-L 形	1676
W4 (トラス幅)	1896	1500

●荷重算出式

形式	S1400 形	S1000 形
RA (N)	4.63 × LA	3.64 × LA
RB (N)	4.63 × (LA+LB)	3.64 × (LA+LB)
RC (N)	4.63 × (LB+LC)	3.64 × (LB+LC)
RD (N)	4.63 × (LC+LD)	3.64 × (LC+LD)
RE (N)	4.63 × LD	3.64 × LD

LA, LB, LC, LD の単位: mm

●電動機容量

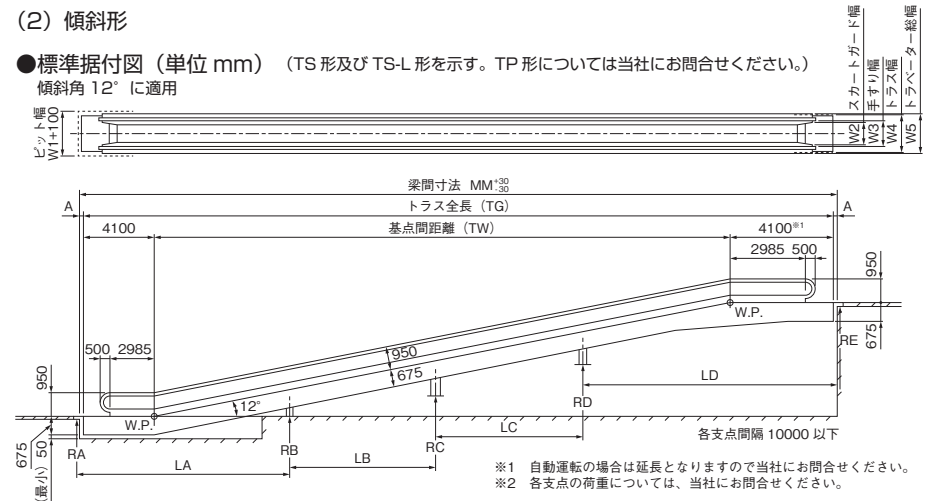
形式	傾斜角 θ (°)	速度 (m/min)	基点間距離 TW (m)				
			20	30	40	50	60
S1000 形	0	30	20				70
		40	20	5.5kW × 1			70
	3	30	20			45	70
		40	20		32	5.5kW × 2	70
S1400 形	0	30	20				70
		40	20	5.5kW × 1			70
	3	30	20			35	70
		40	20		25	5.5kW × 2	70

- 傾斜角度、速度等については、設置地区によって行政官庁の指導がありますので予め当社にお問合せください。
- トラベーターで車いす、ショッピングカート、ベビーカーをご使用の場合、安全を十分確認の上、使用するよう利用者にご注意願います。また傾斜形の場合は、安全を配慮したショッピングカートをご使用ください。

トラベーター（動く歩道）

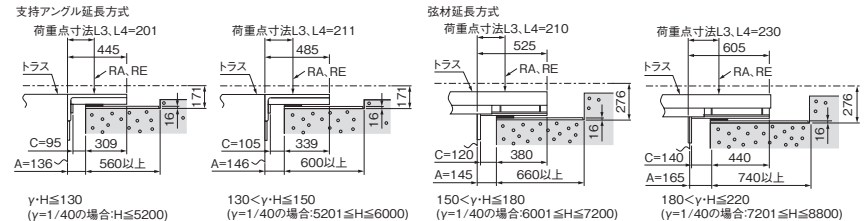
(2) 傾斜形

- 標準据付図（単位 mm）（TS 形及び TS-L 形を示す。TP 形については当社にお問合せください。）
傾斜角 12° に適用



※1 自動運転の場合は延長となりますので当社にお問合せください。
※2 各支点の荷重については、当社にお問合せください。

●支持アングル標準据付図（単位 mm）



※1 y はエスカレーター設計用履間変形角、H は階高を示します。
※2 y+H が 220mm を超える場合は、当社へお問合せください。

●基本仕様

形式	S1000 形	
速度	30m/min	
公称輸送能力	9000 人/時	
傾斜角度	12 度	
電源	動力用	三相 200/400V 系 50/60Hz
	照明用	単相 100V 50/60Hz
操作方式	手動キースイッチ操作方式	

●材料及び仕上げ

欄干	内側板	透明形	平面強化ガラスパネル (TS 形) ※ 1
		パネル形	平面強化ガラスパネル・照明付 (TS-L 形) ※ 1
		デッキボード	ステンレスヘアライン仕上 (TP 形)
		スカートガード	ステンレスヘアライン仕上
パレット	手すり		合成ゴム
	踏板		アルミ合金ダイカスト (溝着色 黒)
乗降口	くし		アルミ合金成形品
	ランディングプレート		ステンレスエンボス仕上 (溝着色 黒)

※1 強化ガラスを使用しています。強化ガラスはガラス内に残存する不純物により不意に破損するおそれがあります。またガラスには飛散防止フィルム貼付を推奨いたします。((一社) 日本エレベーター協会標準 JEAS-525(標 09-10) による。)

●外形寸法（単位 mm）

形式	S1000 形	
W1 (トラベーター総幅)	1550	
W2 (スカートガード幅)	1010	
W3 (手すり幅)	TP 形	1260
	TS 形	1280
	TS-L 形	1280
W4 (トラス幅)	1500	

●電動機容量

形式	傾斜角 θ (°)	速度 (m/min)	階高 H (m)			
			3.5	4	5	6
S1000 形	12	30	3.5		5.5kW × 2	7

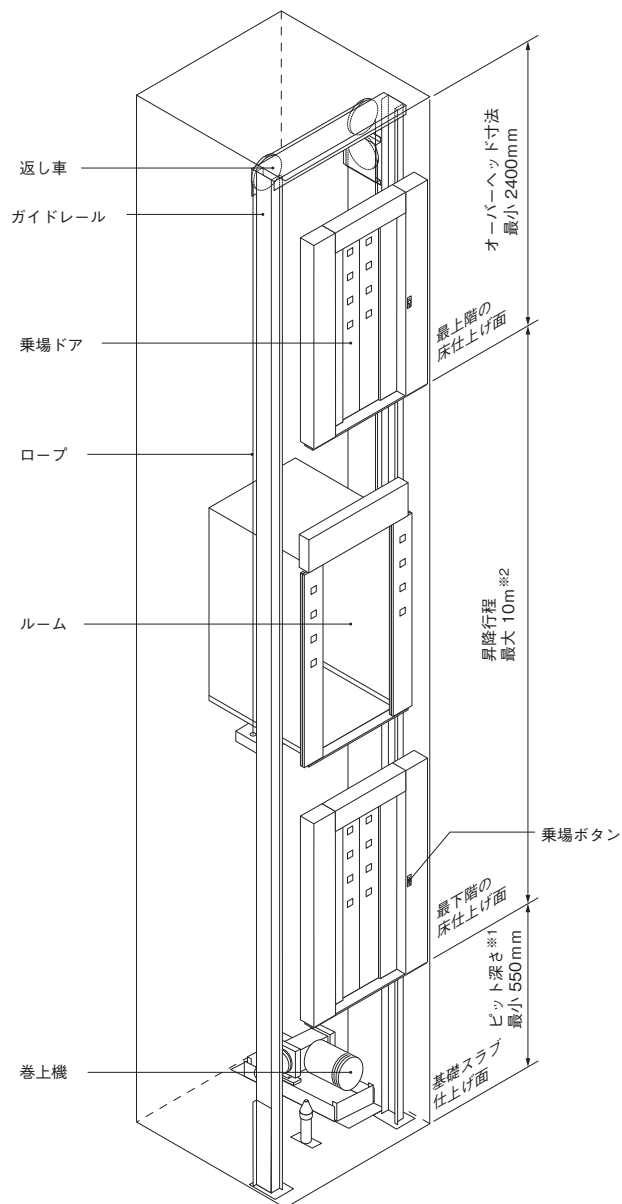
4 レイアウト

4.6 ホームエレベーター 小規模建物・共同住宅用エレベーター

4.6.1 ホームエレベーター スイ〜とホームS

グランデ/ファミリー/ファミロング/コンパクト

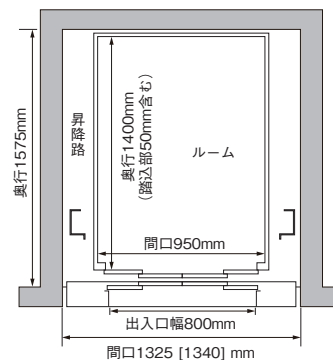
●取付図



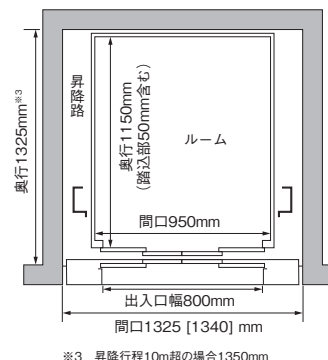
※1 二方向出入口の場合最小750mm
※2 ファミリー(3人乗り)一方向出入口の場合 最大13m
●表記の寸法は、建築工事での誤差は考慮していません。

スイ〜とホームS

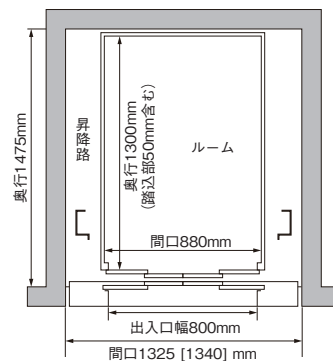
●平面図 グランデ(3人乗り)一方向出入口



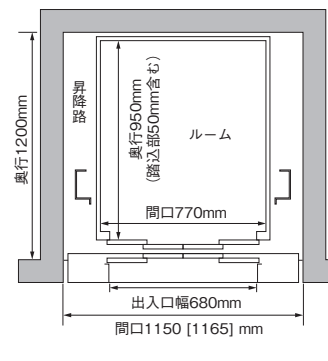
●平面図 ファミリー(3人乗り)一方向出入口



●平面図 ファミロング(3人乗り)一方向出入口



●平面図 コンパクト(2人乗り)一方向出入口



- []内の寸法は遮煙乗場ドア(オプション)適用の場合を示します。
- 確認申請および建築基準法による床面積計算時のルーム奥行寸法は、踏込部を除いた値となります。
- 二方向の場合、寸法が異なります。詳細は三菱日立ホームエレベーターのホームページ (www.mh-he.co.jp) をご覧ください。
- 木造建築にも同寸法で設置可能です。
- 表記の寸法は、建築工事での誤差は考慮していません。

●基本仕様

機種	スイ〜とホームS グランデ	スイ〜とホームS ファミリー	スイ〜とホームS ファミロング	スイ〜とホームS コンパクト
形名	SWA-00-3	SRJ-00-3	SLF-00-3	SRL-00-2
用途	乗用			
駆動方式	ロープ式(ベースメント巻胴式)			
積載量	200kg			150kg
定員	3名			2名
定格速度	上昇:20m(最高30m ^{※1})/min(分速20~30m) 下降:30m/min(分速30m)			20m/min(分速20m)
制御方式	インバーター制御方式			
操作方式	単式自動方式(1BC)			
停止箇所	最大4箇所 (二方向出入口:最大5箇所)	最大5箇所	最大4箇所(二方向出入口:最大5箇所)	
昇降行程	最大10m	最大13m (二方向出入口:最大10m)	最大10m	
ドア形式	電動4枚戸両引き式			
電源	駆動用:単相200V 照明用:単相100V			

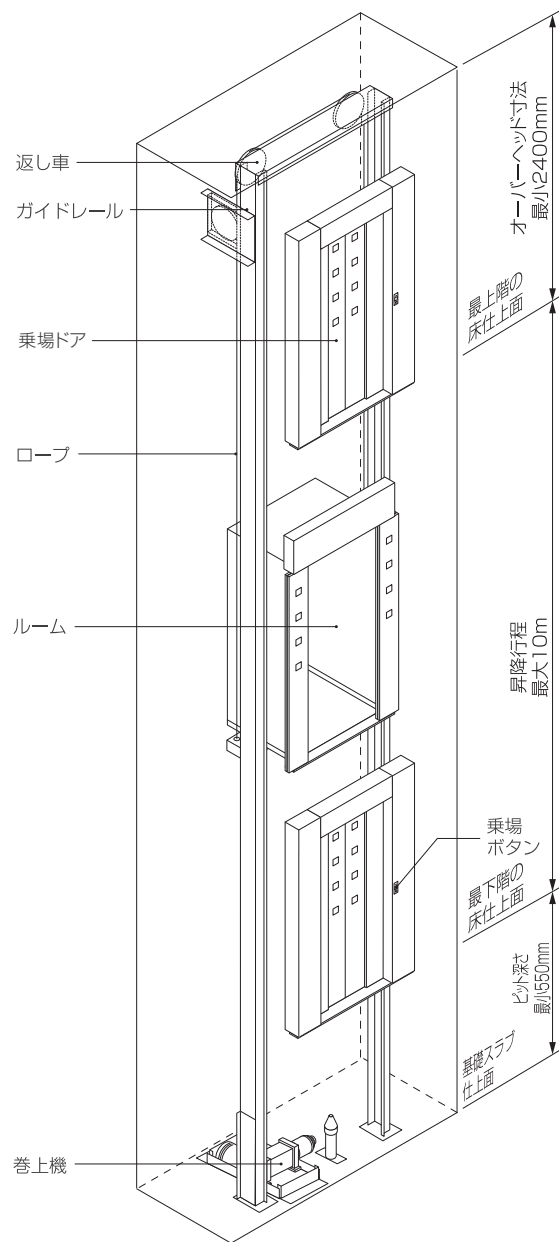
※1 エレベーター駆動機の負荷に応じ、最高30m/minまでアップします。

4 レイアウト

4.6 ホームエレベーター 小規模建物・共同住宅用エレベーター

4.6.1 ホームエレベーター スイ〜とホームS ジュニア

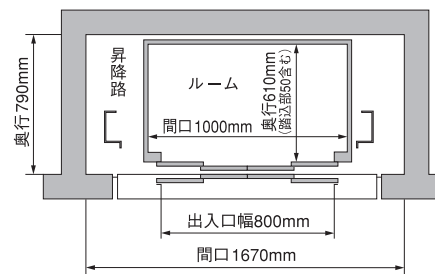
●取付図



●表記の寸法は、建築工事での誤差は考慮していません。

スイ〜とホームS

●平面図 ジュニア (2人乗り)



- 確認申請および建築基準法による床面積計算時のルーム奥行寸法は、踏込部を除いた値となります。
- 木造建築にも同寸法で設置可能です。
- 表記の寸法は、建築工事での誤差は考慮していません。

●基本仕様

機種	スイ〜とホームS ジュニア
形名	SKL-00-2
用途	乗用
駆動方式	ロープ式 (ベースメント巻胴式)
積載量	150kg
定員	2名
定格速度	20m/min (分速 20m)
制御方式	インバーター制御方式
操作方式	単式自動方式 (1BC)
停止箇所	最大 4箇所
昇降行程	最大 10m
ドア形式	電動 4枚戸両引き式
電源	駆動用: 単相 200V 照明用: 単相 100V

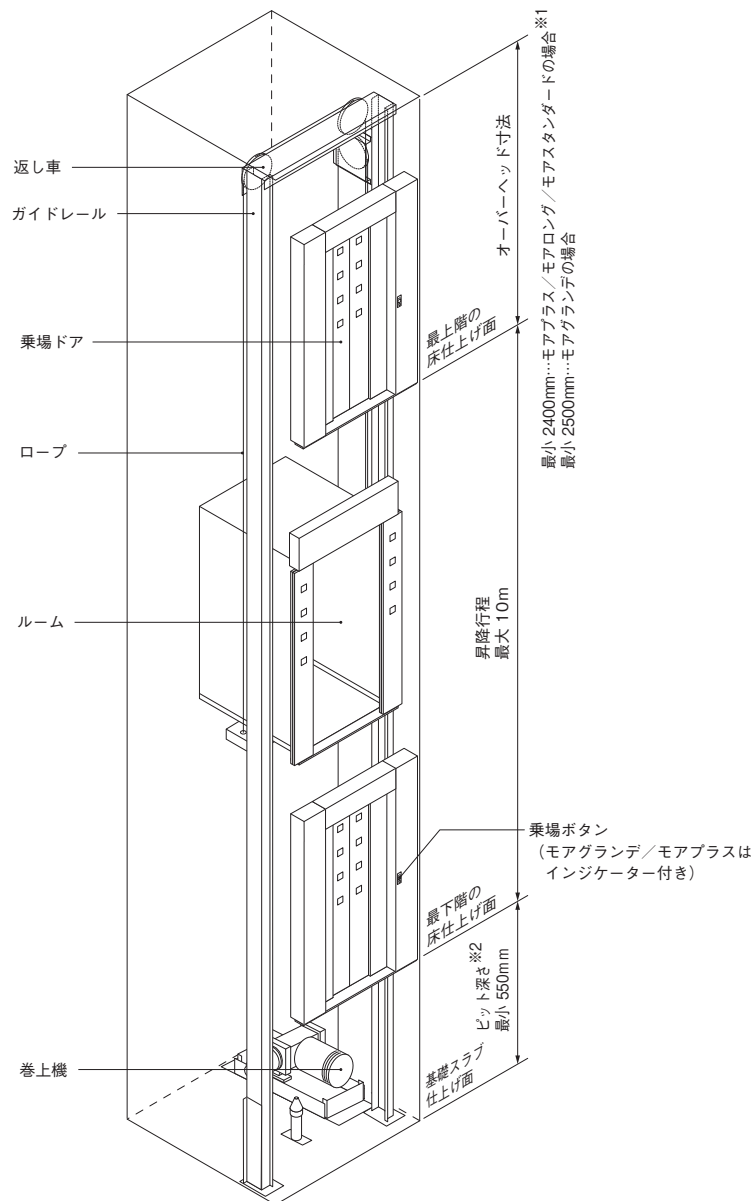
4 レイアウト

4.6 ホームエレベーター 小規模建物・共同住宅用エレベーター

4.6.2 小規模建物用小型エレベーター スイ〜とモア S

モアグランデ/モアプラス/モアロング/モアスタンダード

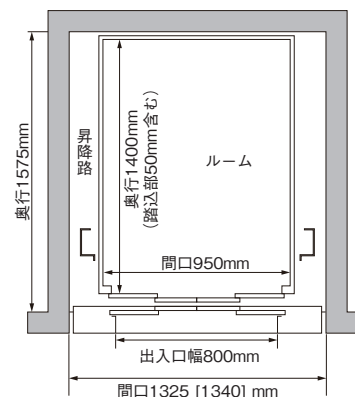
●取付図



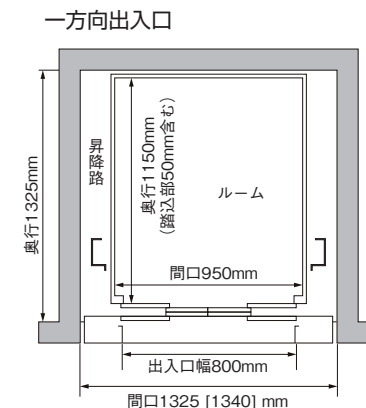
※1 出入口・天井高さ100mm UPの場合最小2500mm
※2 二方向出入口の場合最小750mm
●表記の寸法は、建築工事での誤差は考慮していません。

スイ〜とモア S

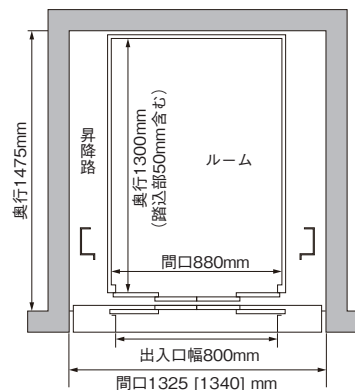
●平面図 モアグランデ (3人乗り)



●平面図 モアプラス/モアスタンダード (3人乗り)



●平面図 モアロング (3人乗り) 一方出入口



- []内の寸法は遮煙乗場ドア(オプション)適用の場合を示します。
- 確認申請および建築基準法による床面積計算時のルーム奥行寸法は、踏込部を除いた値となります。
- 二方向の場合、寸法が異なります。詳細は三菱日立ホームエレベーターのホームページ (www.mh-he.co.jp) をご覧ください。
- モアグランデには二方向出入口はありません。
- 木造建築にも同寸法で設置可能です。
- 表記の寸法は、建築工事での誤差は考慮していません。

●基本仕様

機種	スイ〜とモア S モアグランデ	スイ〜とモア S モアプラス	スイ〜とモア S モアロング	スイ〜とモア S モアスタンダード
形名	KWA-00-3	KRK-00-3	KLF-00-3	KRJ-00-3
用途	乗用			
駆動方式	ロープ式 (ベースメント巻胴式)			
積載量	240kg	200kg		
定員	3名			
定格速度	上昇: 20m(最高 30m ^{※1})/min(分速 20~30m) 下降: 30m/min(分速 30m)			
制御方式	インバーター制御方式			
操作方式	単式自動方式 (1BC)	乗合全自動方式 (2BC)	単式自動方式 (1BC)	
停止箇所	最大 4 箇所	最大 4 箇所 (二方向出入口: 最大5箇所)		
昇降行程	最大 10m			
ドア形式	電動 4 枚戸両引き式			
電源	駆動用: 単相 200V 照明用: 単相 100V			

※1 エレベーター駆動機の負荷に応じ、最高 30m/min までアップします。

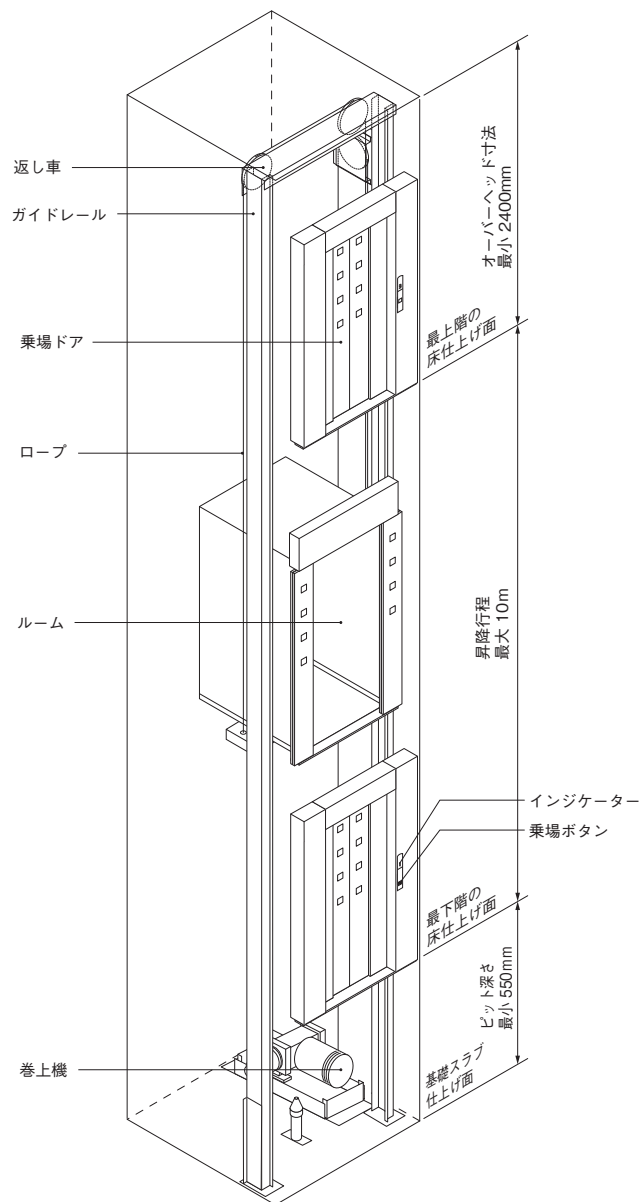
4 レイアウト

4.6 ホームエレベーター 小規模建物・共同住宅用エレベーター

4.6.3 小規模共同住宅用エレベーター スイ〜とメゾン R プラス

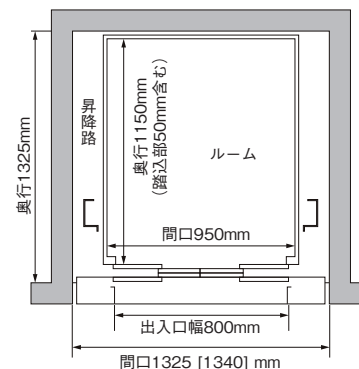
スイ〜とメゾン

●取付図



●表記の寸法は、建築工事での誤差は考慮していません。

●平面図 R プラス (3人乗り)



- [] 内の寸法は遮煙乗場ドア (オプション) 適用の場合を示します。
- 確認申請および建築基準法による床面積計算時のルーム奥行寸法は、踏込部を除いた値となります。
- 木造建築にも同寸法で設置可能です。
- 表記の寸法は、建築工事での誤差は考慮していません。

●基本仕様

スイ〜とメゾン R プラス	
機種	RRA-00-3
用途	乗用
駆動方式	ロープ式 (ベースメント巻胴式)
積載量	250kg
定員	3名
定格速度	上昇: 20m(最高 30m ^{*1})/min(分速 20 ~ 30m) 下降: 30m/min(分速 30m)
制御方式	インバーター制御方式
操作方式	乗合全自動方式 (2BC)
停止箇所	最大 4 箇所
昇降行程	最大 10m
ドア形式	電動 4 枚戸両引き式
電源	駆動用: 単相 200V 照明用: 単相 100V

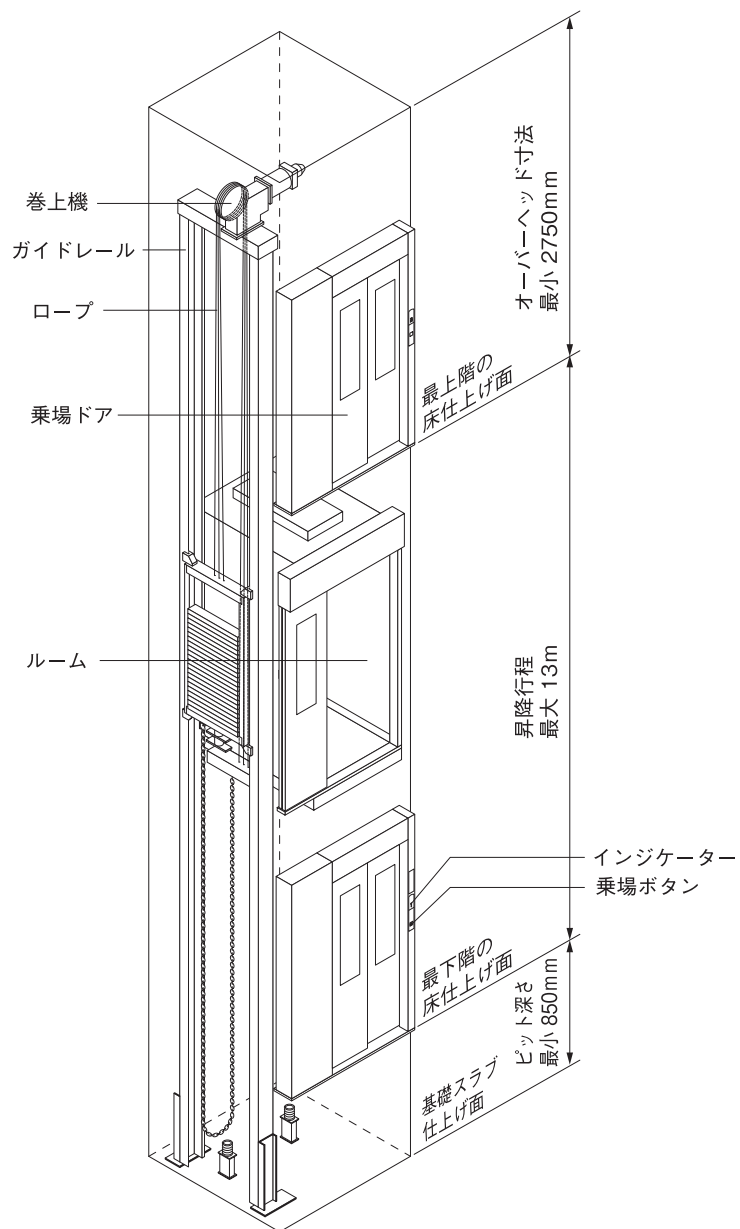
*1 エレベーター駆動機の負荷に応じ、最高 30m/min までアップします。

4 レイアウト

4.6 ホームエレベーター 小規模建物・共同住宅用エレベーター

4.6.3 小規模共同住宅用エレベーター スイ~とメゾン Rメート

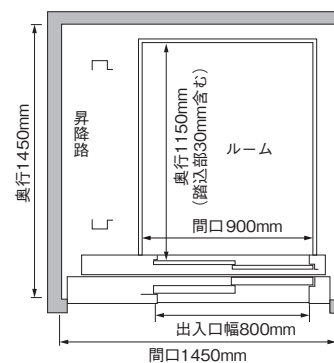
●取付図



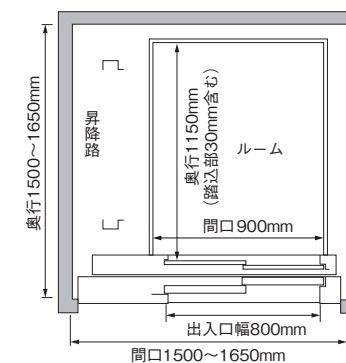
●表記の寸法は、建築工事での誤差は考慮していません。

スイ~とメゾン

●平面図 鉄骨造・コンクリート造



●平面図 木造



- 確認申請および建築基準法による床面積計算時のルーム奥行寸法は、踏込部を除いた値となります。
- 表記の寸法は、建築工事での誤差は考慮していません。

●基本仕様

機種	スイ~とメゾン Rメート
形名	RFE-00-3
用途	乗用
駆動方式	ロープ式 (トラクション方式)
積載量	250kg
定員	3名
定格速度	30m/min (分速 30m)
制御方式	インバーター制御方式
操作方式	乗合全自動方式 (2BC)
停止箇所	最大 5箇所
昇降行程	最大 13m
ドア形式	電動 2枚戸片引き式
電源	駆動用: 単相 200V 照明用: 単相 100V

5.1 建築基準法（昇降機関係）

- 第34条 建築物に設ける昇降機は、安全な構造で、かつ、その昇降路の周壁及び開口部は、防火上支障がない構造でなければならない。
- 2 高さ31mをこえる建築物（政令で定めるものを除く。）には、非常用の昇降機を設けなければならない。

5.2 建築基準法施行令（昇降機関係）

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

- 第129条の2の4(抄) 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。
- 三 第129条の3第1項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかご（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
- 2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- 一 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下この項において同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

（適用の範囲）

- 第129条の3 この節の規定は、建築物に設ける次に掲げる昇降機に適用する。
- 一 人又は人及び物を運搬する昇降機（次号に掲げるものを除く。）並びに物を運搬するための昇降機でかごの水平投影面積が1m²を超え、又は天井の高さが1.2mを超えるもの（以下「エレベーター」という。）
- 二 エスカレーター
- 三 物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1m²以下で、かつ、天井の高さが1.2m以下のもの（以下「小荷物専用昇降機」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇降機については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。
- 一 特殊な構造又は使用形態のエレベーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの第129条の6、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項及び第4項並びに第129条の13の3の規定
- 二 特殊な構造又は使用形態のエスカレーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの第129条の12第1項の規定
- 三 特殊な構造又は使用形態の小荷物専用昇降機で国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの第129条の13の規定

（エレベーターの構造上主要な部分）

- 第129条の4 エレベーターのかご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この条において「主要な支持部分」という。）の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければ

- ばならない。
- 一 設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- イ かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分以外の部分は、通常昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃により損傷を生じないこと。
- ロ かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分については、通常の使用状態において、通常昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃によりかごの落下をもたらすような損傷が生じないこと。
- 二 かごを主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーターにあっては、設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮したエレベーター強度検証法により、前号イ及びロに掲げる基準に適合するものであることについて確かめられたものであること。
- 三 設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、それぞれ第一号イ及びロに掲げる基準に適合することについて、通常の使用状態における摩損又は疲労破壊を考慮して行う国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 2 前項の「エレベーター強度検証法」とは、次に定めるところにより、エレベーターの設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の強度を検証する方法をいう。
- 一 次条に規定する荷重によって主要な支持部分並びにかごの床版及び枠（以下この条において「主要な支持部分等」という。）に生ずる力を計算すること。
- 二 前号の主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置の作動時の各応力度を次の表に掲げる式によって計算すること。

荷重について想定する状態	式
常時	$G1 + \alpha 1 \times (G2 + P)$
安全装置の作動時	$G1 + \alpha 2 \times (G2 + P)$

この表において、G1、G2及びPはそれぞれ次の力を、 $\alpha 1$ 及び $\alpha 2$ はそれぞれ次の数値を表すものとする。

G1 次条第1項に規定する固定荷重のうち昇降する部分以外の部分に係るものによって生ずる力
 G2 次条第1項に規定する固定荷重のうち昇降する部分に係るものによって生ずる力
 P 次条第2項に規定する積載荷重によって生ずる力
 $\alpha 1$ 通常昇降時に昇降する部分に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める数値
 $\alpha 2$ 安全装置が作動した場合に昇降する部分に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める数値

- 三 前号の規定によって計算した常時及び安全装置の作動時の各応力度が、それぞれ主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、主要な支持部分等の材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた許容応力度を超えないことを確かめること。
- 四 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又は吊ることができる部分について、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を限界安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、当該部分にかごの落下をもたらすような損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。
- 3 前2項に定めるもののほか、エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。
- 一 エレベーターのかご及び主要な支持部分のうち、腐食又は腐朽のおそれのあるものにおいて

は、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いるか、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置を講じたものであること。

- 二 主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのあるものにあつては、2以上の部分で構成され、かつ、それぞれが独立してかごを支え、又は吊ることができるものであること。
- 三 滑節構造とした接合部にあつては、地震その他の震動によって外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 四 滑車を使用してかごを吊るエレベーターにあつては、地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 五 釣合おもりを用いるエレベーターにあつては、地震その他の震動によって釣合おもりが脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 六 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。
- 七 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(エレベーターの荷重)

第 129 条の 5 エレベーターの各部の固定荷重は、当該エレベーターの実況に応じて計算しなければならない。

2 エレベーターのかごの積載荷重は、当該エレベーターの実況に応じて定めなければならない。ただし、かごの種類に応じて、次の表に定める数値（用途が特殊なエレベーターで国土交通大臣が定めるものにあつては、当該用途に応じて国土交通大臣が定める数値）を下回ってはならない。

かごの種類		積載荷重（単位 N）
乗用エレベーター（人荷共用エレベーターを含み寝台用エレベーターを除く。以下この節において同じ。）のかご	床面積が 1.5m ² 以下のもの	床面積 1m ² につき 3,600 とし、計算した数値
	床面積が 1.5m ² を超え 3m ² 以下のもの	床面積の 1.5m ² を超える面積に対して 1m ² につき 4,900 とし、計算した数値に 5,400 を加えた数値
	床面積が 3m ² を超えるもの	床面積の 3m ² を超える面積に対して 1m ² につき 5,900 とし、計算した数値に、13,000 を加えた数値
乗用エレベーター以外のエレベーターのかご		床面積 1m ² につき 2,500（自動車運搬用エレベーターにあつては、1,500）として計算した数値

(エレベーターのかごの構造)

第 129 条の 6 エレベーターのかごは、次に定める構造としなければならない。

- 一 各部は、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
- 二 構造上軽微な部分を除き、難燃材料で造り、又は覆うこと。ただし、地階又は 3 階以上の階に居室を有さない建築物に設けるエレベーターのかごその他防火上支障のないものとして国土交通大臣が定めるエレベーターのかごにあつては、この限りでない。
- 三 かご内の人又は物が釣合おもり、昇降路の壁その他のかご外の物に触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けること。
- 四 非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部をかごの天井部に設けること。

五 用途及び積載量（kg で表した重量とする。以下同じ。）並びに乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては最大定員（積載荷重を前条第 2 項の表に定める数値とし、重力加速度を 9.8m/s² と、1 人当たりの体重を 65kg とし、計算した定員をいう。第 129 条の 13 の 3 第 3 項第九号において同じ。）を明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

(エレベーターの昇降路の構造)

第 129 条の 7 エレベーターの昇降路は、次に定める構造としなければならない。

- 一 昇降路外の人又は物が籠又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口（非常口を含む。以下この節において同じ。）の戸を設けること。
- 二 構造上軽微な部分を除き、昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、難燃材料で造り、又は覆うこと。ただし、地階又は 3 階以上の階に居室を有さない建築物に設けるエレベーターの昇降路その他防火上支障のないものとして国土交通大臣が定めるエレベーターの昇降路にあつては、この限りでない。
- 三 昇降路の出入口の戸には、籠がその戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する施錠装置を設けること。
- 四 出入口の床先と籠の床先との水平距離は、4cm 以下とし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては、籠の床先と昇降路壁との水平距離は、12.5cm 以下とすること。
- 五 昇降路内には、次のいずれかに該当するものを除き、突出物を設けないこと。
 - イ レールブラケット又は横架材であつて、次に掲げる基準に適合するもの
 - (1) 地震時において主索その他の索が触れた場合においても、籠の昇降、籠の出入口の戸の開閉その他のエレベーターの機能に支障が生じないよう金網、鉄板その他これに類するものが設置されていること。
 - (2) (1) に掲げるもののほか、国土交通大臣の定める措置が講じられていること。
 - ロ 第 129 条の 2 の 4 第 1 項第三号ただし書の配管設備で同条の規定に適合するもの
- ハ イ又は口に掲げるもののほか、係合装置その他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることがやむを得ないものであつて、地震時においても主索、電線その他のものの機能に支障が生じないように必要な措置が講じられたもの

(エレベーターの駆動装置及び制御器)

第 129 条の 8 エレベーターの駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によって転倒し又は移動のおそれがないものとして国土交通大臣が定める方法により設置しなければならない。

- 2 エレベーターの制御器の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
 - 一 荷重の変動によりかごの停止位置が著しく移動しないこととするものであること。
 - 二 かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること。
 - 三 エレベーターの保守点検を安全に行うために必要な制御が出来るものであること。

(エレベーターの機械室)

第 129 条の 9 エレベーターの機械室は、次に定める構造としなければならない。

- 一 床面積は、昇降路の水平投影面積の 2 倍以上とすること。ただし、機械の配置及び管理に支

障がない場合においては、この限りでない。

- 二 床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は、かごの定格速度（積載荷重を作用させて上昇する場合の毎分の最高速度をいう。以下この節において同じ。）に応じて、次の表に定める数値以上とすること。

定格速度	垂直距離（単位 m）
60m 以下の場合	2.0
60m を超え、150m 以下の場合	2.2
150m を超え、210m 以下の場合	2.5
210m を超える場合	2.8

- 三 換気上有効な開口部又は換気設備を設けること。
 四 出入口の幅及び高さは、それぞれ、70cm 以上及び 1.8m 以上とし、施錠装置を有する鋼製の戸を設けること。
 五 機械室に通ずる階段のけあげ及び踏面は、それぞれ、23cm 以下及び 15cm 以上とし、かつ、当該階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合においては、手すりを設けること。

（エレベーターの安全装置）

第 129 条の 10 エレベーターには、制動装置を設けなければならない。

- 2 前項のエレベーターの制動装置の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
- 一 かごが昇降路の頂部又は底部に衝突するおそれがある場合に、自動的かつ段階的に作動し、これによりかごに生ずる垂直方向の加速度が 9.8m/s^2 を、水平方向の加速度が 5.0m/s^2 を超えることなく安全にかごを制止させることができるものであること。
- 二 保守点検をかごの上に人が乗り行うエレベーターにあっては、点検を行う者が昇降路の頂部とかごの間に挟まれることがないように自動的にかごを制止させることができるものであること。
- 3 エレベーターには、前項に定める制動装置のほか、次に掲げる安全装置を設けなければならない。
- 一 次に掲げる場合に自動的にかごを制止する装置
- イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合
 - ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合
- 二 地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置
- 三 停電等の非常の場合においてかご内からかご外に連絡することができる装置
- 四 乗用エレベーター又は寝台用エレベーターにあっては、次に掲げる安全装置
- イ 積載荷重に 1.1 を乗じて得た数値を超えた荷重が作用した場合において警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置
 - ロ 停電の場合においても、床面で 1ルクス以上の照度を確保することができる照明装置
- 4 前項第一号及び第二号に掲げる装置の構造は、それぞれ、その機能を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

（適用の除外）

第 129 条の 11 第 129 条の 7 第四号、第 129 条の 8 第 2 項第二号又は前条第 3 項第一号から第三号までの規定は、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターのうち、それぞれ昇降路、制御器又は安全装置について安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

（エスカレーターの構造）

第 129 条の 12 エスカレーターは、次に定める構造としなければならない。

- 一 国土交通大臣が定めるところにより、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにすること。
 二 勾配は、30 度以下とすること。
 三 階段（人を乗せて昇降する部分をいう。以下同じ。）の両側に手すりを設け、手すりの上端部が階段と同一方向に同一速度で連動するようにすること。
 四 階段の幅は、1.1m 以下とし、階段の端から当該階段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、25cm 以下とすること。
 五 階段の定格速度は、50m 以下の範囲内において、エスカレーターの勾配に応じ国土交通大臣の定める毎分の速度以下とすること。
 六 地震その他の震動によって脱落するおそれがないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。
- 2 建築物に設けるエスカレーターについては、第 129 条の 4（第 3 項第五号から第七号までを除く。）及び第 129 条の 5 第 1 項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	エレベーター	エスカレーター
第 129 条の 4 の見出し、同条第 1 項各号列記以外の部分、第 2 項及び第 3 項並びに第 129 条の 5 の見出し及び同条第 1 項	エレベーター	エスカレーター
第 129 条の 4	かご	階段
第 129 条の 4 第 1 項第二号	主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター	くさりで吊るエスカレーターその他国土交通大臣が定めるエスカレーター
第 129 条の 4 第 1 項第二号及び第 2 項	エレベーター強度検証法	エスカレーター強度検証法
第 129 条の 4 第 2 項第一号	次条	次条第 1 項及び第 129 条の 12 第 3 項
第 129 条の 4 第 2 項第二号	次条第 2 項に規定する積載荷重	第 129 条の 12 第 3 項に規定する積載荷重

- 3 エスカレーターの階段の積載荷重は、次の式によって計算した数値以上としなければならない。

$$P = 2,600A$$

この式において、P 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P エスカレーターの積載荷重（単位 N）

A エスカレーターの階段面の水平投影面積（単位 m^2 ）

- 4 エスカレーターには、制動装置及び昇降口において階段の昇降を停止させることができる装置を設けなければならない。
- 5 前項の制動装置の構造は、動力が切れた場合、駆動装置に故障が生じた場合、人又は物が挟まれた場合その他の人が危害を受け又は物が損傷するおそれがある場合に自動的に作動し、階段に

生ずる進行方向の加速度が 1.25m/s^2 を超えることなく安全に踏段を制止させることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

【参考用】

第 2 項 (第 129 条の 4 及び第 129 条の 5 第 1 項の読み替え)

(エスカレーターの構造上主要な部分)

第 129 条の 4 を読み替えた第 129 条の 12 第 2 項 エスカレーターの踏段及び踏段を支え、又は吊る構造上主要な部分 (以下この条において「主要な支持部分」という。) の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一 設置時及び使用時の踏段及び主要な支持部分の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

イ 踏段の昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分以外の部分は、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃により損傷を生じないこと。

ロ 踏段の昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分については、通常の使用状態において、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃により踏段の落下をもたらすような損傷が生じないこと。

二 踏段をくさりで吊るエスカレーターその他国土交通大臣が定めるエスカレーターにあっては、設置時及び使用時の踏段及び主要な支持部分の構造が、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮したエスカレーター強度検証法により、前号イ及びロに掲げる基準に適合するものであることについて確かめられたものであること。

三 設置時及び使用時の踏段及び主要な支持部分の構造が、それぞれ第一号イ及びロに掲げる基準に適合することについて、通常の使用状態における摩損又は疲労破壊を考慮して行う国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2 前項の「エスカレーター強度検証法」とは、次に定めるところにより、エスカレーターの設置時及び使用時の踏段及び主要な支持部分の強度を検証する方法をいう。

一 次条第 1 項及び第 129 条の 12 第 3 項に規定する荷重によって主要な支持部分並びに踏段の床版及び枠 (以下この条において「主要な支持部分等」という。) に生ずる力を計算すること。

二 前号の主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置の作動時の各応力度を次の表に掲げる式によって計算すること。

常時	$G1 + \alpha 1 \times (G2 + P)$
安全装置の作動時	$G1 + \alpha 2 \times (G2 + P)$
この表において、G1、G2 及び P はそれぞれ次の力を、 $\alpha 1$ 及び $\alpha 2$ はそれぞれ次の数値を表すものとする。	
G1 次条第 1 項に規定する固定荷重のうち昇降する部分以外の部分に係るものによって生ずる力	
G2 次条第 1 項に規定する固定荷重のうち昇降する部分に係るものによって生ずる力	
P 第 129 条の 12 第 3 項に規定する積載荷重によって生ずる力	
$\alpha 1$ 通常の昇降時に昇降する部分に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める数値	
$\alpha 2$ 安全装置が作動した場合に昇降する部分に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める数値	

三 前号の規定によって計算した常時及び安全装置の作動時の各応力度が、それぞれ主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率 (エスカレーターの設置時及び使用時の別に応じて、主要な支持部分等の材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。) で除して求めた許容応力度を超えないことを確かめること。

四 次項第二号に基づき設けられる独立して踏段を支え、又は吊ることができる部分について、その 1 がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を国土交通大臣が定めた限界安全率 (エスカレーターの設置時及び使用時の別に応じて、当該部分に踏段の落下をもたらすような損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。) で除して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。

3 前 2 項に定めるもののほか、エスカレーターの踏段及び主要な支持部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 エスカレーターの踏段及び主要な支持部分のうち、腐食又は腐朽のおそれのあるものにあつては、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いるか、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置を講じたものであること。

二 主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのあるものにあつては、2 以上の部分で構成され、かつ、それぞれが独立して踏段を支え、又は吊ることができるものであること。

三 滑節構造とした接合部にあつては、地震その他の震動によって外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

四 滑車を使用して踏段を吊るエスカレーターにあっては、地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

(エスカレーターの荷重)

第 129 条の 5 第 1 項を読み替えた第 129 条の 12 第 2 項 エスカレーターの各部の固定荷重は、当該エスカレーターの実況に応じて計算しなければならない。

(小荷物専用昇降機の構造)

第 129 条の 13 小荷物専用昇降機は、次に定める構造としなければならない。

一 昇降路には昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出し入れ口の戸を設けること。

二 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、難燃材料で造り、又は覆うこと。ただし、地階又は 3 階以上の階に居室を有さない建築物に設ける小荷物専用昇降機の昇降路その他防火上支障のないものとして国土交通大臣が定める小荷物専用昇降機の昇降路にあっては、この限りでない。

三 昇降路のすべての出し入れ口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること。

四 昇降路の出し入れ口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合においては、かごを用いなければ外から開くことができな装置を設けること。ただし、当該出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高い場合においては、この限りでない。

(非常用の昇降機の設置を要しない建築物)

第 129 条の 13 の 2 法第 34 条第 2 項の規定により政令で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 高さ 31m を超える部分を階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する用途に供する建築物

二 高さ 31m を超える部分の各階の床面積の合計が 500m^2 以下の建築物

三 高さ 31m を超える部分の階数が 4 以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分

が床面積の合計 100m² 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が第 112 条第 18 項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの（廊下に面する窓で開口面積が 1m² 内のものに設けられる法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備を含む。）で区画されているもの

- 四 高さ 31m を超える部分を機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの

(非常用の昇降機の設定及び構造)

第 129 条の 13 の 3 法第 34 条第 2 項の規定による非常用の昇降機は、エレベーターとし、その設置及び構造は、第 129 条の 4 から第 129 条の 10 までの規定によるほか、この条に定めるところによらなければならない。

- 2 前項の非常用の昇降機であるエレベーター（以下「非常用エレベーター」という。）の数は、高さ 31m を超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、次の表に定める数以上とし、2 以上の非常用エレベーターを設置する場合には、避難上及び消火上有効な 間隔を保って配置しなければならない。

高さ 31m を超える部分の床面積が最大の階の床面積		非常用エレベーターの数
(一)	1,500m ² 以下の場合	1
(二)	1,500m ² を超える場合	3,000m ² 以内を増すごとに (1) の数に 1 を加えた数

- 3 乗降ロビーは、次に定める構造としなければならない。

一 各階（屋内と連絡する乗降ロビーを設けることが構造上著しく困難である階で次のイからホまでのいずれかに該当するもの及び避難階を除く。）において屋内と連絡すること。

イ 当該階及びその直上階（当該階が、地階である場合にあっては当該階及びその直下階、最上階又は地階の最下階である場合にあっては当該階）が次の (1) 又は (2) のいずれかに該当し、かつ、当該階の直下階（当該階が地階である場合にあっては、その直上階）において乗降ロビーが設けられている階

- (1) 階段室、昇降機その他の建築設備の機械室その他これに類する用途に供する階
 (2) その主要構造部が不燃材料で造られた建築物その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造の建築物の階で、機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供するもの

ロ 当該階以上の階の床面積の合計が 500m² 以下の階

ハ 避難階の直上階又は直下階

ニ その主要構造部が不燃材料で造られた建築物の地階（他の非常用エレベーターの乗降ロビーが設けられているものに限る。）で居室を有しないもの

ホ 当該階の床面積に応じ、次の表に定める数の他の非常用エレベーターの乗降ロビーが屋内と連絡している階

当該階の床面積		当該階で乗降ロビーが屋内と連絡している他の非常用エレベーターの数
(一)	1,500m ² 以下の場合	1
(二)	1,500m ² を超える場合	3,000m ² 以内を増すごとに (1) の数に 1 を加えた数

二 バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）を設けること。

三 出入口（特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）には第 123 条 1 項第六号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

四 窓若しくは排煙設備又は出入口を除き、耐火構造の床及び壁で囲むこと。

五 天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

六 予備電源を有する照明設備を設けること。

七 床面積は、非常用エレベーター 1 基について 10m² 以上とすること。

八 屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できるものとする。

九 乗降ロビーには、見やすい方法で、積載量及び最大定員のほか、非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示し、かつ、非常の用に供している場合においてその旨を明示できる表示灯その他これに類するものを設けること。

4 非常用エレベーターの昇降路は、非常用エレベーター 2 基以内ごとに、乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲を除き、耐火構造の床及び壁で囲まなければならない。

5 避難階においては、非常用エレベーターの昇降路の出入口（第 3 項に規定する構造の乗降ロビーを設けた場合には、その出入口）から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員 4m 以上の通路、空地その他これらに類するものに接している部分に限る。）の一に至る歩行距離は、30m 以下としなければならない。

6 非常用エレベーターの、かご及びその出入口の寸法並びにかごの積載量は、国土交通大臣の指定する日本工業規格に定める数値以上としなければならない。

7 非常用エレベーターには、かごを呼び戻す装置（各階の乗降ロビー及び非常用エレベーターのかご内に設けられた通常の制御装置の機能を停止させ、かごを避難階又はその直上階若しくは直下階に呼び戻す装置をいう。）を設け、かつ、当該装置の作動は、避難階又はその直上階若しくは直下階の乗降ロビー及び中央管理室において行うことができるものとしなければならない。

8 非常用エレベーターには、かご内と中央管理室とを連絡する電話装置を設けなければならない。

9 非常用エレベーターには、第 129 条の 8 第 2 項第二号及び第 129 条の 10 第 3 項第二号に掲げる装置の機能を停止させ、かごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置を設けなければならない。

10 非常用エレベーターには、予備電源を設けなければならない。

11 非常用エレベーターのかごの定格速度は、60m/min 以上としなければならない。

12 第 2 項から前項までの規定によるほか、非常用エレベーターの構造は、その機能を確保するために必要があるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

(エレベーターに係る容積率制限の合理化)

第 137 条の 8 法第 3 条第 2 項の規定により法第 52 条第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項又は法第 60 条第 1 項（建築物の高さに係る部分を除く。）の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分となること。
- 二 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。
- 三（略）

5.3 地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件

平成25年10月29日 国土交通省告示第1046号
最終改正 平成28年8月3日 国土交通省告示第917号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の12第1項第六号の規定に基づき、地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の12第1項第六号に規定する地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法は、エスカレーターが床又は地盤に自立する構造である場合その他地震その他の震動によって脱落するおそれがないことが明らかである場合を除き、次のいずれかに定めるものとする。

- 第1** 次に定める構造方法とすること。
- 一 一の建築物に設けるものとする。
 - 二 エスカレーターのトラス又ははり（以下「トラス等」という。）を支持する構造は、トラス等の一端を支持部材を用いて建築物のはりその他の堅固な部分（以下「建築物のはり等」という。）に固定し、その他端の支持部材を建築物のはり等の上にトラス等がしゅう動する状態（以下「一端固定状態」という。）で設置したもの又はトラス等の両端の支持部材を建築物のはり等の上にトラス等がしゅう動する状態（以下「両端非固定状態」という。）で設置したものであること。
 - 三 トラス等がしゅう動する状態で設置する部分（以下「非固定部分」という。）において、エスカレーターの水平投影の長辺方向（以下単に「長辺方向」という。）について、トラス等の一端の支持部材を設置した建築物のはり等とその他端の支持部材を設置した建築物のはり等との相互間の距離（以下単に「建築物のはり等の相互間の距離」という。）が地震その他の震動によって長くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離（以下この号において「かかり代長さ」という。）が、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれ次の表に掲げる式に適合するものであること。

イ 一端固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	かかり代長さ
(一)	$\Sigma yH - C \leq 0$ の場合	$B \geq \Sigma yH + 20$
(二)	$0 < \Sigma yH - C \leq 20$ の場合	$B \geq \Sigma yH + 20$
(三)	$20 < \Sigma yH - C$ の場合	$B \geq 2 \Sigma yH - C$

一 この表において、C、y、H及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 C 非固定部分における建築物のはり等の相互間の距離が地震その他の震動によって長辺方向に短くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離（以下「隙間」という。）（単位 mm）
 y エスカレーターの上端と下端の間の各階の設計用層間変形角
 H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm）
 B かかり代長さ（単位 mm）
 二 (二)項及び(三)項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことをトラス等強度検証法（第3に規定するトラス等強度検証法をいう。）によって確かめた場合に限る。

ロ 両端非固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	かかり代長さ
(一)	$\Sigma yH - C - D \leq 0$ の場合	$B \geq \Sigma yH + D + 20$
(二)	$0 < \Sigma yH - C - D \leq 20$ の場合	$B \geq \Sigma yH + D + 20$
(三)	$20 < \Sigma yH - C - D$ の場合	$B \geq 2 \Sigma yH - C$

一 この表において、C、D、y、H及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 C 計算しようとする一端の隙間（単位 mm）
 D 他端の隙間（単位 mm）
 y エスカレーターの上端と下端の間の各階の設計用層間変形角
 H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm）
 B かかり代長さ（単位 mm）
 二 (二)項及び(三)項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことをトラス等強度検証法によって確かめた場合に限る。

- 四** 非固定部分は、エスカレーターの水平投影の短辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等に衝突しないようにすること。
- 五** 前二号、第2第四号及び第3の設計用層間変形角は次のいずれかによるものとする。
 - イ** 令第82条の2の規定によって算出した長辺方向の層間変位の各階の高さに対する割合の5倍（その数値が100分の1に満たない場合にあっては、100分の1）以上とすること。
 - ロ** 地震力の大部分を筋かいで負担する鉄骨造の建築物であって、平成19年国土交通省告示第593号第一号イ又はロで規定する建築物に該当するものに設けられたエスカレーターにあっては、100分の1以上とすること。
 - ハ** 鉄筋コンクリート造の建築物であって、平成19年国土交通省告示第593号第二号イで規定する建築物に該当するものに設けられたエスカレーターにあっては、100分の1以上とすること。
 - ニ** 特別な調査又は研究の結果に基づき地震時における長辺方向の設計用層間変形角を算出することができる場合においては、当該算出した値（その数値が100分の1に満たない場合にあっては、100分の1）以上とすること。
 - ホ** 24分の1以上とすること。
- 六** トラス等の一端を支持部材を用いて建築物のはり等に固定する部分（以下「固定部分」という。）は、次の式の地震力による水平荷重が加わった場合又は第三号イの表の(二)項及び(三)項の場合に、安全上支障となる変形を生じないものであること。

$$S = ZKh (G + P) + \mu (1 + ZKv) \cdot R$$

この式において、S、Z、Kh、G、P、 μ 、Kv及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- S 地震力により固定部分にかかる水平荷重 (単位 N)
- Z 令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値
- Kh 次の表の固定部分を設ける場所における設計用水平標準震度の欄に掲げる数値 (特別な調査又は研究の結果に基づき定めた場合は、その数値)
- G エスカレーターの固定荷重 (単位 N)
- P 令第 129 条の 12 第 3 項に規定するエスカレーターの積載荷重 (エスカレーターの積載荷重は地震その他の震動によって人又は物から踏段に作用する力の影響に基づいた数値を算出した場合は、その数値) (単位 N)
- μ 非固定部分の支持部材と建築物のはり等との摩擦係数
- Kv 次の表の非固定部分を設ける場所における設計用鉛直標準震度の欄に掲げる数値 (特別な調査又は研究の結果に基づき定めた場合は、その数値)
- R エスカレーターの固定荷重及び積載荷重により、非固定部分の建築物のはり等に作用する鉛直荷重 (単位 N)

固定部分又は非固定部分を設ける場所	固定部分を設ける場所における設計用水平標準震度	非固定部分を設ける場所における設計用鉛直標準震度
地階及び一階	0.4	0.2
中間階	0.6	0.3
上層階及び屋上	1.0	0.5

この表において、上層階とは、地階を除く階数が 2 以上 6 以下の建築物にあっては最上階、地階を除く階数が 7 以上 9 以下の建築物にあっては最上階及びその直下階、地階を除く階数が 10 以上 12 以下の建築物にあっては最上階及び最上階から数えた階数が 3 以内の階、地階を除く階数が 13 以上の建築物にあっては最上階及び最上階から数えた階数が 4 以内の階をいい、中間階とは、地階、一階及び上層階を除く階をいうものとする。

2 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、前項第一号の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 2 次に定める構造方法とすること。

- 一 第 1 第 1 項第一号、第二号、第四号及び第六号並びに第 2 項の規定に適合すること。
- 二 第 1 第 1 項第三号に適合すること。この場合において、同号に掲げる表のかけり代長さの欄に掲げる設計用層間変形角は、100 分の 1 以上とすること。
- 三 非固定部分の支持部材が建築物のはり等から外れた場合に、エスカレーターが落下しないよう支持する措置 (以下「脱落防止措置」という。)を講ずること。
- 四 脱落防止措置に用いる支持部材 (以下単に「脱落防止措置の支持部材」という。)は、次に定めるものとする。
 - イ 釣合い良く配置すること。
 - ロ エスカレーターの固定荷重及び積載荷重を支持する強度を有することが確かめられたものとする。
- 八 長辺方向の設計用層間変形角における層間変位が生じた場合に支持できるものとする。この場合において、トラス等が長辺方向にしゅう動する状態でトラス等の支持部材を脱落防止措置の支持部材の上に設置するときは、建築物のはり等の相互間の距離が地震その他の震動によって長くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離 (以下「脱落防止措置のかけり代長さ」という。)が、次の場合に応じてそれぞれ次の表に掲げる式に適

合するものであること。

(1) 一端固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	脱落防止措置のかけり代長さ
(一)	$\Sigma yH - C \leq 0$ の場合	$B \geq \Sigma y_k H_k + 20$
(二)	$0 < \Sigma yH - C \leq 20$ の場合	$B \geq \Sigma y_k H_k + 20$
(三)	$20 < \Sigma yH - C$ の場合	$B \geq \Sigma y_k H_k + \Sigma yH - C$

一 この表において、C、 y 、H、B、 y_k 及び H_k は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 C エスカレーターの端部の隙間 (単位 mm)
 y エスカレーターの上端と下端の間の各階の設計用層間変形角
 H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程 (単位 mm)
 B 脱落防止措置のかけり代長さ (単位 mm)
 y_k 脱落防止措置が設けられた部分から固定部分までの間の各階の設計用層間変形角
 H_k 脱落防止措置が設けられた部分から固定部分までの間の各階の揚程 (単位 mm)
 二 (二)項及び(三)項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことをトラス等強度検証法によって確かめた場合に限る。

(2) 両端非固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	脱落防止措置のかけり代長さ	
		上端側	下端側
(一)	$\Sigma yH - C - D \leq 0$ の場合	$B \geq \Sigma y_{k1} H_{k1} + C + 20$	$B \geq \Sigma y_{k2} H_{k2} + D + 20$
(二)	$0 < \Sigma yH - C - D \leq 20$ の場合	$B \geq \Sigma y_{k1} H_{k1} + C + 20$	$B \geq \Sigma y_{k2} H_{k2} + D + 20$
(三)	$0 < \Sigma yH - C - D \leq 20$ の場合	$B \geq \Sigma y_{k1} H_{k1} + C + 20$	$B \geq \Sigma y_{k2} H_{k2} + \Sigma yH - C$

一 この表において、C、D、 y 、H、B、 y_{k1} 、 H_{k1} 、 y_{k2} 及び H_{k2} は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 C エスカレーターの上端の隙間 (単位 mm)
 D エスカレーターの下端の隙間 (単位 mm)
 y エスカレーターの上端と下端の間の各階の設計用層間変形角
 H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程 (単位 mm)
 B 脱落防止措置のかけり代長さ (単位 mm)
 y_{k1} 脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの上端までの間の各階の設計用層間変形角
 H_{k1} 脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの上端までの間の各階の揚程 (単位 mm)
 y_{k2} 脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの下端までの間の各階の設計用層間変形角
 H_{k2} 脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの下端までの間の各階の揚程 (単位 mm)
 二 (二)項及び(三)項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことをトラス等強度検証法によって確かめた場合に限る。

第 3 トラス等強度検証法は、衝突後のトラス等 (次の各号に掲げる構造の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。)の残存応力度を次の表に掲げる式によって計算し、当該残存応力度がトラス等の常時の応力度 (令第 129 条の 12 第 2 項において読み替えて準用する令第 129 条の 4 第 2 項第二号の規定によって計算した数値をいう。)を超えることを確かめることとする。

- 一 トラス トラスに用いる鋼材は、日本工業規格 G3101 に規定する SS400 に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するもの (上弦材及び下弦材に用いる鋼材にあっては、山形鋼で、かつ、有効細長比が 100 以下であるものに限る。)とすること。
- 二 はり はりに用いる鋼材は、日本工業規格 G3101 に規定する SS400 に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するもの (構造上主要な部分に用いる鋼材にあっては、H 型鋼で、かつ、有効細長比が 100 以下であるものに限る。)とすること。

構造の種類別	残存応力度 (単位 N/mm ²)
トラス	$\frac{420 - (\Sigma yH - C)}{1980} Fd$
はり	$\frac{420 - (\Sigma yH - C)}{1320} Fd$

この表において、C、y、H及びFdは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 C エスカレーターの端部の隙間の合計 (単位 mm)
 y エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角
 H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程 (単位 mm)
 Fd 材料の破壊強度 (単位 N/mm²)

2 前項のトラス等強度検証法を行うに当たっては、衝突により建築物のはり等に次の表に掲げる式によって計算した反力が作用する場合において、当該はり等にエスカレーターが脱落するおそれがある変形及び損傷が生じないことを確かめることとする。

	隙間及び層間変位について想定する状態	反力 (単位 kN)
(一)	$0 < \Sigma yH - C \leq 20$ の場合	$25 (\Sigma yH - C)$
(二)	$20 < \Sigma yH - C$ の場合	500

この表において、C、y及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 C エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角
 H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程 (単位 mm)

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

5.4 エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

平成 25 年 10 月 29 日 国土交通省告示第 1047 号

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 129 条の 4 第 3 項第六号の規定に基づき、エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。) 第 129 条の 4 第 3 項第六号に規定するエレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 令第 129 条の 5 第 1 項に規定する固定荷重及び同条第 2 項に規定する積載荷重並びに次号に規定する地震力によって、主要な支持部分 (令第 129 条の 4 第 1 項に規定する主要な支持部分をいう。以下同じ。) に生ずる力を計算すること。
- 二 前号の主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。
 $G + P + K$

この式において、G 及び P は、それぞれ令第 129 条の 5 第 1 項に規定する固定荷重及び同条第 2 項に規定する積載荷重によって生ずる力を、K は、次の力を表すものとする。この場合において、固定荷重及び積載荷重のうち昇降する部分の荷重にあっては、当該荷重に 1.3 を乗じたものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、地震時に昇降する部分に生ずる加速度を考慮した数値を定める場合にあっては、この限りでない。

K 地震力によって生ずる力

この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、水平方向及び鉛直方向について次の式によって計算した数値とするものとする。

$$P = kw$$

この式において、P、k 及び w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 地震力 (単位 N)

k 令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値に、次の表の階又は屋上の欄の区分に応じて、それぞれ同表の設計用水平標準震度又は設計用鉛直標準震度の欄に掲げる数値以上の数値を乗じて得た数値とする。

階又は屋上	設計用水平標準震度	設計用鉛直標準震度
地階及び一階	0.4	0.2
その他の階及び屋上	0.6	0.3

w エレベーターの固定荷重と積載荷重との和 (積載荷重にあっては、地震その他の震動によって人又は物からかごに作用する力の影響に基づいた数値を算出した場合は、その数値) (単位 N)

- 三 第 1 号の主要な支持部分ごとに前号の規定によって計算した各短期の応力度が、令第 3 章第 8 節第 3 款の規定による短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。この場合において、主要な支持部分に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあっては、当該材料の引張強さを平成 12 年建設省告示第 1414 号に規定する安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度とすることができる。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

5.5 地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件

平成 25 年 10 月 29 日 国土交通省告示第 1048 号

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 129 条の 4 第 3 項第五号の規定に基づき、地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。) 第 129 条の 4 第 3 項第五号の規定に基づき、地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。ただし、実験により釣合おもりが第二号に規定する地震力によって脱落しないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 釣合おもりは、釣合おもりの枠 (たて枠、上下の枠その他の釣合おもり片の脱落を防止する部材をいい、これらの接合部を含む。以下同じ。) 及び釣合おもり片により構成されること。

二 次に定めるところにより構造計算を行うこと。

- イ 固定荷重及び口に規定する地震力によって、釣合おもりの枠に生ずる力を計算すること。
- ロ 釣合おもりの枠の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$$G + K$$

この式において、Gは釣合おもりの固定荷重に1.3（特別な調査又は研究の結果に基づき、地震時に釣合おもりに生ずる加速度を考慮した数値を定めた場合は、その数値）を乗じたものによって生ずる力を、Kは地震力によって生ずる力を表すものとする。
この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、水平方向及び鉛直方向について次の式によって計算した数値とするものとする。

$$P = kw$$

この式において、P、k及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 地震力（単位N）

k 令第88条第1項に規定するZの数値に、次に掲げる設計用水平標準震度又は設計用鉛直標準震度の数値以上の数値を乗じて得た数値とする。

設計用水平標準震度 0.6

設計用鉛直標準震度 0.3

w 釣合おもりの固定荷重（単位N）

ハ 釣合おもりの枠の部分ごとに口の規定によって計算した各短期の応力度が、令第3章第8節第3款の規定による短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。この場合において、釣合おもりの枠に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあつては、当該材料の引張強さを2.0で除して求めた数値を基準強度とすることができる。

三 釣合おもりのたて枠は、釣合おもり片及び釣合おもりの上下の枠を全て貫通するボルトによるボルト接合その他のたわみ（前号に規定する地震力によって釣合おもりのたて枠に生ずると想定されるたわみをいう。以下同じ。）によって釣合おもり片が脱落するおそれがない措置を講ずる場合を除き、釣合おもり片と接する部分のたわみの方向の長さが、たわみよりも10mm以上長いものとする。この場合において、特別な調査又は研究の結果に基づき接合部の剛性及び耐力に関する性能を確かめた場合を除き、たて枠及び上下の枠の接合部をピンによる接合とみなして構造計算を行うこと。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

5.6 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障がない構造方法を定める件

平成25年10月29日 国土交通省告示第1050号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の11の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障がない構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の11の規定に基づき、同令第129条の7第四号の規定を適用しないことにつき昇降路について安全上支障のない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次のいずれかに該当するものであること。

- 一 昇降路又はかごの出入口の戸が下げ戸又は上下戸である場合であつて、戸が開いた状態において、下げ戸の上端が出入口の床先又はかごの床先と同じ高さになる場合にあつては、昇降路の出入口の床先とかごの床先との水平距離から当該下げ戸の上端の部分の厚さ及び当該下げ戸と出入口枠のすき間（2枚以上の下げ戸が重なり合つて開閉する構造の昇降路又はかごの出入口の戸である場合であつて、戸が開いた状態において、すべての下げ戸の上端が出入口の床先又はかごの床先と同じ高さになる場合にあつては、当該重なり合う下げ戸のすき間を含む。）を除いた長さが4cm以下であること。
- 二 人又は物による衝撃により、安全上の支障となる損傷が生じない平板状の鋼板その他これに類するものを出入口の床先とかごの床先の間で設けるものであること。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

5.7 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上支障がない構造方法を定める件

平成25年10月29日 国土交通省告示第1051号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の11の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上支障がない構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の11の規定に基づき、同令第129条の8第2項第二号の規定を適用しないことにつき制御器について安全上支障のない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤（かごの昇降の操作を行う装置並びにかご及び昇降路の出入口の戸を閉じる装置に限る。以下同じ。）を設置するものであること。
- 二 かごが停止していない階においては、かごを操作できないものであること。
- 三 かごの戸及びかごが停止している階の昇降路の戸が閉じていなければ昇降の操作ができないものであること。
- 四 かご内に人が出入りすることのできないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

5.8 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を定める件

平成25年10月29日 国土交通省告示第1052号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の11の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の11の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障のない構造方法を次のように定める。

第1 令第129条の10第3項第一号の規定を適用しないことにつき安全装置について安全上支障のない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤(かごの昇降の操作を行う装置並びにかご及び昇降路の出入口の戸を閉じる装置に限る。以下同じ。)を設置するものであること。
- 二 かご内に人が出入りすることのできないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

第2 令第129条の10第3項第二号及び第三号の規定を適用しないことにつき安全装置について安全上支障のない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤を設置するものであること。
- 二 かご内に人が乗り昇降できないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

5.9 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

平成12年5月31日 建設省告示第1413号

最終改正 平成29年6月2日 国土交通省告示第601号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。

第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の3第2項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、

それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあつては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあつては第一号、第二号及び第四号から第十号までの規定は、それぞれ適用しない。

一 籠の天井部に救出用の開口部を設けないエレベーター 令第129条の6第二号、第三号及び第五号、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9並びに第129条の10第3項及び第4項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第二号に適合するものにあつては令第129条の7第一号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の7第一号及び第129条の9の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第二号の規定、第六号に適合するもの(籠の床面積が1.1m²以下のものに限る。第三号及び第四号において同じ。)にあつては令第129条の10第3項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。

イ 籠は、平成20年国土交通省告示第1455号第1に定める構造方法を用いるものとする。この場合において、同告示第一第一号中「令第129条の6第四号に規定する開口部」とあるのは「非常の場合において籠内の人を安全に籠外に救出することができる籠の壁又は囲いに設ける開口部」と、第二号中「、かご内」とあるのは「、鍵を用いなければ籠内」と読み替えるものとする。

ロ 次のいずれかに適合するものであること。

- (1) 常用の電源が絶たれた場合においても、制御器を操作することによって籠を昇降させることができるものであること。
- (2) 手動で籠を昇降させることができるものであること。

二 昇降路の壁又は囲いの一部を有しないエレベーター 令第129条の6、第129条の7第二号から第五号まで、第129条の8第2項第二号、第129条の9並びに第129条の10第3項及び第4項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の9の規定、第四号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第二号の規定は、それぞれ適用しない。

イ 昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造が次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 吹抜きに面した部分又は建築物の外に面する部分であること。
- (2) 建築物の床(その上部が吹抜きとなっている部分の床(以下「吹抜き部分の床」という。)を除く。)から水平距離で1.5m以上離れた部分であること。
- (3) 吹抜き部分の床若しくは昇降路に面する地面(人が立ち入らない構造となっているからばりの底部の地面を除く。以下この号において同じ。)と昇降路が接している部分又は昇降路とこれに面する吹抜き部分の床先若しくは地面との水平距離が1.5m以下の部分にあつては、次の(i)又は(ii)のいずれかに適合しているものであること。
 - (i) 昇降路の周囲に柵、水面等を設け昇降路から水平距離で1.5m以下の部分に人が立ち入らない構造とし、かつ、昇降路に吹抜き部分の床又は地面から1.8m以上の高さの壁又は囲いを設けていること。
 - (ii) 昇降路に吹抜き部分の床又は地面から2.4m以上の高さの壁を設けていること。

ロ 昇降路は、平成20年国土交通省告示第1454号第二号から第十一号までに定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けたものとする。

三 機械室を有しないエレベーター 令第129条の6、第129条の7第二号から第五号まで、

第129条の8第2項第二号、第129条の10第3項及び第4項並びに第129条の13の3第2項、第3項及び第5項から第12項までの規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第129条の7第一号の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第二号の規定、第六号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第四号イの規定、非常用エレベーター以外のエレベーターにあつては令第129条の13の3の規定は、それぞれ適用しない。

イ 昇降路は、平成20年国土交通省告示第1454号に定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けたものとする。この場合において、同告示第一号中「機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲」とあるのは「換気上有効な開口部」と読み替えるものとする。

ロ 非常用エレベーターの昇降路は、非常用エレベーター2基以内ごとに、乗降口ビーに通ずる出入口及び換気上有効な開口部を除き、耐火構造の床及び壁で囲まれたものとする。

ハ 非常用エレベーターにあつては、駆動装置及び制御器（以下この号において「駆動装置等」という。）は、昇降路内（籠が停止する最下階の床面より上方に限る。）に設けること。この場合において、当該駆動装置等を籠が停止する最上階の床面より下方に設ける場合にあつては、当該駆動装置等は、日本工業規格C0920（電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）—2003に規定するIPX2に適合するもの又はこれと同等以上の防水の措置を講じたもの）とする。

ニ 駆動装置等を設ける場所には、換気上有効な開口部、換気設備又は空気調和設備を設けること。ただし、機器の発熱により駆動装置等を設けた場所の温度が摂氏7度以上上昇しないことが計算により確かめられた場合においては、この限りでない。

ホ 駆動装置等は、その設置する部分を除き、籠、釣合おもり、その他の昇降する部分が触れるおそれのないように設けること。

ヘ 駆動装置等から昇降路の壁又は囲いまでの水平距離は、保守点検に必要な範囲において50cm以上とすること。

ト 制御器を昇降路内に設けるものにあつては、非常の場合に昇降路外において、籠を制御することができる装置を設けること。

チ 駆動装置等を昇降路の底部に設けるものにあつては、トに掲げる装置のほか、保守点検を安全に行うことができるよう次に掲げる装置を設け、かつ、籠又は釣合おもりが緩衝器に衝突した場合においても駆動装置等に触れるおそれのないものとする。ただし、高さが1m以上の退避上有効な空間が確保されたものにあつては、(3)に掲げる装置を設けないことができる。

- (1) 昇降路外において、籠の降下を停止することができる装置
- (2) 昇降路内において、機械的に籠の降下を停止することができる装置
- (3) 非常の場合に昇降路内において、動力を切ることにより、籠の降下を停止することができる装置

四 昇降行程が7m以下の乗用エレベーター及び寝台用エレベーター 令第129条の6、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項第一号、第三号及び第四号並びに同条第4項の規定によること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第129条の7第一号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の7第一号及び第129条の9の規定、第六号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第四号イの規定は、それぞれ適用し

ない。

五 かごの定格速度が240m以上の乗用エレベーター及び寝台用エレベーター 令第129条の6、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項第一号、第三号及び第四号並びに同条第四項の規定によるほか、平成20年国土交通省告示第1536号に規定する地震時等管制運転装置を設けること。この場合において、次の表の上欄に掲げるかごの定格速度の区分に応じて、同告示第2第三号ロの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の7第一号及び第129条の9の規定は、それぞれ適用しない。

上欄	中欄	下欄
240m以上280m未満の場合	検知後10秒 かごを10秒以内	検知後15秒 かごを15秒以内
280m以上、600m未満の場合	検知後10秒 かごを10秒以内 42m	検知後15秒 かごを15秒以内 50m
600m以上の場合	検知後10秒 かごを10秒以内 42m	検知後20秒 かごを20秒以内 50m

六 籠が住戸内のみを昇降するエレベーターで、籠の床面積が1.3m²以下のもの 令第129条の6、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9並びに第129条の10第3項及び第4項の規定によること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の7第一号及び第129条の9の規定、第四号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第二号の規定、籠の床面積が1.1m²以下のものにあつては同項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。

七 自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないもの令第129条の6第二号及び第五号、第129条の7第一号から第三号まで及び第五号、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項第一号から第三号まで並びに同条第4項の規定によるほか、次に定める構造であること。

- イ かごは、次に定める構造とすること。
 - (1) 出入口の部分を除き、高さ1.4m以上の壁又は囲いを設けること。
 - (2) 車止めを設けること。
 - (3) かご内に操作盤（動力を切る装置を除く。）を設ける場合にあつては、当該操作盤は自動車の運転席から自動車の外に出ることなく操作ができる場所に設けること。
 - (4) 平成20年国土交通省告示第1455号第1第七号及び第八号に定める構造方法を用いるものであって、同告示第2第二号及び第五号から第七号までに定める基準に適合するものとする。

ロ 昇降路は、かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとする。

ハ 自動車がかご内の通常の停止位置以外の場所にある場合にかごを昇降させることができない装置を設けること。

八 ヘリコプターの発着の用に供される屋上に突出して停止するエレベーターで、屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有しないもの 令第129条の6第二号、第四号及び第五号、第129条の7第一号（屋上部分の昇降路に係るものを除く。）、第二号、第四号及び第五号、第129条の9、第129条の10第3項第一号、第三号及び第四号並びに同条第四項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。

- (1) かご内の人又は物が釣合おもり、昇降路の壁その他のかご外の物に容易に触れることができない構造とした丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸を設けること。
- (2) 平成 20 年国土交通省告示第 1455 号第 1 第六号から第九号までに定める構造方法を用いるものであって、同告示第 2 第二号及び第五号から第八号に定める基準に適合するものとする。

□ 屋上部分の昇降路は、次に定める構造とすること。

- (1) 屋上部分の昇降路は、周囲を柵で囲まれたものとする。
- (2) 屋上と他の出入口及びかご内とを連絡することができる装置を設けること。
- (3) かごが屋上に突出して昇降する場合において、警報を発する装置を設けること。

八 昇降路の出入口の戸（屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）には、平成 20 年国土交通省告示第 1447 号に定める基準に適合する施錠装置を設けること。この場合において、同告示第一号中「出入口の戸」とあるのは「出入口の戸（屋上の昇降路の開口部の戸を除く。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

二 制御器は、平成 12 年建設省告示第 1429 号第 1 第二号から第四号までに定める基準に適合するものとする。この場合において、同告示第 1 第二号中「戸」とあるのは「戸（屋上の昇降路の開口部の戸を除く。以下同じ。）」と、同第三号中「建築基準法施行令第 129 条の 7 第三号」とあるのは「平成 12 年国土交通省告示第 1413 号第八号ハ」と読み替えるものとする。

ホ 鍵を用いなければかごの昇降ができない装置を設けること。

ヘ 屋上と最上階との間を昇降するものとする。

九 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が 15m 以下で、かつ、その床面積が 2.25m² 以下のものであって、昇降行程が 4m 以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 令第 129 条の 7 第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。

- (1) 次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものとする。
 - (i) かごの昇降の操作をかご内の人が行うことができない 1 人乗りのエレベーター 出入口の部分を除き、高さ 65cm 以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から 7cm（出入口の幅が 80cm 以下の場合にあっては、6cm）以上の立ち上がりを取り、かつ、高さ 65cm 以上の丈夫な手すりを設けた部分にあっては、この限りでない。
 - (ii) (i) 以外のエレベーター 出入口の部分を除き、高さ 1m 以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ 15cm 以上の立ち上がりを取り、かつ、高さ 1m 以上の丈夫な手すりを設けた部分にあっては、この限りでない。
- (2) 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けること。
- (3) 用途、積載量（kg で表した重量とする。）及び最大定員（積載荷重を平成 12 年建設省告示第 1415 号第五号に定める数値とし、重力加速度を 9.8m/s² とし、1 人当たりの体重を 65kg、車いすの重さを 110kg とし、計算した定員をいう。）並びに 1 人乗りのエレベーターにあっては車いすに座ったまま使用する 1 人乗りのものであることを明示した標識をかご内に見やすい場所に掲示すること。

□ 昇降路は、次に定める構造とすること。

- (1) 高さ 1.8m 以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けること。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まれるおそれがある場合において、かごの下にスカートガードその他これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあっては、この限りでない。
- (2) 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、4cm 以下とすること。
- (3) 釣合おもりを設ける場合にあっては、人又は物が釣合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けること。
- (4) かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとする。

八 制御器は、かご及び昇降路の全ての戸又は可動式の手すり及び閉じていなければかごを昇降させることができないものとする。

二 次に掲げる安全装置を設けること。

- (1) かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにあつては、次に掲げる装置
 - (i) 鍵を用いなければかごの開閉ができない装置
 - (ii) 開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置
 - (iii) かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置
- (2) かごが着脱式のものにあつては、かごとレールが確実に取り付けられていなければかごを昇降させることができない装置
- (3) 住戸内のみを昇降するもの以外のものにあつては、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置

十 階段及び、傾斜路に沿って 1 人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が 9m 以下のもの 令第 129 条の 6 第五号及び第 129 条の 7 第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

- イ 昇降はボタン等の操作によって行い、ボタン等を操作し続けている間だけ昇降する構造とすること。
- 人又は物がかごと階段又は床との間に強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けること。
- 八 転落を防止するためのベルトを、背もたれ、ひじ置き、座席及び足を載せる台を有するいすに設けること。

第 2 令第 129 条の 3 第 2 項第二号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は特殊な使用形態のエスカレーターは、次の各号に掲げるエスカレーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。

- 一 勾配が 30 度を超えるエスカレーター 令第 129 条の 12 第 1 項第一号、第三号及び第四号の規定によるほか、次に定める構造であること。
 - イ 勾配は、35 度以下としていること。
 - 踏段の定格速度は、30m 以下としていること。
 - 八 揚程は、6m 以下としていること。
 - 二 踏段の奥行きは、35cm 以上としていること。

- ホ 昇降口においては、2 段以上の踏段のそれぞれの踏段と踏段の段差（踏段の勾配を 15 度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。）を 4mm 以下としていること。
- ヘ 平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定する車いす使用者用エスカレーターでないこと。
- 二 踏段の幅が 1.1m を超えるエスカレーター 令第 129 条の 12 第 1 項第一号、第三号及び第五号の規定によるほか、次に定める構造であること。
 - イ 勾配は、4 度以下としていること。
 - ロ 踏段と踏段の段差は 4mm 以下としていること。
 - ハ 踏段の幅は、1.6m 以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、25cm 以下としていること。
- 三 速度が途中で変化するエスカレーター 次に定める構造であること。
 - イ 毎分の速度が 50m 以上となる部分にあっては、手すりの上端部の外側から壁その他の障害物（毎分の速度が 50m 以上となる部分において連続している壁で踏段の上の人が挟まれるおそれのないものを除く。）までの距離は、50cm 以上としていること。
 - ロ 踏段側部とスカートガードのすき間は、5mm 以下としていること。
 - ハ 踏段と踏段のすき間は、5mm 以下としていること。
 - ニ 踏段と踏段の段差は、4mm 以下としていること。
 - ホ 勾配は、踏段の速度が変化する部分にあっては 4 度以下とし、それ以外の部分にあっては 8 度以下としていること。
 - ヘ 踏段の幅は、1.6m 以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、25cm 以下としていること。
 - ト 踏段の両側に手すりを設け、その手すりが次の (1) 又は (2) のいずれかの基準に適合するものであること。
 - (1) 手すりの上端部が、通常の場合において当該手すりの上端部をつかむ人が乗る踏段と同一方向に同一速度で運動するようにしたものであること。
 - (2) 複数の速度が異なる手すりを、これらの間に固定部分を設ける等により挟まれにくい構造として組み合わせたもので、次の手すりを持ち替えるまでの間隔が 2 秒以上（おおむね手すりと同一の高さとした手すりの間の固定部分の長さを 15cm 以下としたものを除く。）で、かつ、それぞれの手すりの始点から終点に至るまでの手すりとの踏段との進む距離の差が 40cm 以下であること。
 - チ 踏段の毎分の速度は、昇降口において、50m 以下としていること。
 - リ 踏段の速度の変化により踏段の上の人に加わる加速度は、速度が変わる部分の踏段の勾配が 3 度以下の部分にあっては 0.5m/s^2 以下、3 度を超え 4 度以下の部分にあっては 0.3m/s^2 以下としていること。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

5.10 エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件

平成 12 年 5 月 3 日 建設省告示第 1 4 1 4 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 4 第 1 項第二号、第 2 項及び第 3 項第五号の規定に基づき、エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条の 4 第 1 項第二号のエレベーター強度検証法の対象となるエレベーターは、かごをくさりで吊るエレベーターとする。

第 2 かごを主索で吊るエレベーターに係る強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

- 一 令第 129 条の 4 第 2 項第二号に規定する $\alpha 1$ 及び $\alpha 2$ （以下単にそれぞれ「 $\alpha 1$ 」及び「 $\alpha 2$ 」という。）の数値は、次に掲げる数値とすること。
 - イ $\alpha 1$ は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ (1) 又は (2) に掲げる数値とする。
 - (1) (2) 以外の場合 2.0
 - (2) エレベーターが次に掲げるものである場合 1.6
 - (i) かごの定格速度が 45m/min 以下であること。
 - (ii) かごの積載荷重が 3,100N 以下であること。
 - (iii) 昇降行程が 13m 以下であること。
 - ロ $\alpha 2$ は、レールにあっては次に掲げる場合に応じて、それぞれ (1) 又は (2) に掲げる数値とし、レール以外の部分にあっては 2.0 とする。
 - (1) 非常止め装置が次第ぎき非常止め装置の場合 3.0
 - (2) 非常止め装置が早ぎき非常止め装置の場合 6.0
- 二 かごを主索で吊るエレベーターのかごの床版及び枠、支持ばり並びにレールに係る令第 129 条の 4 第 2 項第三号に基づき規定する安全率（以下単に「安全率」という。）は、次の表に定める数値とする。ただし、レールの安全率については、強度試験に基づき許容応力度を定めた場合においては、材料の破壊強度をその許容応力度で除した数値とすることができる。

イ かごの床版及び枠

常時の安全率	安全装置作動時の安全率
3.0	2.0

ロ 支持ばり

種類	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
(一) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼材の部分	3.0	2.0
(二) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリートの部分	7.0	1.5

ハ レール

種類	常時の安全率 (レールにかごの固定荷重又は積載荷重が常時作用する構造のものに限る。)	安全装置作動時の安全率
(一) (二) 項以外のもので鋼製とし、鋼製の支持金物で昇降路に取りつけられるもの	3.0	2.0
(二) 令第 3 章第 8 節第 3 款の規定に基づき短期に生ずる力に対する許容応力度が定められた鋼材その他の金属を用いたもの	材料の破壊強度を令第 3 章第 8 節第 3 款の規定に基づき定められた短期に生ずる力に対する許容応力度で除した数値に 1.5 を乗じた数値	材料の破壊強度を令第 3 章第 8 節第 3 款の規定に基づき定められた短期に生ずる力に対する許容応力度で除した数値

三 かごを主索で吊るエレベーターのイに掲げるエレベーターの主索及びその端部に係る安全率は、ロに定める数値とし、第129条の4第2項第四号に規定する限界安全率（以下単に「限界安全率」という。）はハに定める数値とする。

イ 主索及びその端部並びに綱車又は巻胴の直径が次に掲げるものであること。

(1) 主索をワイヤロープとし、直径は、10mm以上であること。ただし、次の(i)又は(ii)のいずれかのエレベーターに用いるものにあつては、直径は、8mm以上とすることができる。

(i) かごの定格速度が30m/min以下、かごの積載荷重が2,000N以下で、かつ、昇降行程が10m以下であるもの

(ii) かごの定格速度が15m/min以下で、かつ、かごの積載荷重が2,400N以下であるもの

(2) 端部（クランプ止めとした巻胴式エレベーターの巻胴側の端部を除く。）は、次に掲げるエレベーターにあつては、それぞれ(i)又は(ii)に掲げるものであること。

(i) (ii)以外のエレベーター 鋼製ソケットにバビット詰又は鋼製の楔式ソケット

(ii) (1)(i)又は(ii)に掲げるエレベーター 鋼製ソケットにバビット詰、鋼製の楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又はケミカル固定のロープソケット

(3) 綱車又は巻胴の直径は、主索の直径の40倍以上であること。ただし、次に掲げるものにあつては、それぞれ(i)から(iv)までに掲げる倍率以上とすることができる。

(i) 綱車で、主索に接する部分の長さがその周の長さの4分の1以下であるもの 36倍

(ii) 第一号イ(2)の基準に適合するエレベーターの綱車又は巻胴 36倍

(iii) (1)(i)又は(ii)に掲げるエレベーターの綱車又は巻胴 30倍

(iv) (1)(ii)に掲げるエレベーターの綱車又は巻胴で、主索に接する部分の長さがその周の長さの4分の1以下であるもの 20倍

ロ 主索及びその端部に係る安全率は、次の表に定める数値とする。

(1) 主索

エレベーターの種類		常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
		設置時	使用時	設置時	使用時
(一)	(二)項以外のエレベーター	5.0	4.0	3.2	2.5
(二)	巻胴式エレベーターその他の主索に対し摩擦力による動力の伝達がないエレベーター（以下「巻胴式エレベーター等」という。）	5.0	4.0	2.5	2.5

(2) 主索の端部

常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
設置時	使用時	設置時	使用時
4.0	3.0	2.0	2.0

ハ エレベーターの主索及びその端部に係る限界安全率は、次の表に定める数値とする。

(1) 主索

エレベーターの種類		設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
(一)	(二)項以外のエレベーター	3.2	2.5
(二)	巻胴式エレベーター等	2.5	2.5

(2) 主索の端部

設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
2.0	2.0

第3 油圧エレベーターに係る強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

一 $\alpha 1$ は、プランジャー（有効細長比を安全上支障がない場合を除き、250以下としたもの）に限り、これのシリンダーからの離脱を防止する装置を含む。以下同じ。）、シリンダー他のかごを支える部分、これらに直接支えられるかご並びに圧力配管及び油圧ゴムホースにあつては1.3、その他の部分にあつては第2第一号イに掲げる数値とし、 $\alpha 2$ は、第2第一号ロに掲げる数値とする。

二 かごをくさりで吊るエレベーターのくさり以外の部分に係る安全率は、第2第二号及び第三号に定めるほか、次の表に定める数値とし、限界安全率は、第2第三号に定める数値とする。

イ プランジャー、シリンダーその他のかごを支える部分及び圧力配管

常時の安全率	安全装置作動時の安全率
6.0	4.0

ロ 油圧ゴムホース

常時の安全率	安全装置作動時の安全率
6.0	4.0

三 かごをくさりで吊るエレベーターのイに掲げるくさりに係る安全率は、ロに定める数値とし、限界安全率は、ハに定める数値とする。

イ くさり及びその端部は、次に掲げるものであること。

(1) ローラーチェーンであること。

(2) 端部は、1本ごとに鋼製留金具により緊結すること。

ロ くさり及びその端部に係る安全率は、次の表に定める数値とする。

常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
設置時	使用時	設置時	使用時
5.0	4.0	2.5	2.5

ハ くさり及びその端部に係る限界安全率は、次の表に定める数値とする。

設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
2.5	2.5

第4 かごをくさりで吊るエレベーターに係る強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

一 $\alpha 1$ 及び $\alpha 2$ は、それぞれ第2第一号に定める数値とする。

二 安全率は、第2第二号及び第3第三号に定める数値とする。

三 限界安全率は、第3第三号に定める数値とする。

第5 令第129条の4第3項第五号に規定する屋外に設けるエレベーターの風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、固定荷重、積載荷重及び風圧力によって、主要な支持部分に生ずる力を計算すること。

二 主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$$\sigma = G1 + \alpha 1(G2 + P) + W$$

この式において、 σ 及び W は、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を、 $G1$ 、 $\alpha 1$ 、 $G2$ 及び P は、令第129条の4第2項の表に規定する数値を表すものとする。

σ 応力度

W 令第 87 条に規定する風圧力によって生ずる力

- 三 前号の規定によって計算した各応力度が、令第 3 章第 8 節第 3 款の規定による短期に生ずる各力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。

附 則

この告示は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

5.11 エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件の一部を改正する件

平成 25 年 10 月 29 日 国土交通省告示第 1054 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 4 第 1 項第二号、第 2 項及び第 3 項第五号の規定に基づき、エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1414 号）の一部を次のように改正する。

前文中「第 3 項第五号」を「第 3 項第七号」に改める。

第 5 中「令第 129 条の 4 第 3 項第五号」を「令第 129 条の 4 第 3 項第七号」に改め、同第一号中「主要な支持部分」の下に「（令第 129 条の 4 第 1 項に規定する主要な支持部分をいう。以下同じ。）」を加え、同第二号を次のように改める。

- 二 主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$$G_1 + \alpha_1 (G_2 + P) + W$$

〔この式において、W は、令第 87 条に規定する風圧力によって生ずる力を、 G_1 、 α_1 、 G_2 及び P は、令第 129 条の 4 第 2 項の表に規定するものとする。〕

第 5 第三号中「生ずる各力」を「生ずる力」に改め、「確かめること。」の下に「この場合において、主要な支持部分に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあっては、当該材料の引張強さを 2.0 で除して求めた数値を基準強度とすることができる。」を加える。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

5.12 用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件

平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1415 号

最終改正 令和 6 年 1 月 31 日 国土交通省告示第 56 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 5 第 2 項の規定に基づき、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条の 5 第 2 項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じたかごの積載荷重（単位 N）は、それぞれ当該各号に定めた数値とする。

- 一 次に掲げる基準に適合するトランクを設けたエレベーター エレベーターのかごの面積をト

ランクの面積を除いた面積として、令第 129 条の 5 第 2 項の表に基づき算定した数値

- イ 床面から天井までの高さが 1.2m 以下であること。
 ロ かごの他の部分とトランクの床面の段差が 10cm 以下であること。
 ハ 施錠装置を有する扉を設けること。
 ニ かごの奥行き（トランク部分の奥行きを含む。以下同じ。）が 2.2m 以下であり、かつ、トランク部分の奥行きがかごの奥行きの 2 分の 1 以下であること。
 ニ フォークリフトその他のかごに荷物を積み込む機械（以下「フォークリフト等」という。）がかごへの荷物の積込み時にかごに荷重をかける乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーター次に掲げる数値のうち大きいもの
 イ 実況に応じ算定した昇降させる人又は物の荷重に、フォークリフト等の荷重（荷物の積み込み時にかごにかかる荷重に限る。）を加えたものを 1.5 で除した数値
 ロ 令第 129 条の 5 第 2 項の表に基づき算定した数値
 三 昇降行程が 10m 以下で、かつ、かごの床面積が 1.3m^2 以下のエレベーター 床面積 1m^2 につき 1,800 として計算した数値で、かつ、1,300 以上の数値
 四 昇降行程が 20m 以下で、かつ、かごの床面積が 1.3m^2 以下の住宅、下宿又は寄宿舍に設けるエレベーター床面積 1m^2 につき 2,500 として計算した数値で、かつ、1,300 以上の数値
 五 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第六号に掲げるエレベーター 床面積 1m^2 につき 1,800 として計算した数値で、かつ、1,300 以上の数値（計算した数値が 1,980 を超える場合にあっては、1,980）
 六 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第九号に掲げるエレベーター次に定める床面積及び種類に応じた次に定める数値
 イ 籠の床面積が 1m^2 以下で住戸内に設置されるもの 床面積 1m^2 につき 1,800 として計算した数値で、かつ、1,300 以上の数値
 ロ 籠の床面積が 2m^2 以下のもの（イに掲げるものを除く。） 1,800
 ハ 籠の床面積が 2m^2 を超え 2.25m^2 以下のもの 2,400
 七 平 12 年建告第 1413 号第 1 第十号に掲げる昇降機エレベーター 900
 附 則
 この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

5.13 防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件

平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1416 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 6 第二号、第 129 条の 7 第二号及び第 129 条の 13 第二号の規定に基づき、防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条の 6 第二号に規定する防火上支障のないエレベーターのかごは、次の各号のいずれかに該当するエレベーターのかごとする。

- 一 主要構造部を準耐火構造以外の構造とした建築物に設けるもの
 二 住宅に設ける昇降機で昇降路のすべての出入口が一の住戸内のみにあるもの
 三 昇降路のすべての出入口が一の階のみにあるもの

四 昇降路のすべての出入口が一の吹抜き（当該部分と壁又は戸で区画されていない部分を含む。）のみにあるもの

第2 令第129条の7第二号に規定する防火上支障のないエレベーターの昇降路は、第1各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するエレベーターの昇降路及び階数が3以下で延べ面積が200m²以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けるエレベーターの昇降路とする。

第3 令第129条の13第二号に規定する防火上支障のない小荷物専用昇降機の昇降路は、第1各号（第二号を除く。）のいずれかに該当する小荷物専用昇降機の昇降路及び階数が3以下で延べ面積が200m²以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設ける小荷物専用昇降機の昇降路とする

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

5.14 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件

平成12年5月31日 建設省告示第1417号

最終改正 令和6年1月31日 国土交通省告示第57号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の12第1項第一号及び第五号の規定に基づき、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の12第1項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m/min以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにおいては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

- 一 踏段側部とスカートガードのすき間は、5mm以下とすること。
- 二 踏段と踏段のすき間は、5mm以下とすること。
- 三 エスカレーターの手すりの上端部（以下「ハンドレール」という。）の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面（以下「交差部」という。）の水平距離が50cm以下の部分においては、交差部固定保護板を次のように設けること。
 - イ 交差部の下面に設けること。
 - ロ 端は厚さ6mm以上の角がないものとし、ハンドレールの上面から鉛直に20cm以下の高さまで届く長さの構造とすること。
 - ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。

四 交差部可動警告板を設ける場合においては、前号イ及びハの規定によるほか、次の通りとすること。

- イ 端は厚さ3mm以上の角がないものとし、ハンドレールを乗り越えない構造とすること。

- ロ 前縁は直径50mm以上の円筒形とすること。

五 転落防止柵を設ける場合においては、ハンドレールの外側と転落防止柵とのすき間は、160mm以上で、かつ、200mm以下とすること。ただし、周囲の状況により安全上支障がない場合においては、この限りでない。

六 誘導柵を設ける場合においては、ハンドレールの外側と誘導柵とのすき間は、160mm以上とすること。

七 進入防止用仕切板を設ける場合においては、外側板と進入防止用仕切板とのすき間は、110mm以下とし、ハンドレールの下面と進入防止用仕切板とのすき間は、25mm以上とすること。

八 登り防止用仕切板を設ける場合においては、ハンドレールの下面と登り防止用仕切板とのすき間は、25mm以上とすること。

九 踏段から鉛直距離2,100mm以内に障害物を設けないこと。

第2 令第129条の12第1項第五号に規定するエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度は、次の各号に掲げる勾配の区分に応じ、当該各号に定める速度とする。

- 一 勾配が8度以下のもの 50m/min
- 二 勾配が8度を超過30度（踏段が水平でないものにおいては15度）以下のもの 45m/min

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

5.15 エスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーター及びエスカレーターの強度検証法を定める件

平成12年5月31日 建設省告示第1418号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の12第2項において準用する第129条の4第1項第二号及び第2項の規定に基づき、エスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーター及びエスカレーター強度検証法について次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の12第2項において準用する第129条の4第1項第二号のエスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーターは、踏段をくさりに類するもので吊るエスカレーター及び踏段をベルトでつくり、当該ベルトを吊るエスカレーターとする。

第2 エスカレーター強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

- 一 令第129条の12第2項において準用する第129条の4第2項第二号に規定する $\alpha 1$ の数値は、1.0と、同号に規定する $\alpha 2$ の数値は、1.5とする。
- 二 エスカレーターの踏段の床板及び枠並びにトラス又ははりに係る令第129条の12第2項において準用する第129条の4第2項第三号に規定する安全率（以下単に「安全率」という。）は、次の表に定める数値とする。

イ 踏段の床板及び枠

	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
鋼製その他の金属製の踏段	3.0	2.0

ロ トラス又ははり

	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
鉄骨造の鋼材の部分	3.0	2.0

三 エスカレーターのくさりその他これに類するもの及びその端部又はベルトに係る安全率は、次の表に定める数値とする。

	常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
	設置時	使用時	設置時	使用時
踏段を吊るくさりその他これに類するもの及びその端部	7.0	4.0	2.5	2.5
ベルト	7.0	4.0	4.0	2.5

四 エスカレーターのくさりその他これに類するもの及びその端部又はベルト（踏段が他の摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのないもので支えられていないものに限る。）について令第129条の12第2項において準用する第129条の4第2項第四号に規定する限界安全率は、次の表に定める数値とする。

	設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
踏段を吊るくさりその他これに類するもの及びその端部	2.5	2.5
ベルト	4.0	2.5

附 則
この告示は、平成12年6月1日から施行する。

5.16 エレベーターの制動装置の構造方法を定める件

平成12年5月31日 建設省告示第1423号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の10第2項の規定に基づき、エレベーターの制動装置の構造方法を次のように定める。

エレベーターの制動装置の構造方法は、次に定めるものとする。

第1 かごを主索で吊り、その主索を綱車又は巻胴で動かすエレベーターの制動装置の構造方法は、次の各号に掲げるエレベーターの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 かごが停止する最上階にこれが停止したときのかごの枠の上端から昇降路の頂部にある床又ははりの下端までの垂直距離（以下「頂部すき間」という。）が次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ、かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの垂直距離（以下「ピットの深さ」という。）が次に掲げる基準に該当するエレベーター（第二号に掲げる基準に該当するエレベーターを除く。）第2に定める構造方法

イ 頂部すき間及びピットの深さが、かごの定格速度に応じて、次の表に定める数値以上であること。ただし、ピットの深さを第2第六号に定める緩衝器を設置することができる数値以上とする場合においては、当該数値以上とすることができる。

かごの定格速度	頂部すき間（単位 m）	ピットの深さ（単位 m）
45m/min 以下の場合	1.2	1.2
45m/min を超え、60m/min 以下の場合	1.4	1.5
60m/min を超え、90m/min 以下の場合	1.6	1.8
90m/min を超え、120m/min 以下の場合	1.8	2.1
120m/min を超え、150m/min 以下の場合	2.0	2.4
150m/min を超え、180m/min 以下の場合	2.3	2.7
180m/min を超え、210m/min 以下の場合	2.7	3.2
210m/min を超え、240m/min 以下の場合	3.3	3.8
240m/min を超える場合	4.0	4.0

ロ イにかかわらず、主索のかごを吊る側の反対側に釣合おもりを吊る構造のエレベーターの

頂部すき間の基準にあつては(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)の式によって計算した数値以上と、巻胴式エレベーターの頂部すき間の基準にあつてはかごが停止する最上限を超えて上昇した場合においてもかごが昇降路の頂部に衝突しない数値以上とすることができる。

(1) 緩衝器を(2)以外のものとした場合及び緩衝器を設けず緩衝材を設けた場合

$$H = S + R + V^2/720 + C$$

(2) 緩衝器を第2第六号口に定めるものとした場合

$$H = S + R + V^2/1,068 + C$$

(1)及び(2)の式において、H、S、R、V及びCの値は、それぞれ次の数値を表すものとする。

H 頂部すき間（単位 cm）

S 釣合おもり側の緩衝器のストローク又は緩衝材の厚さ（単位 cm）

R かごが最上階に停止した場合における釣合おもりと釣合おもり側の緩衝器又は緩衝材のすき間の垂直距離（単位 cm）

V かごの定格速度（単位 m/min）

C かご上で運転をする場合で頂部安全距離1.2m以上を確保し、かつ、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動的に停止するリミットスイッチを設けた場合又はかご上で運転をしない場合においては2.5、それ以外の場合においては60（単位 cm）

二 次に掲げる基準に該当するエレベーター 第3に定める構造方法

イ 昇降行程が5m以下であること。

ロ かごの定格速度が15m/min以下であること。

ハ かごの床面積が1.5m²以下であること。

ニ 頂部すき間及びピット深さが前号に掲げる基準に該当すること。

第2 第1第一号に定めるエレベーターの制動装置の構造方法は、次に掲げる安全装置を設けた構造とすることとする。

一 かごを昇降路の出入口に自動的に停止させる装置又は操縦機の操作をする者が操作をやめた場合において操縦機がかごを停止させる状態に自動的に復する装置

二 かごの速度が異常に増大した場合において毎分の速度が定格速度に相当する速度の1.3倍（かごの定格速度が45m/min以下のエレベーターにあつては、63m/min）を超えないうちに動力を自動的に切る装置

三 動力が切れたときに惰性による原動機の回転を自動的に制止する装置

四 次のイ又はロに定める装置

イ かごの降下する速度が第二号に掲げる装置が作動すべき速度を超えた場合（かごの定格速度が45m/min以下のエレベーターにあつては、かごの降下する速度が同号に掲げる装置が作動すべき速度に達し、又はこれを超えた場合）において毎分の速度が定格速度に相当する速度の1.4倍（かごの定格速度が45m/min以下のエレベーターにあつては、68m/min）を超えないうちにかごの降下を自動的に制止する装置（かごの定格速度が45m/minを超えるエレベーター又は斜行式エレベーターにあつては次第ぎき非常止め装置、その他のエレベーターにあつては早ぎき非常止め装置又は次第ぎき非常止め装置に限る。ロにおいて同じ。）

ロ 積載荷重が3100N以下、かごの定格速度が45m/min以下で、かつ、昇降行程が13m以下のエレベーターにあつては、主索が切れた場合においてかごの降下を自動的に制止する装置

五 かご又は釣合おもりが昇降路の底部に衝突しそうな場合においてこれに衝突しない

ちにかごの昇降を自動的に制御し、及び制止する装置

六 次のイ又はロ（かごの定格速度が 60m/min を超える場合にあっては、ロ）に掲げる装置。ただし、かごの定格速度が 30m/min 以下で、かごの降下する毎分の速度が定格速度に相当する速度の 1.4 倍を超えないうちにかごの降下を自動的に制止する装置を設けたエレベーターにあっては、適当な緩衝材又は緩衝器とすることができる。

イ ストロークがかごの定格速度に応じて次の表に定める数値以上であるばね緩衝器

かごの定格速度	ストローク（単位 cm）
30m/min 以下の場合	3.8
30m/min を超え、45m/min 以下の場合	6.6
45m/min を超え、60m/min 以下の場合	10.0

ロ ストロークが次の式によって計算した数値以上である油入緩衝器

$$L = V^2/534$$

この式において、L 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L ストローク（単位 cm）

V かごの定格速度（単位 m/min）

七 巻胴式エレベーターにあっては、主索が緩んだ場合において動力を自動的に切る装置

第 3 第 1 第二号に定めるエレベーターの制動装置の構造方法は、次のいずれかに掲げる構造とすることとする。

- 一 主索が切れた場合においてかごの降下を自動的に制止する安全装置を設けること。
- 二 第 2 第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる安全装置を設けること。

第 4 かごを主索又はくさりを用いることなく油圧により直接動かすエレベーター（以下「直接式油圧エレベーター」という。）の制動装置の構造方法は、次の各号（かごの定格速度が 30m/min 以下の直接式油圧エレベーターその他安全上支障がない直接式油圧エレベーターにあっては、第二号ハを除く。）に定めるものとする。

- 一 昇降路の頂部すき間を、プランジャーの余裕ストロークによるかごの走行距離に 2.5cm を加えた数値以上とすること。
- 二 次に掲げる安全装置を設けること。
 - イ** かごの上昇時に油圧が異常に増大した場合において、作動圧力（ポンプからの吐出圧力をいう。以下同じ。）が常用圧力（積載荷重を作用させて定格速度で上昇中の作動圧力をいう。）の 1.5 倍を超えないようにする装置
 - ロ** 動力が切れた場合に油圧ジャッキ内の油の逆流によるかごの降下を自動的に制止する装置
 - ハ** 油温を摂氏 5 度以上摂氏 60 度以下に保つための装置
 - ニ** プランジャーのシリンダーからの離脱を防止するための装置
 - ホ** 電動機の空転を防止するための装置
 - ヘ** かご上運転をする場合において、頂部安全距離 1.2m 以上を確保し、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動的に制御するための装置
 - ト** 第 2 第六号に掲げる装置

第 5 かごを主索又はくさり吊り、その主索又はくさを油圧で動かすエレベーターの制動装置の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 昇降路の構造を次に定めるものとする。
 - イ** 頂部すき間が、次の式によって計算した数値以上であること。

$$H = S + V^2/706 + 2.5$$

この式において、H、S 及び V は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

H 頂部すき間（単位 cm）

S プランジャーの余裕ストロークによるかごの走行距離（単位 cm）

V かごの定格速度（単位 m/min）

ロ ピット深さが第 1 第一号（同号イの表中の「かごの定格速度」にあっては「かごの下降定格速度（積載荷重を作用させて下降する場合の毎分の最高速度をいう。）」と読み替える。）に規定するピット深さであること。

二 第 2 第五号及び第 4 第二号に掲げる安全装置及び次に掲げる安全装置を設けたものとする。

イ 第 2 第四号イ又はかごの定格速度が 45m/min 以下のエレベーターにあっては主索が切れた場合においてかごの降下を自動的に制止する装置

ロ 主索又はくさが緩んだ場合において動力を自動的に切る装置

ハ 主索又はくさが伸びた場合において、プランジャーの行過ぎを防止する装置。ただし、プランジャーの余裕ストロークにより安全上支障ないものにあっては、この限りでない。

第 6 段差解消機（平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第九号に定めるエレベーターをいう。）の制動装置の構造方法は、次に掲げる装置を設けた構造とすることとする。

- 一 動力が切れた場合にかごの降下を自動的に制止する装置
- 二 主索又はくさが切れた場合に自動的に停止する構造の場合を除き、かごの降下を自動的に制止する装置
- 三 かごを油圧により動かす段差解消機にあっては、第 4 第二号イからへまでに掲げる装置
- 四 かごを主索又はくさりで吊り、その主索又はくさを油圧で動かすエレベーターにあっては、第 5 第二号ロ及びハに掲げる装置
- 五 かご又は釣合おもりが昇降路の底部に衝突しそうな場合においてこれに衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、及び制止する装置
- 六 かごが昇降路の底部に衝突した場合においても、かご内の人が安全であるように衝撃を緩和する緩衝器又は緩衝材
- 七 乗降口及びかご内においてかごの昇降を停止させる装置

第 7 いす式階段昇降機（平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第十号に定めるエレベーターをいう。）の制動装置の構造方法は、次に掲げる装置を設けた構造とすることとする。

- 一 操縦機の操作をする者が操作をやめた場合において操縦機がかごを停止させる状態に自動的に復する装置
- 二 主索又はくさが緩んだ場合において動力を自動的に切る装置
- 三 動力が切れたときに慣性による原動機の回転を自動的に制止する装置
- 四 かご又は釣合おもりが昇降路の底部に衝突しそうな場合においてこれに衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、及び制止する装置
- 五 主索又はくさが切れた場合においてかごの降下を自動的に制止する装置

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

5.17 エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件

平成12年5月31日 建設省告示第1424号
最終改正 令和6年1月31日 国土交通省告示第57号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の12第5項の規定に基づき、エスカレーターの制動装置の構造方法を次のように定める。

エスカレーターの制動装置の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法施行令第129条の12第三号から第五号までの基準に適合するエスカレーターの制動装置であること。
- 二 次のイからへまで(勾配が15度以下で、かつ、踏段と踏段の段差(踏段の勾配を15度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。))が4mm以下のエスカレーターにあっては、二を除く。)に掲げる状態を検知する装置を設けること。
 - イ 踏段くさがりが異常に伸びた状態
 - ロ 動力が切断された状態
 - ハ 昇降口において床の開口部を覆う戸を設けた場合においては、その戸が閉じようとしている状態
 - ニ 昇降口に近い位置において人又は物が踏段側面とスカートガードとの間に強く挟まれた状態
 - ホ 人又は物がハンドレールの入込口に入り込んだ状態
 - ヘ ハンドレールが停止した状態
- 三 前号イからへまでに掲げる状態が検知された場合において、上昇している踏段の何も乗せない状態での停止距離を次の式によって計算した数値以上で、かつ、勾配が15度を超えるエスカレーター又は踏段と踏段の段差が4mmを超えるエスカレーターにあっては、0.6m以下とすること。

$$S = V^2/9,000$$
 この式において、S及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 - S 踏段の停止距離(単位 m)
 - V 定格速度(単位 m/min)

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

5.18 非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を定める件

平成12年5月31日 建設省告示第1428号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)129条の13の3第12項の規定に基づき、非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を次のように定める。

- 第1 非常用エレベーターのかご(構造上軽微な部分を除く。)は、不燃材料で造り、又は覆うこと。
- 第2 非常用エレベーターの昇降路の出入口の戸(構造上軽微な部分を除く。)は、不燃材料で造り、又は覆うこと。

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

5.19 エレベーターの制御器の構造方法を定める件

平成12年5月31日 建設省告示第1429号
最終改正 令和6年1月31日 国土交通省告示第56号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の8第2項の規定に基づき、エレベーターの制御器の構造方法を次のように定める。

第1 かごを主索で吊るエレベーター又はかごをくさりで吊るエレベーター(油圧エレベーターを除く。)の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 かごを主索で吊るエレベーターにあっては、かごに積載荷重の1.25倍(平成12年建設省告示第1415号第2に規定するフォークリフト等がかご停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、1.5倍、同告示第3号に掲げるエレベーターのうちかごの床面積が1.1㎡を超えるものにあつては、1.75倍)の荷重が加わった場合においてもかごの位置が著しく変動しないものとする。ただし、かごの停止位置が着床面を基準として75mm以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置(着床面を基準として75mm以内の位置において補正することができるものに限る。以下同じ。)を設けた場合にあっては、この限りでない。
 - 二 かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調整する装置(次号において「調整装置」という。)を設けること。
 - 三 調整装置の構造は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとする。
 - イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。
 - ロ 建築基準法施行令第129条の7第三号に規定する施錠装置が施錠された後に、自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。
 - 四 かご内及びかごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。ただし、次に掲げるエレベーターにあっては、かごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとする。
 - イ 昇降行程が10m以下であるエレベーター
 - ロ かごに天井がないエレベーター
- 第2 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。
- 一 かごの停止時における自然降下を調整するための床合せ補正装置を設けること。
 - 二 圧力配管には、有効な圧力計を設けること。
 - 三 第1第二号から第四号に定める構造とすること。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

5.20 昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備の構造方法を定める件

平成17年6月1日 国土交通省告示第570号
最終改正 令和元年6月21日 国土交通省告示第200号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 2 の 4 第 1 項第三号ただし書の規定に基づき、昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備で、地震時においても昇降機の籠の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障がないものの構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第三号ただし書の規定に基づき、昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備で、地震時においても昇降機の籠の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障がないものの構造方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 昇降機に必要な配管設備
 - 光ファイバーまたは光ファイバーケーブル（電気導体を組み込んだものを除く。）でイに掲げるもの以外のもの
 - ハ ロに掲げる配管設備のみを通すための配管設備
- 二 地震時においても昇降機のかご又は釣合おもりに触れるおそれがないものであること。
- 三 第一号ロ又はハに掲げるものにあつては、次に適合するものであること。
 - イ 地震時においても鋼索、電線、その他のものの機能に支障が生じない構造のものであること。
 - 昇降機の点検を行う者の見やすい場所に当該配管設備の種類が表示されているものであること。
- 四 第一号ハに掲げるものにあつては、前号に規定するほか、難燃材料で造り、又は覆ったものであること。

附 則

この告示は、公布日から施行する。

5.21 小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件

平成 20 年 1 2 月 9 日 国土交通省告示第 1 4 4 6 号
最終改正 平成 2 1 年 3 月 1 0 日 国土交通省告示第 2 5 0 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 13 第一号の規定に基づき、小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を次のように定める。

- 一 昇降路は、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。
 - イ 昇降路の出し入れ口
 - 機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲
 - ハ 昇降路の頂部及び底部
- 二 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、任意の 5cm² の面にこれと直角な方向の 300N の力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 15mm を超える変形が生じないものであること。
 - 塑性変形が生じないものであること。

- 三 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、合わせガラス（日本工業規格 R3205 に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。
- 四 昇降路の出し入れ口の戸は、昇降路外の人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。
- 五 昇降路の出し入れ口の戸は、空隙のないものであること。
- 六 昇降路の出し入れ口の戸は、上げ戸又は上下戸とすること。
- 七 上げ戸又は上下戸である昇降路の出し入れ口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間で、6mm 以下のもの。
 - 上げ戸にあつては、昇降路の出し入れ口の戸と敷居のすき間で、2mm（戸の敷居に面する部分に難燃性ゴムを使用するものにあつては、4mm）以下のもの。
 - ハ 上下戸にあつては、昇降路の出し入れ口の戸の突合せ部分のすき間で、2mm（戸の突合せ部分に難燃性ゴムを使用するものにあつては、4mm）以下のもの。
 - ニ 二枚の戸が重なり合つて開閉する構造の上げ戸である昇降路の出し入れ口の戸にあつては、重なり合う戸のすき間で、6mm 以下のもの。
- 八 昇降路の出し入れ口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

ただし、第三号及び第六号の規定は、平成 22 年 9 月 28 日から施行する。

5.22 昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件

平成 20 年 1 2 月 9 日 国土交通省告示第 1 4 4 7 号
最終改正 平成 2 4 年 6 月 7 日 国土交通省告示第 6 8 0 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 7 第三号の規定に基づき、昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第 129 条の 7 第三号に規定する昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準は、次のとおりとする。

- 一 施錠装置は、昇降路の出入口の戸の昇降路内に面する部分に堅固に取り付けられたものであること。
- 二 施錠装置は、昇降路の出入口の戸が閉じた場合に、当該戸を自動的かつ機械的に施錠するものであること。
- 三 施錠装置は、かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いずに当該戸を開こうとした場合においても施錠された状態を保持する力が減少しないものであること。
- 四 施錠装置は、施錠された昇降路の出入口の戸に昇降路外の人又は物による衝撃が作用した場合において、当該戸が容易に開かないよう、施錠された状態を保持することができるものであること。

五 施錠装置は、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いたもの、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置が講じられたものであること。

六 施錠装置の係合部分は、7mm 以上であること。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

5.23 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件

平成 20 年 1 2 月 1 0 日 国土交通省告示第 1 4 5 4 号

最終改正 平成 2 4 年 6 月 7 日 国土交通省告示第 6 8 1 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 7 第一号の規定に基づき、昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第 129 条の 7 第一号に規定する昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。

一 昇降路は、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。

イ 昇降路の出入口（非常口を含む。次号から第五号まで及び第十号において同じ。）

ロ 機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲

ハ 昇降路の頂部及び底部

二 保守点検に必要な開口部（かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない施錠装置を設けた戸を設けるものに限る。）であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

(1) 出入口の床面から開口部の下端までの高さが 1.8m 以上であるもの

(2) 自動的に閉鎖する戸（当該戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置を設けたものに限る。）を設けるもの

三 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の 5cm² の面にこれと直角な方向の 300N の力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 15mm を超える変形が生じないものであること。

ロ 塑性変形が生じないものであること。

四 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、合わせガラス（日本工業規格 R3205 に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、昇降路の出入口の戸（床面からの高さが 1.1m を超える部分に限る。）に使用するガラスにあっては、厚さ 6mm 以上で幅 20cm 以下の網入ガラス（日本工業規格 R3204 に適合する網入板ガラスに限る。）又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものとする事ができる。

五 昇降路の出入口の戸は、昇降路外の人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。

六 昇降路の出入口の戸は、空隙のないものであること。

七 引き戸である昇降路の出入口の戸は、引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台エレベーター以外のエレベーターにあっては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。

八 引き戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、6mm 以下のもの

ロ 昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、6mm 以下のもの

ハ 昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、6mm 以下のもの

ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、6mm 以下のもの

八 上げ戸、下げ戸又は上下戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、9.5mm 以下のもの

ロ 上げ戸にあっては、昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、9.5mm 以下のもの

ハ 上下戸にあっては、昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、9.5mm 以下のもの

ニ 2 枚以上の戸が重なり合って開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、9.5mm 以下のもの

九 昇降路の非常口の戸は、開き戸又は引き戸とすること。ただし、開き戸にあっては、昇降路内に向かって開くことができない構造とすること。

十 昇降路の出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。

十一 自動的に閉鎖する構造の引き戸である昇降路の出入口の戸は、150N 以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の 1/3 が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

ただし、第三号及び第六号の規定は、平成 22 年 9 月 28 日から施行する。

5.24 かが内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかが内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかがの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件

平成 20 年 1 2 月 1 0 日 国土交通省告示第 1 4 5 5 号

最終改正 平成 2 1 年 3 月 1 0 日 国土交通省告示第 2 5 2 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 6 第 1 項第一号及び第三号の規定に基づき、かが内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかが内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかがの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条の 6 第 1 項第一号に規定するかが内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法は、次に定めるものとする。

一 かがは、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲い、床及び天井で囲むこと。

イ かがの出入口

ロ 令第 129 条の 6 第四号に規定する開口部

ハ かがの壁又は囲い（床面からの高さが 180cm 以上又は 30cm 以下の部分に限る。）及び天井部に設ける換気上有効な開口部

二 前号の口に掲げる開口部には、かが内から開くことができない構造の戸を設けること。

- 三 第一号のハに掲げる開口部には、ガラリその他これに類するものを設けること。
 - 四 かごの壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の 5cm² の面にこれと直角な方向の 300N の力がかご内から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものとする。
 - イ 15mm を超える変形が生じないものであること。
 - ロ 塑性変形が生じないものであること。
 - 五 かごの壁又は囲い、床、天井及び出入口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする。
 - イ 合わせガラス（日本工業規格 R 3205 に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸（床面からの高さが 1.1m を超える部分に限る。）に使用するガラスにあっては、厚さ 6mm 以上で幅 20cm 以下の網入ガラス（日本工業規格 R 3204 に適合する網入板ガラスに限る。）とすることができる。
 - ロ かごの壁又は囲い（床面からの高さが 1.1m 以下の部分に限る。）に使用するガラスにあっては、手すり（ガラスが用いられる部分以外の部分に堅固に取り付けられるものに限る。）を床面から 0.8m 以上 1.1m 以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。
 - 六 かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。
 - 七 かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする。
 - 八 かごの床面で 50 ルクス（乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては 25 ルクス）以上の照度を確保することができる照明装置を設けること。
 - 九 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては、かごの天井の高さは 2m 以上とすること。
- 第 2 令** 第 129 条の 6 第 1 項第三号に規定するかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。
- 一 かごの出入口の戸は、空隙のないものであること。
 - 二 かごの出入口の戸は、引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。
 - 三 引き戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、8mm 以下のもの
 - ロ かごの出入口の戸と敷居のすき間で、8mm 以下のもの
 - ハ かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、8mm 以下のもの
 - ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造のかごの出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、8mm 以下のもの
 - 四 上げ戸、下げ戸又は上下戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、9.5mm 以下のもの
 - ロ 上げ戸にあっては、かごの出入口の戸と敷居のすき間で、9.5mm 以下のもの
 - ハ 上下戸にあっては、かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、9.5mm 以下のもの
 - ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造のかごの出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、9.5mm 以下のもの
 - 五 かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。
 - 六 かごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かない

- ものであること。
- 七 自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動（人又は物が戸に挟まれ、又は挟まれるおそれがある場合において、戸の閉鎖を自動的に停止し、当該戸を開くことをいう。）ができるものであること。
- 八 自動的に閉鎖する構造の引き戸であるかごの出入口の戸は、150N 以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の 1/3 が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

ただし、第 1 第五号及び第 1 第九号並びに第 2 第二号の規定は、平成 22 年 9 月 28 日から施行する。

5.25 滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件

平成 20 年 1 2 月 1 9 日 国土交通省告示第 1 4 9 4 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 4 第 3 項第三号の規定に基づき、滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 接合部は、かご及び釣合おもり（釣合おもりを設けないエレベーターにあっては、かご）に設けるガイドシュー、ガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）と昇降路（昇降路を設けないエレベーターにあっては、壁又は床）に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するものとする。
- 二 かごを主索で吊るエレベーター及び油圧エレベーターにあっては、接合部は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。
 - イ ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。
 - ロ ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも 10mm 以上長いものであること。
- 三 かごを主索で吊るエレベーター及び油圧エレベーター以外のエレベーターにあっては、接合部は、地震その他の震動による衝撃により外れるおそれがないよう必要な措置を講じたものであること。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

5.26 建築基準法施行令第 129 条の 7 第五号イ (2) の国土交通大臣が定める措置を定める件

平成 20 年 1 2 月 1 9 日 国土交通省告示第 1 4 9 5 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 7 第五号イ (2) の規定に基づき、国

国土交通大臣が定める措置を次のように定める。

建築基準法施行令第 129 条の 7 第五号イ (2) に規定する国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 かごと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットで、地震時にその回りに昇降路内の主索その他の索が掛かった場合において、エレベーターの機能に支障が生じるおそれのあるものにあつては、索が回り込まないように当該レールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索を設けること。
- 二 鈎合おもりと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットにあつては、索が回り込まないようにその端部間に鉄線、鋼線又は鋼索を設けること。
- 三 昇降路内に設ける横架材で、地震時にその回りに昇降路内の主索その他の索が掛かった場合において、エレベーターの機能に支障が生じるおそれのあるものにあつては、索が回り込まないように当該横架材の端部を昇降路の立柱に緊結すること。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

5.27 滑車を使用してかごを吊るエレベーターの地震その他の震動によって外れるおそれがない支持部分の構造方法を定める件

平成 20 年 1 月 2 日 国土交通省告示第 1 4 9 8 号

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 129 条の 4 第 3 項第四号の規定に基づき、滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものとする。
- 二 滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さ (滑車の溝がその最深部に索が接しない形状である場合にあつては、当該溝に 索が接した状態における索から溝の最深部までの最短距離を除いたもの。以下同じ。) は、3mm 以上で、かつ、索の直径 (平形の索にあつては、その短幅。以下同じ。) の 1/3 以上とすること。
- 三 索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製の枠その他これに類するもの (以下「ロープガード」という。) を設けること。
- 四 ロープガードは、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - イ 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の 3/4 以下であること。
 - ロ 滑車の索に面する部分の端部のうち、イに掲げるもの以外のものとの最短距離が索の直径の 17/20 以下であること。
- 五 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上である巻胴式エレベーターにあつては、前二号の規定は適用しない。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

5.28 地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに当該加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置の構造方法を定める件

平成 20 年 1 月 2 日 国土交通省告示第 1 5 3 6 号

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 129 条の 10 第 3 項第二号及び同条第 4 項の規定に基づき、地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに同加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置の構造方法を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令第 129 条の 10 第 3 項第二号に規定する地震その他の衝撃により生じた加速度 (以下単に「加速度」という。) は、建築物の基礎に鉛直方向又は水平方向に生ずる $0.1m/s^2$ 以上 $3.0m/s^2$ 以下の加速度に相当するものとする。

第 2 加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置 (以下「地震時等管制運転装置」という。) の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 地震時等管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること。
- 二 加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内 (かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。) に固定すること。ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあつては、この限りでない。
- 三 地震時等管制運転装置は、次のイからハまでに適合するものとする。
 - イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合にあつては、加速度の検知後直ちに、自動的に、かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。
 - ロ かごが昇降している場合にあつては、加速度の検知後 10 秒 (出入口のない昇降路の部分 (その部分の昇降行程が、かごを 10 秒以内に安全に停止させることができる距離よりも長く、かつ、42m 以下であるものに限る。) を昇降する場合にあつては、加速度の検知後 30 秒) 以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。ただし、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させる前に、建築物の基礎に $0.8m/s^2$ 以上の加速度に相当するものが生じた場合その他建築物の構造耐力上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの通常の昇降に支障があるおそれがある場合にあつては、当該支障が起こるおそれなくなった後 90 秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、

当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がかごの戸を開くことができるものであること。

ハ 加速度の検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい場所に表示することができるものであること。

四 地震時等管制運転装置には、予備電源を設けること。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

5.29 滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件

平成 21 年 5 月 14 日 国土交通省告示第 5 4 1 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 12 第 2 項において準用する同令第 129 条の 4 第 3 項第三号の規定に基づき、滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれのない構造方法を定める。

一 踏段をくさりその他これに類するもので吊るエスカレーターにあっては、次に掲げるものとする。

イ 接合部は、ローラーとトラス又ははりに設ける踏段レールが接合し、かつローラーが可動するものであること。

ロ 地震その他の震動によりローラーが踏段レールから脱落するおそれのない構造であること。

二 踏段をベルトで作り、当該ベルトを吊るエスカレーターにあっては、次に掲げるものとする。

イ 接合部は、ベルトをローラーで支持し、かつベルトが可動するものであること。

ロ 地震その他の振動によりベルトがローラーから脱落するおそれのないよう必要な措置を講じたものであること。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

5.30 エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を定める件

平成 21 年 7 月 6 日 国土交通省告示第 7 0 3 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 8 第 1 項の規定に基づき、エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条の 8 第 1 項に規定するエレベーターの駆動装置及び制御器（以下「駆動装置等」という。）が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法は、次に定めるものとする。

一 駆動装置等は、機械室の部分（機械室以外の部分に設置することが構造上やむを得ないもの

にあっては昇降路等の部分。以下同じ。）又は駆動装置等を支持する台（以下「支持台」という。）にボルトで緊結すること。ただし、防振ゴムを用いる場合にあっては、ボルト又はボルト及び形鋼、鋼板その他これらに類するもの（以下「形鋼等」という。）で固定すること。

二 支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されたものであること。ただし、防振ゴムを用いる場合にあっては、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定されたものであること。

三 駆動装置等及び支持台を設置する機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上の支障となる変形又はひび割れその他の損傷が生じないものであること。

四 支持台及び形鋼等は、次のイ又はロのいずれかに適合する材料を用いたものであること。

イ 日本工業規格 G3101 に規定する SS330、SS400、SS490 若しくは SS540 に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するものであること。

ロ 日本工業規格 G5501 に規定する FC250、FC300 若しくは FC350 に適合する鋳鉄又はこれと同等以上の強度を有するものであること。

五 ボルトは、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 座金の使用、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めの措置を講じたものであること。

ロ ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度が次の表に掲げる式に適合することが確かめられたものであること。

力の種類	式
長期に生ずる力	$(R1/Ra1)^2 + (S1/Sa1)^2 \leq 1$
短期に生ずる力	$(R2/Ra2)^2 + (S2/Sa2)^2 \leq 1$

この表において、R1、Ra1、S1、Sa1、R2、Ra2、S2 及び Sa2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 R1 ボルトの軸断面に生ずる長期の引張りの応力度（単位 N/mm²）
 Ra1 令第 90 条に規定するボルトの長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位 N/mm²）
 S1 ボルトの軸断面に生ずる長期のせん断の応力度（単位 N/mm²）
 Sa1 令第 90 条に規定するボルトの長期に生ずる力に対するせん断の許容応力度（単位 N/mm²）
 R2 ボルトの軸断面に生ずる短期の引張りの応力度（単位 N/mm²）
 Ra2 令第 90 条に規定するボルトの短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位 N/mm²）
 S2 ボルトの軸断面に生ずる短期のせん断の応力度（単位 N/mm²）
 Sa2 令第 90 条に規定するボルトの短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度（単位 N/mm²）

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

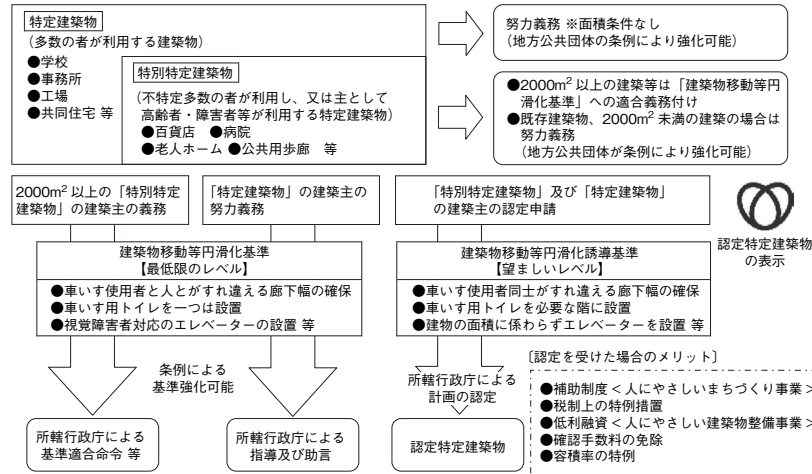
5.31 バリアフリー新法

1. バリアフリー法の趣旨

高齢者や身体障害者等の自立と積極的な社会参加を促すため、建築物のバリアフリー化の推進を図ることを目的に、平成6年「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）が施行され、さらに交通面のバリアフリー化として、移動の利便性及び安全性の向上を促進することを目的に、平成12年「高齢者、身体障害者等の公共機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が施行されました。

その後、高齢者・障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進し、経路の一体的な整備を図るため、これらを統合した「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が平成18年12月20日に施行されました。（本法の施行に伴い、ハートビル法と交通バリアフリー法は廃止）。「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」も同時に制定されています。また、主に建築主や設計者等にとってガイドラインとなるバリアフリー設計の考え方や基準の適用方法、優良な設計事例などを紹介している「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」も国土省監修の元に作成されています。

2. 建築物に係る単体制制の概要



3. 建築物移動等円滑化経路を構成するエレベーターの設計基準（かご・乗場寸法・その他仕様）

項目	建築物移動等円滑化基準			建築物移動等円滑化誘導基準		
	特別特定建築物		左記以外の建築物 (特定建築物)	特別特定建築物		多数の者が利用する建築物 (特定建築物)
	主に視覚障害者が利用	左記以外		主に視覚障害者が利用	左記以外	
	少なくとも1台のEV		少なくとも1台のEV	その他のEV	少なくとも1台のEV	その他のEV
かご	間口	140cm以上	-	160cm以上	140cm以上	-
	奥行	135cm以上	-	135cm以上	135cm以上	-
	その他	車いすの転回に支障がない構造	-	車いすの転回に支障がない構造	-	-
仕様	出入口幅	80cm以上		90cm以上	80cm以上	
	乗降口幅・奥行	150cm以上	-	150cm以上	180cm以上	-
	車いす	○	-	○	-	○
	視覚障害者	○	-	○	-	-
	かご内インジ	○	-	○	-	○
	乗場インジ	○	-	○	-	○
	適合機種	P11以上、B1000 (R形は適用不可)	P11、R9、B750以上 MELWIDE*	P13以上 (R形、B形は適用不可)	P11以上、B1000 (R形は適用不可)	P11、R9、B750以上 MELWIDE*

* 建物用途が、共同住宅、寄宿舎又は下宿の場合のみ適用可能。

4. 旅客施設及び立体横断施設等における昇降機的设计基準

公共交通移動等円滑化基準における旅客施設に設置するエレベーター・エスカレーター、及び道路移動等円滑化基準における立体横断施設・自動車駐車場に設置するエレベーター・エスカレーターの仕様は以下のとおりです。

項目	仕様	
	旅客施設	立体横断施設／自動車駐車場
1) 出入口幅	80cm以上	90cm以上 (ただし、二方向出入口等で閉閉するがこの出入口を音声で知らせる装置が設置されている場合は、80cm以上でよい)
2) かご内法	間口140cm以上／奥行135cm以上 (ただし、二方向出入口等で車いす使用者が円滑に昇降できる場合は、この限りではない)	間口150cm以上／奥行150cm以上 (ただし、上記1)のただし書きによる場合は、間口140cm以上／奥行135cm以上でよい)
3) かご内鏡	設置(ただし、上記2)のただし書きによる場合は不要)	設置(ただし、上記1)のただし書きによる場合は不要)
4) 出入口扉	ガラス窓付き／サイズ指定なし (設置できない場合は、かご内外をモニタできる装置をかご内外に設置)	ガラス窓付き／サイズ指定なし
5) かご内手すり	設置	設置
6) 戸開延長機能	設置	設置
7) かご内位置表示器	停止予定階及び現在位置を表示	停止予定階及び現在位置を表示
8) かご内音声案内	到着階及び戸開放送 (出入口2方向の場合は戸開方向も放送)	到着階及び戸開放送 (出入口2方向の場合は扉開方向も放送)
9) 車いす操作盤	かご及び乗場に設置＋乗場釦付近に国際シンボルマークを表示	かご及び乗場に設置＋乗場釦付近に国際シンボルマークを表示
10) 点字名板	かご操作盤及び乗場操作盤に設置 (それぞれ一箇所以上)	かご操作盤及び乗場操作盤に設置
11) 乗降前寸法	(ロビー)幅150cm以上／奥行150cm以上	(通路)幅150cm以上／奥行150cm以上
12) 乗場音声案内	到着かごの昇降方向を放送 (ただし、かご内音声案内が設置されている場合、または停止階数が二つの場合は不要)	到着かごの昇降方向を放送 (ただし、かご内音声案内が設置されている場合、または停止階数が二つの場合は不要)
1) 運転方向	上り・下り専用のものをそれぞれ設置 (ただし、利用者が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りではない)	上り・下り専用のものをそれぞれ設置
2) ステップ・くし板	滑りにくい仕上げとする	滑りにくい仕上げとする
3) 乗降口	水平ステップ3枚以上	水平ステップ3枚以上
4) ステップと周辺部分との境界	明度差を大きくし、相互のステップの境界を分かり易くする	明度差を大きくし、相互のステップの境界を分かり易くする
5) くし板とステップとの境界	明度差を大きくし、くし板とステップの境界を分かり易くする	明度差を大きくし、くし板とステップの境界を分かり易くする
6) 運転方向表示	上り・下り専用の場合には、進入可否を乗降口に近接する通路の床面等に表示 (時間帯で進行方向が変わる場合は注意)	進入可否を乗降口に近接する歩道及び通路の路面に表示
7) ステップ有効幅	80cm以上 *当社の場合S1000形相当となる (ただし、複数台併設の場合は、1台のみ適合すればよい)	100cm以上 (ただし、歩行者の交通量が少ない場合60cm以上でよい)
8) 車いす対応*	ステップ面を車いすに必要な広さとし、車止めを設置 (ただし、複数台併設の場合は1台のみ適合すればよい)	-
9) 音声案内	行先及び昇降方向を放送 (時間帯で進行方向が変わる場合は注意)	-

* 当社は車いす対応エスカレーターは販売していません。
 ● 旅客施設には、エレベーター又は傾斜路を設ける。構造上、傾斜路・エレベーターの設置が困難な場合には、エスカレーター又はその他の昇降機を設置する。
 ● 立体横断施設／自動車駐車場には、エレベーターを設ける。構造上、エレベーターの設置が困難な場合には傾斜路を設ける。また、交通事情により必要な場合にエスカレーターを設置する。

5. 参考

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版）」より抜粋

1. 劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設全体の計画のポイント

(4) 劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設の単位空間の設計

- ・劇場、競技場等の客席・観覧席については、「建築設計標準 第2部 第2章 2.10 劇場等の客席・観覧席」に基づく設計とする。
- ・その他については、「建築設計標準 第2部 第2章 単位空間等の設計」に基づく設計とするが、劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

イ. エレベーター、エスカレーター

- ・大規模な劇場、競技場等では、一度に多くの車いす使用者の移動が想定されるので、エレベーターのかごの大きさ、設置数と配置、出入口の有効幅員、乗降のしやすさ等を十分に検討する。
- ・その他については、「建築設計標準 第2部 第2章 2.6 エレベーター・エスカレーター」を参照。

5.32 保守・点検・管理に関する参考資料

書籍名	発行元
「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」及び同解説 1994年版	監修：国土交通省住宅局建築指導課 発行：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書 2017年版 昇降機定期検査告示改正（平成28年11月1日公布）対応	編集・発行：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 編集協力：国土交通省住宅局建築指導課
昇降機技術基準の解説 2016年度版 及び 2016年度版（追補版）	編集：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 一般社団法人 日本エレベーター協会
「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」解説	編集：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 編集協力：国土交通省住宅局建築指導課

※書籍発行版は調査時点の情報です。詳細については、発行元にお問合せください。

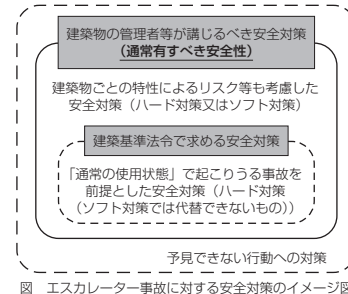
5.33 「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」の概要

A. エスカレーターの転落防止に関するガイドラインとは

個々の建築物や利用者の特性に応じたリスクを考慮し、利用者の「**予見される行動**」については建築基準法で定められた対策に付加した安全対策が講じられるべきであるとされている。下図の「通常有すべき安全性」とは**利用者の行動が予見されるものであるか否か**で判断される。

建物の設計や管理にあたっては、以下の事項について、個別の建築物ごとに実施されることが必要とされている。

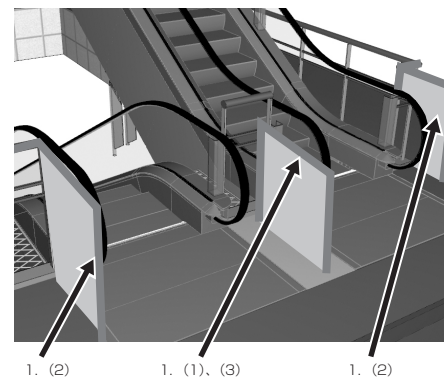
- 利用者特性から生じるリスクの検討
- エスカレーターの設置環境から生じるリスクの検討
- リスクに対する配慮が必要な場合には、想定されるリスクに対し、建築基準法で定められた安全対策に付加して、「建築計画による対策」、「物理的なハード対策」、「運用上のソフト対策」を選択し、組み合わせでの実施することの検討



B. 転落防止対策の具体的事例（計画・ハード面の例）

1. エスカレーター乗降口付近の転落防止対策例

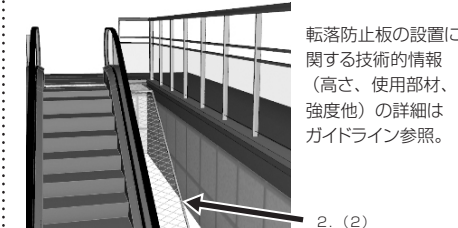
- (1) 人が滞留しないような動線計画
 - ・可変式のベルトパーテーション等を混雑時等に柔軟に配置。人が滞留しないよう対策を行う。
- (2) 転落防止板を活用したハンドレールへの接触防止
 - ・転落防止板をハンドレール端部より水平方向に300mm程度延長する。また吹抜けに面したバルコニー手すりを延長し、転落防止板に平行に設置することや転落防止板とバルコニー手すりの隙間（内法）は80mm程度以下としている
- (3) ハンドレール付近の誘導手すりの設置
 - ・商業施設や不特定多数の利用者が見込まれる建築物の用途の場合は、誘導手すりを設置している例が多い。



* 誘導手すりを設置する場合、設置位置、構造に関して平成20年度国交省告示第283号、JEAS（日本エレベーター協会標準）-524（標06-02）参照。

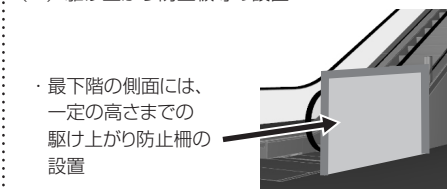
2. エスカレーター利用中の転落防止対策例

- (1) エスカレーターの設置計画（建築計画）
 - ・床面との高低差が2階分以上のエスカレーターについては、吹き抜けに面さない場所に設置する等。
- (2) 側面への転落防止（落下防止）板の設置
 - ・転落防止板の設置を要する吹き抜けの奥行き幅を自社で「200mm以上」や「400mm以上」と定め、設置を行っている。



3. こどものいたずらによる事故防止

- (1) 計画面での配慮
 - ・乗り場等子どもが遊ぶおそれが高い場所について、視認性が確保できる場所に職員等を配置し、子どもが遊んでいる場合に職員等が注意を促す。
- (2) 駆け上がり防止板等の設置



【付属資料】「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」の抜粋

※詳細は別途、「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」をご確認ください。

I. はじめに（抜粋）

平成 27 年 6 月、消費者安全調査委員会から、平成 21 年 4 月に発生した東京都港区複合ビルのエスカレーター転落事故について、エスカレーター側面からの転落を防止するためのガイドラインを策定することなどについて意見された。

これを受け、国土交通省より社会資本整備審議会にて検討を進め、側面からの転落防止対策については、個別の建築物ごとに、その利用者などの建築物自体の特性によるリスクを想定した上で、設計者、建築物の管理者等により講じられるべきである一方で、想定するリスクや安全性向上の方策を、設計者、建物管理者等の判断材料となるよう、ガイドラインとして国土交通省が示し、周知を行うことは有意義であるとされた。

本ガイドラインは、設計者、建築物管理者等がエスカレーター側面からの転落防止対策を講じる場合の参考となる情報について取りまとめたものである。

II. エスカレーターの転落防止に関する指針（抜粋）

1. エスカレーターに求められる安全対策のあり方について

エスカレーターに関する安全対策について、建築物の管理者等は、いたすらなど予見できない行動への対策は求められていないが、個々の建築物や利用者の特性に応じたリスク等も考慮し、予見される行動については、建築基準法令で定められた対策に付加した安全対策を講じる責務を有すると考えられる。

2. 側面からの転落防止対策について

側面からの転落防止対策については、個別の建築物ごとに、その利用者などの建築物自体の特性によるリスクを想定した上で、それに対するソフト面の対策も含め、建築基準法令に定められた対策に付加した一定の措置が設計者、建築物の管理者等により講じられるべきである。

3. 個別の建築物の特性として想定されるリスク

(1) 利用者特性から生じるリスク (2) 設置環境から生じるリスク

4. エスカレーターからの転落防止対策

(1) 建築計画による対策（ハード対策・ソフト対策）
(2) エスカレーターへの物理的な対策（ハード対策）
(3) エスカレーターへの運用上の対策（ソフト対策）

5. エスカレーターの安全な利用法の普及

側面からの転落のみならず、事故対策としては利用者自らが安全な利用法を理解することが、事故を減らす最も効果がある対策であることから、設計者、所有者、管理者、製造者、保守点検業者、行政すべての関係者は、利用者に対し、安全な利用法の周知、普及に積極的に取り組む必要がある

III. 転落防止対策の具体的事例について（個別の建築物における対策）（抜粋）

1. エスカレーター乗降口付近における転落防止対策例

2. エスカレーター利用中の転落防止対策例

3. 子ども等のいたすらによる事故の防止対策例

※ 転落防止板の設置に関する技術的情報	※ 誘導手すりに関する技術情報
○転落防止板の高さについて	○誘導手すりの設置位置や高さについて
○転落防止板の使用部材や強度について	○誘導手すりの使用部材について
○転落防止板のその他の配慮について	○誘導手すりのその他の配慮について
○既設エスカレーターの場合について	

IV. エスカレーターの利用者に対する安全教育等の事例について（抜粋）

1. (一社)日本エレベーター協会や各施設事業者の取り組み

2. 国内の製造事業者の取り組み（製造事業者）

3. 国内の行政庁の取り組み事例

4. 海外の取り組み事例

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

お問い合わせは下記へどうぞ

北海道支社	〒060-0003	札幌市中央区北3条西4-1-1(日本生命札幌ビル)	(011)231-8060
北日本支社	〒980-0013	仙台市青葉区花京院1-1-20(花京院スクエア)	(022)216-4585
東日本支社	〒100-8335	東京都千代田区丸の内2-7-3(東京ビル)	(03)3218-9461
関東支社	〒330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16(シーノ大宮ノースウィング)	(048)650-1004
横浜支社	〒221-0056	横浜市神奈川区金港町1-7(横浜ダイヤビルディング)	(045)620-3601
中部支社	〒450-6045	名古屋市中村区名駅1-1-4(JRセントラルタワー)	(052)565-3160
北陸支社	〒920-0031	金沢市広岡3-1-1(金沢パークビル)	(076)233-5506
関西支社	〒530-8206	大阪市北区大深町4-20(グランフロント大阪 タワーA)	(06)6486-4165
中国支社	〒760-8654	高松市寿町1-1-8(日本生命高松駅前ビル)	(087)825-0006
中国支社	〒730-0037	広島市中区中町7-22(住友生命広島平和大通りビル)	(082)248-5290
西日本支社	〒810-0001	福岡市中央区天神1-10-20(天神ビジネスセンター)	(092)737-7514

〈当社の個人情報取り扱いについて〉

お客様の個人情報は適切に管理し、お客様との契約の履行に伴い利用します。また、当社が取り扱うサービス・商品の紹介等、お客様に有益で適切な情報を提供するために、お客様の個人情報を利用します。なお、この目的のために、お客様の個人情報の一部を業務上関連する会社へ提供する場合があります。